会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告書

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に関する会計検査の結果について」

令 和 5 年 5 月

会 計 検 査 院

参議院決算委員会において、令和2年6月15日、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため、会計検査院に対し、防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策の実施状況等について会計検査を行い、その結果を報告するよう要請することが決定され、同日参議院議長を経て、会計検査院長に対し会計検査及びその結果の報告を求める要請がなされた。これに対して、会計検査院は、同月16日、検査官会議において本要請を受諾することを決定した。

本報告書は、上記の要請により実施した会計検査の結果について、会計検査院長から参議院議長に対して報告するものである。

令 和 5 年 5 月

会 計 検 査 院

目　次

第1　検査の背景及び実施状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
1　検査の要請の内容 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2　国土強靱化に関する施策の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
(1) 国土強靱化基本法等の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
(2) 国土強靱化基本計画の概要等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
ア　基本的考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
イ　脆弱性評価 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
ウ　施策の効果に係る評価 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
エ　施策等の重点化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
(3) 3か年緊急対策の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
ア　事業費の規模等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
イ　達成目標等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
ウ　進捗管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
(4) 5か年加速化対策の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
3　これまでの検査の実施状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
4　検査の観点、着眼点、対象及び方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
(1) 検査の観点及び着眼点 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
(2) 検査の対象及び方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
第2　検査の結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
1　3か年緊急対策の実施状況及び予算の執行状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
(1) 3か年緊急対策に係る予算の執行状況等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
ア　3か年緊急対策に係る事業費の規模の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
イ　緊急対策予算に係る歳出予算額等の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
ウ　3か年緊急対策に係る事業費の実績の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
エ　緊急対策予算の執行状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
(2) 3か年緊急対策の実施状況等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33
ア　3か年緊急対策の各対策の内容 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33
イ　各対策に係る対策実施箇所の選定方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40

ウ　各対策の進捗状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42
エ　対策が完了しなかった箇所等に対するフォローアップの状況・・・・・・・・・49
2　3か年緊急対策による効果の発現状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・53
(1) 3か年緊急対策の効果に係る評価の公表状況等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・53
ア　達成目標の設定の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・53
イ　脆弱性評価の実施状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・54
ウ　ＫＰＩに係る目標値、実績値等の公表の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・55
(2) 3か年緊急対策に係る効果の発現状況等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・57
ア　達成目標の達成状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・57
イ　各対策として実施した事業に係る効果の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・59
ウ　3か年緊急対策の効果を評価するための指標等の状況 ・・・・・・・・・・・・64
第3　検査の結果に対する所見 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・66
1　検査の結果の主な内容 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・66
2　所見 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・70

別図表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・74

・本文及び図表中の数値は、原則として、表示単位未満を切り捨てているため、数値を集計しても計が一致しないものがある。
・図表中の金額欄の「0」は単位未満あり、「－」は皆無を示す。
・図表は、本報告書の取りまとめに当たって会計検査院が作成したものである。
・本文及び図表の各対策の対策名を記載した末尾及び図表の「番号」欄には、3か年緊急対策に係る閣議決定等において各対策に付されている番号を記載している。

事 例 一 覧

［地方公共団体からの交付申請額が見込みを下回ったなどのため、執行率が80％未満で不用額が10億円以上となっていたもの］
＜事例1＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29

［30年閣議決定等において耐震化改修整備を実施するとされている対策として、建物の新築等を実施していたもの］
＜事例2＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39

［30年閣議決定等において対策を実施するとされている箇所以外の箇所において事業を実施していたもの］
＜事例3＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39

［点検箇所の選定方法についての検討が十分でなかったもの］
＜事例4＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42

［対策予定箇所のうち対策を実施する必要がある箇所が残っているかどうかを把握していなかったもの］
＜事例5＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・52

［どのような場合に達成目標が達成されたと判断するのかが達成目標の文言のみでは判別できないもの］
＜事例6＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・53

［各対策に関連するＫＰＩの目標年度及び目標値が前年度から変更されたのに、その理由等が年次計画に記載されていないもの］
＜事例7＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・56

［3か年緊急対策として実施する事業の内容が設計業務等のみとなっていて、工事を実施するものとなっていなかったもの］
＜事例8＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・59

［設備の設置に当たり台風等に対する検討が十分でなかったもの］
＜事例9＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・60

第1　検査の背景及び実施状況

1　検査の要請の内容

会計検査院は、令和2年6月15日、参議院から、国会法第105条の規定に基づき下記事項について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けた。これに対し同月16日検査官会議において、会計検査院法第30条の3の規定により検査を実施してその結果を報告することを決定した。

> 一、会計検査及びその結果の報告を求める事項
>
> （一）検査の対象
>
> 内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省
>
> （二）検査の内容
>
> 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に関する次の各事項
>
> ①　緊急対策の実施状況及び予算の執行状況
>
> ②　緊急対策による効果の発現状況

2　国土強靱化に関する施策の概要

(1) 国土強靱化基本法等の概要

我が国においては、近年、地震、台風、局地的な豪雨等による大規模自然災害等が各地で頻発している。国は、平成25年12月に、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱（じん）な国づくり（以下「国土強靱化」という。）の推進に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにすることなどにより、公共の福祉の確保並びに国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的として、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（平成25年法律第95号。以下「国土強靱化基本法」という。）を制定している。

国土強靱化基本法によれば、政府は、国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化基本計画」という。）を定めるとともに、国土強靱化に関する施策の実施状況を踏まえ、必要に応じて、国土強靱化基本計画の見直しを行い、必要な変更を加えることとされている。そして、政府は、国土強靱化基本法に基づき、

26年6月に国土強靱化基本計画を閣議決定し、その後30年12月に変更している。

また、国土強靱化基本法によれば、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、内閣に、国土強靱化推進本部（以下「推進本部」という。）を置くこととされている。そして、国土強靱化推進本部長は内閣総理大臣、国土強靱化推進副本部長は内閣官房長官、国土強靱化担当大臣及び国土交通大臣、本部員は本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てることとされている。

推進本部は、大規模自然災害等に対する脆弱（ぜい）性の評価（以下「脆弱性評価」という。）の指針を定め、これに従って脆弱性評価を行い、その結果に基づき、国土強靱化基本計画の案及び国土強靱化基本計画の変更の案を作成しなければならないこととされている。脆弱性評価は、「起きてはならない最悪の事態」を想定した上で、科学的知見に基づき、総合的かつ客観的に行うこととされており、国土強靱化基本計画の案及び国土強靱化基本計画の変更の案の作成に当たっては、脆弱性評価の結果の検証を受け、作成手続における透明性を確保しつつ、公共性、客観性、公平性及び合理性を勘案して、実施されるべき国土強靱化に関する施策の優先順位を定め、その重点化を図らなければならないこととされている。

また、「国土強靱化推進室の設置に関する規則」（平成25年1月内閣総理大臣決定）に基づき、国土強靱化に関する施策の推進に係る企画及び立案並びに総合調整に関する事務を処理するために、内閣官房に国土強靱化推進室（以下「推進室」という。）が置かれている。

(2) 国土強靱化基本計画の概要等

ア　基本的考え方

国土強靱化基本計画によれば、国民生活・国民経済に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のほかに、原子力災害等の大規模事故やテロ等も含めたあらゆる事象が想定され得るが、南海トラフ地震、首都直下地震等が遠くない将来に発生する可能性が高まっていることや、気候変動の影響等により水災害、土砂災害が多発していることなどから、国土強靱化基本計画では、まずは大規模な自然災害を対象とすることとしたとされている。

また、災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備することとされている。

イ　脆弱性評価

30年12月の国土強靱化基本計画の変更に先立ち、推進本部は、脆弱性評価の指針を定めて脆弱性評価を実施し、その結果を同年8月に公表している。当該脆弱性評価では、図表0-1のとおり、8の「事前に備えるべき目標」と45の「起きてはならない最悪の事態」を設定し、「起きてはならない最悪の事態」がどのようなプロセスで起こり得るかについて論理的に分析して表現したフローチャートを作成している（フローチャートの例については図表0-2参照）。そして、当該フローチャートに基づき、各施策が「起きてはならない最悪の事態」をどのようにして回避するものであるのかを明確にし、「起きてはならない最悪の事態」ごとにこれを回避するための施策群（以下「プログラム」という。）を一つずつ整理した上で、現状の国土・経済社会システムの脆弱性とそれに対する施策の脆弱性を総合的に分析して評価している。

図表0-1　脆弱性評価の枠組み及び手順

	（具体例）
8の「事前に備えるべき目標」と45の「起きてはならない最悪の事態」を設定	「1 直接死を最大限防ぐ」という「事前に備えるべき目標」と「1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生」という「起きてはならない最悪の事態」を設定　注(1)
⇩	⇩
フローチャートに基づき、各施策が「起きてはならない最悪の事態」をどのようにして回避するものであるのかを明確化	「【警察】警察施設の耐災害性の強化」の施策について、1-1の「起きてはならない最悪の事態」に係るフローチャートの「地震の発生」という事象と「住宅・建物の被害」という事象の間の連鎖を断ち切る施策として明確化　注(2)
⇩	⇩
「起きてはならない最悪の事態」ごとにこれを回避するための施策群（プログラム）を一つずつ整理	「【警察】警察施設の耐災害性の強化」等の施策を、1-1の「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策群（プログラム）として整理
⇩	⇩
現状の国土・経済社会システムの脆弱性とそれに対する施策の脆弱性を総合的に分析して評価	1-1の「起きてはならない最悪の事態」を回避するという観点からの総合的な評価として、官庁施設等について耐震化を進めていく必要があることなど

注(1)　「起きてはならない最悪の事態」には「1-1」から「8-6」までの45の番号（図表0-3参照）が付されている。

注(2)　「【警察】警察施設の耐災害性の強化」の施策は、「起きてはならない最悪の事態」の1-1のほか、1-3、2-2、2-3、3-1及び3-3を回避するためのプログラムにも整理されている。各施策は、いずれか一つのプログラムを主たるプログラムとして位置付けることとなっており、「【警察】警察施設の耐災害性の強化」の施策については、2-3（「2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足」）を回避するためのプログラムが主たるプログラムとされている。

図表0-2　脆弱性評価に係るフローチャートの例

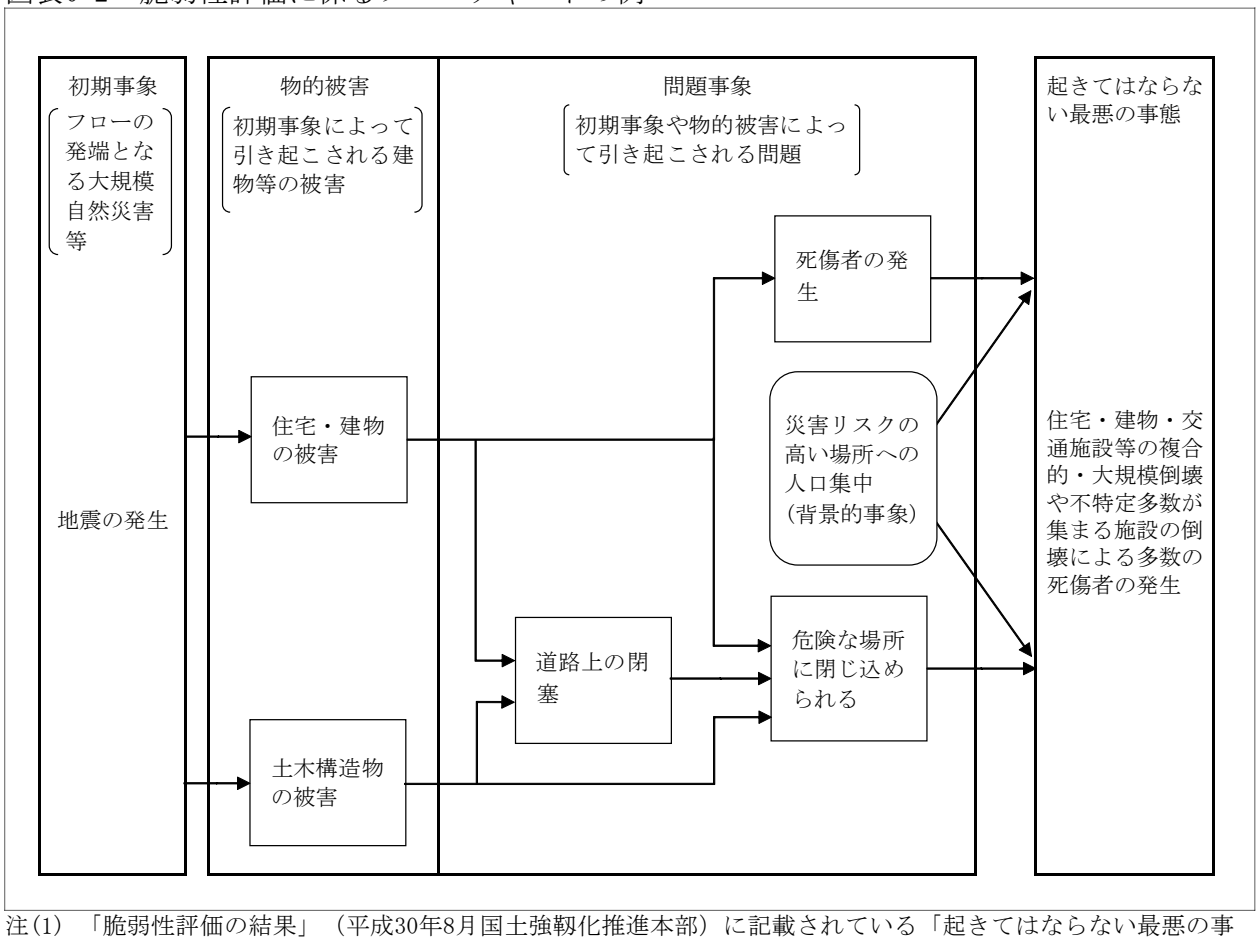

注(1)　「脆弱性評価の結果」（平成30年8月国土強靱化推進本部）に記載されている「起きてはならない最悪の事態」の1-1に係るフローチャートを簡略化して作成した。
注(2)　「【警察】警察施設の耐災害性の強化」の施策は、「地震の発生」と「住宅・建物の被害」の間の連鎖を断ち切る施策とされている。

ウ　施策の効果に係る評価

国土強靱化基本計画によれば、ＰＤＣＡサイクルの実践を通じて、課題解決のために必要な政策やプログラムの重点化・優先順位付けに関する不断の見直しを行うために、脆弱性評価手法の改善、施策の効果に係る評価方法の改善（進捗管理のための定量的な指標の導入等）等により、国土強靱化の取組を順次ステップアップするとともに、当該取組の内容・過程等を可能な限り可視化することとされている。そして、推進本部は、毎年度、当該年度に取り組むべき施策等をプログラムごとに取りまとめた年次計画を作成しており、年次計画には、施策及び各プログラムの進捗管理のために設定した重要業績指標（以下「ＫＰＩ」という。）の基準年度（ＫＰＩを設定した時点における初期値に係る年度）、初期値、目標年度、目標値及び過去5年間の現状値を記載することにしている。

エ　施策等の重点化

国土強靱化基本計画によれば、限られた資源で効率的・効果的に国土強靱化を進めるためには、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて重点化しながら進める必要があるとされている。そして、国の役割の大きさ、影響の大きさと緊急度の観点に加え、施策の進捗、社会情勢の変化等も踏まえ、45のプログラムのうち15のプログラムを重点化すべきものとして選定し、重点化すべき15のプログラムについては、その重要性に鑑み、更なる重点化を含め取組の一層の推進に努めることとされている。また、重点化すべき15のプログラムと関連が強い5のプログラムについても、その重要性に鑑み、取組の推進を図ることとされている（以下、重点化すべき15のプログラム及び重点化すべき15のプログラムと関連が強い5のプログラムを合わせて「重点化すべきプログラム等」という。）。

「事前に備えるべき目標」、「起きてはならない最悪の事態」及びこれを回避するための重点化すべきプログラム等の関係を示すと、図表0-3のとおりである。

図表0-3　「事前に備えるべき目標」、「起きてはならない最悪の事態」及びこれを回避するための重点化すべきプログラム等の関係

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	プログラム等の番号 注(2)
1	直接死を最大限防ぐ	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	◎1-1
		密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	○1-2
		広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生	◎1-3
		突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	◎1-4
		大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生	◎1-5
		暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生	1-6
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	◎2-1
		多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	2-2
		自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	◎2-3
		想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱	2-4
		医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	○2-5
		被災地における疫病・感染症等の大規模発生	2-6
		劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	◎2-7
3	必要不可欠な行政機能は確保する	被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱	3-1
		首都圏等での中央官庁機能の機能不全	3-2
		地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	3-3
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	○4-1
		テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	4-2
		災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	◎4-3
5	経済活動を機能不全に陥らせない	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下	◎5-1
		エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響	○5-2
		コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	5-3
		海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響	5-4
		太平洋ベルト地帯の幹線が分断するなど、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	◎5-5
		複数空港の同時被災による国際航空輸送への甚大な影響	5-6
		金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響	5-7
		食料等の安定供給の停滞	◎5-8
		異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響	5-9

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	プログラム等の番号 注(2)
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・ＬＰガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	◎6-1
		上水道等の長期間にわたる供給停止	◎6-2
		汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	6-3
		新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止	○6-4
		防災インフラの長期間にわたる機能不全	6-5
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	◎7-1
		海上・臨海部の広域複合災害の発生	7-2
		沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺	7-3
		ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生	7-4
		有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃	7-5
		農地・森林等の被害による国土の荒廃	◎7-6
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	8-1
		復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	8-2
		広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態	8-3
		貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	8-4
		事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	8-5
		国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響	8-6

注(1) 国土強靭化基本計画を基に作成した。
注(2) 「プログラム等の番号」は、「起きてはならない最悪の事態」に付された番号であり、これを回避するためのプログラムにも同一の番号が付されている。また、「◎」は重点化すべきプログラム、「○」は重点化すべきプログラムと関連が強いプログラムである。

そして、30年12月の変更後の国土強靭化基本計画によれば、重点化すべきプログラム等の中で特に緊急に実施すべき施策について、達成目標、実施内容、事業費等を明示した3か年の緊急対策を定めて速やかに実施することとされている。

(3) 3か年緊急対策の概要

政府は、同月に「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」を閣議決定している（以下、この閣議決定を「30年閣議決定」といい、これに基づいて実施される対策を「3か年緊急対策」という。）。

30年閣議決定によれば、平成30年7月豪雨、平成30年台風第21号、平成30年北海道胆

振東部地震等の自然災害により、国民の生活・経済に欠かせない重要なインフラが機能を喪失し、国民の生活や経済活動に大きな影響を及ぼす事態が発生していることから、重要インフラが自然災害時にその機能を維持できるよう、平時から万全の備えを行うことが重要であり、その対策が急務となっているとされている。そして、各府省庁が重要インフラの機能確保について実施した緊急点検（以下「緊急点検」という。）や、ブロック塀、ため池等に関する既往の点検（以下「既往点検」という。）の結果等を踏まえて、「防災のための重要インフラ等の機能維持」及び「国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持」の二つの観点から、重点化すべきプログラム等に係る施策について、特に緊急に実施すべき160の対策が定められており（注1）、これらの対策を3か年緊急対策として30年度から令和2年度までの3年間で集中的に実施することとされている。

また、30年閣議決定においては、図表0-4のとおり、上記二つの観点を更に各対策の該当するプログラムに応じた3項目及び4項目の計7項目に区分し、上記の特に緊急に実施すべき160の対策が項目別に位置付けられている。

（注1）　施策の中には、3か年緊急対策の複数の対策が該当していたり、3か年緊急対策の各対策に加えてその他の国土強靱化に関する取組が該当していたりするものがある。

図表0-4　30年閣議決定における観点別及び項目別の対策数

観点	項目	対策数
Ⅰ　防災のための重要インフラ等の機能維持	(1) 大規模な浸水、土砂災害、地震・津波等による被害の防止・最小化	38
	(2) 救助・救急、医療活動等の災害対応力の確保	43
	(3) 避難行動に必要な情報等の確保	17
Ⅱ　国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持	(1) 電力等エネルギー供給の確保	8
	(2) 食料供給、ライフライン、サプライチェーン等の確保	22
	(3) 陸海空の交通ネットワークの確保	28
	(4) 生活等に必要な情報通信機能・情報サービスの確保	4
計		160

注(1) 30年閣議決定を基に作成した。
注(2) 30年閣議決定においては、各対策が複数の項目に該当する場合であっても、いずれか一つの項目に位置付けられている。

3か年緊急対策と「事前に備えるべき目標」、「起きてはならない最悪の事態」、プログラム、施策及びＫＰＩとの関係を示すと、図表0-5のとおりである。

図表0-5　3か年緊急対策と「事前に備えるべき目標」、「起きてはならない最悪の事態」、プログラム、施策及びＫＰＩとの関係（概念図）

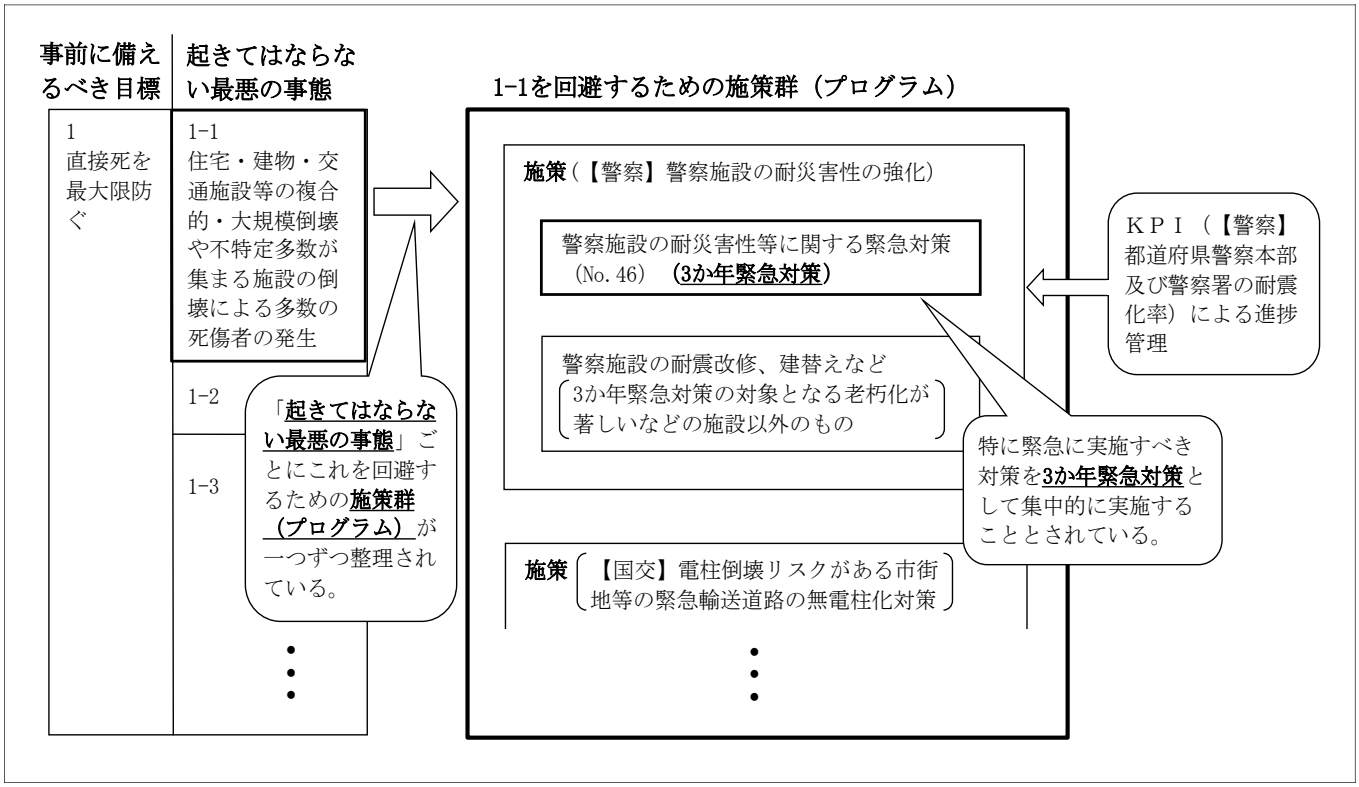

注(1)　「【警察】警察施設の耐災害性の強化」の施策と「警察施設の耐災害性等に関する緊急対策（No.46）」の関係については、30年閣議決定、年次計画等には記載されていないため、警察庁が推進室に報告している内容に基づいて記載している（後掲第2の1(2)ア(ｳ)参照）。

注(2)　「【警察】警察施設の耐災害性の強化」の施策は、「起きてはならない最悪の事態」の1-1のほか1-3、2-2、2-3、3-1及び3-3を回避するためのプログラムにも整理されており、このうち2-3を回避するためのプログラムが当該施策の主たるプログラムとされている。

ア　事業費の規模等

30年閣議決定によると、3か年緊急対策に係る事業費の規模は、図表0-6のとおり、おおむね7兆円を目途とされていて、観点別及び項目別にみると、事業費の規模が最も大きいのは、「Ⅰ　防災のための重要インフラ等の機能維持」の「(1) 大規模な浸水、土砂災害、地震・津波等による被害の防止・最小化」のおおむね2.8兆円（7兆円の4割）となっている。

図表0-6　3か年緊急対策に係る事業費の規模

観点	項目	事業費の規模
Ⅰ　防災のための重要インフラ等の機能維持	(1) 大規模な浸水、土砂災害、地震・津波等による被害の防止・最小化	おおむね2.8兆円
	(2) 救助・救急、医療活動等の災害対応力の確保	おおむね0.5兆円
	(3) 避難行動に必要な情報等の確保	おおむね0.2兆円
Ⅱ　国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持	(1) 電力等エネルギー供給の確保	おおむね0.3兆円
	(2) 食料供給、ライフライン、サプライチェーン等の確保	おおむね1.1兆円
	(3) 陸海空の交通ネットワークの確保	おおむね2.0兆円
	(4) 生活等に必要な情報通信機能・情報サービスの確保	おおむね0.02兆円
計		おおむね7兆円

(注)　30年閣議決定を基に作成した。

また、3か年緊急対策の各対策として実施する事業の事業費には、国が、事業主体として請負業者等に対して請負代金等を支払ったり、地方公共団体等の事業主体に対して国庫補助金等を交付したりする額のほか、地方公共団体、民間事業者等の事業主体が負担する額等が含まれている。推進室によると、3か年緊急対策として実施する事業の事業費のうち国が支出する額は3兆円台半ばと見込まれている。

イ　達成目標等

30年閣議決定に先立って、推進室が各府省庁に発出した事務連絡によれば、3か年緊急対策として実施する各対策については、達成目標を設定することとされている。達成目標については、各対策が3年間で概成又は国土強靱化の大幅な進捗を図るもののような緊急性の高い対策であることを踏まえて、「概成される達成目標」として、例えば「全ての航空輸送上重要な空港において、1週間自家発電で運用可能」といった達成目標を設定するか、又は「ＫＰＩが大幅に進捗される達成目標」として、例えば、各対策が関連するＫＰＩについて「○○の進捗率の達成目標を○年前倒し」といった達成目標を設定することとされている。

そして、3か年緊急対策として実施する160対策については、30年閣議決定、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策（原案）（一覧）（注2）」等（以下、これらを合わせて「30年閣議決定等」という。）において、対策の具体的な内容、対策

を実施することが見込まれる箇所（以下「対策予定箇所」という。）の数、達成目標等が対策ごとに示されている（各対策の達成目標等の例については図表0-7参照）。

（注2）　当該資料は、平成30年12月に、閣議決定に先立ち開催され、国土強靱化基本計画の変更の案及び30年閣議決定の案を決定した「国土強靱化推進本部（第9回会合）及び重要インフラの緊急点検に関する関係閣僚会議（第3回）」において、同会議に出席した内閣総理大臣その他の国務大臣等に対して、国土強靱化基本計画の変更の案及び30年閣議決定の案と共に示されたものである。

図表0-7　各対策の達成目標等の例

観点	項目	対策名	府省庁	対策の概要	対策予定箇所数	達成目標
Ⅰ	(1)	地震時等に著しく危険な密集市街地に関する緊急対策（No.19）	国土交通省	防火規制が実施されている地域において、集中的に不燃化を促進するとともに、避難地・避難路を整備する。	地震時等に著しく危険な密集市街地のうち防火規制が実施されている地域：約2,800ha	地震時等に著しく危険な密集市街地をおおむね解消
	(2)	警察施設の耐災害性等に関する緊急対策（No.46）	警察庁	建替え整備や耐震改修の必要性が判明した警察署等の施設、非常用電源設備の整備・改修の必要性が判明した警察署等の施設等について必要な措置を講ずる。	建替え又は耐震改修：警察署等約40施設等	警察署等約40施設において建替え又は耐震改修を行うなど必要な措置をおおむね完了、警察署等約10施設において非常用電源設備の整備・改修をおおむね完了
	(3)	準天頂衛星システムに関する緊急対策（No.82）	内閣府	衛星開発の効率的な加速化を図り、災害時に確実に通信できる体制を構築するための緊急対策を実施する。	準天頂衛星システム	準天頂衛星システム5-7号機の開発の効率的な加速化を実現
Ⅱ	(1)	電力インフラの強靱化に関する緊急対策（No.99）	経済産業省	更なる電力供給の強靱化に向けて、約55万kW分の自家用発電設備や蓄電システム、省電力設備の導入等を支援するとともに、情報共有システムを構築する。	約55万kW	エネルギー需給構造の強靱化のために約55万kW分の分散型電源等を導入
	(2)	全国の上水道管路に関する緊急対策（No.116）	厚生労働省	2022年度までに耐震化すべき基幹管路約8,600kmについて、耐震化のペースを現在の1.5倍に加速させる。	約4,600km	2018年度以降、年2%（約2,000km）のペースに引き上げることで、基幹管路の耐震適合率を38.7%（2016年度末実績）から2022年度末までに50%とする。
	(3)	豪雨による鉄道隣接斜面の崩壊に関する緊急対策（No.147）	国土交通省	モルタル吹き付けやコンクリート枠による補強（法面防護工）等を実施し、線路内への土砂流入等の被害を防止する。	優等列車若しくは貨物列車が運行する路線、又は一定以上の輸送密度を有する線区の鉄道隣接斜面：約190か所	利用者数が多い線区等において、豪雨により崩壊のおそれがある鉄道隣接斜面約190か所について対策をおおむね完了
	(4)	新幹線における外国人旅行客等の情報入手に関する緊急対策（No.160）	国土交通省	新幹線の全駅・全車両に無料Wi-Fiサービスを利用可能な環境を整備する。	新幹線全108駅 新幹線全車両	災害時においても、訪日外国人旅行者等がウェブサイトやＳＮＳ等を通じて、鉄道の運行情報等を入手できる環境を確保するために、新幹線の全駅・全車両に無料Wi-Fiサービス環境を整備

注(1) 30年閣議決定等を基に作成した。
注(2) 「観点」及び「項目」は図表0-4の記載に対応している。

注(3) 対策予定箇所数は、施設や設備等の数により定められている対策が多いが、中には「電力インフラの強靱化に関する緊急対策」（No.99）の「約55万kW」のように施設や設備等の数ではないものにより定められていたり、数値で定められていなかったりするものもある。
注(4) 本図表に記載している達成目標のうち、「全国の上水道管路に関する緊急対策」（No.116）の達成目標は「ＫＰＩが大幅に進捗される達成目標」として定められているもので、その他の達成目標は「概成される達成目標」として定められているものである。

ウ　進捗管理

30年閣議決定によれば、3か年緊急対策の期間中から進捗状況のフォローアップを定期的に行い、その結果を公表することとされている。そして、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の進捗状況のフォローアップ方針」（平成31年1月国土強靱化の推進に関する関係府省庁連絡会議決定。以下「フォローアップ方針」という。）等によれば、各年度の各府省庁の国土強靱化関連予算に係る予算案の作成時に、3か年緊急対策に係る予算の内容について取りまとめて公表するとともに、事業費及び箇所数による進捗管理を行い、3か年緊急対策の計画的かつ着実な推進を図ることとされている。そして、3年6月に公表された3年度の年次計画には、3か年緊急対策の実施結果として、約6.9兆円規模の事業費を確保したことや、対策ごとの進捗状況等が記載されている。

(4) 5か年加速化対策の概要

国土強靱化については、2年12月に「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が閣議決定されている（以下、この閣議決定に基づいて実施される対策を「5か年加速化対策」という。）。

当該閣議決定によれば、近年、気候変動の影響により気象災害は激甚化・頻発化するなどしており、我が国の行政・社会経済システムが機能不全に陥る懸念があることから、「激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策」「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策の加速」及び「国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進」の各分野について、取組の更なる加速化・深化を図ることとし、123の対策について、3年度から7年度までの5年間で、重点的かつ集中的に取り組むこととされている。そして、5か年加速化対策により追加的に必要となる事業費の規模は、5年間でおおむね15兆円程度を目途とされている。

3　これまでの検査の実施状況

会計検査院は、これまでも3か年緊急対策として実施された事業について検査を実施し、その結果を検査報告に掲記するなどしている（3か年緊急対策として実施された事業に係

る検査報告掲記事項については別図表1参照）。

4　検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

会計検査院は、前記要請の防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に関する各事項について、有効性、透明性の確保(注3)及び国民への説明責任の向上(注3)等の観点から、次の点に着眼して検査した。

（注3）　会計検査院法における「その他会計検査上必要な観点」に位置付けられるものである。

ア　3か年緊急対策の実施状況及び予算の執行状況

(ｱ) 3か年緊急対策に係る事業費の規模等はどのようになっているか。また、予算及びその執行状況はどのようになっているか。

(ｲ) 3か年緊急対策として、各府省庁はどのような対策を実施しているか。各対策として事業を実施した箇所（以下「対策実施箇所」という。）の選定や個々の対策実施箇所において実施された事業の内容は、30年閣議決定等の趣旨に照らして適切なものとなっているか。

(ｳ) 3か年緊急対策の各対策について、対策実施箇所において実施することとされた事業はどの程度完了しているか。対策が完了しなかった箇所等に対するフォローアップは適切に行われているか。

イ　3か年緊急対策による効果の発現状況

(ｱ) 3か年緊急対策の対策ごとに設定された達成目標は達成されているか。

(ｲ) 3か年緊急対策は「起きてはならない最悪の事態」の回避に十分に寄与するものとなっているか。

(ｳ) 3か年緊急対策の各対策として実施された事業は、防災、減災等の効果が十分に発現するものとなっているか。

(2) 検査の対象及び方法

検査に当たっては、3か年緊急対策として平成30年度から令和3年度(注4)までの間に実施された事業を対象として、内閣官房、11府省庁(注5)の本府省庁、9地方支分部局等(注6)、10道県(注7)及び43市町等並びに3政府出資法人(注8)において、3か年緊急対策の実施状況及び予算の執行状況並びに3か年緊急対策による効果の発現状況について、関係書類の提出を受けて説明を聴取するなどして、549人日を要して会計実地検査を行うとともに、内閣

官房、11府省庁の本府省庁、上記の9地方支分部局等及び47都道府県から、3か年緊急対策の実施状況等に係る調書等の提出を受けて、これらを分析するなどした。

（注4）　平成30年度から令和2年度までの間に実施された事業のほか、2年度の予算を繰り越して3年度に実施された事業についても検査の対象とした。

（注5）　11府省庁　内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

（注6）　9地方支分部局等　東北、九州両農政局、関東、近畿中国両森林管理局、関東、中部、近畿、九州各地方整備局、陸上自衛隊朝霞駐屯地

（注7）　10道県　北海道、青森、千葉、新潟、長野、三重、奈良、岡山、高知、福岡各県

（注8）　3政府出資法人　東京地下鉄株式会社、成田国際空港株式会社、国立大学法人筑波大学

第2　検査の結果

1　3か年緊急対策の実施状況及び予算の執行状況

(1) 3か年緊急対策に係る予算の執行状況等

ア　3か年緊急対策に係る事業費の規模の状況

第1の2(3)アのとおり、30年閣議決定において、3か年緊急対策に係る事業費の規模は、地方公共団体、民間事業者等の事業主体が負担する額等を含めて、おおむね7兆円を目途とされている。この金額について、推進室は、30年閣議決定に際して、3か年緊急対策として実施することになる事業の事業費を各府省庁(注9)から報告させて集計した結果に基づいた額であるとしており、30年閣議決定に際して各府省庁から報告された事業費の想定額は計6兆9768億余円となっていた。

また、第1の2(3)ウのとおり、3年度の年次計画においては、3か年緊急対策の実施結果として、約6.9兆円規模の事業費を確保したとされている。この金額について、推進室は、フォローアップ方針に基づき、2年度の予算案の作成時に、各府省庁から30年閣議決定の際と同様の報告をさせて集計した結果に基づいた額であるとしており、2年度の予算案の作成時に各府省庁から報告された事業費の想定額は計6兆8867億余円となっていた。

前記の30年閣議決定に際して報告された事業費の想定額及び上記2年度の予算案の作成時に報告された事業費の想定額を府省庁別に示すと、図表1-1のとおりである。

(注9)　3か年緊急対策の各対策に関係する府省庁は11府省庁あり、全160対策のうち154対策は、それぞれ11府省庁のうちいずれか一つの府省庁が関係している。残りの6対策のうち4対策は農林水産省及び国土交通省が関係している対策であり、推進室に対する報告等の際には主として国土交通省が取りまとめを行っている。また、上記6対策のうち2対策は内閣府及び環境省が関係している対策であり、推進室に対する報告等の際には主として環境省が取りまとめを行っている。

図表1-1　府省庁別の3か年緊急対策に係る事業費の想定額等

（単位：対策、百万円）

府省庁	対策数	事業費の想定額	
		30年閣議決定時	令和2年度の予算案の作成時
内閣府	2	41,714	41,747
警察庁	7	102,743	102,761
総務省	13	134,970	151,430
法務省	5	96,180	96,147
文部科学省	12	1,096,100	1,096,228
厚生労働省	12	707,760	708,944
農林水産省	13	547,246	473,119
経済産業省	9	279,212	279,520
国土交通省	67	3,551,993	3,516,589
環境省	17	304,150	305,548
防衛省	3	114,800	114,700
計	160	6,976,871	6,886,736

（注）　複数の府省庁が関係する対策については、推進室に対する報告等の際に取りまとめを行っている府省庁の対策数に含めている。

イ　緊急対策予算に係る歳出予算額等の状況

第1の2(3)アのとおり、推進室によると、3か年緊急対策として実施することになる事業の事業費のうち、国が支出する額については3兆円台半ばと見込まれている。この金額について、推進室は、30年閣議決定に際して、3か年緊急対策として実施することになる事業の事業費のうち国が支出することになる額を各府省庁から報告させて集計した結果に基づいた額であるとしており、30年閣議決定に際して各府省庁から報告された額は計3兆6799億余円となっていた。

また、3か年緊急対策のために国が支出する経費については、3か年緊急対策に係る予算の追加等を行うために編成された平成30年度一般会計補正予算（第2号）及び平成30年度特別会計補正予算（特第2号）並びに3か年緊急対策等に係る予算について「臨時・特別の措置」として他の予算とは区分して予算編成が行われた令和元年度当初予算及び令和2年度当初予算において措置されるなどしている(注10)（以下、これらの3か年緊急対策に係る予算を「緊急対策予算」という。）。

そして、推進室は、フォローアップ方針に基づき、各年度の予算案の作成時に、

予算額のうち緊急対策予算に係る歳出予算額等を各府省庁から報告させており、各府省庁から推進室に報告された内容に基づくなどして、平成30年度から令和2年度までの各年度の緊急対策予算に係る歳出予算額等を合算すると、図表1-2のとおり、計3兆6792億余円となっていた。(注11)

（注10）　平成30年8月及び9月に使用決定された平成30年度一般会計予備費により実施するため池の農村地域防災減災事業、30年11月に成立した平成30年度一般会計補正予算（第1号）により実施する公立小中学校等におけるエアコンの設置や倒壊の危険性のあるブロック塀対応に係る事業等が、30年閣議決定において3か年緊急対策として位置付けられたため、平成30年度一般会計補正予算（第2号）及び平成30年度特別会計補正予算（特第2号）並びに令和元年度当初予算及び令和2年度当初予算のほか、平成30年度一般会計予備費及び平成30年度一般会計補正予算（第1号）の一部についても3か年緊急対策を実施するために執行されている。

（注11）　歳出予算額等　　歳出予算額（当初予算額、補正予算額及び予算移替額の合計）と予備費使用額とを合計した金額

図表1-2　府省庁別の緊急対策予算に係る歳出予算額等（平成30年度～令和2年度）

（単位：百万円）

府省庁	歳出予算額等				
	平成30年度	令和元年度	2年度	計	割合(%)
内閣府	22,393	12,255	11,634	46,282	1.2
警察庁	54,477	12,394	23,127	90,000	2.4
総務省	8,289	7,544	4,023	19,857	0.5
法務省	23,394	39,876	31,852	95,123	2.5
文部科学省	186,681	213,286	112,894	512,861	13.9
厚生労働省	29,905	68,961	50,656	149,523	4.0
農林水産省	95,406	120,864	100,801	317,072	8.6
経済産業省	28,500	65,630	34,000	128,130	3.4
国土交通省	632,520	731,261	690,664	2,054,446	55.8
環境省	98,510	22,363	30,358	151,232	4.1
防衛省	13,076	50,835	50,835	114,748	3.1
計	1,193,157	1,345,273	1,140,849	3,679,279	100.0

また、推進室が、各年度の予算案の作成時に各府省庁から報告させた各対策の予算額（以下「対策ごとの予算積算額」という。）(注12)の状況をみると、図表1-3に示すとおりとなっており、平成30年度から令和2年度までの合計額が1000億円以上とな

っている対策は、文部科学省の学校施設等に関する対策（2対策）、農林水産省の農業水利施設に関する対策（1対策）並びに国土交通省の河川及び道路に関する対策（注13）（4対策）の計7対策となっていた。そして、このうち国土交通省の「全国の河川における洪水時の危険性に関する緊急対策（河道等）」（No.2）の3455億余円が最も多額となっていた（対策ごとの予算積算額については別図表2参照）。

（注12）　対策ごとの予算積算額の中には、各予算科目の「臨時・特別の措置」に係る予算額の内訳に係る概数として検討したものや、特別会計の予算額を計上していないものなどがあるため、対策ごとの予算積算額の合計と歳出予算額等の合計は一致しない。

（注13）　7対策　　文部科学省の「学校施設等の耐震性及び劣化状況に関する緊急対策」（No.21）及び「学校施設等の構造体の耐震化に関する緊急対策」（No.22）、農林水産省の「農業水利施設に関する緊急対策」（No.107）並びに国土交通省の「全国の河川における洪水時の危険性に関する緊急対策（河道等）」（No.2）、「道路法面・盛土等に関する緊急対策（法面・盛土対策、道路拡幅等）」（No.137）、「道路の排水施設等に関する緊急対策」（No.138）及び「道路橋・道の駅等の耐震補強に関する緊急対策」（No.140）

図表1-3　府省庁別の対策ごとの予算積算額の状況

（単位：対策）

府省庁	対策ごとの予算積算額						計
	0円	1円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上 100億円未満	100億円以上 1000億円未満	1000億円以上	
内閣府	－	－	－	1	1	－	2
警察庁	－	－	1	2	4	－	7
総務省	2	2	6	3	－	－	13
法務省	－	－	1	1	3	－	5
文部科学省	－	－	－	5	5	2	12
厚生労働省	－	－	3	4	5	－	12
農林水産省	4	－	1	2	5	1	13
経済産業省	1	－	2	3	3	－	9
国土交通省	5	2	9	20	27	4	67
環境省	－	1	3	9	4	－	17
防衛省	－	－	－	1	2	－	3
計	12	5	26	51	59	7	160

注(1) 複数の府省庁が関係する対策については、推進室に対する報告等の際に取りまとめを行っている府省庁の対策数に含めている。

注(2) 対策ごとの予算積算額が0円となっている対策は、事業実施に伴う経費が生じなかったり、各対策として実施する事業の全てが、国庫補助金等の交付を受けずに地方公共団体、民間事業者等が実施する事業となっていたりするものである。

ウ　3か年緊急対策に係る事業費の実績の状況

推進室は、アのとおり、事業費の想定額を各府省庁から報告させているものの、その実績額については、各府省庁の本府省庁において把握しておらず、これを本府省庁が把握するためには、地方支分部局、補助事業者等に確認する作業が必要になるなどとして、各府省庁から報告させておらず、集計していなかった。

そこで、会計検査院において、平成30年度から令和3年度までの間に3か年緊急対策として実施された事業の事業費の実績額について、各府省庁の本府省庁及び地方支分部局並びに都道府県に確認するなどして(注14)集計したところ、計6兆2092億余円となっていた。

アの30年閣議決定に際して報告された事業費の想定額及び上記の会計検査院において集計した事業費の実績額を府省庁別に示すと、図表1-4のとおりである。

（注14）　全160対策のうち17対策の各対策として実施した事業の全部又は一部については、民間事業者等が国庫補助金等の交付を受けずに実施した事業であって、本府省庁において事業費の実績額を把握しておらず、かつ、会計検査院の検査権限が及ばなかったり、各対策として実施する事業の事業費が他の事業の事業費と区分されていなかったりなどしていて、事業費の実績額を正確に把握することができなかったため、令和2年度の予算案の作成時に各府省庁から推進室に報告された事業費の額（計6199億余円）を実績額とみなして集計している。

図表1-4　府省庁別の3か年緊急対策に係る事業費の実績額等

（単位：対策、百万円）

府省庁	対策数	事業費の額	
		30年閣議決定時 （推進室集計）	実績 （会計検査院集計）
内閣府	2	41,714	40,696
警察庁	7	102,743	112,870
総務省	13	134,970	80,818
法務省	5	96,180	89,395
文部科学省	12	1,096,100	1,160,200
厚生労働省	12	707,760	311,740
農林水産省	13	547,246	448,008
経済産業省	9	279,212	125,360
国土交通省	67	3,551,993	3,438,095
環境省	17	304,150	295,514
防衛省	3	114,800	106,532
計	160	6,976,871	6,209,234

（注）　複数の府省庁が関係する対策については、推進室に対する報告等の際に取りまとめを行っている府省庁の対策数に含めている。

そして、上記事業費の実績額を事業主体別に集計したところ、国が事業主体である事業の事業費は計1兆5552億余円（事業費の実績額6兆2092億余円の25.0％）、地方公共団体、民間事業者等が事業主体である事業の事業費は計4兆6539億余円（同74.9％）となっていた。

エ　緊急対策予算の執行状況

緊急対策予算の執行状況として、3か年緊急対策に係る国の支出額等及びこのうち各対策に係る支出済歳出額（以下「支出済額」という。）等の状況についてみたところ、次のとおりとなっていた。

(ｱ) 3か年緊急対策に係る国の支出額等

推進室は、イのとおり、各年度の予算案の作成時に、緊急対策予算に係る歳出予算額等を各府省庁から報告させているものの、緊急対策予算に基づいて国が支出した額については、ウの事業費の実績額と同様の理由で各府省庁から報告させておらず、集計していなかった。

一方、各府省庁は、緊急対策予算が、補正予算として、又は当初予算の「臨時・特別の措置」として、いずれも3か年緊急対策に係る事業に支出するために措置されたものなどであることから、3か年緊急対策に係る事業に限って支出することとしており、予算科目ごとに緊急対策予算とその他の予算とを区分して管理していた。そして、国庫補助金等を交付する際にも、3か年緊急対策に係る事業以外の事業に流用することがないように補助事業者等に対して指示するなどしていた。

そこで、会計検査院において、緊急対策予算の執行状況について、歳出予算現額(注15)（以下「予算現額」という。）、予算総額(注16)、支出済額、翌年度繰越額(注17)（以下「繰越額」という。）及び不用額を各府省庁に確認して集計するとともに、支出済額の予算現額又は予算総額に対する割合（以下「執行率」という。）、繰越額の予算現額又は予算総額に対する割合（以下「繰越率」という。）及び不用額の予算現額又は予算総額に対する割合（以下「不用率」という。）を算出することとした。

そして、3か年緊急対策として実施された事業の中には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等により、事業を予定どおりに実施できなかったことなどのため、3か年緊急対策の期間である平成30年度から令和2年度までの間に完了せず、2年度の予算を繰り越して3年度に実施された事業があることから、平成30年

度から令和3年度までの間における緊急対策予算の執行状況をみたところ、図表1-5のとおり、予算総額計3兆6790億余円（注18）に対して、支出済額は計3兆4271億余円（注19）（執行率は93.1％）、3年度から4年度への繰越額は計281億余円（繰越率は0.7％）、不用額は計2237億余円（不用率は6.0％）となっていた。

また、これを府省庁別にみると、支出済額3兆4271億余円のうち、国土交通省が2兆0135億余円（全府省庁の58.7％）と最も大きく、次いで文部科学省が4578億余円（同13.3％）、農林水産省が3091億余円（同9.0％）となっていた。

（注15）　歳出予算現額　　歳出予算額に、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加減したもの

（注16）　予算総額　　平成30年度から令和2年度までの間の予算現額を合計した上で、平成30年度から令和元年度への繰越額及び元年度から2年度への繰越額を控除した額

（注17）　国庫補助金等による事業の場合は、地方公共団体、民間事業者等の事業主体が国に実績を報告した際の国庫補助金等交付額等を集計している。

（注18）　予算科目の間で流用するなどして、緊急対策予算を緊急対策予算以外の予算として使用することにしたもの（経済産業省4億3175万余円及び環境省110万余円）や、緊急対策予算以外の予算を緊急対策予算として使用することにしたもの（環境省1億9500万円）があるため、緊急対策予算に係る予算総額は、歳出予算額等3兆6792億余円よりも計2億3785万余円少なくなっている。

（注19）　国は、緊急対策予算に基づく支出のほか、財政融資資金を活用した独立行政法人等に対する財政融資により、次のとおり3か年緊急対策の各対策を実施させている。

①　独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に対する財政融資により、貸付けに必要な資金を調達させることで、「国立大学附属病院等施設の重要インフラ設備に関する緊急対策」（No.52）に係る事業（令和2年度の予算案の作成時における事業費の額及び当該事業について措置された財政融資の額は7億円）を実施させている。

②　新関西国際空港株式会社に対する財政融資により、金利負担を軽減させることで、「航空輸送上重要な空港等に関する緊急対策（基本施設）」（No.129）、「航空輸送上重要な空港等に関する緊急対策（無線施設等）」（No.130）及び「航空輸送上重要な空港等に関する緊急対策（ターミナルビル）」（No.131）に係る事業（2年度の予算案の作成時における事業費の額は計540億余円。当該事業について措置された財政融資の額は1500億円）を実施させている。

③　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に対する財政融資により、金利負担を軽減させることで、「道路法面・盛土等に関する緊急対策（法面・盛土対策、道路拡幅等）」（No.137）に係る事業（2年度の予算案の作成時における事業費の額は5000億円。当該事業等について措置された財政融資の額は1兆円）を実施させている。

図表1-5　府省庁別の緊急対策予算の執行状況

（単位：百万円）

府省庁	予算総額 A	支出済額		繰越額		不用額	
		B	執行率 B/A(%)	C	繰越率 C/A(%)	D	不用率 D/A(%)
内閣府	46,282	44,711 (34,461)	96.6 (74.4)	－ (10,335)	－ (22.3)	1,571 (1,485)	3.3 (3.2)
警察庁	90,000	81,721 (80,390)	90.8 (89.3)	－ (1,378)	－ (1.5)	8,278 (8,232)	9.1 (9.1)
総務省	19,857	17,448 (16,837)	87.8 (84.7)	－ (698)	－ (3.5)	2,409 (2,321)	12.1 (11.6)
法務省	95,123	88,371 (74,808)	92.9 (78.6)	3,796 (17,805)	3.9 (18.7)	2,955 (2,508)	3.1 (2.6)
文部科学省	512,861	457,843 (401,236)	89.2 (78.2)	1,419 (67,277)	0.2 (13.1)	53,598 (44,347)	10.4 (8.6)
厚生労働省	149,523	90,172 (75,923)	60.3 (50.7)	1,352 (36,644)	0.9 (24.5)	57,999 (36,956)	38.7 (24.7)
農林水産省	317,072	309,197 (272,095)	97.5 (85.8)	1,837 (39,858)	0.5 (12.5)	6,036 (5,117)	1.9 (1.6)
経済産業省	127,698	93,686 (91,462)	73.3 (71.6)	－ (6,849)	－ (5.3)	34,012 (29,386)	26.6 (23.0)
国土交通省	2,054,446	2,013,535 (1,731,690)	98.0 (84.2)	17,616 (300,445)	0.8 (14.6)	23,294 (22,310)	1.1 (1.0)
環境省	151,426	123,946 (118,290)	81.8 (78.1)	1,127 (7,516)	0.7 (4.9)	26,353 (25,618)	17.4 (16.9)
防衛省	114,748	106,532 (102,207)	92.8 (89.0)	968 (5,433)	0.8 (4.7)	7,247 (7,108)	6.3 (6.1)
計	3,679,041	3,427,167 (2,999,404)	93.1 (81.5)	28,118 (494,243)	0.7 (13.4)	223,756 (185,394)	6.0 (5.0)

注(1)　「支出済額」及び「不用額」は、平成30年度から令和3年度までの合計額を記載し、平成30年度から令和2年度までの合計額を括弧書きで記載している。

注(2)　「繰越額」は、令和3年度から4年度への繰越額を記載し、2年度から3年度への繰越額を括弧書きで記載している。

緊急対策予算に係る平成30年度から令和3年度までの間の支出済額について、予算書における予算科目の主要経費別分類により集計すると、社会資本総合整備事業費（上記支出済額の24.9%）、治山治水対策事業費（同17.6%）及び道路整備事業費（同10.2%）の割合が大きくなっていた（別図表3参照）。(注20)

また、予算科目の使途別分類により集計すると、補助費・委託費（同55.5%）と施設費（同39.4%）で全体の9割以上を占めていた（別図表4参照）。

（注20）　社会資本総合整備事業費に係る予算は、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の交付に充てられている。このうち、社会資本整備総合交付金は、国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に原則一括し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金として創設されたものであり、防災・安全交付金は、地域住民の命と暮らしを守る総合的な老朽化対策や、事前防災・減災対策の取組及び地域における総合的な生活空間の安全確保の取組を集中的に支援するために創設されたものである。

次に、年度別の執行状況をみると、予算現額が予備費及び補正予算によるものとなっていた平成30年度については、図表1-6のとおり、執行率は3.5%で、繰越

率が95.7％と高くなっていた。令和2年度については、繰越率が28.1％となっており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等により事業が予定どおりに実施できなかったことなどのため、4942億余円（緊急対策予算に係る予算総額3兆6790億余円の13.4％）が3か年緊急対策の期間である平成30年度から令和2年度までの間に執行されずに3年度へ繰り越されていた。3年度については、予算現額の全額が2年度から繰り越された額であるが、執行率は86.5％となっていて、更に4年度に繰り越されたものが281億余円（同0.7％）あり、繰越率は5.6％となっていた。そして、不用率は、いずれの年度においても10％以下となっていた。

図表1-6　緊急対策予算の年度別の執行状況（平成30年度～令和3年度）

（単位：百万円）

年度	予算現額 A	支出済額		繰越額		不用額	
		B	執行率 B/A(%)	C	繰越率 C/A(%)	D	不用率 D/A(%)
平成30年度	1,193,057	42,487	3.5	1,142,076	95.7	8,493	0.7
令和元年度	2,487,017	1,773,118	71.2	617,239	24.8	96,658	3.8
2年度	1,758,283	1,183,798	67.3	494,243	28.1	80,241	4.5
3年度	494,243	427,763	86.5	28,118	5.6	38,362	7.7

(ｲ) 各対策に係る支出済額等

第1の2(3)イのとおり、30年閣議決定等においては、3か年緊急対策として実施する対策の具体的な内容、対策予定箇所数、達成目標等が対策ごとに示されている。また、緊急対策予算に係る各予算科目の歳出予算額等は、対策ごとの予算積算額に基づいて見積もられるなどしている。一方、推進室は、対策ごとの支出済額等を公表することにしておらず、各府省庁に対策ごとの支出済額等を把握して報告するよう求めていなかった。

そこで、全160対策のうち、事業実施に伴う経費が生じなかったり、各対策として実施する事業の全てが国庫補助金等の交付を受けずに地方公共団体、民間事業者等が実施する事業となっていたりする12対策を除く148対策について、各府省庁に対して、対策ごとの支出済額等を確認したところ、内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、環境省及び防衛省の6府省庁は、全ての対策について対策ごとの支出済額等を把握していたのに対して、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省及び国土交通省の5省は、一部の対策について対策ごとの支出済額等を把握して

いなかった。このため、148対策のうち79対策（予算総額計9299億余円。緊急対策予算全体に占める割合は25.2%）については、対策ごとの支出済額等が把握されていたが、残りの69対策（予算総額計2兆7490億余円。緊急対策予算全体に占める割合は74.7%）については、対策ごとの支出済額等が把握されていなかった。

上記の5省は、上記の69対策について、対策ごとの支出済額等を把握するよう推進室から求められていなかったことなどから、対策ごとの支出済額等を把握することとしていなかったとしていた。そして、対策ごとの支出済額等を把握していなかった対策は、複数の対策に係る予算を含む予算科目から支出されている対策であり、複数の対策に係る経費が一つの契約に基づいてまとめて支出されていたり、複数の対策に係る事業に対して一括して交付金が交付されていたりしていることから、3か年緊急対策に係る事業の大半について支出が完了している状況において、過年度の支出済額等を対策ごとに区分するのは、多大な事務負担が生ずることになるため困難であるなどとしていた。

以上のような状況を踏まえて、会計検査院において、対策ごとの支出済額等が把握されていた79対策については、対策ごとの支出済額等を分析することとし、把握されていなかった69対策については、同じ予算科目から支出されている複数の対策（以下「対策群」という。）をまとめる（図表1-7参照）ことにより、図表1-8のとおり、8の対策群に分けて支出済額等を分析した（対策ごとの支出済額等については別図表2参照。対策群ごとの支出済額等については別図表5参照）。

図表1-7　予算科目、対策及び対策群の関係（概念図）

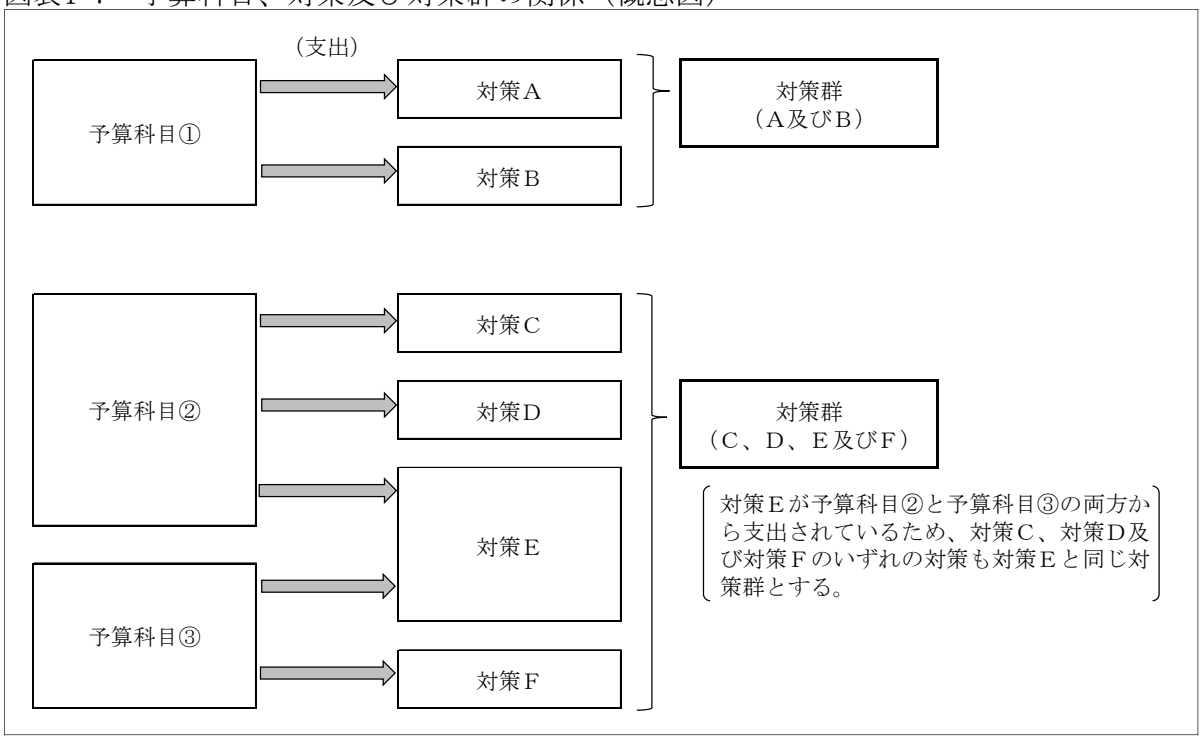

図表1-8　各対策群に係る対策の番号、分野、対策数等

番号 注(1)	対策群に係る対策の府省庁、分野及び対策数 注(2)
63、71	法務省の災害対応基盤施設の分野に係る2対策
21～23、25、52、119	文部科学省の教育及び病院の分野に係る6対策
26、27、62	厚生労働省の福祉の分野に係る3対策
53、54、56	厚生労働省の病院の分野に係る3対策
30～32	農林水産省の治山及び森林の分野に係る3対策
1～20、67、68、74、88～94、97、98、137～145、150、151、153～155	農林水産省及び国土交通省の海岸の分野並びに国土交通省の河川、砂防、下水道、市街地、災害対応基盤施設、観測、宅地、道路及び港湾の分野に係る46対策　注(3)
129、130	国土交通省の空港の分野に係る2対策
146～149	国土交通省の鉄道の分野に係る4対策

注(1)　各対策群に係る対策の番号を記載している。
注(2)　「分野」は、30年閣議決定等における各対策の分類を記載している。
注(3)　「（項）社会資本総合整備事業費」の「（目）防災・安全社会資本整備交付金」から支出されている対策が43対策あり、これらの対策の中には、他の予算科目からも支出されている対策があるため、当該対策群に係る対策数が46となっている。

平成30年度から令和3年度までの間の緊急対策予算に係る対策ごと又は対策群ごとの執行率をみたところ、図表1-9及び図表1-10のとおり、80％未満となっていたものが21対策及び3対策群で、このうち5対策では40％未満となっていた。

図表1-9　府省庁別の対策ごとの執行率の状況

（単位：対策）

府省庁	80%未満					80%以上100%以下	合計
	0%以上20%未満	20%以上40%未満	40%以上60%未満	60%以上80%未満	計		
内閣府	－	－	－	－	－	2	2
警察庁	－	－	－	2	2	5	7
総務省	－	－	－	2	2	9	11
法務省	－	－	－	2	2	1	3
文部科学省	－	－	－	－	－	6	6
厚生労働省	2	1	1	－	4	2	6
農林水産省	－	1	－	1	2	4	6
経済産業省	－	－	2	1	3	5	8
国土交通省	1	－	1	－	2	8	10
環境省	－	－	1	3	4	13	17
防衛省	－	－	－	－	－	3	3
計	3	2	5	11	21	58	79

（注）　複数の府省庁が関係する対策については、推進室に対する報告等の際に取りまとめを行っている府省庁の対策数に含めている。

図表1-10　府省庁別の対策群ごとの執行率の状況

（単位：対策群）

府省庁	80%未満					80%以上100%以下	合計
	0%以上20%未満	20%以上40%未満	40%以上60%未満	60%以上80%未満	計		
法務省	－	－	－	－	－	1 (2)	1 (2)
文部科学省	－	－	－	－	－	1 (6)	1 (6)
厚生労働省	－	－	1 (3)	1 (3)	2 (6)	－	2 (6)
農林水産省	－	－	－	－	－	1 (3)	1 (3)
国土交通省	－	－	－	1 (4)	1 (4)	2 (48)	3 (52)
計	－	－	1 (3)	2 (7)	3 (10)	5 (59)	8 (69)

注(1)　対策群に係る対策数を括弧書きで記載している。
注(2)　複数の府省庁が関係する対策については、推進室に対する報告等の際に取りまとめを行っている府省庁の対策として集計している。

そして、執行率が80%未満となっていた21対策及び3対策群のうち、平成30年度から令和3年度までの不用額の合計が10億円以上となっていたものは、9対策及び3対策群となっていた。これらの対策及び対策群について、不用理由を確認したところ、国庫補助金等に係る地方公共団体からの交付申請額が見込みを下回ったこ

となどとなっていた（図表1-11及び図表1-12参照）。

なお、本報告書において、執行率が80％未満又は繰越率が20％以上、不用額又は繰越額が10億円以上となるなどしている対策又は対策群について取り上げているのは、各府省庁等が作成する歳出決算報告書等において1項の不用額が20％以上となっているなどの場合に理由が記載されていること、全160対策の過半は10億円以上の予算規模であることなどを踏まえたものである。

図表1-11　執行率が80％未満で不用額が10億円以上となっていた9対策

（単位：百万円）

番号	対策名	府省庁	執行率（%）	不用額	不用理由
34	自然公園等施設に関する緊急対策	環境省	66.5	4,656	入札不調が発生して実施できなかった事業があるため
44	警察情報通信基盤の耐災害性等に関する緊急対策	警察庁	69.3	1,185	契約価格が予定を下回ったなどのため
49	地域防災力の中核を担う消防団に関する緊急対策	総務省	76.8	1,339	市町村等からの交付申請額が見込みを下回ったなどのため
61	保健所の自家発電設備に関する緊急対策	厚生労働省	30.6	1,652	都道府県からの交付申請額が見込みを下回ったなどのため
101	製油所・油槽所に関する緊急対策	経済産業省	49.7	22,723	事業計画の見直しにより申請取りやめとなった事業が複数存在したなどのため
105	災害時に役立つ再エネ・蓄エネシステムに関する緊急対策	環境省	53.7	16,524	事業計画の決定のための地元関係者との協議に想定外の時間を要して、申請に至らない事業が多かったなどのため
115	全国の上水道施設（取・浄・配水場）に関する緊急対策	厚生労働省	19.5	14,356	都道府県からの交付申請額が見込みを下回ったなどのため
116	全国の上水道管路に関する緊急対策	厚生労働省	58.6	14,781	都道府県からの交付申請額が見込みを下回ったなどのため
125	全国の浄化槽に関する緊急対策	環境省	60.2	1,191	都道府県からの交付申請額が見込みを下回ったなどのため

図表1-12　執行率が80％未満で不用額が10億円以上となっていた3対策群

（単位：百万円）

番号 注(1)	対策群に係る対策の府省庁、分野及び対策数 注(2)	執行率 (％)	不用額	不用理由
26、27、62	厚生労働省の福祉の分野に係る3対策	74.7	18,264	都道府県からの交付申請額が見込みを下回ったことや、事業計画の変更等のため
53、54、56	厚生労働省の病院の分野に係る3対策	43.1	8,583	都道府県からの交付申請額が見込みを下回ったなどのため
146～149	国土交通省の鉄道の分野に係る4対策	74.4	1,611	契約価格が予定を下回ったため

注(1) 各対策群に含まれている対策の番号を記載している（それぞれの番号に対応する対策名等については別図表2参照）。

注(2) 「分野」は、30年閣議決定等における各対策の分類を記載している。

上記について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例1＞　地方公共団体からの交付申請額が見込みを下回ったなどのため、執行率が80％未満で不用額が10億円以上となっていたもの

「全国の上水道施設（取・浄・配水場）に関する緊急対策」（No.115）は、重要度の高い水道施設の災害対応状況について緊急点検を行い、大規模な断水が生ずるおそれがある施設が判明したため、自家発電設備の設置等又は耐震補強等を実施する対策である。そして、厚生労働省は、同対策として事業を実施する上水道事業者等に対して、緊急対策予算に基づき水道施設整備費補助金等を交付している。

同省は、緊急点検の結果、停電により給水停止のおそれが高いとされた施設等の中から対策予定箇所を選定するに当たり、各上水道事業者等において、同対策として事業を実施することができるかどうかなどを確認していなかった。このため、対策予定箇所の中に、自家発電設備を設置する場所がないことなどから事業を実施する見込みがない箇所が相当数含まれるなどしており、自家発電設備の設置等に係る対策予定箇所380か所に対して対策実施箇所は237か所（380か所の62.3％）となっていた。

そして、都道府県からの交付申請額が見込みを下回ったなどのため、同対策に係る予算総額178億3600万円に対して、支出済額は34億7949万余円（執行率は19.5％）、不用額は143億5650万余円（不用率は80.4％）となっていた。

また、第1の2(3)のとおり、3か年緊急対策は、特に緊急に実施すべき対策を平成30年度から令和2年度までの3年間で集中的に実施することとされたものであるが、図表1-13及び図表1-14のとおり、13対策及び2対策群において、3年度への繰越率（対策ごと又は対策群ごとの緊急対策予算に係る予算総額のうち2年度から3年度へ繰り越された額の割合）が20％以上となっていた。

図表1-13　府省庁別の対策ごとの令和3年度への繰越率の状況

（単位：対策）

府省庁	0%以上 20%未満	20%以上					合計
		20%以上 40%未満	40%以上 60%未満	60%以上 80%未満	80%以上 100%以下	計	
内閣府	1	1	－	－	－	1	2
警察庁	7	－	－	－	－	－	7
総務省	11	－	－	－	－	－	11
法務省	3	－	－	－	－	－	3
文部科学省	3	2	1	－	－	3	6
厚生労働省	3	2	1	－	－	3	6
農林水産省	4	2	－	－	－	2	6
経済産業省	7	1	－	－	－	1	8
国土交通省	9	1	－	－	－	1	10
環境省	15	2	－	－	－	2	17
防衛省	3	－	－	－	－	－	3
計	66	11	2	－	－	13	79

（注）　複数の府省庁が関係する対策については、推進室に対する報告等の際に取りまとめを行っている府省庁の対策数に含めている。

図表1-14　府省庁別の対策群ごとの令和3年度への繰越率の状況

（単位：対策群）

府省庁	0%以上 20%未満	20%以上					合計
		20%以上 40%未満	40%以上 60%未満	60%以上 80%未満	80%以上 100%以下	計	
法務省	－	1 (2)	－	－	－	1 (2)	1 (2)
文部科学省	1 (6)	－	－	－	－	－	1 (6)
厚生労働省	1 (3)	1 (3)	－	－	－	1 (3)	2 (6)
農林水産省	1 (3)	－	－	－	－	－	1 (3)
国土交通省	3 (52)	－	－	－	－	－	3 (52)
計	6 (64)	2 (5)	－	－	－	2 (5)	8 (69)

注(1)　対策群に含まれている対策数を括弧書きで記載している。
注(2)　複数の府省庁が関係する対策については、推進室に対する報告等の際に取りまとめを行っている府省庁の対策として集計している。

そして、3年度への繰越率が20%以上になっていた13対策及び2対策群のうち繰越額が10億円以上となっていたものは、9対策及び2対策群となっていた。これらの対策及び対策群について、繰越理由を確認したところ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により事業が予定どおりに実施できなかったことなどとな

っていた（図表1-15及び図表1-16参照）。

図表1-15　令和3年度への繰越率が20％以上で繰越額が10億円以上となっていた9対策

（単位：百万円）

番号	対策名	府省庁	令和3年度への繰越率(％)	3年度への繰越額	繰越理由
29	ため池に関する緊急対策	農林水産省	22.6	11,008	工事実施に当たり地元関係者と騒音振動対策に係る調整に不測の日数を要したなどのため
61	保健所の自家発電設備に関する緊急対策　（注）	厚生労働省	55.7	1,326	災害による被害状況に鑑み、当初計画を再検討する必要が生じたなどのため
73	国立大学の練習船を活用した災害支援体制の整備に関する緊急対策	文部科学省	37.7	4,278	新型コロナウイルス感染症への対応として、空調に係る設計等を変更する必要が生じたため
82	準天頂衛星システムに関する緊急対策	内閣府	28.1	9,865	衛星搭載機器の開発試験の不具合に起因する追加作業の発生による事業計画の変更のため
87	陸域・海域における地震・津波・火山観測網等に関する緊急対策	文部科学省	42.7	4,506	加圧試験中の水圧計試験体に不具合が発生したことなどに伴い、事業計画を見直す必要が生じたため
115	全国の上水道施設（取・浄・配水場）に関する緊急対策　（注）	厚生労働省	25.9	4,621	計画の策定に当たり、地元との調整が整わないなどの事情により年度内の事業実施体制が整わなかったなどのため
116	全国の上水道管路に関する緊急対策　（注）	厚生労働省	36.2	12,961	計画の策定に当たり、地元との調整が整わないなどの事情により年度内の事業実施体制が整わなかったなどのため
121	国立大学等の基盤的インフラ設備の強靭化に向けた緊急対策	文部科学省	29.3	1,696	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、調達予定事業者の機器製造業務が停滞したため
124	災害に強いリサイクル設備（省CO_2型リサイクル高度化設備）整備促進緊急対策	環境省	29.0	3,093	支援の対象となるリサイクル設備に外国メーカーの設備が多く、ロックダウンや入国制限等で納期が遅延したため

（注）　執行率が80％未満で不用額が10億円以上となっていた対策である（図表1-11参照）。

図表1-16　令和3年度への繰越率が20％以上で繰越額が10億円以上となっていた2対策群

（単位：百万円）

番号 注(1)	対策群に係る対策の府省庁、分野及び対策数 注(2)	令和3年度への繰越率(％)	3年度への繰越額	繰越理由
26、27、62	厚生労働省の福祉の分野に係る3対策　注(3)	22.4	17,394	事業計画の決定のための地元関係者との調整に不測の日数を要したなどのため
63、71	法務省の災害対応基盤施設の分野に係る2対策	21.9	17,610	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により設計業務が遅延したなどのため

注(1)　各対策群に含まれている対策の番号を記載している（それぞれの番号に対応する対策名等については別図表2参照）。

注(2)　「分野」は、30年閣議決定等における各対策の分類を記載している。

注(3)　執行率が80％未満で不用額が10億円以上となっていた対策群である（図表1-12参照）。

執行率が80％未満で不用額が10億円以上となっていた対策又は対策群（図表1-11及び図表1-12参照）と3年度への繰越率が20％以上で繰越額が10億円以上となっていた対策又は対策群（図表1-15及び図表1-16参照）の両方に該当していたものは、厚生労働省の3対策及び1対策群であった。そのうち2対策は3年度へ繰り越した額の9割以上が3年度に不用となったものであった。(注21)

（注21）　「全国の上水道施設（取・浄・配水場）に関する緊急対策」（No.115）については、令和2年度から3年度へ繰り越された46億余円のうち43億余円（46億余円の93.2％）が、「全国の上水道管路に関する緊急対策」（No.116）については、2年度から3年度へ繰り越された129億余円のうち118億余円（129億余円の91.4％）が、それぞれ3年度に不用となっていた。

会計検査院において緊急対策予算の執行状況について分析した結果は以上のとおりであるが、(ｱ)のとおり、推進室は、3か年緊急対策に係る国の支出額について、各府省庁から報告させておらず、集計していなかった。また、(ｲ)のとおり、対策ごとの支出済額等を公表することにしておらず、各府省庁に対策ごとの支出済額等を把握して報告するよう求めていなかった。そして、全160対策のうち69対策については、対策ごとの支出済額等が把握されていなかった。また、対策ごと又は対策群ごとの執行率が80％未満となっていた21対策及び3対策群のうち、平成30年度から令和3年度までの不用額の合計額が10億円以上となっていたものは9対策及び3対策群となっていた。

推進室においては、今後、3か年緊急対策のように、国が支出する額を明示して、優先順位の高いものに重点化して進める取組については、予算執行に係る透明性の確保及び国民への説明責任の向上等のために、国の支出額を各府省庁から報告させて集計するとともに、各府省庁に対して、対策ごとの支出済額等を把握して報告すること、対策ごとの支出済額等を把握することが難しい対策については、その理由や、各対策に係る予算の執行状況等に関して把握可能な情報を報告することを求めて、これらを公表することなどにより、当該取組に係る予算及びその執行状況をより適切な形で明らかにするよう検討することが重要である。

また、各府省庁においては、3か年緊急対策の各対策又は各対策群のうち多額の不用額を計上することになったものについて、その原因を分析するなどして、今後同様の対策を実施する場合は、より正確な所要額の算定及び着実な事業の執行に努める必要がある。

(2) 3か年緊急対策の実施状況等

ア　3か年緊急対策の各対策の内容

(ｱ) 内容等による分類

3か年緊急対策の各対策として実施する事業には多種多様なものがあることから、会計検査院において、推進室が各府省庁から報告させている区分や、30年閣議決定等の内容等を参考にして、各対策として実施する事業の主な内容により、各対策を次の①から⑥までに分類した。

①　非常用電源の確保に関する対策（非常用自家発電設備の設置等の事業を実施する対策）

②　インフラ施設の耐震化に関する対策（建築物、土木構造物等の耐震化等の事業を実施する対策）

③　高潮又は洪水による浸水対策（河川堤防の強化、施設に係る浸水扉の設置等の事業を実施する対策）

④　情報システムに関する対策（災害応急対策等を実施する際に用いる情報システムの改修等の事業を実施する対策）

⑤　土砂対策（砂防関係施設及び治山施設の整備等の事業を実施する対策）

⑥　①から⑤までのいずれにも該当しない対策

その結果、①から⑥までの各分類の対策数をみると、図表1-17のとおり、①の非常用電源の確保に関する対策が50対策と最も多く、次いで、②のインフラ施設の耐震化に関する対策の44対策となった（各対策の事業の内容による分類については別図表6参照）。

図表1-17　各対策として実施する事業の主な内容別の対策数

（単位：対策）

事業の主な内容	内閣府	警察庁	総務省	法務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	防衛省	計	割合（%）
①非常用電源の確保に関する対策	－	2	1	2	3	7	7	6	18	3	1	50	31.2
②インフラ施設の耐震化に関する対策	－	2	1	2	7	5	3	5	16	1	2	44	27.5
③高潮又は洪水による浸水対策	－	1	－	－	2	1	3	1	27	2	－	37	23.1
④情報システムに関する対策	1	－	5	1	4	1	1	2	9	4	－	28	17.5
⑤土砂対策	－	－	1	－	－	1	4	－	9	1	－	16	10.0
⑥その他	1	4	6	2	1	1	1	1	12	10	1	40	25.0
計	2	7	13	5	12	12	13	9	67	17	3	160	100.0

注(1) 複数の府省庁が関係する対策については、推進室に対する報告等の際に取りまとめを行っている府省庁の対策数に含めている。

注(2) ①から⑤までの複数の分類に該当する対策があるため、①から⑥までの対策数を合計しても計欄と一致しない。

(ｲ) 既存の事業等との関係

第1の2(3)のとおり、3か年緊急対策は、緊急点検及び既往点検の結果等を踏まえて、特に緊急に実施すべきものであり、1(1)イのとおり、緊急対策予算は、補正予算として、又は当初予算の「臨時・特別の措置」として、いずれも3か年緊急対策に係る事業に支出するために措置されたものなどである。

一方、3か年緊急対策の各対策として実施された事業の中には、以前から国庫補助金等の交付を受けて継続的に実施されている事業のうち、3か年緊急対策の期間に実施する予定となっていたものの一部を3か年緊急対策の各対策として実施することとし、国庫補助金等のうち当該事業に係る分のみが緊急対策予算に基づいて交付されているものなども見受けられる。

そこで、3か年緊急対策として実施する事業と既存の事業との関係について各府省庁に確認したところ、3か年緊急対策の各対策として実施する事業が、以前から実施していたものと同様の事業であるとしていた対策は、図表1-18のとおり、全160対策のうち127対策（160対策の79.3%）となっていた。そして、127対策に係る対策ごとの予算積算額は計3兆2620億余円（160対策に係る対策ごとの予算積算額計3兆6747億余円の88.7%）となっていた。

また、3か年緊急対策の後も引き続き同様の事業を実施しているかどうかについ

て各府省庁に確認したところ、引き続き同様の事業を実施しているとしていた対策は132対策（160対策の82.5%）となっており、132対策に係る対策ごとの予算積算額は計3兆2330億余円（160対策に係る対策ごとの予算積算額3兆6747億余円の87.9%）となっていた（既存事業等との関係については別図表6参照）。

そして、緊急対策予算が措置された平成30年度から令和2年度までの間における国土強靱化関係予算が、おおむね従前の予算規模に緊急対策予算等が付加される形になっていることも踏まえると、3か年緊急対策として実施された事業の大半は、以前から実施している施策の予算を積み増して事業量を増加させることにより実施されたと考えられる。(注22)

(注22)　推進室の公表資料によると、緊急対策予算及び5か年加速化対策に係る予算以外の国土強靱化関係予算の額（国土強靱化関係予算の額が特定できない施策に係るものを除く。）は、平成27年度4兆0825億余円、28年度4兆4740億余円、29年度4兆4340億余円、30年度3兆8286億余円、令和元年度5兆1121億余円及び2年度4兆3402億余円となっている。そして、平成30年度から令和2年度までの各年度は、これらの予算に加えて緊急対策予算及び5か年加速化対策に係る予算が措置されている。

図表1-18　既存事業等との関係別の予算積算額等

（単位：百万円）

区分		3か年緊急対策の後に実施する事業との関係			計
		引き続き同様の事業を実施している	同様の事業を実施していない	引き続き同様の事業を実施しているものと実施していないものがある	
既存事業との関係	以前から実施していたものと同様の事業を実施	3,034,002 (114対策)	108,917 (7対策)	119,116 (6対策)	3,262,036 (127対策)
	新たな内容の事業を実施	33,205 (12対策)	6,740 (7対策)	－ －	39,946 (19対策)
	以前から実施していたものと同様の事業と新たな内容の事業の両方を実施	165,874 (6対策)	－ －	206,876 (8対策)	372,750 (14対策)
計		3,233,082 (132対策)	115,658 (14対策)	325,992 (14対策)	3,674,733 (160対策)

(注)　既存事業等との関係別の対策数を括弧書きで記載している。

3か年緊急対策のように優先順位の高いものに重点化して進める取組において、当該取組の前から実施していたものと同様の事業が実施されていたり、当該取組の後に同様の事業が実施されていたりすると、実施された事業が特に緊急に実施すべきものであったのかが分かりにくい状況になると考えられる。

(ｳ) プログラム等との関係

第1の2(2)エのとおり、国土強靭化基本計画によれば、3か年緊急対策は、重点化すべきプログラム等の中で特に緊急に実施すべき施策について実施することとされている。しかし、実際に、3か年緊急対策の各対策が、重点化すべきプログラム等の中のどのプログラムのどの施策に該当するのかについては、30年閣議決定、年次計画等には記載されていない。

一方、推進室は、30年閣議決定に際して、各対策が重点化すべきプログラム等に係る施策に該当しているかどうかについて各府省庁から報告させて確認し、さらに、元年度から3年度までの間の年次計画を作成するに当たり、各府省庁から、国土強靭化に関する施策の実施状況等を報告させた際にも、3か年緊急対策の各対策がどのプログラムのどの施策に該当するのかについて整理して報告させていた。

そこで、会計検査院において、各府省庁が推進室に報告している内容に基づき、3か年緊急対策の各対策がどのプログラムのどの施策に該当するのかなどについて体系的に整理した。プログラム、施策、3か年緊急対策の各対策等の関係を整理した体系図（政策体系図）については別図表7のとおりであり、プログラム等の番号1-1のうち法務省及び文部科学省の施策（一部）について抜粋して示すと、図表1-19のとおりである。

図表1-19　プログラム、施策、3か年緊急対策の各対策等の関係を整理した体系図（政策体系図）（抜粋）

起きてはならない最悪の事態	プログラム等の番号	施策名	対策名	ＫＰＩ
住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	◎1-1	【法務】法務省施設の防災・減災対策	法務省の官署施設等の耐震・老朽化等への緊急対策（No.71）	【法務】法務省施設の耐震化率
		【文科】私立学校施設の耐震化等（非構造部材の耐震対策を含む）	学校施設等の耐震性及び劣化状況に関する緊急対策（No.21）	―
			学校施設等の構造体の耐震化に関する緊急対策（No.22）	【文科】私立学校施設の耐震化率（高校等以下）
				【文科】私立学校施設の耐震化率（大学等）
			学校施設等のブロック塀等に関する緊急対策（No.23）	―
		【文科】私立専修学校施設の耐震化等	学校施設等の耐震性及び劣化状況に関する緊急対策（No.21）	―
			学校施設等の構造体の耐震化に関する緊急対策（No.22）	【文科】私立専修学校施設の耐震化率
			学校施設等のブロック塀等に関する緊急対策（No.23）	―
		【文科】公立学校施設の防災機能強化・老朽化対策等（非構造部材の耐震対策を含む）	学校施設等の耐震性及び劣化状況に関する緊急対策（No.21）	【文科】緊急的に必要な公立小中学校施設の老朽化対策の実施率
			学校施設等の構造体の耐震化に関する緊急対策（No.22）	【文科】公立小中学校施設の構造体の耐震化率
			学校施設等のブロック塀等に関する緊急対策（No.23）	―
			学校施設における空調整備に関する緊急対策（No.25）	―
		【文科】国立大学法人等施設の耐震化・老朽化対策等（非構造部材の耐震対策、ライフラインの老朽化対策を含む）	学校施設等の耐震性及び劣化状況に関する緊急対策（No.21）	【文科】教育研究活動に著しく支障がある国立大学法人等施設（ライフラインを含む）の老朽化対策の実施率（施設）
				【文科】教育研究活動に著しく支障がある国立大学法人等施設（ライフラインを含む）の老朽化対策の実施率（ライフライン）
			学校施設等の構造体の耐震化に関する緊急対策（No.22）	【文科】国立大学法人等施設の耐震化率
			学校施設等のブロック塀等に関する緊急対策（No.23）	―
			国立大学法人、国立研究開発法人等施設等の重要インフラ設備に関する緊急対策（No.119）	【文科】教育研究活動に著しく支障がある国立大学法人等施設（ライフラインを含む）の老朽化対策の実施率（施設）
				【文科】教育研究活動に著しく支障がある国立大学法人等施設（ライフラインを含む）の老朽化対策の実施率（ライフライン）

上記整理の結果、該当する施策がない対策が6対策、該当する施策はあるものの、当該施策が重点化すべきプログラム等になっていない対策が3対策見受けられた（別図表6参照。6対策及び3対策に係る対策ごとの予算積算額は計143億6088万余円）。

上記について、会計検査院の検査を受けて推進室において確認したところ、上記の6対策及び3対策については、いずれも年次計画を作成するに当たり各府省庁から報告させた内容が誤っていたものであり、推進室においては、年次計画を作成するに当たり各府省庁から報告させた内容が30年閣議決定等と整合しているかについて、十分な確認が行われていなかったと認められる。

推進室においては、国土強靱化の取組の内容・過程等を可能な限り可視化することとされている国土強靱化基本計画の趣旨を踏まえて、今後、3か年緊急対策のように、優先順位の高いものに重点化して進める取組については、各対策がどのプログラムのどの施策に該当するのかなどの位置付けを十分に確認して公表することが重要である。

(ｴ) 30年閣議決定等に明記されていない内容の事業

第1の2(3)イのとおり、3か年緊急対策として実施する160対策については、30年閣議決定等において、対策の具体的な内容等が対策ごとに示されている。

一方、3か年緊急対策の各対策として実際に実施された事業の内容について確認したところ、会計実地検査の際に検査の対象とした事業(注23)のうち、3地方支分部局並びに10道県及び287市町村等が17対策として実施した事業の一部は、30年閣議決定等においては倒壊等の被害の生ずる可能性がある施設について耐震化を実施するなどとされている対策であるのに、同対策として新たな施設を整備する事業を実施していたり、30年閣議決定等において対策を実施するとされている施設以外の施設について事業を実施していたりなどしていて、30年閣議決定等に明記されていない内容となっていた（これらの事業に係る支出済額は計672億5208万余円。各対策として実際に実施された事業の内容と30年閣議決定等において示されている対策の内容との関係については別図表8参照）。

(注23)　会計実地検査の際に検査の対象とした事業は、会計実地検査を行った11府省庁の本府省庁、9地方支分部局等、10道県及び3政府出資法人、並びに上記10道県内の765市町村等が、3か年緊急対策の各対策として実施した事業であり、このうち、本府省庁の事業と、3か年緊急対策の各対策として実施する事業の事業費が他の事業の事業費と区分されておらず、事業費の実績額を正確に把握することができなかった東京地下鉄株式会社及び成田国

際空港株式会社の事業を除くと、事業費の実績額は計1兆0386億余円、これに係る支出済額は計5073億余円となっている。

上記について、事例を示すと次のとおりである（各事例に係る事業主体等については別図表9参照）。

＜事例2＞　30年閣議決定等において耐震化改修整備を実施するとされている対策として、建物の新築等を実施していたもの

「社会福祉施設等の耐震化に関する緊急対策」（No.26）は、30年閣議決定等によると、社会福祉施設等の安全を確保するために、耐震化状況調査の結果を踏まえ、耐震性のない施設について、耐震化改修整備を実施する対策とされている。そして、厚生労働省は、同対策として事業を実施する社会福祉法人等に対して、緊急対策予算に基づき社会福祉施設等施設整備費補助金等を交付している。

会計実地検査の際に検査の対象とした事業のうち4道県及び20市町が同対策として実施した41事業は、既存の建物が上記の調査で耐震性があるとされた建物（耐震診断の結果、耐震改修が不要と判断された建物）等であり、建物の老朽化や定員の増加等に対応するための建替えや新築等を実施するものとなっていて、30年閣議決定等に明記されていない内容の事業であった（国庫補助金等相当額計24億6135万余円）。

＜事例3＞　30年閣議決定等において対策を実施するとされている箇所以外の箇所において事業を実施していたもの

「市街地における電柱に関する緊急対策」（No.144）は、30年閣議決定等によると、電柱倒壊の危険性の高い緊急輸送道路の区間において、緊急性の高い災害拠点へのアクセスルートで事業実施環境が整った区間について、道路閉塞等を防止するために、無電柱化を推進する対策とされている。そして、国土交通省は、同対策として事業を実施する地方公共団体に対して、緊急対策予算に基づき防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金を交付するなどしている。

福岡県宗像市は、同対策として、電柱の撤去と併せて道路の地下に管路の設置等を行った送配電事業者及び電気通信事業者に対して補助金計1553万円を交付し、同省から社会資本整備総合交付金731万余円の交付を受けていた。

本件事業の実施箇所を確認したところ、無電柱化が実施された道路は、緊急輸送道路ではない幅員約3.5mの市道であり、同市によると、世界遺産の構成資産である神社に隣接している道路であることから、良好な景観の形成のために、無電柱化を推進する事業を実施したとしていた。

そして、会計実地検査の際に検査の対象とした事業のうち上記の事業を含む2県及び5市が実施した28事業は、緊急輸送道路ではない道路において無電柱化を実施するものとなっていて、30年閣議決定等に明記されていない内容の事業であった（交付金相当額計27億8919万余円）。

第1の2(2)エのとおり、3か年緊急対策は、重点化すべきプログラム等の中で特に緊急に実施すべき施策について速やかに実施することとされ、1(1)イのとおり、

緊急対策予算は、補正予算として、又は当初予算の「臨時・特別の措置」として、いずれも3か年緊急対策に係る事業に支出するために措置されたものなどである。そして、第1の2(3)イのとおり、3か年緊急対策として実施する160対策については、30年閣議決定等において、対策の具体的な内容等が対策ごとに示されている。

一方、推進室は、30年閣議決定等において示されている対策の内容と一致する事業以外の事業を3か年緊急対策として実施してはならないことにはなっていないとしている。また、各府省庁は、30年閣議決定等に明記されていない内容の事業について、30年閣議決定等の趣旨を踏まえて、30年閣議決定等に明記されている内容の事業に付随し又は類似する事業を実施したものであるなどとしていた。

しかし、30年閣議決定等に明記されていない内容の事業としてどのような事業を実施するかなどについては、対策ごとの進捗状況等が記載されている3年度の年次計画でも言及されていないなどしていて、推進室又は各府省庁から国民に対して必ずしも十分な説明がなされていないと認められる。

推進室においては、各府省庁に対して、今後、国土強靱化に関する施策を実施するに当たり、引き続き国土強靱化基本計画やこれに関連する閣議決定等において示されている内容を十分に踏まえて事業の内容を検討するとともに、3か年緊急対策として30年閣議決定等に明記されていない内容の事業が実施されていたことを踏まえて、事業等の執行に係る透明性の確保及び国民への説明責任の向上等のために、実施する事業の内容や、必要に応じて、当該事業と国土強靱化基本計画又はこれに関連する閣議決定等において示されている内容との関係等について国民に対して十分な説明を行うよう周知することが重要である。

イ　各対策に係る対策実施箇所の選定方法

第1の2(3)のとおり、3か年緊急対策は、緊急点検や既往点検の結果等を踏まえて、特に緊急に実施すべき対策について実施することとなっている。

そこで、各対策に係る対策実施箇所の選定方法について、各府省庁に確認したところ、緊急点検の結果を踏まえて選定している対策が112対策（160対策の70.0%）、既往点検の結果を踏まえて選定している対策が25対策（同15.6%）、緊急点検及び既往点検の結果を用いずに選定している対策が23対策（同14.3%）となっていた。

緊急点検は、平成30年に自然災害により重要インフラの機能に支障を来すなど、国民経済や国民生活に多大な影響が発生したことから、同年9月に開催された「重要

インフラの緊急点検に関する関係閣僚会議」を受けて実施されたものであり、12府省庁(注24)が計132項目の点検を実施している。そして、推進室は、同年11月に、点検の結果等として、点検を実施した項目ごとに、点検を実施した箇所数、点検の結果判明した課題、対応方策等を公表している（以下、緊急点検又は既往点検を実施した箇所を「点検箇所」、緊急点検及び既往点検の結果、対応を検討する必要があるとされた箇所を「要検討箇所」という。）。

（注24）　12府省庁　　内閣府、警察庁、金融庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

既往点検としては、同年6月に発生した大阪府北部を震源とする地震による塀の倒壊被害を受けて文部科学省が実施した学校施設におけるブロック塀等の安全点検、平成30年7月豪雨で多くのため池において決壊等が発生したことから農林水産省が実施した「全国ため池緊急点検」のほか、防災等のために各府省庁が毎年実施している調査等がある。

なお、緊急点検及び既往点検の結果を用いずに対策実施箇所を選定している対策は、事業の対象となり得る箇所が限定されていて、これらの全てを対策実施箇所として選定している対策等となっている。

緊急点検及び既往点検の結果を踏まえて対策実施箇所を選定する際の流れを示すと、図表1-20のとおりである。

図表1-20　対策実施箇所の選定の流れ

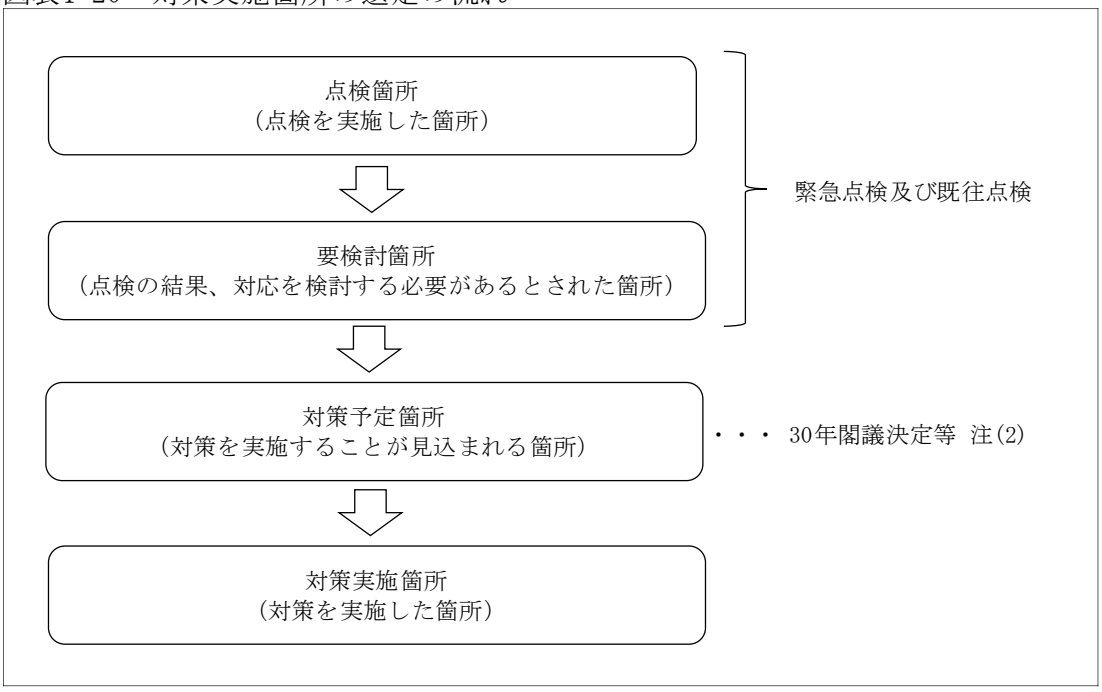

注(1) 本図表は、典型的な対策実施箇所の選定の流れを示したものであり、対策によっては本図表と

異なる場合がある。
注(2) 30年閣議決定等において各対策の対策予定箇所数が示されている。

会計実地検査において、3か年緊急対策の各対策に係る対策実施箇所の選定に用いられた緊急点検及び既往点検の内容等について確認したところ、3対策(注25)については、点検箇所の選定方法についての検討が十分でない状況が見受けられ、対策を実施すべき箇所が対策実施箇所として選定されていないおそれがあると認められた。3か年緊急対策は、緊急点検及び既往点検の結果等を踏まえて、特に緊急に実施すべきものであることから、どのような箇所を点検箇所とすべきかなどについて十分に検討する必要があったと考えられる。

(注25) 3対策 「全国の河川における堤防決壊時の危険性に関する緊急対策」(No.1)、「全国の河川における洪水時の危険性に関する緊急対策(河道等)」(No.2)及び「全国の河川における洪水時の危険性に関する緊急対策(堤防)」(No.3)

上記について、詳細を示すと次のとおりである。

＜事例4＞ 点検箇所の選定方法についての検討が十分でなかったもの

「全国の河川における洪水時の危険性に関する緊急対策(河道等)」(No.2)等3対策は、全国の一級河川(約14,000河川)及び二級河川(約7,000河川)を対象に実施した緊急点検の結果に基づき、洪水氾濫による著しい被害が生ずるなどの河川を対象に、樹木伐採・掘削、橋梁(りょう)架替等を実施する対策である。そして、国土交通省は、これらの対策として事業を実施する地方公共団体に対して、緊急対策予算に基づき防災・安全交付金等を交付している。

同省は、上記の緊急点検として地方公共団体に点検を実施するよう依頼するに当たり、堤防が破堤した場合の死亡リスクが高く、越水氾濫の危険性が高い区間等に該当する箇所について点検を実施することにしていたが、このような箇所をどのようにして選定するかについては具体的に示していなかった。

会計実地検査を行った10道県及び5市が実施した点検の内容等についてみたところ、9県は、点検箇所を選定するに当たり、事業を実施する予定がある箇所からのみ点検箇所を選定したり、一部の河川を一律に点検の対象外としたりなどしていた。そして、水防法(昭和24年法律第193号)に基づき9県が作成している水防計画において重要水防箇所(洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所)に位置付けられている箇所計8,704か所のうち6,304か所については、点検箇所とすべきかどうかの検討がなされておらず、いずれも点検箇所に選定されていなかった。

ウ 各対策の進捗状況

(ｱ) 3年度の年次計画における3か年緊急対策の実施結果等

第1の2(3)ウのとおり、30年閣議決定によれば、3か年緊急対策の期間中から進捗状況のフォローアップを定期的に行い、その結果を公表することとされ、フォ

ローアップ方針等によれば、事業費及び箇所数による進捗管理を行うこととされている。

推進本部が令和3年6月に公表した3年度の年次計画には、3か年緊急対策の実施結果として、全160対策について対策ごとの進捗状況等が記載されており、各対策の「令和2年度までの予算による実施箇所数」（以下「予算箇所数」という。）として、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等により2年度の予算を繰り越して3年度に実施された事業があることなどを踏まえて、3年度末までに事業を実施することになる見込みの箇所数等が記載されている。そして、予算箇所数が対策予定箇所数を下回るなどしていて、3か年緊急対策により対策が完了にならない箇所がある19対策については、対策が完了にならない箇所数及び対策が完了にならない箇所への対応方針が記載されている。これによると、19対策のうち12対策については、3年度以降に緊急対策予算以外の予算により事業を実施するめどがついているなどとされており、残りの7対策については、今後も検討が必要であるとされている。

推進室は、上記の7対策については、3年度における各対策の進捗状況を各府省庁から報告させて、その内容を4年1月に公表していた。しかし、7対策以外の153対策については、5か年加速化対策において引き続き実施されていたり、既に完了していたりする見込みが高いなどとして、3年度における進捗状況を各府省庁から報告させていなかった。また、4年度の年次計画には、3か年緊急対策の各対策の進捗状況等は記載されていなかった。

(ｲ) 3年度末現在における各対策の進捗状況

(ｱ)のとおり、3年度の年次計画には、3か年緊急対策の実施結果として、各対策の予算箇所数が記載されるなどしているが、予算箇所数は、3年度末までに事業を実施することになる見込みの箇所数等となっている。そして、予算箇所数の算出方法について各府省庁から聴取したところ、国庫補助金等の交付決定の状況等を確認しないまま、平成30年度から令和2年度までの予算により3年度末までに事業を実施することになる見込みの箇所数であるなどとしている対策が見受けられた。

そこで、会計検査院において、3年度末までに各府省庁が対策を実施した箇所数(注26)（以下「対策実施箇所数」という。）を確認し、各対策の進捗状況として、対策予定箇所数に対する対策実施箇所数の割合(注27)（以下「実施率」という。）を算

出することとした。

各対策の対策実施箇所数について各府省庁に確認したところ、国土交通省以外の10府省庁は、全ての対策（計93対策）について対策実施箇所数を把握していたが、国土交通省は、同省が実施している67対策のうち40対策について対策実施箇所数を把握していなかった。

国土交通省によると、各対策の対策予定箇所数を定めるに当たり、箇所数に係るフォローアップとしてどのような計数をどのようにして把握することになるかなどについて推進室から示されていなかったため、対策予定箇所数に対応する対策実施箇所数を網羅的に把握することを想定していなかったとしていた。そして、上記の40対策については、一つの契約に基づいて複数の箇所において対策を実施していたり、一つの箇所において対策を完了するために複数の事業が必要であったりする場合があり、各対策の対策実施箇所数を把握するのは、個々の契約関係書類を精査する必要があって多大な事務負担が生ずることになるなどのため、実務上困難であるとしている。

対策実施箇所数が把握されていた120対策（国土交通省以外の10府省庁の93対策及び国土交通省の対策のうち対策実施箇所数が把握されていた27対策）のうち対策予定箇所数が数値で定められていない6対策を除く114対策の実施率をみると、図表1-21のとおり、80％未満となっていた対策は14対策（114対策の12.2％）で、このうち5対策（同4.3％）（注28）では40％未満となっていた。

また、対策実施箇所数が把握されていなかった40対策については、会計実地検査の際に検査の対象とした事業の事業主体における対策予定箇所数に対する対策実施箇所数の割合（注29）を実施率として用いることとして算出したところ、80％未満となっていた対策は13対策（40対策の32.5％）で、このうち5対策（同12.5％）（注30）では40％未満となっていた（各対策の実施率については別図表10参照）。

（注26）　対策によって把握方法が異なっており、実施する必要がある事業の一部のみを実施した箇所が対策実施箇所数に含まれている対策と含まれていない対策があったり、緊急対策予算を用いずに事業を実施した箇所が対策実施箇所数に含まれている対策と含まれていない対策があったりなどしている。

（注27）　複数の種類の事業を実施していて、それぞれに対策予定箇所数が設定されている対策については、各事業の対策予定箇所数を合算したものを各対策の対策予定箇所数とし、これに対応する対策実施箇所の数を対策実施箇所数としている。ただし、対策予定箇所数の単位が、面積（㎡）又は割合（％）となっている事業については、他の事業と対策予定箇所数等を合算せずに、他の事業とは別に実施率を算出した上で、他の事業の実施率と平

均することにより各対策の実施率を算出している。

（注28）　5対策　「社会福祉施設等の耐震化に関する緊急対策」（No.26）、「社会福祉施設等のブロック塀等に関する緊急対策」（No.27）、「休廃止鉱山鉱害防止等工事に関する緊急対策」（No.35）、「準天頂衛星システムに関する緊急対策」（No.82）及び「産業廃棄物不法投棄等原状回復措置に関する緊急対策」（No.123）

（注29）　対策実施箇所数が把握されていなかった40対策については、会計実地検査の際に検査の対象とした事業の事業主体から徴した関係書類に基づき、実施する必要がある事業に着手していた箇所数を用いている。

（注30）　5対策　「全国の水門・陸閘（こう）等（海岸保全施設）の電力供給停止時の操作確保等に関する緊急対策」（No.13）、「全国の主要な内貿ユニットロードターミナルに関する緊急対策」（No.151）、「全国の主要なクルーズターミナルに関する緊急対策」（No.152）、「全国の主要な臨港道路に関する緊急対策」（No.154）及び「全国の主要な防波堤に関する緊急対策」（No.155）

図表1-21　府省庁等別の実施率の状況

（単位：対策）

府省庁等		80%未満					80%以上100%未満	100%以上120%未満	120%以上	合計
		0%以上20%未満	20%以上40%未満	40%以上60%未満	60%以上80%未満	計				
内閣府		1	－	－	－	1	1	－	－	2
警察庁		－	－	－	－	－	1	6	－	7
総務省		－	－	2	－	2	1	8	2	13
法務省		－	－	－	－	－	3	1	1	5
文部科学省		－	－	－	2	2	3	6	1	12
厚生労働省		－	2	1	－	3	2	3	3	11
農林水産省		－	－	－	－	－	6	7	－	13
経済産業省		－	1	－	－	1	2	3	3	9
国土交通省	対策実施箇所数が把握されていた対策	－	－	1	－	1	11	13	－	25
	対策実施箇所数が把握されていなかった対策	1	4	4	4	13	14	11	2	40
環境省		1	－	1	2	4	2	8	1	15
防衛省		－	－	－	－	－	－	2	－	2
対策実施箇所数が把握されていた対策（114対策）の計		2	3	5	4	14	32	57	11	114
対策実施箇所数が把握されていなかった対策（40対策）の計		1	4	4	4	13	14	11	2	40
合計		3	7	9	8	27	46	68	13	154

注(1) 複数の府省庁が関係する対策については、推進室に対する報告等の際に取りまとめを行っている府省庁の対策数に含めている。
注(2) 国土交通省以外の10府省庁の対策は全て対策実施箇所数が把握されていた対策である。
注(3) 実施率が100%を上回っている対策は、予算執行に当たり精査したところ、対策予定箇所以外の箇所において対策が必要な状況が判明し、当該箇所においても対策を実施したことなどのため、対策実施箇所数が対策予定箇所数を上回ったものである。

実施率が40%未満となっていた対策について、平成30年度から令和3年度までの間の緊急対策予算に係る対策ごとの執行率等をみると、対策実施箇所数が把握されていた対策であって実施率が40%未満となっていた5対策のうち3対策(注31)は、執行率が75.2%、99.9%又は72.6%となっていたものの、実施する必要がある事業の一部が完了しなかった箇所があったため、実施率が20.0%又は0%となった対策であった（対策ごとの執行率については別図表2、各対策の実施率については別図表10参照）。残りの2対策は、対策ごとの支出済額等が把握されていなかった対策（(1)エ(ｲ)参照）であるため、対策ごとの執行率等との関係を検証することはできない状況となっていた。

また、対策実施箇所数が把握されていなかった対策であって実施率が40%未満となっていた5対策のうち、実施する事業の全てが国庫補助金等の交付を受けずに地方公共団体等が実施する事業となっていた1対策を除く4対策についても、対策ごとの支出済額等が把握されていなかった対策であるため、対策ごとの執行率等との関係を検証することはできない状況となっていた。

(注31) 3対策 「休廃止鉱山鉱害防止等工事に関する緊急対策」（No.35）、「準天頂衛星システムに関する緊急対策」（No.82）及び「産業廃棄物不法投棄等原状回復措置に関する緊急対策」（No.123）

一方、平成30年度から令和3年度までの間の緊急対策予算に係る対策ごとの執行率が40%未満となっていた5対策（(1)エ(ｲ)参照）のうち対策予定箇所数が数値で定められていない1対策を除く4対策の実施率をみると、いずれの対策も実施率が100%以上となっていた。4対策のうち3対策(注32)は、自家発電設備の整備を実施することにしていた箇所において、自家発電設備の整備ではなく、停電時に他の施設から電力の融通を受ける体制を整備するなどしていて、実施する事業の内容を変更している対策であり、残りの1対策(注33)は、緊急対策予算を用いずに事業を実施した箇所を対策実施箇所数に含めていることなどのため、実施率が執行率に比して高くなった対策(注34)であった。

(注32) 3対策 「保健所の自家発電設備に関する緊急対策」（No.61）、「卸売市場に関する緊急対策」（No.108）及び「航空輸送上重要な空港

等に関する緊急対策（航空路施設）」（No.133）

（注33）　1対策　「全国の上水道施設（取・浄・配水場）に関する緊急対策」（No.115）

（注34）　このほか、「防災拠点施設となる民間高層建築物のエレベーターの地震対策に関する緊急対策」（No.67）は、対策ごとの支出済額等が把握されていなかった対策であるが、国土交通省によると、同対策として国庫補助金等の交付の対象とした事業はなかったとのことであり、対策ごとの支出済額が0円である一方で、実施率は99.5％となっていた。この対策は、30年閣議決定等によると、防災拠点施設となる民間の高層建築物に設置されたエレベーターのうち、地震により閉じ込めや故障等に伴う長期の運転休止が起こるおそれのあるエレベーターについて、地震時管制運転装置の設置、主要機器の耐震補強措置等を実施する対策とされている。対策実施箇所において実施された事業の大半は、避難所を1階に設定することで、地震発生時にエレベーターを用いない形で防災拠点施設を運用することとするなど、国庫補助金等の交付の対象とならない事業であった。

(ｳ) 対策実施箇所数の予算箇所数に対する割合

3か年緊急対策の実施結果として3年度の年次計画に記載されている予算箇所数と対策実施箇所数とを比較したところ、予算箇所数に計上していた箇所以外の多数の箇所において対策が必要な状況が判明し、当該箇所においても対策を実施したことなどのため、対策実施箇所数の予算箇所数(注35)に対する割合(注36)が120％以上となっていた対策は、図表1-22のとおり、対策実施箇所数が把握されていた120対策のうち10対策及び対策実施箇所数が把握されていなかった40対策のうち2対策の計12対策となっていた。

一方、3年度末までに事業を実施することになる見込みとして予算箇所数に計上していた箇所において事業を実施できなかったことなどのため、対策実施箇所数の予算箇所数に対する割合が80％未満となっていた対策は、対策実施箇所数が把握されていた120対策のうち4対策及び対策実施箇所数が把握されていなかった40対策のうち13対策の計17対策となっていた（各対策の予算箇所数及び対策実施箇所数については別図表10参照）。

このように、一部の対策については、3か年緊急対策の実施結果として3年度の年次計画に記載されている予算箇所数が対策実施箇所数とかい離している状況となっていた。

（注35）　複数の種類の事業を実施していて、令和3年度の年次計画に、実施している事業のそれぞれについて予算箇所数が記載されている対策については、対策予定箇所数の算出方法（注27参照）と同様の方法により、各対策の予算箇所数を算出している。

（注36）　対策実施箇所数が把握されていなかった国土交通省の40対策については、次式により算定している。

（対策実施箇所数が把握されていなかった国土交通省の40対策に係る算定式）

対策実施箇所数の予算箇所数に対する割合 ＝ 会計実地検査の際に検査の対象とした事業の事業主体における対策実施箇所数 ／ 会計実地検査の際に検査の対象とした事業の事業主体における予算箇所数（注）

（注）　会計実地検査の際に検査の対象とした事業の事業主体における予算箇所数も把握されていなかったため、全国分の予算箇所数に（対象事業主体分の対策予定箇所数／全国分の対策予定箇所数）を乗じて算出している。

図表1-22　府省庁等別の対策実施箇所数の予算箇所数に対する割合の状況

（単位：対策）

府省庁等		80%未満					80%以上100%未満	100%以上120%未満	120%以上	合計
		0%以上20%未満	20%以上40%未満	40%以上60%未満	60%以上80%未満	計				
内閣府		1	－	－	－	1	1	－	－	2
警察庁		－	－	－	－	－	1	6	－	7
総務省		－	－	－	－	－	－	11	2	13
法務省		－	－	－	－	－	2	3	－	5
文部科学省		－	－	－	－	－	4	8	－	12
厚生労働省		－	－	－	－	－	－	6	6	12
農林水産省		－	－	－	－	－	5	7	1	13
経済産業省		－	1	－	－	1	2	5	1	9
国土交通省	対策実施箇所数が把握されていた対策	－	－	－	－	－	3	24	－	27
	対策実施箇所数が把握されていなかった対策	1	4	2	6	13	11	14	2	40
環境省		1	－	1	－	2	3	12	－	17
防衛省		－	－	－	－	－	1	2	－	3
対策実施箇所数が把握されていた対策（120対策）の計		2	1	1	－	4	22	84	10	120
対策実施箇所数が把握されていなかった対策（40対策）の計		1	4	2	6	13	11	14	2	40
合計		3	5	3	6	17	33	98	12	160

注(1)　複数の府省庁が関係する対策については、推進室に対する報告等の際に取りまとめを行っている府省庁の対策数に含めている。

注(2)　国土交通省以外の10府省庁の対策は全て対策実施箇所数が把握されていた対策である。

推進室においては、今後、3か年緊急対策のように優先順位の高いものに重点化して進める取組について、対策予定箇所数等をあらかじめ明示して取り組むこととする場合には、各府省庁に対して、各対策の進捗管理のために設定する対策予定箇所数等を実績が把握可能な単位により定めた上で、その実績を適切に把握するよう周知するとともに、事業等の執行に係る透明性の確保及び国民への説明責任の向上等のために、対策予定箇所数等に係る実績についても各府省庁から報告させて公表することが重要である。

エ　対策が完了しなかった箇所等に対するフォローアップの状況

各府省庁が、緊急点検の結果を踏まえて対策実施箇所を選定している112対策及び既往点検の結果を踏まえて対策実施箇所を選定している25対策（イ参照）の計137対策について、要検討箇所数と対策予定箇所数とを比較したところ、17対策は、要検討箇所数よりも対策予定箇所数が少なくなっていた。

そして、上記17対策のうち9対策については、事業主体が要検討箇所を精査したところ対策を実施する必要がないことが判明した箇所を除いた上で、残りの要検討箇所を対策予定箇所にするなどしていた。一方、残りの8対策については、2年度末までに対策を実施する意向が事業主体になかった箇所があったり、事業主体の予算の制約により対策予定箇所にすることができなかった箇所があったりしていた。

そこで、上記の8対策について、要検討箇所のうち対策を実施する必要があるのに対策予定箇所としなかった箇所のその後の状況を各府省庁において把握しているか確認したところ、図表1-23のとおり、8対策のうち6対策については各府省庁がその後の状況のフォローアップを行って把握していたが、2対策については把握していなかった。

図表1-23　要検討箇所のうち対策を実施する必要があるのに対策予定箇所としなかった箇所に係るフォローアップの状況

（単位：箇所）

番号	対策名	府省庁	要検討箇所数	対策予定箇所数	フォローアップ		
					実施の有無	実施時期	対策を実施する必要がある箇所数
11	全国の下水道施設の電力供給停止時の操作確保等に関する緊急対策	国土交通省	1,040	220	有	令和4年7月	－
12	全国の下水道処理場等の耐震対策等に関する緊急対策	国土交通省	3,874	493	有	4年3月	3,826
34	自然公園等施設に関する緊急対策	環境省	960	325	無		
52	国立大学附属病院等施設の重要インフラ設備に関する緊急対策	文部科学省	43	6	有	4年4月	17
115	全国の上水道施設（取・浄・配水場）に関する緊急対策	厚生労働省	10,106	380	有	元年10月	10,582 注(4)
116	全国の上水道管路に関する緊急対策	厚生労働省	99,659	4,600	有	4年3月	95,059
122	大規模災害に備えた廃棄物処理体制整備緊急支援並びに一般廃棄物処理施設の整備及び更新に関する緊急対策	環境省	2,706	174	無		
145	緊急輸送路等に布設されている下水道管路に関する緊急対策	国土交通省	47,988	871	有	4年3月	39,128
計（8対策）					有：6対策　　無：2対策		

注(1)　「フォローアップ」の「実施の有無」は、複数の種類の事業を実施していて、それぞれに対策予定箇所数が設定されている場合、このうち一つでもフォローアップを行っているものがあれば「有」を記載している。

注(2)　「フォローアップ」の「実施時期」は、フォローアップを複数回行っている場合、令和4年9月末現在で直近の実施時期を記載している。

注(3)　複数の種類の事業を実施していて、それぞれに対策予定箇所数が設定されている対策については、各事業の対策予定箇所数を合算したものを各対策の対策予定箇所数とし、これに対応する要検討箇所の数を要検討箇所数として記載するなどしている。

注(4)　要検討箇所以外の箇所も含めて改めて点検を実施して、対策を実施する必要がある箇所数を把握していることなどのため、要検討箇所数よりも多くなっている。

このほか、全160対策のうち対策予定箇所数が数値で定められていない6対策を除く154対策について、対策予定箇所のうち対策を実施しなかった箇所（精査の結果、対策を実施する必要がないことが判明した箇所を除く。）があるかどうかを各府省

庁に確認したところ、このような箇所があるとしていた対策は、図表1-24のとおり、11対策となっていて、このうち8対策については、各府省庁がその後の状況のフォローアップを行って、対策を実施する必要がある箇所が残っているかどうかを把握していたが、3対策については把握していなかった。

図表1-24　対策予定箇所のうち対策を実施しなかった箇所（精査の結果、対策を実施する必要がないことが判明した箇所を除く。）に係るフォローアップの状況

（単位：箇所）

番号	対策名	府省庁	対策予定箇所数	対策実施箇所数	実施率（%）	フォローアップ		
						実施の有無	実施時期	対策を実施する必要がある箇所数
33	国土強靭化緊急森林対策（森林整備対策）	農林水産省	2,313	2,398 注(4)	103.6	有	令和 4年6月	3
49	地域防災力の中核を担う消防団に関する緊急対策	総務省	1,919	990	51.5	無		
50	災害対策本部設置庁舎及び消防庁舎の災害対応機能確保に関する緊急対策	総務省	1,039	509	48.9	有	3年6月 3年10月	378
53	災害拠点病院等の自家発電設備の燃料確保に関する緊急対策	厚生労働省	125	111	88.8	無		
54	災害拠点病院等の給水設備の強化に関する緊急対策	厚生労働省	124	108	87.0	無		
67	防災拠点施設となる民間高層建築物のエレベーターの地震対策に関する緊急対策	国土交通省	432	430	99.5	有	4年9月	2
90	河川情報の提供方法・手段等に関する緊急対策	国土交通省	(1,270) 注(5)	(1,241) 注(5)	97.7	有	4年3月	－
92	高潮対策等のためのソフト対策に関する緊急対策	農林水産省・国土交通省	(20) 注(5)	(11) 注(5)	55.0	有	4年3月 4年5月	－
115	全国の上水道施設（取・浄・配水場）に関する緊急対策	厚生労働省	380	237	62.3	有	3年9月	55
117	工業用水道に関する緊急対策	経済産業省	149	180 注(4)	120.8	有	4年3月	13
131	航空輸送上重要な空港等に関する緊急対策（ターミナルビル）	国土交通省	19	8	42.1	有	4年4月	11
計（11対策）						有:8対策　無:3対策		

注(1)　「フォローアップ」の「実施の有無」は、複数の種類の事業を実施していて、それぞれに対策予定箇所数が設定されている場合、このうち一つでもフォローアップを行っているものがあれば「有」を記載している。

注(2) 「フォローアップ」の「実施時期」は、フォローアップを複数回行っている場合、令和4年9月末現在で直近の実施時期を記載している。また、複数の種類の事業を実施していて、それぞれに対策予定箇所数が設定されており、これらのフォローアップの実施時期が異なっているため、実施時期を複数記載している対策がある。
注(3) 複数の種類の事業を実施していて、それぞれに対策予定箇所数が設定されている対策については、各事業の対策予定箇所数を合算したものを各対策の対策予定箇所数とし、これに対応する対策実施箇所の数を対策実施箇所数として記載するなどしている。
注(4) 対策予定箇所のうち対策を実施しなかった箇所があるものの、対策予定箇所以外の箇所において対策が必要な状況が判明し、当該箇所において対策を実施したことなどのため、対策実施箇所数が対策予定箇所数を上回っている。
注(5) 対策実施箇所数が把握されていなかった対策であるため、会計実地検査の際に検査の対象とした事業の事業主体における対策予定箇所数及び対策実施箇所数を記載している。

また、国土交通省は、対策実施箇所数を把握していなかった40対策（ウ(ｲ)参照）のうち38対策について、対策予定箇所のうち対策を実施する必要がある箇所が残っているかどうかを把握していなかった。

上記について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例5＞　対策予定箇所のうち対策を実施する必要がある箇所が残っているかどうかを把握していなかったもの

「道路法面・盛土等に関する緊急対策（法面・盛土対策、道路拡幅等）」（No.137）は、広域交通を担う幹線道路等において、法面・盛土の緊急点検を行い、土砂災害等の危険性が高く、鉄道近接や広域迂回等の社会的影響が大きい箇所の存在が判明したため、土砂災害等に対応した道路法面・盛土対策、土砂災害等を回避する改良や道路拡幅等を実施することにより、豪雨による土砂災害等の発生を防止する対策である。そして、国土交通省は、同対策として事業を実施する地方公共団体に対して、緊急対策予算に基づき防災・安全交付金等を交付するなどしている。

同省は、同対策の対策実施箇所数を把握しておらず、対策予定箇所のうち、対策を実施する必要がある箇所が残っているかどうかを把握していないとしていた。

そこで、会計実地検査の際に検査の対象とした事業の事業主体（3地方整備局、10道県及び当該10道県内の市町村）における対策予定箇所及び対策実施箇所を確認したところ、対策予定箇所数471か所のうち58か所においては、同対策として事業が実施されていなかった。そして、令和4年6月末現在で、上記58か所のうち32か所は工事が別途実施されて完了していたが、26か所は工事が完了していなかった。

各府省庁においては、3か年緊急対策の実施に当たり、要検討箇所のうち対策予定箇所としなかった箇所及び対策予定箇所のうち対策が完了しなかった箇所について、防災等のために必要な事業が実施されないままとならないよう、適時適切にフォローアップを行っていく必要がある。また、推進室においては、対策予定箇所のうち対策が完了しなかった箇所に係るフォローアップの状況を報告させ、これを取りまとめて公表することが重要である。

2　3か年緊急対策による効果の発現状況

(1) 3か年緊急対策の効果に係る評価の公表状況等

ア　達成目標の設定の状況

第1の2(3)イのとおり、3か年緊急対策の各対策の達成目標については、「概成される達成目標」又は「ＫＰＩが大幅に進捗される達成目標」を設定することとなっている。そこで、各対策の達成目標の設定の状況等を確認したところ、全160対策のうち、「概成される達成目標」を達成目標としている対策が157対策(注37)、「ＫＰＩが大幅に進捗される達成目標」を達成目標としている対策が11対策(注37)となっていた。

そして、各府省庁は、「概成される達成目標」を達成目標としていた157対策のうち151対策について、対策実施箇所数が対策予定箇所数以上になるなどした場合に(注38)達成目標が達成されたと判断することにしていた（各対策の達成目標については別図表11参照）。

一方、どのような場合に達成目標が達成されたと判断するのかが、達成目標の文言により明らかとなっているかについてみたところ、達成目標の文言が「○○を大幅に進捗」「○○の対策をおおむね完了」等となっていて、どのような場合に達成目標が達成されたと判断するのかが達成目標の文言のみでは判別できないものが見受けられた。

（注37）　3か年緊急対策は全160対策であるが、「概成される達成目標」と「ＫＰＩが大幅に進捗される達成目標」の両方を定めていて、157対策と11対策の両方に該当する対策が8対策ある。
　また、「ＫＰＩが大幅に進捗される達成目標」を達成目標としている11対策のうち4対策は、ＫＰＩ以外の指標をＫＰＩに類するものとして達成目標を設定している。

（注38）　対策実施箇所数が対策予定箇所数以上となっていなくても、対策予定箇所のうち、精査したところ対策を実施する必要がないことが判明した箇所以外の全ての箇所において対策を実施するなどすれば、達成目標が達成されたと判断することにしていた対策がある。

上記について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例6＞　どのような場合に達成目標が達成されたと判断するのかが達成目標の文言のみでは判別できないもの

「大規模災害に備えた廃棄物処理体制整備緊急支援並びに一般廃棄物処理施設の整備及び更新に関する緊急対策」（No.122）は、災害廃棄物処理計画及び一般廃棄物処理施設に関する緊急点検を行い、災害時の事故リスクが懸念され、更新時期を迎えた一般廃棄物処理施設について、施設の整備及び更新を支援するとともに、防災機能の向上を図るなどする対策である。そして、環境省は、同対策として事業を実施する地方公共団体に対して、緊急対策予算に基づき循環型社会形成推進交付金等を交付している。

同省は、同対策について、「概成される達成目標」として「災害時においても迅速に復旧・復興可能な廃棄物処理システムの大幅な進捗」等の達成目標を設定していたが、当該達成目標は、どのような場合に達成目標が達成されるのかが達成目標の文言のみでは判別できないものであった。

なお、同省に確認したところ、同省は、対策実施箇所数が対策予定箇所数以上になった場合に達成目標が達成されたと判断することにしていた。

このように、各対策の達成目標の内容についてみると、どのような場合に達成目標が達成されたと判断するのかが達成目標の文言のみでは判別できないものが見受けられたが、目標は、達成することを目指す水準を示すものであることから、どのような場合に当該目標が達成されたと判断するのかが目標の文言のみで判別できるような内容にすることが望ましいと考えられる。

なお、5か年加速化対策においては、3か年緊急対策と異なり、原則として定量的な目標を対策ごとに設定することとなっている。

イ　脆弱性評価の実施状況

第1の2(2)エのとおり、国土強靱化基本計画によれば、限られた資源で効率的・効果的に国土強靱化を進めるためには、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて重点化しながら進める必要があり、45のプログラムのうち15のプログラムを重点化すべきものとして選定し、重点化すべき15のプログラムと関連が強い5のプログラムについても、その重要性に鑑み、取組の推進を図ることとされている。そして、3か年緊急対策は、重点化すべきプログラム等の中で特に緊急に実施すべき施策について実施することとされている。

また、第1の2(2)イのとおり、国土強靱化基本計画の変更に先立ち実施された脆弱性評価では、「起きてはならない最悪の事態」がどのようなプロセスで起こり得るかについて論理的に分析して表現したフローチャートを作成している。そして、当該フローチャートに基づき、プログラムの中の各施策が「起きてはならない最悪の事態」をどのように回避するものであるのかを明確にした上で、施策の脆弱性等を総合的に分析して評価しており、その結果が公表されている。

そこで、3か年緊急対策の各対策が該当する施策に係る脆弱性評価の実施状況について確認したところ、全160対策のうち119対策については、該当する施策が脆弱性評価の対象となっていて、フローチャートに基づき、「起きてはならない最悪の事態」をどのように回避するものであるのかが明確にされるなどしていた。

一方、残りの41対策については、該当する施策が、平成30年8月に脆弱性評価の結果が公表された後でプログラムの中の施策として新たに位置付けられた施策であるため、脆弱性評価の対象となっていなかった。そして、41対策の該当する施策については、プログラムの中の施策として新たに位置付ける際に、フローチャートのどの箇所に該当するのかを各府省庁が推進室に対して報告していたものの(注39)、その内容が公表されていなかった（別図表6参照。41対策に係る対策ごとの予算積算額は計2043億9119万余円）。

（注39）　各府省庁が推進室に対して報告した内容をみたところ、41対策の中には、停電が長期間に及んだ場合、重篤感染症発生時の診断及び検査に支障が生ずることから自家用発電機の改良・更新等を行う対策（「国立感染症研究所の自家用発電機等に関する緊急対策」（No.60））の該当する施策（「【厚労】国立感染症研究所の自家用発電機等の整備」）が、燃料不足が発生しても物資が運べない事態に至らないようにする施策、大規模自然災害が発生しても住宅・建物の被害に至らないようにする施策等として整理されているなど、施策及び対策の内容と、フローチャート上で該当するとされた箇所とが整合していないものが見受けられた。

推進室においては、今後、3か年緊急対策のように、優先順位の高いものに重点化して進める取組については、各対策に係る施策が脆弱性評価の対象となっていなかった場合でも、どの「起きてはならない最悪の事態」をどのように回避するものであるのかを公表することが重要である。

ウ　ＫＰＩに係る目標値、実績値等の公表の状況

第1の2(2)ウのとおり、年次計画には、ＫＰＩの基準年度、初期値、目標年度、目標値及び過去5年間の現状値が記載されている。

推進室が、年次計画を作成するに当たり、施策の実施状況等として各府省庁から報告させた内容に基づき、令和元年度から3年度までの間の年次計画において記載されているＫＰＩのうち、3か年緊急対策の各対策に関連するＫＰＩを確認したところ(注40)、92対策に係る140指標となっていた(注41)（各対策と各対策に関連するＫＰＩとの関係については別図表7参照）。そして、これらＫＰＩの進捗状況等として年次計画に記載されている内容をみたところ、次のような状況が見受けられた。

①　140指標のうち、初期値、目標年度又は目標値が記載されていない指標が7指標（4対策）、年次計画の年度よりも前の年度が目標年度として記載されるなどしている指標が3指標（3対策）あり、ＫＰＩの進捗状況を確認するのに十分なものとなっていなかった。

②　前年度の年次計画から目標年度、目標値等が変更された指標について、年次計

画には、どの指標をどのような理由でどのように変更したのかなどを記載することになっていないため、前年度の年次計画から目標年度、目標値等が変更された14指標（13対策）の全てについて、年次計画の記載だけでは目標年度、目標値等の変更の妥当性を検証することが困難な状況となっていた。

③　目標年度が到来した指標について目標値が達成されたかどうかを記載することになっていないため、目標年度が到来して廃止された38指標（36対策）の全てについて、目標の達成状況が明らかとなっていなかった。(注42)

（注40）　各対策が該当する施策のＫＰＩの中には、各対策に関連するＫＰＩでないものもあり、その例を示すと次のとおりである。
「全国の海岸堤防等の耐震化に関する緊急対策」（No.18）は、地震の発生リスクが高く重要な背後地を抱える海岸等のうち、早期に対策が可能な緊急性の高い箇所において、耐震照査、耐震対策等を実施する対策とされている。
同対策が該当する施策である「【国交】大規模地震に備えた河川管理施設の地震・津波対策」には、「【国交】南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における水門・樋（ひ）門等の耐震化率」「【国交】南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率」及び「【国交】南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における河川堤防等の整備率（計画高までの整備と耐震化）」の三つのＫＰＩが定められている。
このうち、「【国交】南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率」は、耐震照査、耐震対策等に関する指標ではなく、国土交通省は、同対策に関連するＫＰＩではない旨を推進室に報告している。

（注41）　これらの指標の中には、令和元年度から3年度までの全ての年度の年次計画に記載されている指標のほか、目標年度が到来したため、途中から記載されなくなった指標等がある。

（注42）　目標年度の実績値を各府省庁に確認するなどして目標値が達成されたかどうかを確認したところ、38指標（36対策）のうち23指標（21対策）は目標値を達成していたが、残りの15指標（20対策）は目標値を達成していなかった。

上記について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例7＞　各対策に関連するＫＰＩの目標年度及び目標値が前年度から変更されたのに、その理由等が年次計画に記載されていないもの

文部科学省は、3か年緊急対策として「国立大学法人、国立研究開発法人等施設等の重要インフラ設備に関する緊急対策」（No.119）を実施している。
令和3年度の年次計画を作成するに当たり推進室が同省から報告させた内容によると、同対策は、「住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生」を回避するためのプログラムの中の施策である「【文科】国立大学法人等施設の耐震化・老朽化対策等（非構造部材の耐震対策、ライフラインの老朽化対策を含む）」に該当している。そして、当該施策については、ＫＰＩとして2指標が設定されている。

これらの指標のうち「【文科】教育研究活動に著しく支障がある国立大学法人等施設（ライフラインを含む）の老朽化対策の実施率（施設）」について、同省は、2年度の年次計画では目標年度を5年度、目標値を100％としていたが、3年度の年次計画では、5か年加速化対策として実施することとなった対策の内容等を踏まえて、指標の対象となる施設の範囲を拡大するなどしたことから、目標年度を7年度、目標値を45％に変更していた。

しかし、推進室は、このように目標年度及び目標値を変更した指標について、目標年度及び目標値を変更したことや、どのような理由でどのように変更したのかなどを年次計画に記載することにしていないため、年次計画の記載だけでは目標年度及び目標値の変更の妥当性を検証することが困難な状況となっていた。

推進室においては、国土強靱化の取組の内容・過程等を可能な限り可視化することとされている国土強靱化基本計画の趣旨を踏まえて、今後、年次計画の作成に当たりＫＰＩの進捗状況を各府省庁から報告させる際には、初期値、目標年度、目標値、目標年度等の変更状況及び目標年度が到来した指標に係る目標の達成状況について確実に報告させて、これを年次計画に記載することにより、施策の進捗状況をより分かりやすく公表することが重要である。

(2) 3か年緊急対策に係る効果の発現状況等

ア　達成目標の達成状況

推進室は、3か年緊急対策の各対策を実施した結果、各対策の達成目標が達成されたかどうかについて各府省庁から報告させておらず、3年度の年次計画においても、3か年緊急対策の実施結果として、達成目標の達成状況については記載されていない。そして、各府省庁においても、達成目標の達成状況について公表していない。

また、(1)アのとおり、達成目標の中には、どのような場合に達成目標が達成されたと判断するのかが達成目標の文言のみでは判別できないものが見受けられた。

そこで、会計検査院において、全160対策に係る達成目標の達成状況を各府省庁に確認したところ、図表2-1のとおり、3年度末までに達成目標が達成されたとしている対策は124対策（160対策の77.5％）、達成されていないとしている対策は36対策（同22.5％）となっていた（別図表11参照。36対策に係る対策ごとの予算積算額は計7843億4366万余円）。

図表2-1　達成目標の達成状況

（単位：対策）

区分		達成目標の達成状況		計
		達成されたとしている対策	達成されていないとしている対策	
「概成される達成目標」を達成目標としている対策		123	34	157
	うち「概成される達成目標」について、対策実施箇所数が対策予定箇所数以上になるなどした場合に達成目標が達成されたと判断することにしていた対策	120	31	151
「ＫＰＩが大幅に進捗される達成目標」を達成目標としている対策		5	6	11
計		124	36	160

注(1)　「概成される達成目標」と「ＫＰＩが大幅に進捗される達成目標」の両方を定めている対策があるため集計しても計と一致しない。

注(2)　達成目標として複数の目標を設定している対策については、一つでも達成されていない目標がある場合、達成目標が達成されていないとして整理している。

各府省庁は、「概成される達成目標」を達成目標としていて、対策実施箇所数が対策予定箇所数以上になるなどした場合に達成目標が達成されたと判断することにしていた151対策のうち、対策実施箇所数を把握していた111対策について、対策実施箇所数により達成目標が達成されたかどうかを判断していた。一方、対策実施箇所数を把握していない40対策（1(2)ウ(ｲ)参照）について、国土交通省は、予算箇所数により達成目標が達成されたかどうかを判断しており、40対策のうち38対策に係る達成目標が達成されたとしていた。

しかし、上記38対策の中には、予算箇所数が対策予定箇所数以上となっていたものの、実施率が80％未満となっていた対策が12対策あり、達成目標が達成されたかどうかの判断が実態とかい離しているおそれがあると認められる。

推進室においては、今後、3か年緊急対策のように、目標を明示して、優先順位の高いものに重点化して進める取組については、国民への説明責任の向上等のために、各府省庁に的確な事実関係に基づいて目標の達成状況を判断させた上で、これを報告させて公表することが重要である。

なお、5か年加速化対策においては、3か年緊急対策と異なり、原則として定量的な目標を対策ごとに設定し、目標に対する進捗状況を毎年度の年次計画に記載して公表することとなっている。

イ　各対策として実施した事業に係る効果の状況

アのほか、各対策として実施した事業に係る効果の状況についてみたところ、次のとおりとなっていた。

(ｱ) 工事の完了状況

3か年緊急対策の各対策のうち、建築物、土木構造物等の施設の新設、耐震化等の工事を伴う内容となっている対策として実施した事業についてみたところ、会計実地検査の際に検査の対象とした事業のうち、法務本省、10道県及び55市町等が、33対策として実施した359事業は、事業の内容が測量業務、設計業務等のみとなっていて、工事を実施するものとなっていなかった（これらの事業に係る支出済額は計71億4811万余円。別図表12参照）。そして、推進室は、3か年緊急対策の各対策として実施する事業の内容の適否については、各対策の目的、内容等を踏まえて、各府省庁において適切に判断すべきであり、3か年緊急対策として実施する事業の内容が測量業務、設計業務等のみとなっていて工事を実施するものとなっていなくても、直ちに問題があるとはいえないとしていた。

そして、上記の359事業を実施した箇所の4年6月末現在の状況を確認したところ、23事業については、3か年緊急対策として実施した測量業務、設計業務等に基づき工事が別途実施されて完了していたが、残りの336事業については、工事が施工中であったり、工事にまだ着手していなかったりしていて完了しておらず、災害発生時に3か年緊急対策として実施した事業の効果が発現しない状況となっていた（工事が完了していなかった事業に係る支出済額は計69億7648万余円）。

上記について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例8＞　3か年緊急対策として実施する事業の内容が設計業務等のみとなっていて、工事を実施するものとなっていなかったもの

「ため池に関する緊急対策」（No.29）は、「全国ため池緊急点検」等を踏まえて、農地の被害を防止するとともに非常時にも機能や安全性を確保するために必要なため池の改修等を実施する対策である。そして、農林水産省は、同対策として事業を実施する地方公共団体等に対して、緊急対策予算に基づき農村地域防災減災事業費補助金を交付している。

会計実地検査を行った10道県及び当該10道県内の市町村が同対策として実施した264事業のうち、4県及び2市が実施した11事業については、同対策として実施する事業の内容がため池の改修に係る測量業務、設計業務等のみとなっていて、改修に係る工事を実施するものとなっていなかった。

そして、上記の11事業を実施した箇所においては、令和4年6月末現在で、同対策として実施した測量業務、設計業務等に基づき工事が施工中であったり、工事にまだ着手してい

なかったりしていて完了しておらず、災害発生時に効果が発現しない状況となっていた（国庫補助金相当額計5億0519万余円）。

(ｲ) 整備等を実施した施設や設備の被災状況

推進室は、3年4月に「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策による取組事例集」を公表しており、これによると、3か年緊急対策として事業を実施した後に発生した地震、台風、局地的な豪雨等の際に、事業の効果が発現した事例等が報告されている。

一方、会計実地検査の際に検査の対象とした事業のうち、1県及び6市町が実施した5対策の9事業については、3か年緊急対策の各対策として施設や設備の整備等の事業を実施したものの、整備等を実施した施設や設備が、事業を実施した後に発生した台風等の際に破損するなどして被災していた（これらの事業に係る交付金等相当額は計1億1842万余円。別図表13参照）。

これらの施設や設備の整備等に係る設計及び施工の状況を確認したところ、9事業のうち1事業については、単に設計上想定すべき規模を超える台風等が発生したことなどにより被災したのではなく、設備の設置に当たり台風等に対する検討が十分でなかったものであった。

上記について、詳細を示すと次のとおりである。

＜事例9＞　設備の設置に当たり台風等に対する検討が十分でなかったもの

「学校施設における空調整備に関する緊急対策」（No.25）は、熱中症対策が必要な全国の公立小中学校等の空調設備が未設置の普通教室において、空調設備の整備を実施する対策である。そして、文部科学省は、同対策として事業を実施する地方公共団体に対して、緊急対策予算に基づきブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金を交付している。

千葉県夷隅郡大多喜町は、同対策として、平成30、令和元両年度に、大多喜町立大多喜中学校において、校舎屋上の室外機2台により教室6室の室内機を個別に運転させるビル用マルチエアコン等の空調設備を整備する事業を事業費3869万余円で実施して、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金677万余円の交付を受けている。

建築基準法（昭和25年法律第201号）等によれば、建築物に設ける冷房等の建築設備のうち屋上から突出するものは、建築物の構造耐力上主要な部分に緊結することとされている。また、空調設備の整備に当たり同町が施工業者と締結した契約の特記仕様書によれば、室外機等の機器は必要な安全対策及び転倒対策を講ずること、本件事業の実施に当たっては、本件事業の要求仕様と照らし各種基準を適宜参考とし、特に「建築設備耐震設計・施工指針」（独立行政法人建築研究所監修）等に留意することとされていた。さらに、施工業者が同町に提出した施工計画書には、室外機のメーカーが作成した据付工事説明書の内容が記載されており、これによると、台風等の強風や地震に備えて所定の据付工事を行うことになっていた。

本件事業により同中学校において整備した空調設備は、元年6月に工事が完了した後、同年9月に台風が接近した際に、校舎屋上の室外機2台が強風により転倒して配管が破損するなどして教室6室において使用できない状況となっていた。

そこで、本件事業により設置した室外機の据付状況等についてみたところ、前記の指針に基づく安定計算は行われておらず、強風に対する検討も十分でなかったため、室外機は架台と共に校舎の屋上に据え置かれただけで、屋上の床面等に緊結されていなかった。

また、同町は、同年11月から12月にかけて、転倒した室外機を復旧させたり、破損した配管を補修したりなどする工事を事業費181万余円で実施して、公立諸学校建物其他災害復旧費負担金121万円の交付を受けていたが、当該工事に際しても、前記の指針に基づく安定計算は行われておらず、強風に対する検討も十分でなかったため、室外機は屋上の床面等に緊結されないままとなっていた。

(ｳ) 事業の成果物の活用状況

3か年緊急対策の各対策として実施した事業の成果物が活用されているかについて確認したところ、図表2-2のとおり、会計実地検査の際に検査の対象とした事業のうち4対策として実施した事業の一部において、事業の成果物が十分に活用されるよう引き続き取り組む必要がある状況が見受けられた（事業の成果物が十分に活用されるよう引き続き取り組む必要がある状況の詳細については別図表14参照）。

図表2-2　事業の成果物の活用状況

対策名等	事業の成果物が十分に活用されるよう引き続き取り組む必要がある状況
「広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）を活用した情報収集体制の強化に関する緊急対策」（No.57）	厚生労働省は、広域災害・救急医療情報システムについて、eラーニング機能の導入、訓練機能の強化等のシステム改修等を実施していた。しかし、これらの機能に係る利用状況を確認したところ、eラーニング機能及び訓練機能の利用が低調となっていた。
「Ｌアラートを活用した災害対応支援システム構築に関する緊急対策」（No.83）	総務省は、災害時に地方公共団体等が放送局等を通じて地域住民等に対して必要な情報を伝達するための共通基盤であるＬアラートの地図化システムにおいて、気象関係情報、他団体の避難情報の発令状況の表示等を可能とし、災害対応業務を円滑かつ迅速に行えるように機能拡張する際の標準仕様の策定を実施していた。しかし、同省によると、令和4年6月末現在で、本件標準仕様の利用者である47都道府県のいずれにおいても標準仕様を用いた機能拡張が実施されていなかった。
「パブリックビューイング会場等向けの避難情報の提供に係る緊急対策」（No.85）	総務省は、4K8K（次世代の映像規格で現行ハイビジョンを超える超高画質の映像）の上映施設における映像配信プラットフォーム（ネットワーク上で映像コンテンツの入力、変換、配信等を行うもの）に避難情報を発信する機能に係る実証事業を行い、当該機能に係る標準仕様を策定した。標準仕様の導入対象となる公共施設等は全国に300程度あるとされているが、4年6月末までに標準仕様を導入した公共施設等は、同省が把握している範囲で7施設にとどまっていた。
「土砂災害対策のためのソフト対策に関する緊急対策」（No.93）	9道県が土砂災害警戒区域等に係る基礎調査を実施した結果、土砂災害警戒区域等の指定の条件に該当するとした箇所が所在する228市町村のうち113市町村においては、基礎調査の結果の公表後、指定されるまでの期間（4年6月末現在で土砂災害警戒区域等の指定がされていない箇所については、基礎調査の結果の公表後、同月末までの期間）が2年以上となっていたり、土砂災害警戒区域等の指定後、当該情報がハザードマップに反映されるまでの期間（同月末現在でハザードマップに反映していない市町村については、土砂災害警戒区域等の指定後、同月末までの期間）が1年以上となっていたりしていた。

(ｴ) 災害発生時に向けた対応状況

3か年緊急対策の各対策として整備等を実施した施設及び設備に係る災害発生時に向けた対応状況について確認したところ、図表2-3のとおり、会計実地検査の際に検査の対象とした事業のうち8対策として実施した事業の一部において、施設及び設備の整備等の効果が災害発生時に確実に発現するよう引き続き取り組む必要がある状況が見受けられた（施設及び設備の整備等の効果が災害発生時に確実に

発現するよう引き続き取り組む必要がある状況の詳細については別図表15参照）。

図表2-3　災害発生時に向けた対応状況

対策名等	施設及び設備の整備等の効果が災害発生時に確実に発現するよう引き続き取り組む必要がある状況
「全国の土砂災害警戒区域等における円滑な避難の確保に関する緊急対策」（No.17）等4対策	整備した除石管理型砂防えん堤5施設については、土砂等の搬出方法等の計画（除石計画）が策定されておらず、管理用道路も設置されていなかった。 整備等を実施した砂防関係施設に係る土砂災害警戒区域が所在する155市町村のうち32市町村においては、当該砂防関係施設の保全対象となっている要配慮者利用施設のうち名称及び所在地が市町村地域防災計画に記載されていない施設があったり、避難確保計画を作成していない施設や避難訓練を実施していない施設があったりしていた。また、10道県は、整備等を実施した砂防関係施設が所在する土砂災害警戒区域の全部又は一部について標識を設置していなかった。
「学校施設における空調整備に関する緊急対策」（No.25）	空調設備を整備した学校施設のうち、浸水想定区域内に所在している4県及び112市町村等の819施設では、室外機が浸水高さよりも低い位置に設置されているのに十分な浸水対策が講じられておらず、洪水等により校舎等において浸水が発生し、浸水していない高層階を避難所として使用したり、洪水等が収束した後に教育活動を再開したりする際に空調設備を使用できないおそれがある状況となっていた。
「国土強靱化緊急森林対策（治山施設）」（No.30）等2対策	設置した透過型治山ダム13施設については、除石・除木に係る管理用地の確保や処分方法について具体的に検討された事実を示す書類が保存されておらず、管理用道路も設置されていなかった。 治山施設の設置等を実施した山地災害危険地区が所在する132市町村においては、山地災害危険地区に関する情報が市町村地域防災計画に記載されていなかったり、山地災害危険地区の全部又は一部について標識が設置されていなかったり、山地災害危険地区を記載したハザードマップが作成されていなかったり、上記治山施設の保全対象となっている要配慮者利用施設のうち避難訓練を実施していない施設があったりしていた。また、治山施設の設置等を実施した山地災害危険地区が所在する6道県では、都道府県地域防災計画に山地災害危険地区に関する情報が記載されていなかった。
「社会福祉施設等の非常用自家発電設備に関する緊急対策」（No.62）	整備した非常用自家発電設備の連続運転可能時間が24時間未満となっていたり（273施設）、非常用自家発電設備が浸水高さよりも低い位置に設置されているのに十分な浸水対策が講じられていなかったり（95施設）、業務継続計画が作成されていなかったり（419施設）、点検等を行うことが義務付けられている非常用自家発電設備について、点検等の全部又は一部が実施されていなかったり（49施設）していた。

(ｱ)から(ｴ)までの検査結果を踏まえ、推進室においては、各府省庁と連携して、

3か年緊急対策の各対策として実施した事業について、防災、減災等の効果が十分に発現するよう引き続き取り組んでいくことが重要である。

ウ　3か年緊急対策の効果を評価するための指標等の状況

(1)アのとおり、各府省庁は、「概成される達成目標」を達成目標としていた157対策のうち151対策について、対策実施箇所数が対策予定箇所数以上になるなどした場合に達成目標が達成されたと判断することにしており、3か年緊急対策の各対策の達成目標は、必ずしも「起きてはならない最悪の事態」を回避する効果を直接捉えるものにはなっていなかった。そして、推進室によると、3か年緊急対策については、多数の分野の施策にまたがって実施されていて、3か年緊急対策全体の効果を横断的に評価することは技術的に困難であるとしており、3か年緊急対策全体の効果を評価するための指標は設定されていなかった。

また、第1の2(2)ウのとおり、国土強靱化基本計画によれば、ＰＤＣＡサイクルの実践を通じて、課題解決のために必要な政策やプログラムの重点化・優先順位付けに関する不断の見直しを行うために、脆弱性評価手法の改善、施策の効果に係る評価方法の改善（進捗管理のための定量的な指標の導入等）等により、国土強靱化の取組を順次ステップアップするとともに、当該取組の内容・過程等を可能な限り可視化することとされている。

そして、推進室は、毎年度の年次計画を作成するに当たり、各府省庁が実施する施策ごとに、施策の実施状況を把握するための指標を各府省庁から報告させて、これをＫＰＩとして設定し、ＫＰＩにより施策及びプログラムの進捗を管理することにしている。

しかし、ＫＰＩの内容をみると、施策の実施状況を把握するための指標として設定されたものであるため、各施策として実施する事業の事業量を示す指標となるなどしていて、「起きてはならない最悪の事態」を回避する効果を直接捉えることができる指標（例えば、地震等による人的被害（被害想定）の減少等）ではないものが多くなっていた。

このため、会計検査院において、3か年緊急対策又は3か年緊急対策を含む施策若しくはプログラムの効果について定量的に評価するのは困難な状況となっていた。

推進室においては、国土強靱化基本計画の趣旨を踏まえて、3か年緊急対策のように優先順位の高いものに重点化して進める取組の効果や、施策又はプログラムの効

果に関して、的確な評価に資する指標をあらかじめ設定するなどの評価方法の改善等に引き続き努めていくことが重要である。

第3　検査の結果に対する所見

1　検査の結果の主な内容

会計検査院は、前記要請の防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に関する各事項について、有効性、透明性の確保及び国民への説明責任の向上等の観点から、①予算及びその執行状況はどのようになっているか、個々の対策実施箇所において実施された事業の内容は、30年閣議決定等の趣旨に照らして適切なものとなっているか、対策実施箇所において実施することとされた事業はどの程度完了しているか、対策が完了しなかった箇所等に対するフォローアップは適切に行われているか、②3か年緊急対策は「起きてはならない最悪の事態」の回避に十分に寄与するものとなっているか、3か年緊急対策の各対策として実施された事業は、防災、減災等の効果が十分に発現するものとなっているかなどに着眼して検査した。

検査の結果の主な内容は、次のとおりである。

(1) 3か年緊急対策の実施状況及び予算の執行状況（16～52ページ参照）

ア　推進室は、各年度の予算案の作成時に、緊急対策予算に係る歳出予算額等を各府省庁から報告させているものの、緊急対策予算に基づいて国が支出した額については、各府省庁から報告させておらず、集計していなかった（21ページ参照）。

また、全160対策のうち、事業実施に伴う経費が生じなかったり、各対策として実施する事業の全てが国庫補助金等の交付を受けずに地方公共団体、民間事業者等が実施する事業となっていたりする12対策を除く148対策について、各府省庁に対して、対策ごとの支出済額等を確認したところ、内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、環境省及び防衛省の6府省庁は、全ての対策について対策ごとの支出済額等を把握していたのに対して、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省及び国土交通省の5省は、一部の対策について対策ごとの支出済額等を把握していなかった。このため、148対策のうち79対策（予算総額計9299億余円。緊急対策予算全体に占める割合は25.2％）については、対策ごとの支出済額等が把握されていたが、残りの69対策（予算総額計2兆7490億余円。緊急対策予算全体に占める割合は74.7％）については、対策ごとの支出済額等が把握されていなかった（24、25ページ参照）。

平成30年度から令和3年度までの間の緊急対策予算に係る対策ごと又は対策群ごとの執行率をみたところ、80％未満となっていたものが21対策及び3対策群で、このうち5対策では40％未満となっていた。そして、執行率が80％未満となっていた21対策

及び3対策群のうち、平成30年度から令和3年度までの不用額の合計が10億円以上となっていたものは、9対策及び3対策群となっていた（26～29ページ参照）。

イ　国土強靱化基本計画によれば、3か年緊急対策は、重点化すべきプログラム等の中で特に緊急に実施すべき施策について実施することとされている。しかし、実際に、3か年緊急対策の各対策が、重点化すべきプログラム等の中のどのプログラムのどの施策に該当するのかについては、30年閣議決定、年次計画等には記載されていない。

そこで、会計検査院において、各府省庁が推進室に報告している内容に基づき、3か年緊急対策の各対策がどのプログラムのどの施策に該当するのかなどについて体系的に整理した結果、該当する施策がない対策が6対策、該当する施策はあるものの、当該施策が重点化すべきプログラム等になっていない対策が3対策見受けられた（6対策及び3対策に係る対策ごとの予算積算額は計143億6088万余円。36～38ページ参照）。

ウ　3か年緊急対策の各対策として実際に実施された事業の内容について確認したところ、会計実地検査の際に検査の対象とした事業のうち、3地方支分部局並びに10道県及び287市町村等が17対策として実施した事業の一部は、30年閣議決定等においては倒壊等の被害の生ずる可能性がある施設について耐震化を実施するなどとされている対策であるのに、同対策として新たな施設を整備する事業を実施していたり、30年閣議決定等において対策を実施するとされている施設以外の施設について事業を実施していたりなどしていて、30年閣議決定等に明記されていない内容となっていた（これらの事業に係る支出済額は計672億5208万余円。38～40ページ参照）。

エ　3年度の年次計画には、3か年緊急対策の実施結果として、各対策の予算箇所数が記載されるなどしているが、予算箇所数は、3年度末までに事業を実施することになる見込みの箇所数等となっている。

そこで、各対策の対策実施箇所数について各府省庁に確認したところ、国土交通省以外の10府省庁は、全ての対策（計93対策）について対策実施箇所数を把握していたが、国土交通省は、同省が実施している67対策のうち40対策について対策実施箇所数を把握していなかった（43～47ページ参照）。

また、一部の対策については、3か年緊急対策の実施結果として3年度の年次計画に記載されている予算箇所数が対策実施箇所数とかい離している状況となっていた（47～49ページ参照）。

オ　要検討箇所のうち対策を実施する必要があるのに対策予定箇所としなかった箇所があった8対策について、その後の状況を各府省庁において把握しているか確認したところ、8対策のうち6対策については各府省庁がその後の状況のフォローアップを行って把握していたが、2対策については把握していなかった。また、対策予定箇所のうち対策を実施しなかった箇所（精査の結果、対策を実施する必要がないことが判明した箇所を除く。）があるとしていた11対策のうち8対策については、各府省庁がその後の状況のフォローアップを行って、対策を実施する必要がある箇所が残っているかどうかを把握していたが、3対策については把握していなかった（49～52ページ参照）。

(2) 3か年緊急対策による効果の発現状況（53～65ページ参照）

ア　3か年緊急対策の各対策が該当する施策に係る脆弱性評価の実施状況について確認したところ、全160対策のうち119対策については、該当する施策が脆弱性評価の対象となっていて、フローチャートに基づき、「起きてはならない最悪の事態」をどのように回避するものであるのかが明確にされるなどしていた。

一方、残りの41対策については、該当する施策が、平成30年8月に脆弱性評価の結果が公表された後でプログラムの中の施策として新たに位置付けられた施策であるため、脆弱性評価の対象となっていなかった。そして、41対策の該当する施策については、プログラムの中の施策として新たに位置付ける際に、フローチャートのどの箇所に該当するのかを各府省庁が推進室に対して報告していたものの、その内容が公表されていなかった（41対策に係る対策ごとの予算積算額は計2043億9119万余円。54、55ページ参照）。

イ　3か年緊急対策の各対策に関連するＫＰＩの進捗状況等として年次計画に記載されている内容をみたところ、①初期値、目標年度又は目標値が記載されていない指標が7指標（4対策）、年次計画の年度よりも前の年度が目標年度として記載されるなどしている指標が3指標（3対策）あり、ＫＰＩの進捗状況を確認するのに十分なものとなっていなかったり、②前年度の年次計画から目標年度、目標値等が変更された指標について、年次計画には、どの指標をどのような理由でどのように変更したのかなどを記載することになっていないため、前年度の年次計画から目標年度、目標値等が変更された14指標（13対策）の全てについて、年次計画の記載だけでは目標年度、目標値等の変更の妥当性を検証することが困難な状況となっていたり、③

目標年度が到来した指標について目標値が達成されたかどうかを記載することになっていないため、目標年度が到来して廃止された38指標（36対策）の全てについて、目標の達成状況が明らかとなっていなかったりしていた（55～57ページ参照）。

ウ　会計実地検査の際に検査の対象とした事業のうち、法務本省、10道県及び55市町等が、33対策として実施した359事業は、事業の内容が測量業務、設計業務等のみとなっていて、工事を実施するものとなっていなかった（これらの事業に係る支出済額は計71億4811万余円）。そして、上記の359事業を実施した箇所の令和4年6月末現在の状況を確認したところ、23事業については、3か年緊急対策として実施した測量業務、設計業務等に基づき工事が別途実施されて完了していたが、残りの336事業については、工事が施工中であったり、工事にまだ着手していなかったりしていて完了しておらず、災害発生時に3か年緊急対策として実施した事業の効果が発現しない状況となっていた（工事が完了していなかった事業に係る支出済額は計69億7648万余円。59、60ページ参照）。

会計実地検査の際に検査の対象とした事業のうち、1県及び6市町が実施した5対策の9事業については、3か年緊急対策の各対策として施設や設備の整備等の事業を実施したものの、整備等を実施した施設や設備が、事業を実施した後に発生した台風等の際に破損するなどして被災していた（これらの事業に係る交付金等相当額は計1億1842万余円）。9事業について、施設や設備の整備等に係る設計及び施工の状況を確認したところ、9事業のうち1事業は、設備の設置に当たり台風等に対する検討が十分でなかったものであった（60、61ページ参照）。

3か年緊急対策の各対策として実施した事業の成果物が活用されているかについて確認したところ、会計実地検査の際に検査の対象とした事業のうち4対策として実施した事業の一部において、事業の成果物が十分に活用されるよう引き続き取り組む必要がある状況が見受けられた。また、3か年緊急対策の各対策として整備等を実施した施設及び設備に係る災害発生時に向けた対応状況について確認したところ、会計実地検査の際に検査の対象とした事業のうち8対策として実施した事業の一部において、施設及び設備の整備等の効果が災害発生時に確実に発現するよう引き続き取り組む必要がある状況が見受けられた（61～63ページ参照）。

エ　3か年緊急対策の各対策の達成目標は、必ずしも「起きてはならない最悪の事態」を回避する効果を直接捉えるものにはなっていなかった。そして、推進室によると、

3か年緊急対策については、多数の分野の施策にまたがって実施されていて、3か年緊急対策全体の効果を横断的に評価することは技術的に困難であるとしており、3か年緊急対策全体の効果を評価するための指標は設定されていなかった。

ＫＰＩの内容をみると、施策の実施状況を把握するための指標として設定されたものであるため、各施策として実施する事業の事業量を示す指標となるなどしていて、「起きてはならない最悪の事態」を回避する効果を直接捉えることができる指標ではないものが多くなっていた。

このため、会計検査院において、3か年緊急対策又は3か年緊急対策を含む施策若しくはプログラムの効果について定量的に評価するのは困難な状況となっていた（64、65ページ参照）。

2　所見

推進室及び各府省庁は、3年度以降も、国土強靱化に関する施策のうち優先順位の高いものに重点化して進める取組として5か年加速化対策の各対策を実施しており、これらの取組を含む国土強靱化に関する各種の施策について今後も多額の予算が執行されることが見込まれるところである。

ついては、推進室及び各府省庁は、次の点に留意するなどして、国土強靱化に関する施策について、透明性を確保しつつ効果的に実施する必要がある。

(1) 3か年緊急対策の実施状況及び予算の執行状況

ア　推進室において、今後、3か年緊急対策のように、国が支出する額を明示して、優先順位の高いものに重点化して進める取組については、国の支出額を各府省庁から報告させて集計するとともに、各府省庁に対して、対策ごとの支出済額等を把握して報告すること、対策ごとの支出済額等を把握することが難しい対策については、その理由や、各対策に係る予算の執行状況等に関して把握可能な情報を報告することを求めて、これらを公表することなどにより、当該取組に係る予算及びその執行状況をより適切な形で明らかにするよう検討すること。また、各府省庁において、3か年緊急対策の各対策又は各対策群のうち多額の不用額を計上することになったものについて、その原因を分析するなどして、今後同様の対策を実施する場合は、より正確な所要額の算定及び着実な事業の執行に努めること

イ　推進室において、今後、3か年緊急対策のように、優先順位の高いものに重点化して進める取組については、各対策がどのプログラムのどの施策に該当するのかなど

の位置付けを十分に確認して公表すること

ウ　推進室において、各府省庁に対して、今後、国土強靱化に関する施策を実施するに当たり、引き続き国土強靱化基本計画やこれに関連する閣議決定等において示されている内容を十分に踏まえて事業の内容を検討するとともに、3か年緊急対策として30年閣議決定等に明記されていない内容の事業が実施されていたことを踏まえて、実施する事業の内容や、必要に応じて、当該事業と国土強靱化基本計画又はこれに関連する閣議決定等において示されている内容との関係等について国民に対して十分な説明を行うよう周知すること

エ　推進室において、今後、3か年緊急対策のように優先順位の高いものに重点化して進める取組について、対策予定箇所数等をあらかじめ明示して取り組むこととする場合には、各府省庁に対して、各対策の進捗管理のために設定する対策予定箇所数等を実績が把握可能な単位により定めた上で、その実績を適切に把握するよう周知するとともに、対策予定箇所数等に係る実績についても各府省庁から報告させて公表すること

オ　各府省庁において、3か年緊急対策の実施に当たり、要検討箇所のうち対策予定箇所としなかった箇所及び対策予定箇所のうち対策が完了しなかった箇所について、防災等のために必要な事業が実施されないままとならないよう、適時適切にフォローアップを行っていくこと。また、推進室において、対策予定箇所のうち対策が完了しなかった箇所に係るフォローアップの状況を報告させ、これを取りまとめて公表すること

(2) 3か年緊急対策による効果の発現状況

ア　推進室において、今後、3か年緊急対策のように、優先順位の高いものに重点化して進める取組については、各対策に係る施策が脆弱性評価の対象となっていなかった場合でも、どの「起きてはならない最悪の事態」をどのように回避するものであるのかを公表すること

イ　推進室において、今後、年次計画の作成に当たりＫＰＩの進捗状況を各府省庁から報告させる際には、初期値、目標年度、目標値、目標年度等の変更状況及び目標年度が到来した指標に係る目標の達成状況について確実に報告させて、これを年次計画に記載することにより、施策の進捗状況をより分かりやすく公表すること

ウ　推進室において、各府省庁と連携して、3か年緊急対策の各対策として実施した事

業について、防災、減災等の効果が十分に発現するよう引き続き取り組んでいくこと

エ　推進室において、3か年緊急対策のように優先順位の高いものに重点化して進める取組の効果や、施策又はプログラムの効果に関して、的確な評価に資する指標をあらかじめ設定するなどの評価方法の改善等に引き続き努めていくこと

以上のとおり報告する。

会計検査院としては、3か年緊急対策、5か年加速化対策等の国土強靱化に関する施策の実施状況等について、今後とも引き続き検査していくこととする。

別 図 表 目 次

別図表1　3か年緊急対策として実施された事業に係る検査報告掲記事項 ・・・74
別図表2　各対策に係る予算の執行状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・76
別図表3　緊急対策予算に係る支出済額（主要経費別分類）・・・・・・・・・・90
別図表4　緊急対策予算に係る支出済額（使途別分類）・・・・・・・・・・・・91
別図表5　各対策群に係る予算の執行状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・92
別図表6　各対策の事業の内容による分類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・94
別図表7　プログラム、施策、3か年緊急対策の各対策等の関係を整理した体系図（政策体系図）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・106
別図表8　各対策として実際に実施された事業の内容と30年閣議決定等において示されている対策の内容との関係　・・・・・・・・・・・・・・・127
別図表9　各事例に係る事業主体ごとの事業数又は箇所数 ・・・・・・・・・129
別図表10　各対策の実施率の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・130
別図表11　達成目標の達成状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・162
別図表12　工事に係る設計業務等のみを内容とする事業の状況 ・・・・・・・179
別図表13　整備等を実施した施設や設備が被災していた事業の状況 ・・・・・181
別図表14　事業の成果物の活用状況の詳細　・・・・・・・・・・・・・・・・・182
別図表15　災害発生時に向けた対応状況の詳細　・・・・・・・・・・・・・・・185

別図表1　3か年緊急対策として実施された事業に係る検査報告掲記事項

検査報告	府省庁	件名等
平成30年度決算検査報告	環境省	浄化槽設置整備事業の実施に当たり、浄化槽の設置工事費の実態調査の結果を適切に反映させた標準工事費等を算定できるよう基準額の改定に関する基準を定めるとともに、実態調査の結果を適切に反映させて標準工事費等の改定を行うよう改善の処置を要求したもの（意見を表示し又は処置を要求した事項）
令和元年度決算検査報告	農林水産省	保育間伐のうち活用型の実施に当たり、災害リスク等がある箇所に該当しない伐区については、経済的合理性を勘案する際の考え方及び活用型で発生する経費と販売収入を比較するなどの方法を示した上で、造林請負契約の発注時に経済的合理性も十分に勘案するよう意見を表示したもの（意見を表示し又は処置を要求した事項）
	経済産業省	石油供給インフラ強じん化事業として実施する耐震化対策等について、耐震性能等の評価を行う際は最も条件の厳しいケースを採用するよう指導することなどにより、大規模地震等に備えて石油を持続的に安定供給し得る体制の整備を図るという事業の目的が十分に達成されるよう意見を表示したもの（意見を表示し又は処置を要求した事項）
	国土交通省	下水道管渠（きょ）の更生工事に係る更生材料費の積算に当たり、ガイドラインに準拠して施工条件との適合性等に留意した上で更生材料費の見積りなどにより経済的に優位な更生工法を選定したり、基準等に基づいて特別調査を行うなどして適正な市場価格を把握したりすることにより適切に行うよう改善させたもの（本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項）
		物件の買入れなどに係る契約について、検査職員等に対して研修を実施して会計法令に基づく検査の重要性や会計法令等の周知徹底を図ることなどにより、会計法令に基づく検査が適正に実施されるよう改善させたもの（本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項）
令和2年度決算検査報告	文部科学省	補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの（私立学校施設整備費補助金（防災機能等強化緊急特別推進事業及びＩＣＴ活用推進事業）が過大に交付されていたもの）（不当事項）
		補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの（ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金が過大に交付されていたもの）（不当事項）
	農林水産省	立木販売等における丸太のトラック運搬に係る経費の積算に当たり、複数回反復して運搬することが可能な場合に、時間制運賃の適用も考慮して適切な積算を行うよう改善の処置を要求したもの（意見を表示し又は処置を要求した事項）
	経済産業省	災害による停電時に住民拠点サービスステーションの自家発電設備が速やかに活用されるよう改善の処置を要求し、住民拠点サービスステーションの自家発電設備について必要な財産処分手続がとられるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに適時に災害時情報収集システム上における住民拠点サービスステーションの基礎情報を更新等することとするとともに、台風等の災害の場合に災害時情報収集システムを活用して情報収集や公表を行うための判断基準を設けるなどして、住民拠点サービスステーションの営業状況等を効果的に公表できる体制を整備するよう意見を表示したもの（意見を表示し又は処置を要求した事項）
	防衛省	工事の一時中止に伴う増加費用等の積算に当たり、一時中止により工期延伸する期間は共通仮設費率等の算定に用いる工期に含まないことについて確認を十分に行うなどしたり、増加費用に係る金額の妥当性を適切に確認したりすることにより、工事価格の算定が適切に行われるよう改善させたもの（本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項）
令和3年度決算検査報告	法務省	刑事施設において繰越予算により実施する改修工事等について、手引書を作成するなどした上で、矯正局、矯正管区及び刑事施設の職員に対して研修を行うとともに、刑事施設に対して適切な指導を実施することなどにより、承認を受けた事項の内容と異なる内容の事務・事業に充てることなく繰越予算が繰越制度の趣旨に沿って適切に執行されるよう改善させたもの（本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項）
	文部科学省	補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの（学校施設環境改善交付金が過大に交付されていたもの）（不当事項）

検査報告	府省庁	件名等
令和3年度決算検査報告	厚生労働省	施設整備補助金により社会福祉施設等に整備した非常用設備等について、都道府県等に対して耐震性を確保する必要があることを周知するとともに、耐震性が確保されているか確認するに当たっての留意点等を示すことなどにより、地震による停電時等に有効に機能するよう改善の処置を要求したもの（意見を表示し又は処置を要求した事項）
	農林水産省	農業農村整備事業等における公共測量の実施に当たり、他の測量計画機関等が測量成果を様々な用途に利活用できるようにするために、公共測量の手続を適切に行うように測量計画機関に対して指導又は助言を行うなどの改善の処置を要求したもの（意見を表示し又は処置を要求した事項）
		国営更新事業に係る附帯施設の機能保全計画の策定状況等を把握するために把握様式を変更等したり、これに基づき農政局等に対して機能保全計画の策定状況等を把握することなどを周知徹底したり、都道府県等に対して機能保全計画を策定することの目的等を周知徹底したりすることにより、国が負担する附帯施設の対策工事に要する費用を抑制するとともに、国営更新施設と附帯施設とが一体となって機能して国営更新事業の効果が十分発揮されるよう改善の処置を要求したもの（意見を表示し又は処置を要求した事項）
	国土交通省	シールドトンネル工事の実施に当たり、設計図書において出来形管理値を定めておらず、設計が適切でなかったため、回転によるずれが生ずるなどしていて、ジェットファンを取り付けることができない状況となっており、工事の目的を達していなかったもの（不当事項）
		補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの（擁壁の設計が適切でなかったもの）（不当事項）
		補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの（通信線等の移設に係る補償費の算定が適切でなかったもの）（不当事項）
		河道掘削に伴う建設発生土について、他の建設工事に有効に利用することにより、建設発生土の処分に係る工事費の低減を図るよう、また、河道掘削工を除根を伴う樹木伐採工と同一契約で実施する場合には、伐採樹木の根株等の体積分の数量を控除して適切に掘削土量を算定するよう改善させたもの（本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項）
		河川管理施設において、河川構造物と一体的に建設された建物については、建物の耐震診断を河川構造物の耐震性能照査と同時に行うこと、河川管理施設全体での耐震性能を確保するための対策を検討する必要があることなどを明示して周知することにより、河川管理施設全体での耐震性能を把握したり、確保するための対策を検討したりするよう改善させたもの（本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項）
		合同庁舎に入居している特別地域気象観測所における非常用電源の整備事業について、合同庁舎の自家発電設備を活用することにより、経済的に実施するよう改善させたもの（本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項）
	環境省	補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの（循環型社会形成推進交付金事業において、交付対象事業費に対象とならない建築物等の整備に要した費用を含めていたり、現場管理費等の算定が適切でなかったため交付金が過大に交付されていたりしていたもの）（不当事項）
	防衛省	建設工事に係る工事費の積算に計上される道路清掃員費について、道路清掃の目的等を踏まえた適切な必要時間数を計上することにより経済的な積算を行うよう改善させたもの（本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項）

別図表2　各対策に係る予算の執行状況

〈1〉対策の番号が52、71、77、100、129～132、137、146～149、152、157、159、160の対策として実施した事業の全部又は一部については、民間事業者等が国庫補助金等の交付を受けずに実施した事業であって、本府省庁において事業費の実績額を把握しておらず、かつ、会計検査院の検査権限が及ばなかったり、各対策として実施する事業の事業費が他の事業の事業費と区分されていなかったりなどしていて、事業費の実績額を正確に把握することができなかったため、令和2年度の予算案の作成時に各府省庁から推進室に報告された事業費の額を実績額とみなして集計している。
〈2〉対策ごとの予算総額が把握されていなかった対策や、対策ごとの予算総額と対策ごとの予算積算額が異なっている対策については、「予算総額（対策ごとの予算積算額）」に対策ごとの予算積算額を括弧書きで記載している。
〈3〉対策ごとの支出額等が把握されていなかった対策については、「事業費の実績額」「支出済額」等を網掛けにしている。

（単位：百万円）

番号	対策名	府省庁	事業費の実績額	予算総額 〔対策ごとの予算積算額〕 A 〈2〉
1	全国の河川における堤防決壊時の危険性に関する緊急対策	国土交通省		(98,417)
2	全国の河川における洪水時の危険性に関する緊急対策（河道等）	国土交通省		(345,519)
3	全国の河川における洪水時の危険性に関する緊急対策（堤防）	国土交通省		(13,417)
4	全国の河川における洪水時の危険性に関する緊急対策（ダム）	国土交通省		(19,644)
5	中小河川緊急治水対策プロジェクト（再度の氾濫防止対策）	国土交通省		(44,931)
6	中小河川緊急治水対策プロジェクト（土砂・流木対策）	国土交通省		(29,952)
7	全国の中小河川における土砂・洪水氾濫等の危険性に関する緊急対策	国土交通省		(46,469)
8	全国の内水浸水の危険性に関する緊急対策	国土交通省		(80,072)
9	全国の大河川や国土交通省所管ダムの電力供給停止時の操作確保等に関する緊急対策	国土交通省		(2,678)
10	全国の雨水ポンプ場等の耐水化に関する緊急対策	国土交通省		(4,130)
11	全国の下水道施設の電力供給停止時の操作確保等に関する緊急対策	国土交通省		(17,610)
12	全国の下水道処理場等の耐震対策等に関する緊急対策	国土交通省		(35,210)
13	全国の水門・陸閘等（海岸保全施設）の電力供給停止時の操作確保等に関する緊急対策	農林水産省・国土交通省		(178)
14	全国の海岸堤防等の高潮等に対する緊急対策	農林水産省・国土交通省		(45,777)
15	全国のインフラ・ライフラインの土砂災害に関する緊急対策	国土交通省		(32,445)
16	全国の火山における火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定等及び同計画に基づく緊急対策	国土交通省		(5,215)
17	全国の土砂災害警戒区域等における円滑な避難の確保に関する緊急対策	国土交通省		(39,099)
18	全国の海岸堤防等の耐震化に関する緊急対策	農林水産省・国土交通省		(55,654)
19	地震時等に著しく危険な密集市街地に関する緊急対策	国土交通省		(6,822)
20	ブロック塀等の安全確保に関する緊急対策	国土交通省		(10,556)

（単位：百万円）

平成30年度から令和2年度までの支出済額等						平成30年度から令和3年度までの支出済額等					
支出済額		繰越額		不用額		支出済額		繰越額		不用額	
B	執行率 B/A (%)	C	繰越率 C/A (%)	D	不用率 D/A (%)	E	執行率 E/A (%)	F	繰越率 F/A (%)	G	不用率 G/A (%)

（単位：百万円）

番号	対策名	府省庁	事業費の実績額	予算総額 〔対策ごとの予算積算額〕 A 〈2〉
21	学校施設等の耐震性及び劣化状況に関する緊急対策	文部科学省		(175,485)
22	学校施設等の構造体の耐震化に関する緊急対策	文部科学省		(108,605)
23	学校施設等のブロック塀等に関する緊急対策	文部科学省		(25,083)
24	独立行政法人等文教施設の安全確保等に関する緊急対策	文部科学省	3,238	3,342
25	学校施設における空調整備に関する緊急対策	文部科学省		(82,208)
26	社会福祉施設等の耐震化に関する緊急対策	厚生労働省		(63,812)
27	社会福祉施設等のブロック塀等に関する緊急対策	厚生労働省		(10,792)
28	自衛隊施設のブロック塀等に関する緊急対策	防衛省	1,562	1,803 (1,800)
29	ため池に関する緊急対策	農林水産省	82,555	48,534
30	国土強靱化緊急森林対策（治山施設）	農林水産省		(35,300)
31	国土強靱化緊急森林対策（海岸防災林）	農林水産省		(2,380)
32	国土強靱化緊急森林対策（流木対策）	農林水産省		(31,211)
33	国土強靱化緊急森林対策（森林整備対策）	農林水産省	49,256	30,377 (29,204)
34	自然公園等施設に関する緊急対策	環境省	12,791	14,014
35	休廃止鉱山鉱害防止等工事に関する緊急対策	経済産業省	1,156	1,152 (1,345)
36	指定管理鳥獣捕獲等に関する緊急対策	環境省	4,536	3,300
37	地籍調査緊急対策	国土交通省	11,121	5,969
38	長期相続登記等未了土地解消対応に係る緊急対策	法務省	2,917	3,821
39	自衛隊施設に関する緊急対策	防衛省	32,139	38,136 (38,100)
40	自衛隊の防災関係資機材等に関する緊急対策	防衛省	72,831	74,808 (74,800)
41	警察における災害対策に必要な資機材に関する緊急対策	警察庁	9,303	10,988
42	警察用航空機等に関する緊急対策	警察庁	17,794	17,926
43	警察用航空機の資機材に関する緊急対策	警察庁	499	674
44	警察情報通信基盤の耐災害性等に関する緊急対策	警察庁	2,681	3,866
45	警察情報通信設備・機器の整備等に関する緊急対策	警察庁	32,616	36,539
46	警察施設の耐災害性等に関する緊急対策	警察庁	47,518	18,901
47	大規模風水害・土砂災害に対応するための緊急消防援助隊に関する緊急対策	総務省	4,376	4,409

（単位：百万円）

平成30年度から令和2年度までの支出済額等						平成30年度から令和3年度までの支出済額等					
支出済額		繰越額		不用額		支出済額		繰越額		不用額	
B	執行率 B/A (%)	C	繰越率 C/A (%)	D	不用率 D/A (%)	E	執行率 E/A (%)	F	繰越率 F/A (%)	G	不用率 G/A (%)
3,238	96.8	－	－	103	3.1	3,238	96.8	－	－	103	3.1
1,562	86.6	－	－	241	13.3	1,562	86.6	－	－	241	13.3
37,170	76.5	11,008	22.6	355	0.7	47,300	97.4	588	1.2	645	1.3
29,016	95.5	978	3.2	381	1.2	29,887	98.3	10	0.0	479	1.5
8,561	61.0	996	7.1	4,456	31.8	9,332	66.5	25	0.1	4,656	33.2
548	47.5	401	34.8	202	17.5	867	75.2	－	－	285	24.7
2,820	85.4	－	－	479	14.5	2,820	85.4	－	－	479	14.5
5,909	99.0	56	0.9	3	0.0	5,966	99.9	－	－	3	0.0
2,722	71.2	195	5.1	903	23.6	2,917	76.3	－	－	903	23.6
30,543	80.0	1,640	4.3	5,952	15.6	32,139	84.2	－	－	5,996	15.7
70,101	93.7	3,793	5.0	914	1.2	72,831	97.3	968	1.2	1,008	1.3
9,303	84.6	－	－	1,685	15.3	9,303	84.6	－	－	1,685	15.3
16,962	94.6	838	4.6	125	0.6	17,794	99.2	－	－	132	0.7
499	74.0	－	－	175	25.9	499	74.0	－	－	175	25.9
2,681	69.3	－	－	1,185	30.6	2,681	69.3	－	－	1,185	30.6
32,490	88.9	126	0.3	3,922	10.7	32,616	89.2	－	－	3,922	10.7
17,369	91.8	412	2.1	1,119	5.9	17,742	93.8	－	－	1,159	6.1
4,194	95.1	182	4.1	32	0.7	4,376	99.2	－	－	32	0.7

（単位：百万円）

番号	対策名	府省庁	事業費の実績額	予算総額 〔対策ごとの予算積算額〕 A 〈2〉
48	大規模災害に対応するための航空消防防災体制に関する緊急対策	総務省	60	60
49	地域防災力の中核を担う消防団に関する緊急対策	総務省	5,987	5,797
50	災害対策本部設置庁舎及び消防庁舎の災害対応機能確保に関する緊急対策	総務省	37,734	－
51	海上保安施設に関する緊急対策	国土交通省	5,068	5,227
52	国立大学附属病院等施設の重要インフラ設備に関する緊急対策〈1〉	文部科学省		(1,387)
53	災害拠点病院等の自家発電設備の燃料確保に関する緊急対策	厚生労働省		(1,667)
54	災害拠点病院等の給水設備の強化に関する緊急対策	厚生労働省		(2,651)
55	在宅の人工呼吸器使用患者に貸与可能な簡易発電装置に関する緊急対策	厚生労働省	66	348
56	病院の耐震整備に関する緊急対策	厚生労働省		(10,772)
57	広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）を活用した情報収集体制の強化に関する緊急対策	厚生労働省	278	278
58	国立大学附属病院の医療情報システムデータバックアップ体制に係る緊急対策	文部科学省	2,000	2,000
59	原子力災害医療機関の施設に関する緊急対策	環境省	1,589	1,635
60	国立感染症研究所の自家用発電機等に関する緊急対策	厚生労働省	233	283
61	保健所の自家発電設備に関する緊急対策	厚生労働省	2,321	2,381
62	社会福祉施設等の非常用自家発電設備に関する緊急対策	厚生労働省		(3,544)
63	矯正施設等の耐震・老朽化等への緊急対策	法務省		(69,205)
64	矯正施設監視システム設備等の機能確保に関する緊急対策	法務省	10,599	10,880
65	熱中症予防のための緊急対策	環境省	321	334 (335)
66	全国地下街における安全な避難等に関する緊急対策	国土交通省	1,030	350
67	防災拠点施設となる民間高層建築物のエレベーターの地震対策に関する緊急対策	国土交通省		(791)
68	広域防災拠点となる都市公園に関する緊急対策	国土交通省		(5,525)
69	自治体庁舎等における非常用通信手段の確保に関する緊急対策	総務省	2,289	397
70	災害対策用衛星携帯電話に係る緊急対策	総務省	18	19
71	法務省の官署施設等の耐震・老朽化等への緊急対策　〈1〉	法務省		(11,108)
72	衛星携帯電話等による通信確保に関する緊急対策	法務省	83	106
73	国立大学の練習船を活用した災害支援体制の整備に関する緊急対策	文部科学省	11,312	11,342
74	災害応急対策の活動拠点となる官庁施設に関する緊急対策	国土交通省		(5,749)

（単位：百万円）

平成30年度から令和2年度までの支出済額等						平成30年度から令和3年度までの支出済額等					
支出済額		繰越額		不用額		支出済額		繰越額		不用額	
B	執行率 B/A (%)	C	繰越率 C/A (%)	D	不用率 D/A (%)	E	執行率 E/A (%)	F	繰越率 F/A (%)	G	不用率 G/A (%)
60	100.0	－	－	－	－	60	100.0	－	－	－	－
4,457	76.8	87	1.5	1,252	21.5	4,457	76.8	－	－	1,339	23.1
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
4,856	92.8	212	4.0	158	3.0	5,068	96.9	－	－	158	3.0
38	11.0	－	－	309	88.9	38	11.0	－	－	309	88.9
278	100.0	－	－	－	－	278	100.0	－	－	－	－
2,000	100.0	－	－	－	－	2,000	100.0	－	－	－	－
1,589	97.2	－	－	45	2.7	1,589	97.2	－	－	45	2.7
233	82.1	－	－	50	17.8	233	82.1	－	－	50	17.8
297	12.4	1,326	55.7	757	31.8	729	30.6	－	－	1,652	69.3
10,599	97.4	－	－	281	2.5	10,599	97.4	－	－	281	2.5
321	95.9	－	－	13	4.0	321	95.9	－	－	13	4.0
335	95.7	14	4.0	0	0.2	349	99.7	－	－	0	0.2
342	86.3	－	－	54	13.6	342	86.3	－	－	54	13.6
18	92.4	－	－	1	7.5	18	92.4	－	－	1	7.5
83	79.0	－	－	22	20.9	83	79.0	－	－	22	20.9
7,064	62.2	4,278	37.7	－	－	11,312	99.7	－	－	30	0.2

（単位：百万円）

番号	対策名	府省庁	事業費の実績額	予算総額 〔対策ごとの予算積算額〕 A 〈2〉
75	国土交通省の庁舎自家発電施設の緊急対策	国土交通省	40	40
76	沖ノ鳥島の監視設備の電源系統冗長性等に関する緊急対策	国土交通省	90	90
77	防災・減災、国土強靱化を担う建設業の担い手確保等に関する緊急対策　〈1〉	国土交通省	30	－
78	固定衛星通信設備等に関する緊急対策	環境省・内閣府	1,260	1,468
79	モニタリングポストの機能維持に関する緊急対策	環境省・内閣府	4,808	5,124
80	モニタリングポストの機能維持に関する緊急対策等（放射線測定設備・資機材等の整備）	環境省	1,628	1,851
81	放射線防護施設等に関する緊急対策	内閣府	5,662	6,714
82	準天頂衛星システムに関する緊急対策	内閣府	35,033	35,033
83	Ｌアラートを活用した災害対応支援システム構築に関する緊急対策	総務省	199	199
84	災害時における多言語音声翻訳システムの高度化のための緊急対策	総務省	799	819
85	パブリックビューイング会場等向けの避難情報の提供に係る緊急対策	総務省	119	119
86	高齢者世帯等への確実な情報伝達に関する緊急対策	総務省	4,298	－
87	陸域・海域における地震・津波・火山観測網等に関する緊急対策	文部科学省	10,426	10,531
88	全国の水文観測・監視施設の緊急対策	国土交通省		(9,407)
89	全国の大河川における情報収集に関する緊急対策	国土交通省		(580)
90	河川情報の提供方法・手段等に関する緊急対策	国土交通省		(24,750)
91	全国の内水浸水のソフト対策に関する緊急対策	国土交通省		(150)
92	高潮対策等のためのソフト対策に関する緊急対策	農林水産省・国土交通省		(1,579)
93	土砂災害対策のためのソフト対策に関する緊急対策	国土交通省		(7,052)
94	全国の火山の監視カメラ等の緊急対策	国土交通省		(1,899)
95	気象・地震等観測施設の継続性確保に関する緊急対策	国土交通省	7,093	7,356
96	気象業務を維持するための拠点施設の継続性確保に関する緊急対策	国土交通省	5,622	5,862
97	電子基準点網等に関する緊急対策	国土交通省		(2,774)
98	宅地の滑動崩落及び液状化のソフト対策に関する緊急対策	国土交通省		(6,696)
99	電力インフラの強靱化に関する緊急対策	経済産業省	52,244	51,279 (51,518)
100	風力発電の安全確保に関する緊急対策　〈1〉	経済産業省	－	－
101	製油所・油槽所に関する緊急対策	経済産業省	23,338	45,256

（単位：百万円）

平成30年度から令和2年度までの支出済額等						平成30年度から令和3年度までの支出済額等					
支出済額		繰越額		不用額		支出済額		繰越額		不用額	
B	執行率 B/A (%)	C	繰越率 C/A (%)	D	不用率 D/A (%)	E	執行率 E/A (%)	F	繰越率 F/A (%)	G	不用率 G/A (%)
40	100.0	－	－	－	－	40	100.0	－	－	－	－
90	100.0	－	－	－	－	90	100.0	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
1,045	71.1	218	14.8	204	13.9	1,260	85.8	－	－	208	14.1
4,477	87.3	412	8.0	234	4.5	4,808	93.8	－	－	315	6.1
1,628	87.9	－	－	223	12.0	1,628	87.9	－	－	223	12.0
5,661	84.3	－	－	1,052	15.6	5,661	84.3	－	－	1,052	15.6
25,167	71.8	9,865	28.1	0	0.0	35,033	99.9	－	－	0	0.0
199	99.9	－	－	0	0.0	199	99.9	－	－	0	0.0
799	97.4	－	－	20	2.5	799	97.4	－	－	20	2.5
119	99.9	－	－	0	0.0	119	99.9	－	－	0	0.0
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
6,025	57.2	4,506	42.7	－	－	10,426	99.0	105	0.9	－	－
6,613	89.9	482	6.5	260	3.5	7,093	96.4	－	－	263	3.5
5,622	95.8	－	－	240	4.1	5,622	95.8	－	－	240	4.1
42,137	82.1	－	－	9,141	17.8	42,137	82.1	－	－	9,141	17.8
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
21,625	47.7	5,416	11.9	18,215	40.2	22,533	49.7	－	－	22,723	50.2

（単位：百万円）

番号	対策名	府省庁	事業費の実績額	予算総額 〔対策ごとの予算積算額〕 A 〈2〉
102	燃料供給上重要なＳＳ（サービスステーション）等に関する緊急対策	経済産業省	26,616	19,640
103	ガス事業用ＬＮＧ基地等に関する緊急対策	経済産業省	410	580
104	高圧ガス設備の耐震補強に関する緊急対策	経済産業省	1,817	660
105	災害時に役立つ再エネ・蓄エネシステムに関する緊急対策	環境省	33,733	36,000
106	原子力規制検査の体制整備に関する緊急対策	環境省	185	209
107	農業水利施設に関する緊急対策	農林水産省	146,152	114,821 (119,129)
108	卸売市場に関する緊急対策	農林水産省	732	689
109	畜産物の安定供給上重要な畜産関係施設（乳業施設）に関する緊急対策	農林水産省	2,427	－
110	畜産物の安定供給上重要な畜産関係施設（貯乳施設（クーラーステーション））に関する緊急対策	農林水産省	14	－
111	畜産物の安定供給上重要な畜産関係施設（酪農家）に関する緊急対策	農林水産省	3,354	－
112	畜産物の安定供給上重要な畜産関係施設（食肉処理施設）に関する緊急対策	農林水産省	－	－
113	農業用ハウスの災害被害防止に関する緊急対策	農林水産省	2,262	1,561
114	流通や防災上特に重要な拠点漁港における緊急対策	農林水産省	63,831	45,300
115	全国の上水道施設（取・浄・配水場）に関する緊急対策	厚生労働省	24,493	17,836
116	全国の上水道管路に関する緊急対策	厚生労働省	79,093	35,742
117	工業用水道に関する緊急対策	経済産業省	14,168	3,500 (3,297)
118	大規模災害時にトラブル発生の危険性が高い独立行政法人関連設備の緊急対策	経済産業省	5,607	5,630
119	国立大学法人、国立研究開発法人等施設等の重要インフラ設備に関する緊急対策	文部科学省		(83,030)
120	国立大学や大学共同利用機関における最先端研究基盤に関する緊急対策	文部科学省	4,053	4,060
121	国立大学等の基盤的インフラ設備の強靭化に向けた緊急対策	文部科学省	5,410	5,784
122	大規模災害に備えた廃棄物処理体制整備緊急支援並びに一般廃棄物処理施設の整備及び更新に関する緊急対策	環境省	194,732	61,950
123	産業廃棄物不法投棄等原状回復措置に関する緊急対策	環境省	3,411	2,065
124	災害に強いリサイクル設備（省CO_2型リサイクル高度化設備）整備促進緊急対策	環境省	15,528	10,650
125	全国の浄化槽に関する緊急対策	環境省	4,772	3,000
126	浄化槽長寿命化計画策定のための緊急対策	環境省	75	78
127	ＪＥＳＣＯ高濃度ＰＣＢ処理施設に関する緊急対策	環境省	6,882	6,800
128	ＰＣＢ早期処理のための緊急対策	環境省	656	684

（単位：百万円）

平成30年度から令和2年度までの支出済額等						平成30年度から令和3年度までの支出済額等					
支出済額		繰越額		不用額		支出済額		繰越額		不用額	
B	執行率 B/A (%)	C	繰越率 C/A (%)	D	不用率 D/A (%)	E	執行率 E/A (%)	F	繰越率 F/A (%)	G	不用率 G/A (%)
17,837	90.8	778	3.9	1,024	5.2	18,592	94.6	－	－	1,047	5.3
237	40.9	－	－	342	59.0	237	40.9	－	－	342	59.0
637	96.5	－	－	22	3.4	637	96.5	－	－	22	3.4
17,743	49.2	1,990	5.5	16,265	45.1	19,336	53.7	139	0.3	16,524	45.9
185	88.5	－	－	23	11.4	185	88.5	－	－	23	11.4
98,925	86.1	15,445	13.4	451	0.3	113,370	98.7	980	0.8	470	0.4
78	11.3	142	20.6	468	67.9	215	31.2	－	－	473	68.7
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
1,040	66.6	－	－	520	33.3	1,040	66.6	－	－	520	33.3
41,411	91.4	3,447	7.6	441	0.9	44,830	98.9	－	－	469	1.0
3,168	17.7	4,621	25.9	10,045	56.3	3,479	19.5	－	－	14,356	80.4
19,849	55.5	12,961	36.2	2,931	8.2	20,960	58.6	－	－	14,781	41.3
2,831	80.9	252	7.2	415	11.8	3,073	87.8	－	－	426	12.1
5,607	99.6	－	－	22	0.3	5,607	99.6	－	－	22	0.3
4,053	99.8	－	－	6	0.1	4,053	99.8	－	－	6	0.1
4,087	70.6	1,696	29.3	－	－	5,410	93.5	374	6.4	－	－
60,403	97.5	315	0.5	1,230	1.9	60,691	97.9	－	－	1,258	2.0
1,139	55.1	490	23.7	436	21.1	1,501	72.6	－	－	564	27.3
6,765	63.5	3,093	29.0	791	7.4	8,864	83.2	962	9.0	822	7.7
1,427	47.5	469	15.6	1,102	36.7	1,808	60.2	－	－	1,191	39.7
75	97.3	－	－	2	2.6	75	97.3	－	－	2	2.6
6,800	100.0	－	－	－	－	6,800	100.0	－	－	－	－
656	95.8	－	－	28	4.1	656	95.8	－	－	28	4.1

（単位：百万円）

番号	対策名	府省庁	事業費の実績額	予算総額 〔対策ごとの予算積算額〕 A 〈2〉
129	航空輸送上重要な空港等に関する緊急対策（基本施設）　〈1〉	国土交通省		(19,083)
130	航空輸送上重要な空港等に関する緊急対策（無線施設等）　〈1〉	国土交通省		(3,999)
131	航空輸送上重要な空港等に関する緊急対策（ターミナルビル）〈1〉	国土交通省	31,008	－
132	航空輸送上重要な空港等に関する緊急対策（空港ＢＣＰ）　〈1〉	国土交通省	100	－
133	航空輸送上重要な空港等に関する緊急対策（航空路施設）	国土交通省	32	518
134	全国の航路標識に関する緊急対策（電源設備）	国土交通省	193	330
135	全国の航路標識に関する緊急対策（海水浸入防止対策等）	国土交通省	3,595	4,194
136	信号機電源付加装置の更新・整備に関する緊急対策	警察庁	2,456	1,103
137	道路法面・盛土等に関する緊急対策（法面・盛土対策、道路拡幅等）　〈1〉	国土交通省		(345,072)
138	道路の排水施設等に関する緊急対策	国土交通省		(127,683)
139	道路における越波・津波に関する緊急対策	国土交通省		(25,891)
140	道路橋・道の駅等の耐震補強に関する緊急対策	国土交通省		(127,586)
141	全国の踏切道に関する緊急対策	国土交通省		(29,786)
142	道路における無停電設備等に関する緊急対策	国土交通省		(47,240)
143	大雪時の車両滞留危険箇所に関する緊急対策	国土交通省		(71,200)
144	市街地における電柱に関する緊急対策	国土交通省		(66,474)
145	緊急輸送路等に布設されている下水道管路に関する緊急対策	国土交通省		(40,059)
146	豪雨による鉄道河川橋梁の流失・傾斜に関する緊急対策　〈1〉	国土交通省		(221)
147	豪雨による鉄道隣接斜面の崩壊に関する緊急対策　〈1〉	国土交通省		(1,760)
148	地下鉄、地下駅等の浸水に関する緊急対策　〈1〉	国土交通省		(246)
149	大規模地震による駅、高架橋等の倒壊・損傷に関する緊急対策〈1〉	国土交通省		(3,749)
150	全国の主要な外貿コンテナターミナルに関する緊急対策	国土交通省		(34,680)
151	全国の主要な内貿ユニットロードターミナルに関する緊急対策	国土交通省		(10,283)
152	全国の主要なクルーズターミナルに関する緊急対策　〈1〉	国土交通省	100	－
153	全国の主要な緊急物資輸送ターミナルに関する緊急対策	国土交通省		(23,880)
154	全国の主要な臨港道路に関する緊急対策	国土交通省		(24,485)
155	全国の主要な防波堤に関する緊急対策	国土交通省		(19,245)

（単位：百万円）

平成30年度から令和2年度までの支出済額等						平成30年度から令和3年度までの支出済額等					
支出済額		繰越額		不用額		支出済額		繰越額		不用額	
B	執行率 B/A (%)	C	繰越率 C/A (%)	D	不用率 D/A (%)	E	執行率 E/A (%)	F	繰越率 F/A (%)	G	不用率 G/A (%)
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
32	6.3	－	－	485	93.6	32	6.3	－	－	485	93.6
167	50.7	69	20.9	93	28.3	193	58.4	22	6.8	114	34.6
2,812	67.0	833	19.8	547	13.0	3,595	85.7	40	0.9	557	13.3
1,084	98.2	－	－	19	1.7	1,084	98.2	－	－	19	1.7
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

（単位：百万円）

番号	対策名	府省庁	事業費の実績額	予算総額 〔対策ごとの予算積算額〕 A 〈2〉
156	海岸漂着物等に関する緊急対策	環境省	8,599	6,795 (6,600)
157	携帯電話基地局に関する緊急対策　〈1〉	総務省	4,270	229
158	地上基幹放送設備に関する緊急対策	総務省	952	993
159	ケーブルテレビ事業者の光ケーブル化に関する緊急対策　〈1〉	総務省	19,708	6,809
160	新幹線における外国人旅行客等の情報入手に関する緊急対策　〈1〉	国土交通省	5,000	－
対策ごとの支出額等が把握されていた対策（79対策）の計			1,254,966	929,977 (933,098)
対策ごとの支出額等が把握されていなかった対策（69対策）の計			4,870,200	2,749,064 (2,741,634)
事業実施に伴う経費が生じないなどの対策（12対策）の計			84,067	－
合計			6,209,234	3,679,041 (3,674,733)

（単位：百万円）

平成30年度から令和2年度までの支出済額等						平成30年度から令和3年度までの支出済額等					
支出済額		繰越額		不用額		支出済額		繰越額		不用額	
B	執行率 B/A (%)	C	繰越率 C/A (%)	D	不用率 D/A (%)	E	執行率 E/A (%)	F	繰越率 F/A (%)	G	不用率 G/A (%)
6,280	92.4	－	－	514	7.5	6,280	92.4	－	－	514	7.5
170	74.3	－	－	59	25.6	170	74.3	－	－	59	25.6
952	95.9	－	－	40	4.0	952	95.9	－	－	40	4.0
5,520	81.0	428	6.2	860	12.6	5,948	87.3	－	－	860	12.6
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
741,513	79.7	94,487	10.1	93,976	10.1	808,502	86.9	4,218	0.4	117,256	12.6
2,257,890	82.1	399,755	14.5	91,417	3.3	2,618,665	95.2	23,899	0.8	106,499	3.8
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
2,999,404	81.5	494,243	13.4	185,394	5.0	3,427,167	93.1	28,118	0.7	223,756	6.0

別図表3　緊急対策予算に係る支出済額（主要経費別分類）

（単位：百万円）

主要経費別分類	支出済額	割合(%)
生活扶助等社会福祉費	57,945	1.6
保健衛生対策費	30,678	0.8
科学技術振興費	40,803	1.1
文教施設費	242,383	7.0
教育振興助成費	182,566	5.3
防衛関係費	106,532	3.1
治山治水対策事業費	606,185	17.6
道路整備事業費	351,358	10.2
港湾空港鉄道等整備事業費	139,639	4.0
住宅都市環境整備事業費	79,562	2.3
公園水道廃棄物処理等施設整備費	75,692	2.2
農林水産基盤整備事業費	249,698	7.2
社会資本総合整備事業費	855,454	24.9
エネルギー対策費	123,302	3.5
食料安定供給関係費	1,256	0.0
その他の事項経費	284,106	8.2
計	3,427,167	100.0

別図表4　緊急対策予算に係る支出済額（使途別分類）

（単位：百万円）

使途別分類	支出済額	割合(%)
旅費	151	0.0
物件費	167,274	4.8
施設費	1,353,326	39.4
補助費・委託費	1,902,214	55.5
その他	4,200	0.1
計	3,427,167	100.0

別図表5　各対策群に係る予算の執行状況

（単位：百万円）

番号 注(1)	対策群に係る対策の府省庁、分野及び対策数 注(2)	府省庁	事業費の実績額	予算総額 A
63、71	法務省の災害対応基盤施設の分野に係る2対策	法務省	75,795	80,314
21～23、25、52、119	文部科学省の教育及び病院の分野に係る6対策	文部科学省	1,123,759	475,800
26、27、62	厚生労働省の福祉の分野に係る3対策	厚生労働省	133,297	77,562
53、54、56	厚生労働省の病院の分野に係る3対策		71,956	15,090
30～32	農林水産省の治山及び森林の分野に係る3対策	農林水産省	97,421	70,636
1～20、67、68、74、88～94、97、98、137～145、150、151、153～155	農林水産省及び国土交通省の海岸の分野並びに国土交通省の河川、砂防、下水道、市街地、災害対応基盤施設、観測、宅地、道路及び港湾の分野に係る46対策	農林水産省・国土交通省	3,265,415	1,999,551
129、130	国土交通省の空港の分野に係る2対策	国土交通省	44,725	23,082
146～149	国土交通省の鉄道の分野に係る4対策		57,828	7,024
計（8対策群に係る69対策）			4,870,200	2,749,064

注(1)　各対策群に係る対策の番号を記載している。

注(2)　「分野」は、30年閣議決定等における各対策の分類を記載している。

（単位：百万円）

平成30年度から令和2年度までの支出済額等						平成30年度から令和3年度までの支出済額等					
支出済額		繰越額		不用額		支出済額		繰越額		不用額	
B	執行率 B/A (%)	C	繰越率 C/A (%)	D	不用率 D/A (%)	E	執行率 E/A (%)	F	繰越率 F/A (%)	G	不用率 G/A (%)
61,403	76.4	17,610	21.9	1,300	1.6	74,770	93.0	3,796	4.7	1,747	2.1
374,766	78.7	56,796	11.9	44,237	9.2	421,402	88.5	939	0.1	53,457	11.2
45,889	59.1	17,394	22.4	14,277	18.4	57,945	74.7	1,352	1.7	18,264	23.5
6,168	40.8	339	2.2	8,583	56.8	6,507	43.1	－	－	8,583	56.8
59,910	84.8	8,230	11.6	2,495	3.5	67,448	95.4	257	0.3	2,930	4.1
1,686,446	84.3	295,416	14.7	17,688	0.8	1,963,629	98.2	17,372	0.8	18,549	0.9
18,594	80.5	3,134	13.5	1,354	5.8	21,728	94.1	－	－	1,354	5.8
4,710	67.0	833	11.8	1,480	21.0	5,230	74.4	181	2.5	1,611	22.9
2,257,890	82.1	399,755	14.5	91,417	3.3	2,618,665	95.2	23,899	0.8	106,499	3.8

別図表6　各対策の事業の内容による分類

〈1〉「観点及び項目」は図表0-4の記載に対応している。
〈2〉「事業の主な内容」の①から⑤までの複数の分類に該当する対策があるため、①から⑥までの対策数を合計しても計欄と一致しない。

番号	対策名	府省庁	観点及び項目	事業の主な内容					
				①非常用電源の確保に関する対策	②インフラ施設の耐震化に関する対策	③高潮又は洪水による浸水対策	④情報システムに関する対策	⑤土砂対策	⑥その他
1	全国の河川における堤防決壊時の危険性に関する緊急対策	国土交通省	Ⅰ(1)			○			
2	全国の河川における洪水時の危険性に関する緊急対策（河道等）	国土交通省				○			
3	全国の河川における洪水時の危険性に関する緊急対策（堤防）	国土交通省				○			
4	全国の河川における洪水時の危険性に関する緊急対策（ダム）	国土交通省				○			
5	中小河川緊急治水対策プロジェクト（再度の氾濫防止対策）	国土交通省				○			
6	中小河川緊急治水対策プロジェクト（土砂・流木対策）	国土交通省						○	
7	全国の中小河川における土砂・洪水氾濫等の危険性に関する緊急対策	国土交通省				○		○	
8	全国の内水浸水の危険性に関する緊急対策	国土交通省				○			
9	全国の大河川や国土交通省所管ダムの電力供給停止時の操作確保等に関する緊急対策	国土交通省		○					
10	全国の雨水ポンプ場等の耐水化に関する緊急対策	国土交通省				○			
11	全国の下水道施設の電力供給停止時の操作確保等に関する緊急対策	国土交通省		○					
12	全国の下水道処理場等の耐震対策等に関する緊急対策	国土交通省			○				
13	全国の水門・陸閘等（海岸保全施設）の電力供給停止時の操作確保等に関する緊急対策	農林水産省・国土交通省		○					
14	全国の海岸堤防等の高潮等に対する緊急対策	農林水産省・国土交通省				○			
15	全国のインフラ・ライフラインの土砂災害に関する緊急対策	国土交通省						○	
16	全国の火山における火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定等及び同計画に基づく緊急対策	国土交通省						○	
17	全国の土砂災害警戒区域等における円滑な避難の確保に関する緊急対策	国土交通省						○	
18	全国の海岸堤防等の耐震化に関する緊急対策	農林水産省・国土交通省			○				
19	地震時等に著しく危険な密集市街地に関する緊急対策	国土交通省							○
20	ブロック塀等の安全確保に関する緊急対策	国土交通省			○				
21	学校施設等の耐震性及び劣化状況に関する緊急対策	文部科学省			○				
22	学校施設等の構造体の耐震化に関する緊急対策	文部科学省			○				
23	学校施設等のブロック塀等に関する緊急対策	文部科学省			○				
24	独立行政法人等文教施設の安全確保等に関する緊急対策	文部科学省		○	○				
25	学校施設における空調整備に関する緊急対策	文部科学省			○				
26	社会福祉施設等の耐震化に関する緊急対策	厚生労働省		○	○				

既存事業等との関係						プログラム等との関係		脆弱性評価
既存事業との関係			3か年緊急対策の後に実施する事業との関係			該当する施策がない対策	該当する施策が重点化すべきプログラム等になっていない対策	脆弱性評価の対象となっていなかった対策
以前から実施していたものと同様の事業を実施	新たな内容の事業を実施	以前から実施していたものと同様の事業と新たな内容の事業の両方を実施	引き続き同様の事業を実施している	同様の事業を実施していない	引き続き同様の事業を実施しているものと実施していないものがある			
○			○					
○			○					
○			○					
		○			○			
○			○					
○			○					
		○			○			
○			○					
○			○					
○			○					
○			○					
○			○					
○			○					
○			○					
○			○					
○			○					
○			○					
		○			○			
○			○					
	○		○					
○			○					
○			○					
		○			○			
○			○					○
○				○				
○			○					

番号	対策名	府省庁	観点及び項目	事業の主な内容					
				①非常用電源の確保に関する対策	②インフラ施設の耐震化に関する対策	③高潮又は洪水による浸水対策	④情報システムに関する対策	⑤土砂対策	⑥その他
27	社会福祉施設等のブロック塀等に関する緊急対策	厚生労働省	Ⅰ(1)		○				
28	自衛隊施設のブロック塀等に関する緊急対策	防衛省			○				
29	ため池に関する緊急対策	農林水産省			○	○			
30	国土強靱化緊急森林対策（治山施設）	農林水産省						○	
31	国土強靱化緊急森林対策（海岸防災林）	農林水産省				○			
32	国土強靱化緊急森林対策（流木対策）	農林水産省						○	
33	国土強靱化緊急森林対策（森林整備対策）	農林水産省						○	
34	自然公園等施設に関する緊急対策	環境省							○
35	休廃止鉱山鉱害防止等工事に関する緊急対策	経済産業省			○				
36	指定管理鳥獣捕獲等に関する緊急対策	環境省							○
37	地籍調査緊急対策	国土交通省							○
38	長期相続登記等未了土地解消対応に係る緊急対策	法務省							○
39	自衛隊施設に関する緊急対策	防衛省	Ⅰ(2)	○	○				
40	自衛隊の防災関係資機材等に関する緊急対策	防衛省							○
41	警察における災害対策に必要な資機材に関する緊急対策	警察庁				○			
42	警察用航空機等に関する緊急対策	警察庁							○
43	警察用航空機の資機材に関する緊急対策	警察庁							○
44	警察情報通信基盤の耐災害性等に関する緊急対策	警察庁		○	○				
45	警察情報通信設備・機器の整備等に関する緊急対策	警察庁							○
46	警察施設の耐災害性等に関する緊急対策	警察庁		○	○				
47	大規模風水害・土砂災害に対応するための緊急消防援助隊に関する緊急対策	総務省						○	
48	大規模災害に対応するための航空消防防災体制に関する緊急対策	総務省					○		
49	地域防災力の中核を担う消防団に関する緊急対策	総務省							○
50	災害対策本部設置庁舎及び消防庁舎の災害対応機能確保に関する緊急対策	総務省		○	○				
51	海上保安施設に関する緊急対策	国土交通省		○	○				
52	国立大学附属病院等施設の重要インフラ設備に関する緊急対策	文部科学省		○	○	○			
53	災害拠点病院等の自家発電設備の燃料確保に関する緊急対策	厚生労働省		○					
54	災害拠点病院等の給水設備の強化に関する緊急対策	厚生労働省							○

既存事業等との関係						プログラム等との関係		脆弱性評価
既存事業との関係			3か年緊急対策の後に実施する事業との関係			該当する施策がない対策	該当する施策が重点化すべきプログラム等になっていない対策	脆弱性評価の対象となっていなかった対策
以前から実施していたものと同様の事業を実施	新たな内容の事業を実施	以前から実施していたものと同様の事業と新たな内容の事業の両方を実施	引き続き同様の事業を実施している	同様の事業を実施していない	引き続き同様の事業を実施しているものと実施していないものがある			
○			○					
○				○		○		
○			○					
○			○					
○			○					
○			○					
○			○					
○			○					
○			○				○	○
○			○					
○			○					
	○		○				○	○
○			○					
○					○			○
		○	○					
○			○					
		○	○					
○			○					
○			○					
○			○					
○				○				
○			○					
	○		○					
○			○					
○			○					○
○					○			
○			○					○
○			○					○

番号	対策名	府省庁	観点及び項目	事業の主な内容					
				①非常用電源の確保に関する対策	②インフラ施設の耐震化に関する対策	③高潮又は洪水による浸水対策	④情報システムに関する対策	⑤土砂対策	⑥その他
55	在宅の人工呼吸器使用患者に貸与可能な簡易発電装置に関する緊急対策	厚生労働省	Ⅰ(2)	○					
56	病院の耐震整備に関する緊急対策	厚生労働省			○				
57	広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）を活用した情報収集体制の強化に関する緊急対策	厚生労働省					○		
58	国立大学附属病院の医療情報システムデータバックアップ体制に係る緊急対策	文部科学省					○		
59	原子力災害医療機関の施設に関する緊急対策	環境省							○
60	国立感染症研究所の自家用発電機等に関する緊急対策	厚生労働省		○					
61	保健所の自家発電設備に関する緊急対策	厚生労働省		○					
62	社会福祉施設等の非常用自家発電設備に関する緊急対策	厚生労働省		○					
63	矯正施設等の耐震・老朽化等への緊急対策	法務省			○				
64	矯正施設監視システム設備等の機能確保に関する緊急対策	法務省		○			○		
65	熱中症予防のための緊急対策	環境省					○		
66	全国地下街における安全な避難等に関する緊急対策	国土交通省		○	○	○			
67	防災拠点施設となる民間高層建築物のエレベーターの地震対策に関する緊急対策	国土交通省			○				
68	広域防災拠点となる都市公園に関する緊急対策	国土交通省		○	○	○			
69	自治体庁舎等における非常用通信手段の確保に関する緊急対策	総務省							○
70	災害対策用衛星携帯電話に係る緊急対策	総務省							○
71	法務省の官署施設等の耐震・老朽化等への緊急対策	法務省		○	○				
72	衛星携帯電話等による通信確保に関する緊急対策	法務省							○
73	国立大学の練習船を活用した災害支援体制の整備に関する緊急対策	文部科学省							○
74	災害応急対策の活動拠点となる官庁施設に関する緊急対策	国土交通省		○		○			
75	国土交通省の庁舎自家発電施設の緊急対策	国土交通省		○					
76	沖ノ鳥島の監視設備の電源系統冗長性等に関する緊急対策	国土交通省					○		
77	防災・減災、国土強靱化を担う建設業の担い手確保等に関する緊急対策	国土交通省							○
78	固定衛星通信設備等に関する緊急対策	環境省・内閣府				○		○	
79	モニタリングポストの機能維持に関する緊急対策	環境省・内閣府		○			○		
80	モニタリングポストの機能維持に関する緊急対策等（放射線測定設備・資機材等の整備）	環境省					○		
81	放射線防護施設等に関する緊急対策	内閣府							○

既存事業等との関係						プログラム等との関係		脆弱性評価
既存事業との関係			3か年緊急対策の後に実施する事業との関係			該当する施策がない対策	該当する施策が重点化すべきプログラム等になっていない対策	脆弱性評価の対象となっていなかった対策
以前から実施していたものと同様の事業を実施	新たな内容の事業を実施	以前から実施していたものと同様の事業と新たな内容の事業の両方を実施	引き続き同様の事業を実施している	同様の事業を実施していない	引き続き同様の事業を実施しているものと実施していないものがある			
	○		○					○
○			○					
○			○					○
○			○					○
	○		○					○
	○			○				○
	○			○			○	○
○			○					
○			○					
○			○					
○					○			○
○			○					
○			○					○
○			○					
	○		○					
○			○			○		
○			○					
○			○					○
○			○					○
○			○					
○			○					○
○			○					
○			○					
○					○			○
○					○			○
○			○					○
		○	○					

番号	対策名	府省庁	観点及び項目	事業の主な内容					
				①非常用電源の確保に関する対策	②インフラ施設の耐震化に関する対策	③高潮又は洪水による浸水対策	④情報システムに関する対策	⑤土砂対策	⑥その他
82	準天頂衛星システムに関する緊急対策	内閣府	Ⅰ(3)				○		
83	Ｌアラートを活用した災害対応支援システム構築に関する緊急対策	総務省					○		
84	災害時における多言語音声翻訳システムの高度化のための緊急対策	総務省					○		
85	パブリックビューイング会場等向けの避難情報の提供に係る緊急対策	総務省					○		
86	高齢者世帯等への確実な情報伝達に関する緊急対策	総務省							○
87	陸域・海域における地震・津波・火山観測網等に関する緊急対策	文部科学省					○		
88	全国の水文観測・監視施設の緊急対策	国土交通省		○		○	○		
89	全国の大河川における情報収集に関する緊急対策	国土交通省							○
90	河川情報の提供方法・手段等に関する緊急対策	国土交通省				○	○	○	
91	全国の内水浸水のソフト対策に関する緊急対策	国土交通省					○		
92	高潮対策等のためのソフト対策に関する緊急対策	農林水産省・国土交通省				○			
93	土砂災害対策のためのソフト対策に関する緊急対策	国土交通省					○	○	
94	全国の火山の監視カメラ等の緊急対策	国土交通省		○					
95	気象・地震等観測施設の継続性確保に関する緊急対策	国土交通省		○			○		
96	気象業務を維持するための拠点施設の継続性確保に関する緊急対策	国土交通省		○					
97	電子基準点網等に関する緊急対策	国土交通省				○	○		
98	宅地の滑動崩落及び液状化のソフト対策に関する緊急対策	国土交通省							○
99	電力インフラの強靱化に関する緊急対策	経済産業省	Ⅱ(1)	○			○		
100	風力発電の安全確保に関する緊急対策	経済産業省							○
101	製油所・油槽所に関する緊急対策	経済産業省		○	○				
102	燃料供給上重要なＳＳ（サービスステーション）等に関する緊急対策	経済産業省		○			○		
103	ガス事業用ＬＮＧ基地等に関する緊急対策	経済産業省		○					
104	高圧ガス設備の耐震補強に関する緊急対策	経済産業省			○				
105	災害時に役立つ再エネ・蓄エネシステムに関する緊急対策	環境省		○					
106	原子力規制検査の体制整備に関する緊急対策	環境省					○		
107	農業水利施設に関する緊急対策	農林水産省	Ⅱ(2)	○	○	○	○	○	
108	卸売市場に関する緊急対策	農林水産省		○					

既存事業等との関係						プログラム等との関係		脆弱性評価
既存事業との関係			3か年緊急対策の後に実施する事業との関係			該当する施策がない対策	該当する施策が重点化すべきプログラム等になっていない対策	脆弱性評価の対象となっていなかった対策
以前から実施していたものと同様の事業を実施	新たな内容の事業を実施	以前から実施していたものと同様の事業と新たな内容の事業の両方を実施	引き続き同様の事業を実施している	同様の事業を実施していない	引き続き同様の事業を実施しているものと実施していないものがある			
○			○					
○				○				
	○			○				○
	○			○				○
○			○					
		○	○					
○			○					
○			○					
○			○					
○			○					
		○			○			
○			○					
○			○					
○			○					
○			○					
○			○					
		○			○			
		○			○			
○				○		○		
○			○					
○				○				
	○			○				○
○				○				
○					○			○
	○		○					○
		○	○					
○			○					

番号	対策名	府省庁	観点及び項目	事業の主な内容					
				①非常用電源の確保に関する対策	②インフラ施設の耐震化に関する対策	③高潮又は洪水による浸水対策	④情報システムに関する対策	⑤土砂対策	⑥その他
109	畜産物の安定供給上重要な畜産関係施設（乳業施設）に関する緊急対策	農林水産省	Ⅱ(2)	○					
110	畜産物の安定供給上重要な畜産関係施設（貯乳施設（クーラーステーション））に関する緊急対策	農林水産省		○					
111	畜産物の安定供給上重要な畜産関係施設（酪農家）に関する緊急対策	農林水産省		○					
112	畜産物の安定供給上重要な畜産関係施設（食肉処理施設）に関する緊急対策	農林水産省		○					
113	農業用ハウスの災害被害防止に関する緊急対策	農林水産省							○
114	流通や防災上特に重要な拠点漁港における緊急対策	農林水産省		○	○				
115	全国の上水道施設（取・浄・配水場）に関する緊急対策	厚生労働省		○	○	○		○	
116	全国の上水道管路に関する緊急対策	厚生労働省			○				
117	工業用水道に関する緊急対策	経済産業省		○	○	○			
118	大規模災害時にトラブル発生の危険性が高い独立行政法人関連設備の緊急対策	経済産業省		○	○				
119	国立大学法人、国立研究開発法人等施設等の重要インフラ設備に関する緊急対策	文部科学省		○	○	○			
120	国立大学や大学共同利用機関における最先端研究基盤に関する緊急対策	文部科学省					○		
121	国立大学等の基盤的インフラ設備の強靱化に向けた緊急対策	文部科学省					○		
122	大規模災害に備えた廃棄物処理体制整備緊急支援並びに一般廃棄物処理施設の整備及び更新に関する緊急対策	環境省		○	○	○			
123	産業廃棄物不法投棄等原状回復措置に関する緊急対策	環境省							○
124	災害に強いリサイクル設備（省CO_2型リサイクル高度化設備）整備促進緊急対策	環境省							○
125	全国の浄化槽に関する緊急対策	環境省							○
126	浄化槽長寿命化計画策定のための緊急対策	環境省							○
127	ＪＥＳＣＯ高濃度ＰＣＢ処理施設に関する緊急対策	環境省							○
128	ＰＣＢ早期処理のための緊急対策	環境省							○
129	航空輸送上重要な空港等に関する緊急対策（基本施設）	国土交通省	Ⅱ(3)		○	○			
130	航空輸送上重要な空港等に関する緊急対策（無線施設等）	国土交通省		○		○			
131	航空輸送上重要な空港等に関する緊急対策（ターミナルビル）	国土交通省			○	○			
132	航空輸送上重要な空港等に関する緊急対策（空港ＢＣＰ）	国土交通省							○
133	航空輸送上重要な空港等に関する緊急対策（航空路施設）	国土交通省		○		○			
134	全国の航路標識に関する緊急対策（電源設備）	国土交通省		○					

既存事業等との関係						プログラム等との関係		脆弱性評価
既存事業との関係			3か年緊急対策の後に実施する事業との関係			該当する施策がない対策	該当する施策が重点化すべきプログラム等になっていない対策	脆弱性評価の対象となっていなかった対策
以前から実施していたものと同様の事業を実施	新たな内容の事業を実施	以前から実施していたものと同様の事業と新たな内容の事業の両方を実施	引き続き同様の事業を実施している	同様の事業を実施していない	引き続き同様の事業を実施しているものと実施していないものがある			
	○		○					○
○			○					○
○			○					○
○			○					○
	○			○				○
○			○					
		○	○					
○			○					
○			○					
○			○					○
○			○					
	○		○					○
	○		○					○
○			○					
○			○					○
○			○					○
○			○					
	○		○					
○			○					○
○			○					○
○			○					
○			○			○		
○			○			○		
○			○					
	○		○					
○			○					

番号	対策名	府省庁	観点及び項目	事業の主な内容					
				①非常用電源の確保に関する対策	②インフラ施設の耐震化に関する対策	③高潮又は洪水による浸水対策	④情報システムに関する対策	⑤土砂対策	⑥その他
135	全国の航路標識に関する緊急対策（海水浸入防止対策等）	国土交通省	Ⅱ(3)						○
136	信号機電源付加装置の更新・整備に関する緊急対策	警察庁							○
137	道路法面・盛土等に関する緊急対策（法面・盛土対策、道路拡幅等）	国土交通省					○	○	
138	道路の排水施設等に関する緊急対策	国土交通省				○			
139	道路における越波・津波に関する緊急対策	国土交通省				○			
140	道路橋・道の駅等の耐震補強に関する緊急対策	国土交通省			○				
141	全国の踏切道に関する緊急対策	国土交通省							○
142	道路における無停電設備等に関する緊急対策	国土交通省		○					
143	大雪時の車両滞留危険箇所に関する緊急対策	国土交通省							○
144	市街地における電柱に関する緊急対策	国土交通省							○
145	緊急輸送路等に布設されている下水道管路に関する緊急対策	国土交通省			○				
146	豪雨による鉄道河川橋梁の流失・傾斜に関する緊急対策	国土交通省					○		
147	豪雨による鉄道隣接斜面の崩壊に関する緊急対策	国土交通省						○	
148	地下鉄、地下駅等の浸水に関する緊急対策	国土交通省		○		○			
149	大規模地震による駅、高架橋等の倒壊・損傷に関する緊急対策	国土交通省			○				
150	全国の主要な外貿コンテナターミナルに関する緊急対策	国土交通省			○	○			
151	全国の主要な内貿ユニットロードターミナルに関する緊急対策	国土交通省		○	○	○			
152	全国の主要なクルーズターミナルに関する緊急対策	国土交通省							○
153	全国の主要な緊急物資輸送ターミナルに関する緊急対策	国土交通省			○				
154	全国の主要な臨港道路に関する緊急対策	国土交通省			○	○			
155	全国の主要な防波堤に関する緊急対策	国土交通省				○			
156	海岸漂着物等に関する緊急対策	環境省							○
157	携帯電話基地局に関する緊急対策	総務省	Ⅱ(4)						○
158	地上基幹放送設備に関する緊急対策	総務省					○		
159	ケーブルテレビ事業者の光ケーブル化に関する緊急対策	総務省							○
160	新幹線における外国人旅行客等の情報入手に関する緊急対策	国土交通省							○
小計				50対策	44対策	37対策	28対策	16対策	40対策
計				160対策					

既存事業等との関係						プログラム等との関係		脆弱性評価
既存事業との関係			3か年緊急対策の後に実施する事業との関係			該当する施策がない対策	該当する施策が重点化すべきプログラム等になっていない対策	脆弱性評価の対象となっていなかった対策
以前から実施していたものと同様の事業を実施	新たな内容の事業を実施	以前から実施していたものと同様の事業と新たな内容の事業の両方を実施	引き続き同様の事業を実施している	同様の事業を実施していない	引き続き同様の事業を実施しているものと実施していないものがある			
○			○					
○			○					
○			○					
○			○					
○			○					
○			○					
○			○					
○			○					
○			○					
○			○					
○			○					
○			○					
○			○					○
○			○					○
○			○					
○			○					
○			○					
○			○					
○			○					
○			○					
○			○					
○			○					
○			○					○
		○			○			
	○			○		○		
○			○					
○			○					
127対策	19対策	14対策	132対策	14対策	14対策	6対策	3対策	41対策
160対策			160対策			6対策	3対策	41対策

別図表7　プログラム、施策、3か年緊急対策の各対策等の関係を整理した体系図（政策体系図）

〈1〉施策やＫＰＩの名称が変更されている場合には、令和元年度から3年度までの年次計画のうち、当該施策やＫＰＩが記載されている直近の年度の年次計画における名称を「施策名」又は「ＫＰＩ」に記載している。
〈2〉「対策名」及び「ＫＰＩ」は、令和元年度から3年度までのいずれかの年度の年次計画において、各施策に該当する対策又は各対策に関連するＫＰＩとされているものを記載している。
〈3〉該当するプログラムが複数ある施策については、主たるプログラムとして整理されているプログラムの施策として記載している。一方、該当する施策が複数ある対策については、それぞれの施策に該当するものとして記載している。
〈4〉「プログラム等の番号」は、「起きてはならない最悪の事態」に付された番号であり、これを回避するためのプログラムにも同一の番号が付されている。また、「◎」は重点化すべきプログラム、「○」は重点化すべきプログラムと関連が強いプログラムである。

起きてはならない最悪の事態	プログラム等の番号	施策名	対策名	ＫＰＩ
住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	◎1-1	【法務】法務省施設の防災・減災対策	法務省の官署施設等の耐震・老朽化等への緊急対策（No.71）	【法務】法務省施設の耐震化率
		【文科】私立学校施設の耐震化等（非構造部材の耐震対策を含む）	学校施設等の耐震性及び劣化状況に関する緊急対策（No.21）	―
			学校施設等の構造体の耐震化に関する緊急対策（No.22）	【文科】私立学校施設の耐震化率（高校等以下）
				【文科】私立学校施設の耐震化率（大学等）
			学校施設等のブロック塀等に関する緊急対策（No.23）	―
		【文科】私立専修学校施設の耐震化等	学校施設等の耐震性及び劣化状況に関する緊急対策（No.21）	―
			学校施設等の構造体の耐震化に関する緊急対策（No.22）	【文科】私立専修学校施設の耐震化率
			学校施設等のブロック塀等に関する緊急対策（No.23）	―
		【文科】公立学校施設の防災機能強化・老朽化対策等（非構造部材の耐震対策を含む）	学校施設等の耐震性及び劣化状況に関する緊急対策（No.21）	【文科】緊急的に必要な公立小中学校施設の老朽化対策の実施率
			学校施設等の構造体の耐震化に関する緊急対策（No.22）	【文科】公立小中学校施設の構造体の耐震化率
			学校施設等のブロック塀等に関する緊急対策（No.23）	―
			学校施設における空調整備に関する緊急対策（No.25）	―

起きてはならない最悪の事態	プログラム等の番号	施策名	対策名	ＫＰＩ
住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	◎1-1	【文科】国立大学法人等施設の耐震化・老朽化対策等（非構造部材の耐震対策、ライフラインの老朽化対策を含む）	学校施設等の耐震性及び劣化状況に関する緊急対策（No.21）	【文科】教育研究活動に著しく支障がある国立大学法人等施設（ライフラインを含む）の老朽化対策の実施率（施設）
				【文科】教育研究活動に著しく支障がある国立大学法人等施設（ライフラインを含む）の老朽化対策の実施率（ライフライン）
			学校施設等の構造体の耐震化に関する緊急対策（No.22）	【文科】国立大学法人等施設の耐震化率
			学校施設等のブロック塀等に関する緊急対策（No.23）	―
			国立大学法人、国立研究開発法人等施設等の重要インフラ設備に関する緊急対策（No.119）	【文科】教育研究活動に著しく支障がある国立大学法人等施設（ライフラインを含む）の老朽化対策の実施率（施設）
				【文科】教育研究活動に著しく支障がある国立大学法人等施設（ライフラインを含む）の老朽化対策の実施率（ライフライン）
		【文科】国連大学施設の天井耐震化対策	独立行政法人等文教施設の安全確保等に関する緊急対策（No.24）	―
		【文科】独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の施設整備	独立行政法人等文教施設の安全確保等に関する緊急対策（No.24）	―
		【文科】日本芸術院会館の老朽化・修繕対策	独立行政法人等文教施設の安全確保等に関する緊急対策（No.24）	【文科】日本芸術院の早急に改修を行う必要がある施設・設備の整備数
		【文科】国際連合大学の施設整備	独立行政法人等文教施設の安全確保等に関する緊急対策（No.24）	―
		【文科】国立大学等の基盤的インフラ設備の強靱化に向けた対策	国立大学等の基盤的インフラ設備の強靱化に向けた緊急対策（No.121）	【文科】災害対策が必要な国立大学等の基盤的インフラ設備の整備件数
		【厚労】社会福祉施設等の耐災害性強化対策	社会福祉施設等の耐震化に関する緊急対策（No.26）	【厚労】社会福祉施設等の耐震化率
			社会福祉施設等のブロック塀等に関する緊急対策（No.27）	【厚労】社会福祉施設等の耐震化率
			社会福祉施設等の非常用自家発電設備に関する緊急対策（No.62）	【厚労】社会福祉施設等の耐震化率

起きてはならない最悪の事態	プログラム等の番号	施策名	対策名	ＫＰＩ
住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	◎1-1	【厚労】医療施設の耐震化	病院の耐震整備に関する緊急対策（No.56）	【厚労】病院全体の耐震化率
		【国交】住宅・建築物の耐震化の促進	ブロック塀等の安全確保に関する緊急対策（No.20）	―
		【国交】地下街の防災対策の推進	全国地下街における安全な避難等に関する緊急対策（No.66）	―
		【国交】避難地等となる公園、緑地、広場等の整備	広域防災拠点となる都市公園に関する緊急対策（No.68）	【国交】一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが一箇所以上確保された大都市の割合
		【国交】宅地の耐震化の推進	宅地の滑動崩落及び液状化のソフト対策に関する緊急対策（No.98）	【国交】大規模盛土造成地マップ公表率
				【国交】液状化ハザードマップ公表率
				【国交】大規模盛土造成地の造成年代調査実施率
				【国交】大規模盛土造成地の安全性把握調査の着手率
				【国交】液状化ハザードマップ高度化の実施市区町村数
				【国交】大規模盛土造成地の第二次スクリーニング計画の作成実施率
		【国交】電柱倒壊リスクがある市街地等の緊急輸送道路の無電柱化対策	市街地における電柱に関する緊急対策（No.144）	―
密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	○1-2	【文科】国立文化施設等における来館者の安全確保等のための施設整備にかかる対策	独立行政法人等文教施設の安全確保等に関する緊急対策（No.24）	【文科】国立文化施設等における来館者の安全の確保等に向けた対策箇所数
		【国交】密集市街地等の改善に向けた対策の推進	地震時等に著しく危険な密集市街地に関する緊急対策（No.19）	【国交】危険密集市街地の面積
				【国交】地域防災力の向上に資するソフト対策の実施率

起きてはならない最悪の事態	プログラム等の番号	施策名	対策名	ＫＰＩ
広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生	◎1-3	【文科】南海トラフ海底地震津波観測網の構築	陸域・海域における地震・津波・火山観測網等に関する緊急対策（No.87）	―
		【農水】防波堤と防潮堤による多重防護での防災減災対策の促進	全国の海岸堤防等の高潮等に対する緊急対策（No.14）	―
			全国の海岸堤防等の耐震化に関する緊急対策（No.18）	―
			流通や防災上特に重要な拠点漁港における緊急対策（No.114）	―
		【農水】海岸防災林の整備	国土強靱化緊急森林対策（海岸防災林）（No.31）	【農水】市街地等を飛砂害や風害、潮害から守る海岸防災林等が保全されている割合
		【国交】大規模地震に備えた河川管理施設の地震・津波対策	全国の海岸堤防等の耐震化に関する緊急対策（No.18）	【国交】南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震が想定されている地域等における河川堤防等の整備率（計画高までの整備と耐震化）
				【国交】南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震が想定されている地域等における水門・樋門等の耐震化率
		【国交】津波防災地域づくりの推進	高潮対策等のためのソフト対策に関する緊急対策（No.92）	【国交】津波の恐れのある都道府県のうち最大クラスの津波に対応した浸水想定を設定した都道府県の割合
				【国交】津波災害警戒区域が指定されている市区町村のうち想定最大クラスの津波に対応したハザードマップが作成され、訓練が実施されている市区町村の数
		【国交】津波・高潮ハザードマップ作成の推進	高潮対策等のためのソフト対策に関する緊急対策（No.92）	【国交】最大クラスの津波に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練（机上訓練、情報伝達訓練等）を実施
				【国交】最大クラスの高潮に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練（机上訓練、情報伝達訓練等）を実施
		【国交】道路施設が持つ副次的機能の活用（道の駅の防災機能付加、海抜表示シートの設置等）	道路橋・道の駅等の耐震補強に関する緊急対策（No.140）	―
			道路における無停電設備等に関する緊急対策（No.142）	―

起きてはならない最悪の事態	プログラム等の番号	施策名	対策名	ＫＰＩ
広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生	◎1-3	【農水・国交】水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化、効果的な管理運用の推進	全国の水門・陸閘等（海岸保全施設）の電力供給停止時の操作確保等に関する緊急対策（No.13）	【農水・国交】南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等において、今後対策が必要な水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率
				【農水・国交】南海トラフ地震・首都直下地震・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震が想定されている地域等における水門・陸閘等の安全な閉鎖体制の確保率
		【農水・国交】地震・津波・高潮等に備えた海岸堤防等の整備	全国の海岸堤防等の高潮等に対する緊急対策（No.14）	【農水・国交】南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率（計画高までの整備と耐震化）
			全国の海岸堤防等の耐震化に関する緊急対策（No.18）	【農水・国交】南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率（計画高までの整備と耐震化）
		【農水・国交】海岸の侵食対策	沖ノ鳥島の監視設備の電源系統冗長性等に関する緊急対策（No.76）	【農水・国交】侵食海岸において、現状の汀線防護が完了した割合
				【農水・国交】海面上昇等の影響にも適応可能となる順応的な砂浜の管理が実施されている海岸の数
突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	◎1-4	【総務】住民等の避難等に資する情報伝達手段の多重化・多様化の推進	高齢者世帯等への確実な情報伝達に関する緊急対策（No.86）	【総務】自治体向けアドバイス会議の実施
				【総務】戸別受信機等の配備
		【農水】農村地域レベルでの総合的な防災・減災対策の推進（排水対策充実、地すべり対策等）	ため池に関する緊急対策（No.29）	【農水】湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の土地改良長期計画での目標面積に対する達成率
		【国交】社会全体で水災害に備える「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の推進	全国の河川における堤防決壊時の危険性に関する緊急対策（No.1）	【国交】「水防災意識社会 再構築ビジョン」に沿って、「洪水氾濫を未然に防ぐ対策」として堤防のかさ上げ等を実施した区間の延長（国管理）
				【国交】「水防災意識社会 再構築ビジョン」に沿って、「危機管理型ハード対策」として決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫を実施した区間の延長（国管理）
			全国の河川における洪水時の危険性に関する緊急対策（河道等）（No.2）	【国交】「水防災意識社会 再構築ビジョン」に沿って、「洪水氾濫を未然に防ぐ対策」として堤防のかさ上げ等を実施した区間の延長（国管理）
			全国の河川における洪水時の危険性に関する緊急対策（堤防）（No.3）	【国交】「水防災意識社会 再構築ビジョン」に沿って、「洪水氾濫を未然に防ぐ対策」として堤防のかさ上げ等を実施した区間の延長（国管理）
				【国交】「水防災意識社会 再構築ビジョン」に沿って、「危機管理型ハード対策」として決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫を実施した区間の延長（国管理）

起きてはならない最悪の事態	プログラム等の番号	施策名	対策名	ＫＰＩ
突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	◎1-4	【国交】社会全体で水災害に備える「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の推進	全国の河川における洪水時の危険性に関する緊急対策（ダム）（No.4）	【国交】「水防災意識社会 再構築ビジョン」に沿って、「洪水氾濫を未然に防ぐ対策」として堤防のかさ上げ等を実施した区間の延長（国管理）
			中小河川緊急治水対策プロジェクト（再度の氾濫防止対策）（No.5）	【国交】「水防災意識社会 再構築ビジョン」に沿って、「洪水氾濫を未然に防ぐ対策」として堤防のかさ上げ等を実施した区間の延長（国管理）
			全国の中小河川における土砂・洪水氾濫等の危険性に関する緊急対策（No.7）	【国交】「水防災意識社会 再構築ビジョン」に沿って、「洪水氾濫を未然に防ぐ対策」として堤防のかさ上げ等を実施した区間の延長（国管理）
			全国の内水浸水の危険性に関する緊急対策（No.8）	【国交】「水防災意識社会 再構築ビジョン」に沿って、「洪水氾濫を未然に防ぐ対策」として堤防のかさ上げ等を実施した区間の延長（国管理）
			全国の大河川や国土交通省所管ダムの電力供給停止時の操作確保等に関する緊急対策（No.9）	―
			全国の雨水ポンプ場等の耐水化に関する緊急対策（No.10）	―
			全国の水門・陸閘等（海岸保全施設）の電力供給停止時の操作確保等に関する緊急対策（No.13）	―
			全国の海岸堤防等の高潮等に対する緊急対策（No.14）	―
			全国のインフラ・ライフラインの土砂災害に関する緊急対策（No.15）	―
			河川情報の提供方法・手段等に関する緊急対策（No.90）	―
			全国の内水浸水のソフト対策に関する緊急対策（No.91）	―
			高潮対策等のためのソフト対策に関する緊急対策（No.92）	―
			土砂災害対策のためのソフト対策に関する緊急対策（No.93）	―

起きてはならない最悪の事態	プログラム等の番号	施策名	対策名	ＫＰＩ
突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	◎1-4	【国交】流域治水対策（河川）	全国の河川における堤防決壊時の危険性に関する緊急対策（No.1）	―
			全国の河川における洪水時の危険性に関する緊急対策（河道等）（No.2）	【国交】人口・資産集積地区等における河川整備計画目標相当の洪水に対する河川の整備率（①国管理）
				【国交】人口・資産集積地区等における河川整備計画目標相当の洪水に対する河川の整備率（②県管理）
			全国の河川における洪水時の危険性に関する緊急対策（堤防）（No.3）	―
			全国の河川における洪水時の危険性に関する緊急対策（ダム）（No.4）	【国交】人口・資産集積地区等における河川整備計画目標相当の洪水に対する河川の整備率（①国管理）
				【国交】人口・資産集積地区等における河川整備計画目標相当の洪水に対する河川の整備率（②県管理）
			中小河川緊急治水対策プロジェクト（再度の氾濫防止対策）（No.5）	【国交】人口・資産集積地区等における河川整備計画目標相当の洪水に対する河川の整備率（①国管理）
				【国交】人口・資産集積地区等における河川整備計画目標相当の洪水に対する河川の整備率（②県管理）
			全国の中小河川における土砂・洪水氾濫等の危険性に関する緊急対策（No.7）	―
			全国の内水浸水の危険性に関する緊急対策（No.8）	【国交】人口・資産集積地区等における河川整備計画目標相当の洪水に対する河川の整備率（①国管理）
				【国交】人口・資産集積地区等における河川整備計画目標相当の洪水に対する河川の整備率（②県管理）
			全国の大河川や国土交通省所管ダムの電力供給停止時の操作確保等に関する緊急対策（No.9）	―
			全国の雨水ポンプ場等の耐水化に関する緊急対策（No.10）	―

起きてはならない最悪の事態	プログラム等の番号	施策名	対策名	ＫＰＩ
突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	◎1-4	【国交】流域治水対策（河川）	全国の海岸堤防等の高潮等に対する緊急対策（No.14）	【国交】人口・資産集積地区等における河川整備計画目標相当の洪水に対する河川の整備率（①国管理）
				【国交】人口・資産集積地区等における河川整備計画目標相当の洪水に対する河川の整備率（②県管理）
		【国交】利水ダムを含む既存ダムの洪水調節機能の強化	全国の河川における洪水時の危険性に関する緊急対策（ダム）（No.4）	―
		【国交】水害に強い地域づくり（河川）	全国の内水浸水の危険性に関する緊急対策（No.8）	―
		【国交】流域治水対策（下水道）	全国の内水浸水の危険性に関する緊急対策（No.8）	【国交】下水道による都市浸水対策達成率
			全国の雨水ポンプ場等の耐水化に関する緊急対策（No.10）	―
		【国交】河川管理施設・砂防設備等の戦略的維持管理・更新	全国の大河川や国土交通省所管ダムの電力供給停止時の操作確保等に関する緊急対策（No.9）	―
		【国交】洪水浸水想定区域等の水害リスク情報の充実、周知、住民理解の推進	河川情報の提供方法・手段等に関する緊急対策（No.90）	【国交】最大クラスの洪水に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練（机上訓練、情報伝達訓練等）を実施した市区町村の割合
		【国交】内水ハザードマップの作成支援等減災対策	全国の内水浸水のソフト対策に関する緊急対策（No.91）	【国交】最大クラスの内水に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練（机上訓練、情報伝達訓練等）を実施した市区町村の割合
		【国交】鉄道施設の浸水対策	地下鉄、地下駅等の浸水に関する緊急対策（No.148）	―
大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生	◎1-5	【文科】国立大学や大学共同利用機関における最先端研究基盤に関する緊急対策	国立大学や大学共同利用機関における最先端研究基盤に関する緊急対策（No.120）	―
		【国交】豪雨や火山噴火、地震等に伴う土砂災害に備えた土砂災害対策	中小河川緊急治水対策プロジェクト（土砂・流木対策）（No.6）	【国交】土砂災害から保全される人家の割合
			全国の中小河川における土砂・洪水氾濫等の危険性に関する緊急対策（No.7）	【国交】土砂災害から保全される人家の割合

起きてはならない最悪の事態	プログラム等の番号	施策名	対策名	ＫＰＩ
大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生	◎1-5	【国交】豪雨や火山噴火、地震等に伴う土砂災害に備えた土砂災害対策	全国のインフラ・ライフラインの土砂災害に関する緊急対策（No.15）	【国交】土砂災害から保全される人家の割合
			全国の火山における火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定等及び同計画に基づく緊急対策（No.16）	【国交】土砂災害から保全される人家の割合
			全国の土砂災害警戒区域等における円滑な避難の確保に関する緊急対策（No.17）	【国交】土砂災害から保全される人家の割合
			土砂災害対策のためのソフト対策に関する緊急対策（No.93）	―
			全国の火山の監視カメラ等の緊急対策（No.94）	―
		【国交】大規模地震を踏まえた土砂災害対策	中小河川緊急治水対策プロジェクト（土砂・流木対策）（No.6）	―
			全国の中小河川における土砂・洪水氾濫等の危険性に関する緊急対策（No.7）	―
			全国の火山における火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定等及び同計画に基づく緊急対策（No.16）	―
			土砂災害対策のためのソフト対策に関する緊急対策（No.93）	―
		【国交】土砂災害ハザードマップ作成や火山地域の緊急減災計画策定の促進	全国の火山における火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定等及び同計画に基づく緊急対策（No.16）	【国交】火山災害警戒地域が指定されている火山における火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定率
			土砂災害対策のためのソフト対策に関する緊急対策（No.93）	【国交】土砂災害警戒区域を指定、又は指定予定市町村において、土砂災害防止法に基づく土砂災害ハザードマップを公表済みの市町村の割合
		【国交】河道閉塞等が発生した場合の緊急調査の実施および緊急情報等の通知	土砂災害対策のためのソフト対策に関する緊急対策（No.93）	―
		【国交】防災気象情報の高度化及び適切な利活用の推進	土砂災害対策のためのソフト対策に関する緊急対策（No.93）	―
			全国の火山の監視カメラ等の緊急対策（No.94）	―

起きてはならない最悪の事態	プログラム等の番号	施策名	対策名	ＫＰＩ
大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生	◎1-5	【国交】防災気象情報の高度化及び適切な利活用の推進	気象・地震等観測施設の継続性確保に関する緊急対策（No.95）	―
			気象業務を維持するための拠点施設の継続性確保に関する緊急対策（No.96）	―
		【国交】ＳＡＲ衛星データ等による全国陸域の火山の地殻変動の監視	電子基準点網等に関する緊急対策（No.97）	【国交】全国陸域の99の活火山のうちＳＡＲ衛星データによる地殻変動の監視を行った割合
暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生	1-6	【国交】道路の雪寒対策の推進（雪崩防止柵等の防雪施設の整備、消融雪施設の整備、中央分離帯開口部やUターン路整備、除雪作業、凍結防止剤散布、タイムラインの作成）	大雪時の車両滞留危険箇所に関する緊急対策（No.143）	―
被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	◎2-1	【文科】大学・高専の練習船を活用した災害支援対策	国立大学の練習船を活用した災害支援体制の整備に関する緊急対策（No.73）	【文科】国立大学において保有している練習船で、緊急に代船建造が必要な船舶のうち、代船の建造が終了している船舶数
		【厚労】国立感染症研究所の自家用発電機等の整備	国立感染症研究所の自家用発電機等に関する緊急対策（No.60）	―
		【経産】災害時等に備えて需要家側に燃料タンクや自家発電設備の設置等の推進	電力インフラの強靭化に関する緊急対策（No.99）	【経産】災害発生時、避難所となりうる施設や公的避難所における燃料タンクの配備率
				【経産】「災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業」により、避難所となりうる施設や公的避難所に整備された燃料タンク等の数
		【経産】災害時対応可能な天然ガス利用設備の導入及び機能維持強化による天然ガスシフトの促進及び災害時の強靭性の向上	電力インフラの強靭化に関する緊急対策（No.99）	―
		【経産】災害時に地域の石油製品供給を維持するための災害対応型ＳＳの整備	燃料供給上重要なＳＳ（サービスステーション）等に関する緊急対策（No.102）	【経産】住民拠点ＳＳの設置数
		【国交】道路の法面・盛土の土砂災害防止対策	道路法面・盛土等に関する緊急対策（法面・盛土対策、道路拡幅等）（No.137）	―
		【国交】道路橋梁の耐震補強	道路橋・道の駅等の耐震補強に関する緊急対策（No.140）	―

起きてはならない最悪の事態	プログラム等の番号	施策名	対策名	ＫＰＩ
被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	◎2-1	【国交】港湾施設の耐震・耐波性能等の強化や関連する技術開発	全国の主要な外貿コンテナターミナルに関する緊急対策（No.150）	―
			全国の主要な内貿ユニットロードターミナルに関する緊急対策（No.151）	―
			全国の主要なクルーズターミナルに関する緊急対策（No.152）	―
			全国の主要な緊急物資輸送ターミナルに関する緊急対策（No.153）	―
			全国の主要な臨港道路に関する緊急対策（No.154）	―
			全国の主要な防波堤に関する緊急対策（No.155）	―
自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	◎2-3	【警察】災害用装備資機材の充実強化	警察における災害対策に必要な資機材に関する緊急対策（No.41）	【警察】災害対策に必要な資機材の更新整備率
				【警察】災害対策に必要な資機材の新規整備率
		【警察】警察施設の耐災害性の強化	警察施設の耐災害性等に関する緊急対策（No.46）	【警察】都道府県警察本部及び警察署の耐震化率
				【警察】機動隊庁舎の建て替え・長寿命化率
		【総務】緊急消防援助隊の車両整備等による災害対応力の強化	大規模風水害・土砂災害に対応するための緊急消防援助隊に関する緊急対策（No.47）	【総務】緊急消防援助隊の増強
			大規模災害に対応するための航空消防防災体制に関する緊急対策（No.48）	【総務】緊急消防援助隊の増強
		【総務】消防団を中核とした地域防災力の充実強化	地域防災力の中核を担う消防団に関する緊急対策（No.49）	―
		【総務】消防庁舎の耐震化	災害対策本部設置庁舎及び消防庁舎の災害対応機能確保に関する緊急対策（No.50）	【総務】消防庁舎の耐震率

起きてはならない最悪の事態	プログラム等の番号	施策名	対策名	ＫＰＩ
自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	◎2-3	【国交】海上保安施設の耐災害性の強化	海上保安施設に関する緊急対策（No.51）	―
		【国交】救急･救命活動等に必要な空港施設の耐震化・浸水対策	航空輸送上重要な空港等に関する緊急対策（基本施設）（No.129）	【国交】航空輸送上重要な空港のうち、地震時に救急・救命、緊急物資輸送拠点としての機能を有する空港から一定範囲に居住する人口
		【防衛】大規模な地震災害にも耐えうる自衛隊施設とするための施設機能の維持・強化	自衛隊施設に関する緊急対策（No.39）	【防衛】【3か年緊急対策】自衛隊施設に関する緊急対策の耐震化対策に係る整備実施率
				【防衛】【3か年緊急対策】自衛隊施設に関する緊急対策の老朽化対策に係る整備実施率
				【防衛】【3か年緊急対策】自衛隊施設に関する緊急対策の電力供給能力向上に係る整備実施率
		【防衛】自衛隊の防災関係資機材等の整備	自衛隊の防災関係資機材等に関する緊急対策（No.40）	【防衛】資機材等の整備率
				【防衛】通信機器等の整備率
				【防衛】車両等の整備率
医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	○2-5	【文科】量子科学技術研究開発機構の病院施設に関する緊急対策	国立大学附属病院等施設の重要インフラ設備に関する緊急対策（No.52）	―
		【文科】国立大学附属病院施設の防災・減災機能強化	国立大学附属病院等施設の重要インフラ設備に関する緊急対策（No.52）	【文科】国立大学附属病院の整備の進捗率
		【厚労】災害拠点病院等の自家発電設備の強化等	災害拠点病院等の自家発電設備の燃料確保に関する緊急対策（No.53）	【厚労】診療機能を3日程度維持できる非常用自家発電設備を保有する災害拠点病院等の割合
			在宅の人工呼吸器使用患者に貸与可能な簡易発電装置に関する緊急対策（No.55）	―
		【厚労】災害拠点病院等の給水設備の強化	災害拠点病院等の給水設備の強化に関する緊急対策（No.54）	【厚労】診療機能を3日程度維持できる給水設備を保有する災害拠点病院等の割合
		【厚労】広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）の機能拡充等	広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）を活用した情報収集体制の強化に関する緊急対策（No.57）	【厚労】ＥＭＩＳのシステム改修の完成
		【国交】防災拠点施設における既設エレベーターの地震対策の推進	防災拠点施設となる民間高層建築物のエレベーターの地震対策に関する緊急対策（No.67）	―
		【環境】原子力災害医療機関の施設に関する緊急対策	原子力災害医療機関の施設に関する緊急対策（No.59）	―

起きてはならない最悪の事態	プログラム等の番号	施策名	対策名	ＫＰＩ
劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	◎2-7	【文科】独立行政法人国立青少年教育振興機構の施設整備	独立行政法人等文教施設の安全確保等に関する緊急対策（No.24）	―
		【文科】独立行政法人国立女性教育会館の安全確保等に関する緊急対策	独立行政法人等文教施設の安全確保等に関する緊急対策（No.24）	―
		【文科】独立行政法人教職員支援機構の施設整備	独立行政法人等文教施設の安全確保等に関する緊急対策（No.24）	【文科】教職員支援機構の全28施設のうち老朽化した施設・設備の改修・修繕率
		【文科】国立大学附属病院の医療情報システムデータバックアップ体制に係る緊急対策	国立大学附属病院の医療情報システムデータバックアップ体制に係る緊急対策（No.58）	―
		【環境】熱中症予防対策の強化	熱中症予防のための緊急対策（No.65）	【環境】夏季までに、災害時も含めた熱中症対策を実施する自治体の割合
		【環境】産業廃棄物不法投棄等原状回復措置に関する対策	産業廃棄物不法投棄等原状回復措置に関する緊急対策（No.123）	【環境】特定支障除去等事業の防災・減災に向けた対策工事実施箇所
被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱	3-1	【警察】警察用航空機等の整備	警察用航空機等に関する緊急対策（No.42）	【警察】警察用航空機に係る各都道府県警察への措置率
			警察用航空機の資機材に関する緊急対策（No.43）	【警察】都道府県警察における警察用航空機の夜間撮影用資機材及び救難救助用連絡資機材の整備率
				【警察】警察用航空機に係る各都道府県警察への措置率
		【警察】信号機電源付加装置等の交通安全施設等の整備	信号機電源付加装置の更新・整備に関する緊急対策（No.136）	【警察】信号機電源付加装置の整備率（補助事業）
		【法務】矯正施設の防災・減災対策	矯正施設等の耐震・老朽化等への緊急対策（No.63）	【法務】矯正施設の耐震化率
		【法務】矯正施設の監視カメラ等の総合警備システム、自家発電機・蓄電池、非常用食糧の更新整備	矯正施設監視システム設備等の機能確保に関する緊急対策（No.64）	【法務】総合警備システム等の警備機器等の適正な稼働率
首都圏等での中央官庁機能の機能不全	3-2	【総務】消防庁の災害対応能力の強化	自治体庁舎等における非常用通信手段の確保に関する緊急対策（No.69）	【総務】自治体庁舎等において非常用通信手段が確保されていない状況
		【国交】災害応急対策活動に必要となる官庁施設の電力の確保等	災害応急対策の活動拠点となる官庁施設に関する緊急対策（No.74）	【国交】災害応急対策の活動拠点となる官庁施設における電力確保等のための対策の実施率
		【国交】北海道開発局庁舎の災害対応機能維持に必要な電力等の確保	国土交通省の庁舎自家発電施設の緊急対策（No.75）	―
		【国交】防災・減災及び災害対応に資する地理空間情報の整備、活用、共有の推進	電子基準点網等に関する緊急対策（No.97）	【国交】全国活断層帯情報等の整備進捗率

起きてはならない最悪の事態	プログラム等の番号	施策名	対策名	ＫＰＩ
地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	3-3	【総務】防災拠点となる公共施設等の耐震化	災害対策本部設置庁舎及び消防庁舎の災害対応機能確保に関する緊急対策（No.50）	【総務】防災拠点となる公共施設等の耐震率
		【総務】災害対策本部設置庁舎における非常用電源の確保	災害対策本部設置庁舎及び消防庁舎の災害対応機能確保に関する緊急対策（No.50）	【総務】災害対策本部が設置される庁舎の非常用電源の整備率
		【文科】公立社会体育施設の耐震化	学校施設等の耐震性及び劣化状況に関する緊急対策（No.21）	―
			学校施設等の構造体の耐震化に関する緊急対策（No.22）	【文科】防災拠点に指定されている公立社会体育施設（体育館）の耐震化率
				【文科】避難場所に指定されている公立社会体育施設（体育館）の耐震化率
				【文科】公立社会体育施設における構造体の耐震化率
		【厚労】保健所の自家発電設備に関する緊急対策	保健所の自家発電設備に関する緊急対策（No.61）	【厚労】災害時に健康危機管理の中心拠点としての保健所機能を3日程度維持できない箇所数
防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	○4-1	【警察】警察情報通信設備等の更新整備	警察情報通信基盤の耐災害性等に関する緊急対策（No.44）	【警察】無線中継所の更新・改修
			警察情報通信設備・機器の整備等に関する緊急対策（No.45）	【警察】警察移動無線通信システムの更新・統合
		【総務】電気通信設備の損壊又は故障等に係る技術基準への適合性を維持するための自己確認制度及び迅速な応急復旧のための体制整備	携帯電話基地局に関する緊急対策（No.157）	―
		【法務】法務省施設の衛星携帯電話等の更新整備	衛星携帯電話等による通信確保に関する緊急対策（No.72）	【法務】法務省施設の衛星携帯電話等の更新整備率
		【環境・内閣府】固定衛星通信設備等に関する緊急対策	固定衛星通信設備等に関する緊急対策（No.78）	【環境】ＯＦＣ整備数
災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	◎4-3	【内閣府】準天頂衛星システムを活用した防災機能の強化	準天頂衛星システムに関する緊急対策（No.82）	【内閣府】安否確認サービス導入自治体数
		【警察】機動警察通信隊の対処能力の更なる向上	警察情報通信設備・機器の整備等に関する緊急対策（No.45）	【警察】映像伝送用資機材等の更新・増強率
		【総務】Ｌアラート情報の迅速かつ確実な伝達及び高度化の推進	Ｌアラートを活用した災害対応支援システム構築に関する緊急対策（No.83）	【総務】Ｌアラート高度化システムを導入している都道府県数
		【総務】災害時における多言語音声翻訳システムの高度化のための緊急対策	災害時における多言語音声翻訳システムの高度化のための緊急対策（No.84）	―
		【総務】パブリックビューイング会場等向けの避難情報の提供に係る緊急対策	パブリックビューイング会場等向けの避難情報の提供に係る緊急対策（No.85）	―

起きてはならない最悪の事態	プログラム等の番号	施策名	対策名	ＫＰＩ
災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	◎4-3	【総務】放送ネットワーク整備支援事業によるケーブルテレビネットワークの強靭化支援	ケーブルテレビ事業者の光ケーブル化に関する緊急対策（No.159）	【総務】ケーブルテレビ事業者の光ケーブル化に関する緊急対策事業の交付決定件数
		【文科】気象庁の津波予報等への貢献を目的とした地震・津波・火山観測網の強化	陸域・海域における地震・津波・火山観測網等に関する緊急対策（No.87）	―
		【文科】データ統合・解析システム（ＤＩＡＳ）の整備	国立大学法人、国立研究開発法人等施設等の重要インフラ設備に関する緊急対策（No.119）	―
		【国交】ＩＣＴを活用した災害時の情報収集・提供	河川情報の提供方法・手段等に関する緊急対策（No.90）	―
		【国交】防災気象情報の継続的な提供	土砂災害対策のためのソフト対策に関する緊急対策（No.93）	―
			全国の火山の監視カメラ等の緊急対策（No.94）	―
			気象・地震等観測施設の継続性確保に関する緊急対策（No.95）	―
			気象業務を維持するための拠点施設の継続性確保に関する緊急対策（No.96）	―
		【国交】道路状況の迅速な把握と道路利用者への災害情報の提供	道路法面・盛土等に関する緊急対策（法面・盛土対策、道路拡幅等）（No.137）	―
			道路の排水施設等に関する緊急対策（No.138）	―
			道路における越波・津波に関する緊急対策（No.139）	―
			道路橋・道の駅等の耐震補強に関する緊急対策（No.140）	―
			全国の踏切道に関する緊急対策（No.141）	―
			大雪時の車両滞留危険箇所に関する緊急対策（No.143）	―
		【国交】駅構内・車内を含めた旅客への情報提供の着実な実施	新幹線における外国人旅行客等の情報入手に関する緊急対策（No.160）	―
		【環境】緊急時モニタリング資機材等、モニタリングポスト及びデータ集約システム対策	モニタリングポストの機能維持に関する緊急対策等（放射線測定設備・資機材等の整備）（No.80）	―
		【環境・内閣府】モニタリングポストの機能維持に関する緊急対策	モニタリングポストの機能維持に関する緊急対策（No.79）	―

起きてはならない最悪の事態	プログラム等の番号	施策名	対策名	ＫＰＩ
サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下	◎5-1	【経産】大規模災害時にトラブル発生の危険性が高い独立行政法人関連設備の整備・補修	大規模災害時にトラブル発生の危険性が高い独立行政法人関連設備の緊急対策（No.118）	―
		【国交】航空ネットワークの維持等に必要な空港施設の耐震化・浸水対策	航空輸送上重要な空港等に関する緊急対策（基本施設）（No.129）	【国交】航空輸送上重要な空港のうち、地震時に航空ネットワークを維持する機能を有する空港数
		【国交】航路標識の強靭化	全国の航路標識に関する緊急対策（電源設備）（No.134）	【国交】船舶通航信号所等の予備電源整備箇所数
			全国の航路標識に関する緊急対策（海水浸入防止対策等）（No.135）	【国交】航路標識の海水浸入防止対策箇所数
		【国交】海域監視・情報提供体制の強化	全国の航路標識に関する緊急対策（海水浸入防止対策等）（No.135）	【国交】海域監視体制の強化に必要なレーダー、監視カメラの整備箇所数
				【国交】海域監視・情報提供体制の強化に必要なレーダー、監視カメラの整備箇所数
		【環境】災害に強いリサイクル設備の整備	災害に強いリサイクル設備（省CO_2型リサイクル高度化設備）整備促進緊急対策（No.124）	【環境】プラスチックリサイクル高度化設備導入拠点数
エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響	○5-2	【環境】災害・停電時に役立つ避難施設防災拠点の再エネ・蓄エネ設備等の自立・分散型エネルギー設備に関する対策	災害時に役立つ再エネ・蓄エネシステムに関する緊急対策（No.105）	【環境】大規模災害時においても発電・電力供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの整備を実施した避難所等の数
コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	5-3	【経産】既存の高圧ガス設備の耐震化	高圧ガス設備の耐震補強に関する緊急対策（No.104）	―
		【経産】高圧ガス設備の耐震設計基準の見直し	高圧ガス設備の耐震補強に関する緊急対策（No.104）	―
海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響	5-4	【国交】港湾を活用した広域的な復旧・復興体制や物流の代替性の確保	全国の主要な外貿コンテナターミナルに関する緊急対策（No.150）	―
			全国の主要な内貿ユニットロードターミナルに関する緊急対策（No.151）	―
			全国の主要なクルーズターミナルに関する緊急対策（No.152）	―
			全国の主要な緊急物資輸送ターミナルに関する緊急対策（No.153）	―
			全国の主要な臨港道路に関する緊急対策（No.154）	―
			全国の主要な防波堤に関する緊急対策（No.155）	―

起きてはならない最悪の事態	プログラム等の番号	施策名	対策名	ＫＰＩ
太平洋ベルト地帯の幹線が分断するなど、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	◎5-5	【国交】道路ネットワークの機能強化対策	道路法面・盛土等に関する緊急対策（法面・盛土対策、道路拡幅等）（No.137）	―
			道路における越波・津波に関する緊急対策（No.139）	―
			全国の踏切道に関する緊急対策（No.141）	―
			大雪時の車両滞留危険箇所に関する緊急対策（No.143）	―
		【国交】鉄道河川橋梁の流失、傾斜対策	豪雨による鉄道河川橋梁の流失・傾斜に関する緊急対策（No.146）	―
		【国交】鉄道の隣接斜面の斜面崩壊対策	豪雨による鉄道隣接斜面の崩壊に関する緊急対策（No.147）	―
		【国交】鉄道施設の耐震対策	大規模地震による駅、高架橋等の倒壊・損傷に関する緊急対策（No.149）	【国交】首都直下地震又は南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等に存在する主要鉄道路線の耐震化率
食料等の安定供給の停滞	◎5-8	【農水】農業水利施設の耐震化	農業水利施設に関する緊急対策（No.107）	―
		【農水】農業水利施設等の機能診断を踏まえた保全対策	農業水利施設に関する緊急対策（No.107）	―
		【農水】卸売市場施設整備の推進	卸売市場に関する緊急対策（No.108）	【農水】1中央卸売市場当たりの取扱金額
		【農水】停電時における生乳の持続可能な生産・流通体制の強化	畜産物の安定供給上重要な畜産関係施設（乳業施設）に関する緊急対策（No.109）	―
			畜産物の安定供給上重要な畜産関係施設（貯乳施設（クーラーステーション））に関する緊急対策（No.110）	―
			畜産物の安定供給上重要な畜産関係施設（酪農家）に関する緊急対策（No.111）	―
		【農水】災害時における食肉の持続可能な生産・流通の確保	畜産物の安定供給上重要な畜産関係施設（食肉処理施設）に関する緊急対策（No.112）	―
		【農水】災害時における農業用ハウスの被害防止	農業用ハウスの災害被害防止に関する緊急対策（No.113）	―
		【農水】漁港施設の耐震化等	流通や防災上特に重要な拠点漁港における緊急対策（No.114）	―

起きてはならない最悪の事態	プログラム等の番号	施策名	対策名	ＫＰＩ
電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・ＬＰガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	◎6-1	【経産】風力発電の安全確保	電力インフラの強靱化に関する緊急対策（No.99）	―
		【経産】電力インフラの強靱化に関する緊急対策	電力インフラの強靱化に関する緊急対策（No.99）	―
		【経産】災害時に自立した電力供給が可能な地域マイクログリッドの構築支援	電力インフラの強靱化に関する緊急対策（No.99）	―
		【経産】製油所等の緊急入出荷能力の強化	製油所・油槽所に関する緊急対策（No.101）	【経産】非常用発電設備の設置・増強や強靱性評価、強靱化対策を行っている製油所・油槽所の割合
		【経産】ガス事業用ＬＮＧ基地等に関する緊急対策	ガス事業用ＬＮＧ基地等に関する緊急対策（No.103）	―
		【環境】原子力規制検査の体制整備に関する緊急対策	原子力規制検査の体制整備に関する緊急対策（No.106）	―
上水道等の長期間にわたる供給停止	◎6-2	【厚労】水道施設の耐震化や耐水化等の推進	全国の上水道施設（取・浄・配水場）に関する緊急対策（No.115）	【厚労】浄水場の停電対策実施率
				【厚労】浄水場の土砂災害対策実施率
				【厚労】浄水場の浸水災害対策実施率
				【厚労】浄水施設の耐震化率
			全国の上水道管路に関する緊急対策（No.116）	【厚労】上水道の基幹管路の耐震適合率
		【経産】指針に基づく更新計画及びＢＣＰ策定による工業用水道強靱化の推進	工業用水道に関する緊急対策（No.117）	【経産】「工業用水道施設の更新・耐震・アセットマネジメント指針」を活用した更新計画策定率
				【経産】大規模災害(浸水及び最大規模の地震等)の被害を想定したＢＣＰ策定率
				【経産】工業用水道の基幹管路の耐震化適合率
				【経産】ＢＣＰ等と連携した浸水対策実施率
				【経産】ＢＣＰ等と連携した停電対策実施率
汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	6-3	【国交】下水道施設の耐震、耐津波対策	全国の下水道施設の電力供給停止時の操作確保等に関する緊急対策（No.11）	―
			全国の下水道処理場等の耐震対策等に関する緊急対策（No.12）	【国交】災害時における下水処理場の機能確保率
			緊急輸送路等に布設されている下水道管路に関する緊急対策（No.145）	【国交】災害時における主要な管渠の機能確保率
		【環境】環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備の推進	全国の浄化槽に関する緊急対策（No.125）	【環境】浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽の基数割合
				【環境】浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率
		【環境】浄化槽長寿命化計画策定推進への支援	浄化槽長寿命化計画策定のための緊急対策（No.126）	【環境】災害復旧に対応した浄化槽台帳システム整備市町村数

起きてはならない最悪の事態	プログラム等の番号	施策名	対策名	ＫＰＩ
新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止	○6-4	【国交】安定的な位置情報インフラの提供のためのＧＮＳＳ連続観測システム（電子基準点網）の推進	電子基準点網等に関する緊急対策（No.97）	【国交】電子基準点の観測データの取得率
		【国交】空港施設における耐震化・浸水対策	航空輸送上重要な空港等に関する緊急対策（基本施設）（No.129）	【国交】浸水対策を行った航空輸送上重要な空港数
防災インフラの長期間にわたる機能不全	6-5	【国交】ＩＣＴ・データ・新技術等を活用した災害対策の構築	全国の河川における洪水時の危険性に関する緊急対策（ダム）（No.4）	―
			全国の中小河川における土砂・洪水氾濫等の危険性に関する緊急対策（No.7）	―
			全国の海岸堤防等の耐震化に関する緊急対策（No.18）	―
			高潮対策等のためのソフト対策に関する緊急対策（No.92）	―
			電子基準点網等に関する緊急対策（No.97）	―
			宅地の滑動崩落及び液状化のソフト対策に関する緊急対策（No.98）	―
			道路の排水施設等に関する緊急対策（No.138）	―
			緊急輸送路等に布設されている下水道管路に関する緊急対策（No.145）	―
地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	◎7-1	【総務】消防防災施設の整備	災害対策本部設置庁舎及び消防庁舎の災害対応機能確保に関する緊急対策（No.50）	【総務】非常用電源設置済み消防庁舎
ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生	7-4	【農水】ため池のハード及びソフト対策の推進	ため池に関する緊急対策（No.29）	【農水】湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の土地改良長期計画での目標面積に対する達成率
有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃	7-5	【経産】休廃止鉱山鉱害防止等工事に関する対策	休廃止鉱山鉱害防止等工事に関する緊急対策（No.35）	【経産】安全対策を行った休廃止鉱山の重点坑道の数
				【経産】耐震化を行った休廃止鉱山の重点集積場の数
		【環境】ＪＥＳＣＯ高濃度ＰＣＢ処理施設に関する対策	ＪＥＳＣＯ高濃度ＰＣＢ処理施設に関する緊急対策（No.127）	―
		【環境】ＰＣＢ早期処理のための対策	ＰＣＢ早期処理のための緊急対策（No.128）	―

起きてはならない最悪の事態	プログラム等の番号	施策名	対策名	ＫＰＩ
農地・森林等の被害による国土の荒廃	◎7-6	【農水】荒廃地等における治山施設の整備	国土強靱化緊急森林対策（治山施設）（No.30）	【農水】周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮される集落の数のＲ5年度目標値に対する達成率
				【農水】土石流等の山地災害等リスクが高い山地災害危険地区の実施率
			国土強靱化緊急森林対策（流木対策）（No.32）	【農水】周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮される集落の数のＲ5年度目標値に対する達成率
				【農水】土石流等の山地災害等リスクが高い山地災害危険地区の実施率
		【農水】森林の国土保全機能（土壌侵食防止、洪水緩和等）の維持・発揮のための多様で健全な森林の整備等	国土強靱化緊急森林対策（流木対策）（No.32）	【農水】市町村森林整備計画等において水源涵養機能維持増進森林等に区分された育成林のうち、機能が良好に保たれている森林の割合
			国土強靱化緊急森林対策（森林整備対策）（No.33）	【農水】市町村森林整備計画等において水源涵養機能維持増進森林等に区分された育成林のうち、機能が良好に保たれている森林の割合
		【環境】利用者の安全確保及び森林等の荒廃の拡大を防ぐ自然公園等の整備	自然公園等施設に関する緊急対策（No.34）	【環境】自然公園等施設の緊急対策箇所
				【環境】国立公園、国定公園及び国民公園等において、利用者の安全確保や、国土の荒廃を防止するための対策を実施済の自然公園等事業数
		【環境】森林等の荒廃の拡大を防ぐための鳥獣害対策の強化	指定管理鳥獣捕獲等に関する緊急対策（No.36）	【環境】「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」におけるニホンジカの個体数目標
				【環境】「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」におけるイノシシの個体数目標
		【環境】海岸漂着物等に関する対策	海岸漂着物等に関する緊急対策（No.156）	【環境】漂着物等の回収距離
大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	8-1	【環境】循環型社会形成推進交付金等による一般廃棄物処理施設の防災機能の向上への支援	大規模災害に備えた廃棄物処理体制整備緊急支援並びに一般廃棄物処理施設の整備及び更新に関する緊急対策（No.122）	【環境】災害時再稼働可能な施設の割合
		【環境】災害廃棄物対策指針に基づく自治体による災害廃棄物処理計画の作成支援	大規模災害に備えた廃棄物処理体制整備緊急支援並びに一般廃棄物処理施設の整備及び更新に関する緊急対策（No.122）	【環境】災害廃棄物処理計画策定率（都道府県）
				【環境】災害廃棄物処理計画策定率（市区町村）

起きてはならない最悪の事態	プログラム等の番号	施策名	対策名	ＫＰＩ
復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	8-2	【国交】防災・減災の担い手（建設業）の確保等の推進	防災・減災、国土強靱化を担う建設業の担い手確保等に関する緊急対策（No.77）	―
事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	8-5	【法務】長期相続登記等未了土地の解消作業	長期相続登記等未了土地解消対応に係る緊急対策（No.38）	【法務】長期相続登記等未了土地の解消作業の着手筆数
		【法務・国交】災害後の円滑な復旧復興を確保するための地籍調査による地籍図の整備等の推進	地籍調査緊急対策（No.37）	【国交】南海トラフ地震の津波により建物が全壊する可能性が高い地域のうち、地籍調査の未実施地域における官民境界情報の整備率
				【国交】地籍調査の優先実施地域での進捗率
				【国交】地籍調査の対象地域全体での進捗率

別図表8　各対策として実際に実施された事業の内容と30年閣議決定等において示されている対策の内容との関係

（単位：事業、千円）

番号	対策名	府省庁	30年閣議決定等において示されている対策の内容	実際に実施された事業の内容	事業数	支出済額
2	全国の河川における洪水時の危険性に関する緊急対策（河道等）	国土交通省	流下阻害等により洪水氾濫の危険性がある河川において、樹木伐採・河道掘削等を実施	本川を迂回する函渠等の新設工事を実施	2	163,436
8	全国の内水浸水の危険性に関する緊急対策	国土交通省	近年、浸水実績があり、病院、市役所等の生命や防災上重要な施設の浸水が想定される箇所において、雨水排水施設の整備や河川改修等の対策をおおむね完了	近年、浸水実績がない箇所において、雨水排水施設の整備等を実施	2	50,832
21	学校施設等の耐震性及び劣化状況に関する緊急対策	文部科学省	屋根や外壁、内壁、天井等の耐震性及び劣化等に課題があり、対策の緊急性の高い学校施設等を全て改善	緊急点検で安全性に課題があるとされていないトイレの洋式化工事を実施	855	8,975,551
22	学校施設等の構造体の耐震化に関する緊急対策	文部科学省	倒壊等の被害の生ずる可能性がある耐震化が未完了で緊急の対応を要すると判断される学校施設等について、耐震化整備を実施	耐震化済みの小学校と中学校を一体化する義務教育学校等の施設を新設する工事を実施	25	2,736,946
25	学校施設における空調整備に関する緊急対策	文部科学省	熱中症対策が必要な公立小中学校等の全ての普通教室への空調設備の設置を完了	特別教室等への空調設備の設置	1,859	5,015,127
26	社会福祉施設等の耐震化に関する緊急対策	厚生労働省	耐震化状況調査の結果を踏まえ、耐震性のない施設約4,120か所について、耐震化整備を実施	既存の建物が、耐震診断の結果、耐震改修が不要と判断された建物等であり、建物の老朽化や定員の増加等に対応するための建替えや新築等を実施	41	2,461,355
29	ため池に関する緊急対策	農林水産省	下流への影響が大きく、早急に対応が必要な防災重点ため池約1,000か所について改修等の緊急対策を実施	防災重点ため池以外のため池において改修等を実施	5	69,300
107	農業水利施設に関する緊急対策	農林水産省	食料の安定供給に不可欠な農業水利施設の操作・監視状況、災害時の機能維持の方策等に係る緊急点検を行い、早急な対応が必要な施設について、非常時にも農業用水の供給等の機能を確保するために必要な施設の耐震化等を実施	農道等の農業水利施設以外の施設についての老朽化等に対応した工事を実施	42	1,858,460
114	流通や防災上特に重要な拠点漁港における緊急対策	農林水産省	流通や防災上特に重要な漁港を対象に、防波堤の強化や主要電源の浸水対策等を実施	流通や防災上特に重要な漁港（流通拠点漁港等）以外の漁港について事業を実施	69	3,777,013
125	全国の浄化槽に関する緊急対策	環境省	緊急点検を行った結果、廃棄物処理施設整備計画に基づき転換すべき単独浄化槽であって、早期に転換が必要な浄化槽が残存していることが判明したため、単独浄化槽を対象に、合併浄化槽の整備等を実施	合併浄化槽を新設	1	1,090

（単位：事業、千円）

番号	対策名	府省庁	30年閣議決定等において示されている対策の内容	実際に実施された事業の内容	事業数	支出済額
137	道路法面・盛土等に関する緊急対策（法面・盛土対策、道路拡幅等）	国土交通省	土砂災害等に対応した道路法面・盛土対策、土砂災害等を回避する改良や道路拡幅等を実施	土砂災害等の危険性がある箇所を迂回するためのバイパス道路を新設	125	15,508,861
138	道路の排水施設等に関する緊急対策	国土交通省	冠水発生のおそれのある約1,400か所について、排水施設等の補修等を実施	冠水発生のおそれのある箇所を迂回するための工事を実施	20	1,293,651
140	道路橋・道の駅等の耐震補強に関する緊急対策	国土交通省	緊急輸送道路上の橋梁のうち、今後30年間に震度6以上の揺れに見舞われる確率が26%以上の地域にあり、事業実施環境が整った箇所を実施	今後30年間に震度6以上の揺れに見舞われる確率が26%未満の地域にある橋梁について事業を実施	94	8,727,306
143	大雪時の車両滞留危険箇所に関する緊急対策	国土交通省	大雪時の大規模な車両滞留リスクを低減させるために、待避場所等のスポット対策、除雪車増強の体制強化等を実施	大規模な車両滞留リスクがある箇所を迂回するための工事を実施	25	2,535,218
144	市街地における電柱に関する緊急対策	国土交通省	飛来物等による電柱倒壊の危険性の高い緊急輸送道路の区間（約1万km）において、緊急性の高い災害拠点へのアクセスルートで事業実施環境が整った区間について、道路閉塞等を防止するために、無電柱化を推進	緊急輸送道路ではない道路を対象として事業を実施	28	2,789,196
150	全国の主要な外貿コンテナターミナルに関する緊急対策	国土交通省	コンテナ流出リスク、電源浸水リスク、地震リスク等の課題がある施設について、浸水対策、耐震対策等を実施	岸壁の築造工事を実施	12	8,189,996
154	全国の主要な臨港道路に関する緊急対策	国土交通省	トンネルの冠水対策や道路の液状化対策、橋梁の耐震補強等を実施	臨港道路の新設工事を実施	7	3,098,740
計（17対策）					3,212	67,252,083

別図表9　各事例に係る事業主体ごとの事業数又は箇所数

事業主体	事例2 （事業数）	事例3 （事業数）	事例4 （箇所数）	事例5 （箇所数）	事例8 （事業数）
北海道	2	－	－	－	－
札幌市	4	－	－	－	－
室蘭市	1	－	－	－	－
釧路市	1	－	－	－	－
岩見沢市	1	－	－	－	－
網走市	2	－	－	－	－
千歳市	1	－	－	－	－
青森県	－	－	326	－	1
千葉県	3	－	118	－	－
船橋市	2	－	－	－	－
新潟県	3	－	1,723	1	2
新潟市	－	2	－	－	－
長野県	1	－	1,334	19	4
上田市	－	－	－	－	1
伊那市	1	－	－	－	－
塩尻市	1	－	－	－	1
三重県	－	－	1,429	－	－
松阪市	2	－	－	－	－
奈良県	－	6	220	6	2
岡山県	－	－	8	－	－
岡山市	－	9	－	－	－
倉敷市	3	－	－	－	－
高知県	－	1	828	－	－
高知市	1	－	－	－	－
福岡県	－	－	318	－	－
北九州市	1	6	－	－	－
福岡市	3	－	－	－	－
久留米市	1	2	－	－	－
直方市	1	－	－	－	－
飯塚市	1	－	－	－	－
筑紫野市	2	－	－	－	－
宗像市	－	2	－	－	－
朝倉市	1	－	－	－	－
大刀洗町	2	－	－	－	－
計 （事業主体）	41 （4道県及び20市町）	28 （2県及び5市）	6,304 （9県）	26 （3県）	11 （4県及び2市）

（注）事例1、事例6及び事例7は、特定の事業主体が実施した事業について記述しているものではないため本図表には記載していない。
また、事例9は、事業主体名等を本文に記述しているため本図表には記載していない。

別図表10　各対策の実施率の状況

〈1〉30年閣議決定等では、対策予定箇所数について、概数が記載されていたり、数値を用いずに記載されていたりしている対策があるため、「対策予定箇所数」の数値と「30年閣議決定等」の記載内容が一致していないものがある。
〈2〉実施する必要がある事業の一部のみを実施した箇所が対策実施箇所数に含まれている対策と含まれていない対策があったり、緊急対策予算を用いずに事業を実施した箇所が対策実施箇所数に含まれている対策と含まれていない対策があったりなどしており、実施率が緊急対策予算に係る執行率とかい離している対策がある。
〈3〉番号が1～18、68、88、90～94、137～145、150～155の対策は、対策実施箇所数が把握されていなかった対策であり、これらの対策については、「うち検査対象事業主体」に、会計実地検査の際に検査の対象とした事業の事業主体における対策予定箇所数、予算箇所数又は対策実施箇所数（会計実地検査の際に検査の対象とした事業の事業主体から徴した関係書類に基づき、実施する必要がある事業に着手していた箇所数を用いている。）を記載している。
〈4〉番号が9、19、22、26、27、35、46、50、60、62、69、86、90、92、101、108、115、117、141の対策は、令和3年度の年次計画において、3か年緊急対策により対策が完了にならない箇所があるとされていた対策である。
〈5〉番号が36、40、55、76、77、126の対策は、対策予定箇所数が数値で定められていない対策である。
〈6〉番号が47の対策は、対策予定箇所が、教育訓練用資機材（1か所）についてのみ数値で定められており、これに対応する対策実施箇所数は104か所のうちの1か所であることから実施率は100.0％としている。
〈7〉番号が55の対策は、令和3年度の年次計画に予算箇所数として「交付申請があった全医療機関から申告されている対象患者数」が計上されていることから、対策実施箇所数もこれに対応する数を計上している。
〈8〉番号が126の対策は、国が長寿命化計画策定のためのガイドラインを作成して公表するものであり、環境省は、予算箇所数及び対策実施箇所数がいずれも1か所であるとしている。

番号	対策名	府省庁	対策実施箇所の選定方法	対策予定箇所数 A		
				30年閣議決定等		うち検査対象事業主体 a
1	全国の河川における堤防決壊時の危険性に関する緊急対策　〈3〉	国土交通省	緊急点検	＜堤防強化対策等＞ ①国：約70河川 ②都道府県等：約50河川	116	28
2	全国の河川における洪水時の危険性に関する緊急対策（河道等）〈3〉	国土交通省	緊急点検	＜樹木伐採・掘削等＞ ①国：約140河川 ②都道府県等：約2,200河川	2,343	684
3	全国の河川における洪水時の危険性に関する緊急対策（堤防）〈3〉	国土交通省	緊急点検	＜危機管理型ハード対策等＞ ①国：約30河川 ②都道府県等：約130河川	148	18
4	全国の河川における洪水時の危険性に関する緊急対策（ダム）〈3〉	国土交通省	緊急点検	①国：約20ダム ②県：約10ダム ＜調査研究等＞ 数件程度	32	2
5	中小河川緊急治水対策プロジェクト（再度の氾濫防止対策）　〈3〉	国土交通省	既往点検	＜再度の氾濫防止対策＞ 都道府県等：約400河川	359	120
6	中小河川緊急治水対策プロジェクト（土砂・流木対策）　〈3〉	国土交通省	既往点検	＜土砂・流木対策＞ ①国：約60渓流 ②都道府県：約480渓流	540	92
7	全国の中小河川における土砂・洪水氾濫等の危険性に関する緊急対策　〈3〉	国土交通省	緊急点検	【砂防】 ＜土砂・洪水氾濫対策＞ ①国：約90か所 ②都道府県：約320か所 【河川】 ＜土砂・洪水氾濫対策＞ 都道府県：約20河川 【調査研究等】数件程度	431	88

予算箇所数 B		対策実施箇所数 C		実施率 C/A又はc/a (%)	対策実施箇所数の予算箇所数に対する割合 C/B又はc/b (%)
	うち検査対象事業主体 b＝a/A×B		うち検査対象事業主体 c		
116	28		28	100.0	100.0
2,343	684		610	89.1	89.1
148	18		18	100.0	100.0
33	2		1	50.0	50.0
359	120		74	61.6	61.6
540	92		100	108.6	108.6
437	89		90	102.2	101.1

番号	対策名	府省庁	対策実施箇所の選定方法	対策予定箇所数 A		
				30年閣議決定等		うち検査対象事業主体 a
8	全国の内水浸水の危険性に関する緊急対策　〈3〉	国土交通省	緊急点検	【下水】約200地方公共団体 【河川】約100河川 ①国：約10河川 ②都道府県等：約90河川	323	76
9	全国の大河川や国土交通省所管ダムの電力供給停止時の操作確保等に関する緊急対策　〈3〉〈4〉	国土交通省	緊急点検	【河川】 ＜現行基準を満足する電源設備の整備等＞ 約30排水機場等 【ダム】 ＜予備発電運転可能時間延伸化＞ 約30ダム	64	17
10	全国の雨水ポンプ場等の耐水化に関する緊急対策　〈3〉	国土交通省	緊急点検	＜水密扉の設置等＞ 【下水】処理場約30か所、ポンプ場約40か所 （うち水密扉の設置等約10か所） 【河川】排水機場約20か所	32	3
11	全国の下水道施設の電力供給停止時の操作確保等に関する緊急対策〈3〉	国土交通省	緊急点検	＜非常用発電設備の設置・増強等＞ 約1,100か所 （処理場約500か所、ポンプ場約600か所） （うち、人口集中地区等を抱える地区における非常用発電設備の設置・増強等約200か所（処理場約100か所、ポンプ場約100か所））	220	36
12	全国の下水道処理場等の耐震対策等に関する緊急対策　〈3〉	国土交通省	緊急点検	＜下水道施設（処理場、ポンプ場）の耐震化等＞ 約3,800か所 （処理場約1,300か所、ポンプ場約2,500か所） （うち、地震時の最低限の処理機能が確保されていない施設等の耐震化約500か所（処理場約200か所、ポンプ場約300か所））	493	47
13	全国の水門・陸閘等（海岸保全施設）の電力供給停止時の操作確保等に関する緊急対策　〈3〉	農林水産省・国土交通省	緊急点検	予備発電機の設置等 約20施設	20	7
14	全国の海岸堤防等の高潮等に対する緊急対策　〈3〉	農林水産省・国土交通省	緊急点検	【海岸】 堤防高を確保するための対策や消波施設の整備等 約130か所 【河川】 河川堤防等 約20河川	150	48
15	全国のインフラ・ライフラインの土砂災害に関する緊急対策　〈3〉	国土交通省	緊急点検	＜インフラ・ライフラインの保全対策＞ ①国：約60か所 ②都道府県：約260か所	321	57
16	全国の火山における火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定等及び同計画に基づく緊急対策　〈3〉	国土交通省	緊急点検	＜火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定＞ 約10火山 ＜火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づく緊急的な対策＞ 約10火山 ＜航空レーザ測量データの取得＞ 約10火山 ＜火山砂防ハザードマップの作成＞ 約10火山 ＜リアルタイムハザードマップの整備＞ 約10火山	44	8
17	全国の土砂災害警戒区域等における円滑な避難の確保に関する緊急対策　〈3〉	国土交通省	緊急点検	＜円滑な避難の確保対策＞ ①国：約50か所 ②都道府県：約570か所	624	182

予算箇所数 B	うち検査対象事業主体 b＝a/A×B	対策実施箇所数 C	うち検査対象事業主体 c	実施率 C/A又はc/a (%)	対策実施箇所数の予算箇所数に対する割合 C/B又はc/b (%)
309	72		73	96.0	101.3
63	16		15	88.2	93.7
34	3		4	133.3	133.3
208	34		34	94.4	100.0
461	43		43	91.4	100.0
20	7		2	28.5	28.5
150	48		48	100.0	100.0
321	57		57	100.0	100.0
44	8		8	100.0	100.0
624	182		198	108.7	108.7

番号	対策名	府省庁	対策実施箇所の選定方法	対策予定箇所数 A		
				30年閣議決定等		うち検査対象事業主体 a
18	全国の海岸堤防等の耐震化に関する緊急対策　〈3〉	農林水産省・国土交通省	緊急点検	【海岸】 耐震照査 約120か所 耐震対策 約50か所 調査研究等 数件程度 【河川】 河川堤防等 約40河川	215	35
19	地震時等に著しく危険な密集市街地に関する緊急対策　〈4〉	国土交通省	緊急点検	地震時等に著しく危険な密集市街地のうち防火規制が実施されている地域：約2,800ha	2,762	
20	ブロック塀等の安全確保に関する緊急対策	国土交通省	緊急点検	所有者等に対して、ブロック塀等の安全性確保に関する積極的な周知を実施する特定行政庁が所管する地域：特定行政庁約400団体	451	
21	学校施設等の耐震性及び劣化状況に関する緊急対策	文部科学省	緊急点検	約5,400校分相当（※） ※公立学校、国立大学法人等、私立学校及び公立社会体育施設	5,400	
22	学校施設等の構造体の耐震化に関する緊急対策　〈4〉	文部科学省	既往点検	＜公立学校＞ 約990棟 ＜私立学校＞ （Is値0.3未満）約150棟（私立高等学校等） ＜公立社会体育施設＞ 約20棟	1,160	
				＜国立大学＞ 約13万㎡ ＜私立学校＞ 約28万㎡（私立大学等）	410,000	
23	学校施設等のブロック塀等に関する緊急対策	文部科学省	既往点検	約1,000km	994	
24	独立行政法人等文教施設の安全確保等に関する緊急対策	文部科学省	既往点検	9機関	9	
25	学校施設における空調整備に関する緊急対策	文部科学省	既往点検	熱中症対策が必要な全国の公立小中学校等の空調設備が未設置の普通教室	169,989	
26	社会福祉施設等の耐震化に関する緊急対策　〈4〉	厚生労働省	既往点検	地震発生等の際、倒壊・崩壊の可能性がある施設約4,120か所 ＜児童関係施設等＞約1,474か所 ＜障害児者関係施設＞約1,671か所 ＜高齢者関係施設＞約882か所 ＜その他関係施設＞約93か所	4,120	
27	社会福祉施設等のブロック塀等に関する緊急対策　〈4〉	厚生労働省	既往点検	安全点検の結果、安全性に問題があったブロック塀等を設置している施設約7,025か所 ＜児童関係施設等＞約3,526か所 ＜障害児者関係施設＞約1,564か所 ＜高齢者関係施設＞約1,857か所 ＜その他関係施設＞約78か所	7,025	

予算箇所数 B	うち検査対象事業主体 b＝a/A×B	対策実施箇所数 C	うち検査対象事業主体 c	実施率 C/A又はc/a (%)	対策実施箇所数の予算箇所数に対する割合 C/B又はc/b (%)
211	34		27	77.1	79.4
2,365		2,365		85.6	100.0
447		447		99.1	100.0
6,562		6,544		121.1	99.7
1,075		1,068		95.6	99.4
408,943		406,718			
995		995		100.1	100.0
9		9		100.0	100.0
130,000		134,644		79.2	103.5
500		1,344		32.6	268.8
745		1,408		20.0	188.9

番号	対策名	府省庁	対策実施箇所の選定方法	対策予定箇所数 A		
				30年閣議決定等		うち検査対象事業主体 a
28	自衛隊施設のブロック塀等に関する緊急対策	防衛省	既往点検	ブロック塀等の撤去及びフェンスへの整備：約110施設	114	
29	ため池に関する緊急対策	農林水産省	既往点検	下流への影響が特に大きく、早急に対策が必要な防災重点ため池約1,000か所（見込み）	1,000	
30	国土強靱化緊急森林対策（治山施設）	農林水産省	緊急点検	治山施設の設置等：約600か所	600	
31	国土強靱化緊急森林対策（海岸防災林）	農林水産省	緊急点検	海岸防災林の整備：約50km	50	
32	国土強靱化緊急森林対策（流木対策）	農林水産省	既往点検	緊急的・集中的に流木対策が必要な地区 ：約700か所	700	
33	国土強靱化緊急森林対策（森林整備対策）	農林水産省	緊急点検	＜森林整備＞ 荒廃した森林における間伐等の森林整備 ：約2,000か所 ＜林道改良整備＞ 林道の改良整備：約300か所	2,313	
34	自然公園等施設に関する緊急対策	環境省	緊急点検	国立公園（34公園）約255か所、 国定公園等（56公園）約60か所、 国民公園（4公園）約10か所	325	
35	休廃止鉱山鉱害防止等工事に関する緊急対策　〈4〉	経済産業省	既往点検	集積場対策工事：4か所 坑道対策工事：1か所	5	
36	指定管理鳥獣捕獲等に関する緊急対策　〈5〉	環境省	その他	適正な生息密度管理のために、生息密度が特に高い地域を予定		
37	地籍調査緊急対策	国土交通省	その他	土砂災害や洪水等の被災想定区域 約360㎢	360	
38	長期相続登記等未了土地解消対応に係る緊急対策	法務省	その他	長期相続登記等未了土地解消対応に係る緊急対策：約14万筆	140,000	
39	自衛隊施設に関する緊急対策	防衛省	緊急点検	＜耐震化対策に係る整備＞ 対象施設：約10施設 ＜老朽化対策に係る整備＞ 対象施設：約40施設 ＜電力供給能力向上に係る整備＞ 対象施設：約30施設	82	

予算箇所数 B	うち検査対象事業主体 b＝a/A×B	対策実施箇所数 C	うち検査対象事業主体 c	実施率 C/A又はc/a (%)	対策実施箇所数の予算箇所数に対する割合 C/B又はc/b (%)
114		114		100.0	100.0
979		954		95.4	97.4
570		560		93.3	98.2
46		46		92.0	100.0
646		633		90.4	97.9
2,396		2,398		103.6	100.0
317		314		96.6	99.0
5		1		20.0	20.0
43		43			100.0
376		376		104.4	100.0
318,190		318,190		227.2	100.0
82		82		100.0	100.0

番号	対策名	府省庁	対策実施箇所の選定方法	対策予定箇所数 A		
				30年閣議決定等		うち検査対象事業主体 a
40	自衛隊の防災関係資機材等に関する緊急対策　〈5〉	防衛省	既往点検	＜資機材等の整備＞ 　対象施設：老朽化に起因した機能上の不具合等がある資機材等が置かれている全国の駐屯地等 ＜通信機器等の整備＞ 　対象施設：老朽化に起因した機能上の不具合等がある通信機器等が置かれている全国の駐屯地等 ＜車両等の整備＞ 　対象施設：老朽化に起因した機能上の不具合等がある車両等が置かれている全国の駐屯地等		
41	警察における災害対策に必要な資機材に関する緊急対策	警察庁	緊急点検	全47都道府県警察における災害対策に必要な資機材	47	
42	警察用航空機等に関する緊急対策	警察庁	緊急点検	＜航空機整備＞警察用航空機 4機 ＜船舶整備＞警察用船舶 3隻 ＜車両整備＞警察用車両 約3,800台	3,777	
43	警察用航空機の資機材に関する緊急対策	警察庁	緊急点検	＜夜間撮影用資機材整備＞ 　資機材整備が必要な16道府県警察 ＜救難用連絡資機材整備＞ 　全47都道府県警察	63	
44	警察情報通信基盤の耐災害性等に関する緊急対策	警察庁	緊急点検	＜耐震強度不足の無線中継所の建替え整備＞ 　1か所 ＜非常用電源設備の更新＞ 　約180か所	176	
45	警察情報通信設備・機器の整備等に関する緊急対策	警察庁	緊急点検	全47都道府県・各地方機関における警察情報通信設備・機器	94	
46	警察施設の耐災害性等に関する緊急対策　〈4〉	警察庁	緊急点検	＜警察施設の老朽化対策＞ 　建替え又は耐震改修：警察署等約40施設 　その他設備等の改修：約80施設 ＜非常用電源設備の整備・改修＞ 　警察署等約10施設	122	
47	大規模風水害・土砂災害に対応するための緊急消防援助隊に関する緊急対策	総務省	その他	津波・大規模風水害対策車 全地形対応車及び搬送車 重機及び重機搬送車 高機能救命ボート 映像伝送システム 教育訓練用資機材	1	
48	大規模災害に対応するための航空消防防災体制に関する緊急対策	総務省	その他	＜地上端末の配備等＞ 　50台程度 ＜警告機能の追加＞ 　1式程度	58	
49	地域防災力の中核を担う消防団に関する緊急対策	総務省	その他	＜車両貸付＞ 　200市町村程度 ＜資機材配備＞ 　1,719市町村	1,919	

予算箇所数 B	うち検査対象事業主体 b＝a/A×B	対策実施箇所数 C	うち検査対象事業主体 c	実施率 C/A又はc/a (%)	対策実施箇所数の予算箇所数に対する割合 C/B又はc/b (%)
477		476			99.7
47		47		100.0	100.0
3,747		3,745		99.1	99.9
63		63		100.0	100.0
176		176		100.0	100.0
94		94		100.0	100.0
121		122		100.0	100.8
104		104		100.0 〈6〉	100.0
58		58		100.0	100.0
990		990		51.5	100.0

番号	対策名	府省庁	対策実施箇所の選定方法	対策予定箇所数 A		
				30年閣議決定等		うち検査対象事業主体 a
50	災害対策本部設置庁舎及び消防庁舎の災害対応機能確保に関する緊急対策　〈4〉	総務省	既往点検	＜非常用電源＞ 140災対本部設置庁舎程度 350消防庁舎程度 ＜耐震化＞ 60災対本部設置庁舎程度 490消防庁舎程度	1,039	
51	海上保安施設に関する緊急対策	国土交通省	緊急点検	＜老朽化対策等が必要な施設の整備＞ (1)目視により施設に亀裂等を確認及び現に雨漏りなど不具合を生じている船艇基地5か所 (2)老朽化・冠水・設備不備により業務支障のある海上保安施設：航空基地約10か所、船艇基地約60か所、陸上通信施設等約90か所 ＜業務継続のための設備の設置等が必要な施設の整備＞ (1)発動発電機の性能が低下したことにより、長時間停電が発生した場合に通信機能が停止するおそれがある海上保安施設：陸上通信施設等約30か所 (2)災害等発生時に燃料供給等が確保できず船艇及び航空機の運航に支障を来すおそれのある海上保安施設：船艇基地5か所、航空基地約10か所	198	
52	国立大学附属病院等施設の重要インフラ設備に関する緊急対策	文部科学省	緊急点検	6機関	6	
53	災害拠点病院等の自家発電設備の燃料確保に関する緊急対策	厚生労働省	緊急点検	125病院	125	
54	災害拠点病院等の給水設備の強化に関する緊急対策	厚生労働省	緊急点検	124病院	124	
55	在宅の人工呼吸器使用患者に貸与可能な簡易発電装置に関する緊急対策　〈5〉	厚生労働省	既往点検	訪問診療が必要な人工呼吸器使用患者を診ている医療機関		
56	病院の耐震整備に関する緊急対策	厚生労働省	既往点検	未耐震の病院	598	
57	広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）を活用した情報収集体制の強化に関する緊急対策	厚生労働省	その他	広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）一式	1	
58	国立大学附属病院の医療情報システムデータバックアップ体制に係る緊急対策	文部科学省	その他	国立大学附属病院：45か所	45	
59	原子力災害医療機関の施設に関する緊急対策	環境省	その他	重篤な内部被ばくの治療に必要な線量評価を行うことができる施設の整備：1か所	1	
60	国立感染症研究所の自家用発電機等に関する緊急対策　〈4〉	厚生労働省	緊急点検	自家用発電機の改良・更新：2台 燃料備蓄タンクの交換：1基 研究棟外壁の防水塗装：3棟 空調機のオーバーホール：39か所	45	
61	保健所の自家発電設備に関する緊急対策	厚生労働省	緊急点検	345か所	345	

予算箇所数 B		対策実施箇所数 C		実施率 C/A又はc/a (%)	対策実施箇所数の予算箇所数に対する割合 C/B又はc/b (%)
	うち検査対象事業主体 b＝a/A×B		うち検査対象事業主体 c		
368		509		48.9	138.3
198		198		100.0	100.0
4		4		66.6	100.0
111		111		88.8	100.0
108		108		87.0	100.0
1,052 〈7〉		1,052 〈7〉			100.0
65		337		56.3	518.4
1		1		100.0	100.0
45		45		100.0	100.0
1		1		100.0	100.0
43		45		100.0	104.6
59		345		100.0	584.7

番号	対策名	府省庁	対策実施箇所の選定方法	対策予定箇所数 A		
				30年閣議決定等		うち検査対象事業主体 a
62	社会福祉施設等の非常用自家発電設備に関する緊急対策　〈4〉	厚生労働省	既往点検	整備状況の点検の結果、非常用自家発電設備がなく、今後整備予定のある施設約1,176か所 ＜児童関係施設等＞約10か所 ＜障害児者関係施設＞約298か所 ＜高齢者関係施設＞約861か所 ＜その他関係施設＞7か所	1,176	
63	矯正施設等の耐震・老朽化等への緊急対策	法務省	緊急点検	＜施設整備等＞ 　緊急的・優先的に耐震・老朽化等への対策が必要な施設：矯正施設等約50施設	50	
64	矯正施設監視システム設備等の機能確保に関する緊急対策	法務省	緊急点検	＜長時間の大規模停電等により監視システム設備等の安定稼働が困難になり、また、地域住民の避難場所等として、避難所的役割や機能の確保等が困難になるおそれがある施設＞ 　約210施設	204	
65	熱中症予防のための緊急対策	環境省	その他	自治体等担当者向けシンポジウム：2か所 普及啓発資料の自治体等への配布：全国約140自治体（都道府県、政令指定都市、中核市、保健所政令市、特別区）等 熱中症予防強化月間イベント：3か所 暑さ指数（ＷＢＧＴ）の算出体制の強化：暑さ指数（ＷＢＧＴ）算出システム 1か所	165	
66	全国地下街における安全な避難等に関する緊急対策	国土交通省	緊急点検	避難誘導看板や止水板の設置、耐震改修、非常用発電設備、備蓄倉庫の整備等：約10か所	10	
67	防災拠点施設となる民間高層建築物のエレベーターの地震対策に関する緊急対策	国土交通省	緊急点検	エレベーター 約400台	432	
68	広域防災拠点となる都市公園に関する緊急対策　〈3〉	国土交通省	緊急点検	＜停電対策＞ 　非常用発電設備の整備等：約20公園 ＜豪雨・浸水・暴風、地震対策等＞ 　施設の嵩（かさ）上げ、法面崩壊対策、耐震改修、備蓄倉庫整備、拠点施設へのアクセス確保等：約50公園	66	10
69	自治体庁舎等における非常用通信手段の確保に関する緊急対策 〈4〉	総務省	緊急点検	都道府県1か所程度（モデル事業）、市町村、消防本部の庁舎200か所程度（地方公共団体による整備）	195	
70	災害対策用衛星携帯電話に係る緊急対策	総務省	既往点検	＜バッテリーの交換＞約60台 ＜蓄電池の整備＞約10台 ＜屋内利用設備の整備＞約60台	134	
71	法務省の官署施設等の耐震・老朽化等への緊急対策	法務省	緊急点検	緊急的・優先的に耐震・老朽化等への対策が必要な施設：法務省官署施設等約100施設	95	
72	衛星携帯電話等による通信確保に関する緊急対策	法務省	緊急点検	通信機能に支障が生じている衛星携帯電話：約1,260台 災害応急時等に安定的な通信を可能とするＩＰ無線機：約120台	1,362	

予算箇所数 B	うち検査対象事業主体 b＝a/A×B	対策実施箇所数 C	うち検査対象事業主体 c	実施率 C/A又はc/a (%)	対策実施箇所数の予算箇所数に対する割合 C/B又はc/b (%)
2,458		2,458		209.0	100.0
50		44		88.0	88.0
201		201		98.5	100.0
165		165		100.0	100.0
10		10		100.0	100.0
430		430		99.5	100.0
66	10		10	100.0	100.0
195		195		100.0	100.0
134		134		100.0	100.0
95		91		95.7	95.7
1,362		1,362		100.0	100.0

番号	対策名	府省庁	対策実施箇所の選定方法	対策予定箇所数 A		
				30年閣議決定等		うち検査対象事業主体 a
73	国立大学の練習船を活用した災害支援体制の整備に関する緊急対策	文部科学省	既往点検	大規模災害発生時に支援を行うことが可能な練習船の整備：国立大学の保有する練習船2隻	2	
74	災害応急対策の活動拠点となる官庁施設に関する緊急対策	国土交通省	緊急点検	自家発電設備、受変電設備改修等：15施設程度	15	
75	国土交通省の庁舎自家発電施設の緊急対策	国土交通省	緊急点検	災害対応拠点としての機能維持に支障を及ぼす庁舎自家発電施設：1か所	1	
76	沖ノ鳥島の監視設備の電源系統冗長性等に関する緊急対策　〈5〉	国土交通省	緊急点検	通信回線の二重化や電源設備の管理高度化等の必要な設備		
77	防災・減災、国土強靱化を担う建設業の担い手確保等に関する緊急対策　〈5〉	国土交通省	その他	全国		
78	固定衛星通信設備等に関する緊急対策	環境省・ 内閣府	緊急点検	＜固定衛星通信設備の整備＞ 　対策実施：27拠点 ＜ＯＦＣ整備＞ 　自然災害による被害のおそれがあるＯＦＣ（オフサイトセンター）への対策実施：6施設	33	
79	モニタリングポストの機能維持に関する緊急対策	環境省・ 内閣府	緊急点検	＜モニタリングポスト等の電源及び通信の多重化（平常時の環境放射線の監視及び緊急時の防護措置の判断に使用するもの）＞ 　（電源）約140件 　（通信）約140件 ＜電子式線量計等の通信の多重化（緊急時の防護措置の判断に使用するもの）＞ 　（通信）約720件	996	
80	モニタリングポストの機能維持に関する緊急対策等（放射線測定設備・資機材等の整備）	環境省	その他	①＜緊急時モニタリングに係る国の設備、資機材の整備＞ ①モニタリングカーの緊急自動車化及び車載機器の更新等：約25台分 ②＜モニタリングポスト及びデータ集約システム等の整備＞ ②-1 モニタリングポスト等の更新：約90局 ②-2 データ集約システム（テレメータ）の更新、改修：約10式 ②-3 モニタリングポスト等の耐震工事：約30局	153	
81	放射線防護施設等に関する緊急対策	内閣府	その他	＜放射線防護対策等事業＞ 　10道府県約20件 ＜原子力災害医療施設等整備事業＞ 　11道府県約15件	34	

予算箇所数 B	うち検査対象事業主体 b＝a/A×B	対策実施箇所数 C	うち検査対象事業主体 c	実施率 C/A又はc/a (%)	対策実施箇所数の予算箇所数に対する割合 C/B又はc/b (%)
2		2		100.0	100.0
13		13		86.6	100.0
1		1		100.0	100.0
1		1			100.0
1		1			100.0
33		33		100.0	100.0
969		969		97.2	100.0
179		179		116.9	100.0
34		33		97.0	97.0

番号	対策名	府省庁	対策実施箇所の選定方法	対策予定箇所数 A		
				30年閣議決定等		うち検査対象事業主体 a
82	準天頂衛星システムに関する緊急対策	内閣府	その他	準天頂衛星システム	1	
83	Ｌアラートを活用した災害対応支援システム構築に関する緊急対策	総務省	その他	Ｌアラートの地図化システムを災害対応支援システムに機能拡張する際の標準仕様	1	
84	災害時における多言語音声翻訳システムの高度化のための緊急対策	総務省	その他	クラウド型多言語音声翻訳システム	1	
85	パブリックビューイング会場等向けの避難情報の提供に係る緊急対策	総務省	既往点検	映像配信プラットフォームに係る標準仕様	1	
86	高齢者世帯等への確実な情報伝達に関する緊急対策　〈4〉	総務省	既往点検	250市町村程度	249	
87	陸域・海域における地震・津波・火山観測網等に関する緊急対策	文部科学省	緊急点検	＜地震観測網の復旧・更新＞ Hi-net 約70か所、F-net 約10か所、Ｋ－ＮＥＴ 約120か所 ＜南海トラフ海底地震津波観測網の構築＞ 高知県沖～日向灘の海域（箇所数表記は困難）	198	
88	全国の水文観測・監視施設の緊急対策　〈3〉	国土交通省	緊急点検	□水文観測所 ・水文観測所の浸水対策 国管理河川：約200か所、 都道府県等管理河川：約400か所 ・水文観測所の停電対策 国管理河川：約200か所、 都道府県等管理河川：約400か所 □監視施設 ・河川監視カメラの停電対策 国管理河川：約300か所 ・河川監視カメラの夜間監視不良対策 約200か所 ・整備局間の通信の増強 10地方整備局等 ・非常用電源設備の増強 9事務所、約60中継所 ・大容量小型移動無線の配備 10地方整備局等、約150事務所	1,849	365
89	全国の大河川における情報収集に関する緊急対策	国土交通省	緊急点検	全天候型ドローン：国管理河川 約30台 陸上水中レーザードローン：国管理河川 約10台	39	

予算箇所数 B	うち検査対象事業主体 b＝a/A×B	対策実施箇所数 C	うち検査対象事業主体 c	実施率 C/A又はc/a (%)	対策実施箇所数の予算箇所数に対する割合 C/B又はc/b (%)
1		－		－	－
1		1		100.0	100.0
1		1		100.0	100.0
1		1		100.0	100.0
104		249		100.0	239.4
198		198		100.0	100.0
1,842	363		316	86.5	87.0
46		46		117.9	100.0

番号	対策名	府省庁	対策実施箇所の選定方法	対策予定箇所数 A		
				30年閣議決定等		うち検査対象事業主体 a
90	河川情報の提供方法・手段等に関する緊急対策　〈3〉〈4〉	国土交通省	緊急点検	＜切迫性のある河川情報の提供＞ ・監視や周知が必要な氾濫の危険性が高い箇所 　簡易型河川監視カメラ等の設置（国：約1,700か所、都道府県：約2,200か所） 　水害リスクラインの構築（一級水系） ＜分かりやすい河川情報の提供＞ ・情報の一元化の観点から提供する内容の改善が必要なシステム（川の防災情報、DiMAPS（統合災害情報システム）、浸水ナビ等） ＜空白地帯のない河川情報の提供＞ ・洪水浸水想定区域図や洪水ハザードマップが未作成の自治体等 　都道府県：約150河川 　市町村：約800市町村 ・異常洪水時防災操作を考慮したダム下流地域の浸水想定図等が必要なダム 　①国：約100ダム 　②県：約200ダム	5,173	1,270
91	全国の内水浸水のソフト対策に関する緊急対策　〈3〉	国土交通省	緊急点検	＜想定最大規模降雨に対応した内水ハザードマップ等の作成＞ 　想定最大規模降雨の内水ハザードマップ等を作成していない約20地方公共団体	19	4
92	高潮対策等のためのソフト対策に関する緊急対策　〈3〉〈4〉	農林水産省・国土交通省	緊急点検	観測体制の強化　約30施設 調査研究等　数件程度 浸水想定の公表 　高潮：2020年度までに約30海岸・都道府県 ハザードマップ：2020年度までに約50市町村	103	20
93	土砂災害対策のためのソフト対策に関する緊急対策　〈3〉	国土交通省	緊急点検	＜基礎調査＞ 　基礎調査の完了：約4万箇所 ＜ハザードマップ＞ 　土砂災害ハザードマップの整備：約250市町村 ＜土砂災害警戒判定メッシュ＞ 　土砂災害警戒判定メッシュの提供・改善が必要なシステム	38,885	66
94	全国の火山の監視カメラ等の緊急対策　〈3〉	国土交通省	緊急点検	＜カメラの通信回線や電源設備の多重化・電源状況確認機能整備＞ 　監視カメラの電源設備・通信回線の多重化：約150か所 ＜監視体制の強化＞ 　監視カメラ等の整備：約10か所 ＜庁舎の非常用電源整備＞ 　予備電源設備の整備：約10か所	163	43
95	気象・地震等観測施設の継続性確保に関する緊急対策	国土交通省	緊急点検	＜観測施設の機能強化＞ 　気象レーダーの整備：約10か所 　地域気象観測システムの整備：約1,100か所 ＜電源の強化＞ 　観測機器非常用電源設備等の整備：約900か所 ＜通信の強化＞ 　観測機器非常用通信設備等の整備：約30か所 ＜代替施設の整備＞ 　可搬型観測装置等の整備：約70式	2,056	

予算箇所数 B		対策実施箇所数 C		実施率 C/A又はc/a (%)	対策実施箇所数の予算箇所数に対する割合 C/B又はc/b (%)
	うち検査対象事業主体 b＝a/A×B		うち検査対象事業主体 c		
5,272	1,294		1,241	97.7	95.9
16	3		2	50.0	66.6
79	15		11	55.0	73.3
38,886	66		177	268.1	268.1
163	43		27	62.7	62.7
2,056		2,056		100.0	100.0

番号	対策名	府省庁	対策実施箇所の選定方法	対策予定箇所数 A		
				30年閣議決定等		うち検査対象事業主体 a
96	気象業務を維持するための拠点施設の継続性確保に関する緊急対策	国土交通省	緊急点検	自家発電設備・情報通信設備の整備：約70か所	66	
97	電子基準点網等に関する緊急対策	国土交通省	緊急点検	(1)電子基準点の移設 数件程度 (2)電子基準点網等の強化 千件程度 (3)衛星ＳＡＲによる地殻変動監視等の代替・補完機能強化 数件程度 (4)電子基準点網等の運用に関する危機管理体制の強化 必要な体制について引き続き検討	1,038	
98	宅地の滑動崩落及び液状化のソフト対策に関する緊急対策	国土交通省	緊急点検	＜滑動崩落対策＞ 大規模盛土造成地マップの作成・公表 ：約600市区町村 大規模盛土造成地の調査：約500市区町村 ＜液状化対策＞ 液状化ハザードマップの作成・公表 ：約1,350市区町村 液状化ハザードマップの高度化 ：約350市区町村 ＜インフラ等の液状化被害推定手法の高精度化等＞ 数十箇所程度	2,820	
99	電力インフラの強靱化に関する緊急対策	経済産業省	緊急点検	約55万kW	55	
100	風力発電の安全確保に関する緊急対策	経済産業省	緊急点検	約700基の内数	700	
101	製油所・油槽所に関する緊急対策 〈4〉	経済産業省	緊急点検	非常用発電設備の整備・増強や更なる強靱化対策の必要がある製油所・油槽所	74	
102	燃料供給上重要なＳＳ（サービスステーション）等に関する緊急対策	経済産業省	緊急点検	ＳＳ等における自家発電設備の整備：全国約8,000か所 緊急配送用ローリーの配備：全国約6,700台	14,700	
103	ガス事業用ＬＮＧ基地等に関する緊急対策	経済産業省	緊急点検	＜自家発電設備等の導入が必要な事業所＞ 2事業所 ＜ガスの長時間製造／供給に課題がある事業所＞ 22事業所	24	
104	高圧ガス設備の耐震補強に関する緊急対策	経済産業省	既往点検	石油化学関連設備31基以内、 石油精製関連設備9基以内	40	
105	災害時に役立つ再エネ・蓄エネシステムに関する緊急対策	環境省	緊急点検	＜公共施設＞ 47都道府県等の避難所等 約250か所 ＜民間施設＞ 災害時の電源確保が必要な施設等 約270か所	520	
106	原子力規制検査の体制整備に関する緊急対策	環境省	その他	＜原子力規制検査業務システムの構築・整備＞ 原子力規制検査業務システム ＜原子力規制検査ホームページの構築・整備＞ 原子力規制検査ホームページ	2	

予算箇所数 B	うち検査対象事業主体 b＝a/A×B	対策実施箇所数 C	うち検査対象事業主体 c	実施率 C/A又はc/a (%)	対策実施箇所数の予算箇所数に対する割合 C/B又はc/b (%)
66		66		100.0	100.0
1,038		1,038		100.0	100.0
2,829		2,829		100.3	100.0
56		56		101.8	100.0
2,300		2,300		328.5	100.0
85		70		94.5	82.3
21,354		21,305		144.9	99.7
24		24		100.0	100.0
34		34		85.0	100.0
373		372		71.5	99.7
2		2		100.0	100.0

番号	対策名	府省庁	対策実施箇所の選定方法	対策予定箇所数 A		
				30年閣議決定等		うち検査対象事業主体 a
107	農業水利施設に関する緊急対策	農林水産省	緊急点検	耐震性能や健全度等が十分でなく、非常時に機能を喪失するおそれがあるなど、早急な対応が必要な地区：約1,000地区	1,000	
108	卸売市場に関する緊急対策　〈4〉	農林水産省	緊急点検	停電時の電源確保等に向けた対策を実施 ：約100市場	100	
109	畜産物の安定供給上重要な畜産関係施設（乳業施設）に関する緊急対策	農林水産省	緊急点検	全国の10のブロック	10	
110	畜産物の安定供給上重要な畜産関係施設（貯乳施設（クーラーステーション））に関する緊急対策	農林水産省	緊急点検	全国の10のブロック	10	
111	畜産物の安定供給上重要な畜産関係施設（酪農家）に関する緊急対策	農林水産省	緊急点検	全国の10のブロック	10	
112	畜産物の安定供給上重要な畜産関係施設（食肉処理施設）に関する緊急対策	農林水産省	緊急点検	各都道府県において選定した、大規模停電時に稼働を確保すべき基幹となる食肉処理施設のうち、非常用電源設備の導入が必要な施設 40施設	40	
113	農業用ハウスの災害被害防止に関する緊急対策	農林水産省	緊急点検	約9,000ha	8,577	
114	流通や防災上特に重要な拠点漁港における緊急対策	農林水産省	緊急点検	約60漁港	60	
115	全国の上水道施設（取・浄・配水場）に関する緊急対策　〈4〉	厚生労働省	緊急点検	＜停電対策＞139か所 ＜土砂対策＞94か所 ＜浸水対策＞147か所	380	
				＜地震対策＞ 3%の浄水場 4%の配水場	3	
					4	
116	全国の上水道管路に関する緊急対策	厚生労働省	緊急点検	約4,600km	4,600	
117	工業用水道に関する緊急対策 〈4〉	経済産業省	緊急点検	約149事業	149	

予算箇所数 B	うち検査対象事業主体 b＝a/A×B	対策実施箇所数 C	うち検査対象事業主体 c	実施率 C/A又はc/a (%)	対策実施箇所数の予算箇所数に対する割合 C/B又はc/b (%)
987		974		97.4	98.6
79		100		100.0	126.5
10		10		100.0	100.0
10		10		100.0	100.0
10		10		100.0	100.0
40		40		100.0	100.0
8,773		8,577		100.0	97.7
58		58		96.6	100.0
216		237		190.2	206.0
3		10			
4		7			
4,600		6,049		131.5	131.5
142		180		120.8	126.7

番号	対策名	府省庁	対策実施箇所の選定方法	対策予定箇所数 A		
				30年閣議決定等		うち検査対象事業主体 a
118	大規模災害時にトラブル発生の危険性が高い独立行政法人関連設備の緊急対策	経済産業省	既往点検	【国立研究開発法人産業技術総合研究所】 （老朽化対策） 　電力関連設備及び給排水関連設備並びに空調設備の改修、外壁・屋根・内装設備の更新：3か所（つくばセンター、中部センター、関西センター） 【独立行政法人製品評価技術基盤機構】 （老朽化対策） 　電源設備及び蒸気配管等の更新：4か所（本所、かずさ、九州支所、東北支所） ＜作業準備棟整備＞ 　大阪事業所：1か所	8	
119	国立大学法人、国立研究開発法人等施設等の重要インフラ設備に関する緊急対策	文部科学省	緊急点検	＜国立大学法人等＞ 　82法人 ＜国立研究開発法人＞ 　6法人	88	
120	国立大学や大学共同利用機関における最先端研究基盤に関する緊急対策	文部科学省	既往点検	国立大学10法人、大学共同利用機関3法人	13	
121	国立大学等の基盤的インフラ設備の強靭化に向けた緊急対策	文部科学省	既往点検	国立大学等：12か所	12	
122	大規模災害に備えた廃棄物処理体制整備緊急支援並びに一般廃棄物処理施設の整備及び更新に関する緊急対策	環境省	緊急点検	災害廃棄物処理計画の策定促進が必要な自治体：全国8ブロックから各15自治体（計約120自治体） 災害時の事故リスクが懸念され、更新時期を迎えた一般廃棄物処理施設：約60施設	174	
123	産業廃棄物不法投棄等原状回復措置に関する緊急対策	環境省	その他	平成10年6月16日以前の不法投棄等事案で25年3月31日までに環境大臣に協議し、同意を得た都道府県等による特定支障除去等事業（5か所）	5	
124	災害に強いリサイクル設備（省CO_2型リサイクル高度化設備）整備促進緊急対策	環境省	その他	災害時の基幹的なリサイクル拠点約240か所	240	
125	全国の浄化槽に関する緊急対策	環境省	緊急点検	単独処理浄化槽：約1.9万基	19,000	
126	浄化槽長寿命化計画策定のための緊急対策　〈5〉	環境省	その他	浄化槽整備事業を行っている都道府県、市町村		
127	ＪＥＳＣＯ高濃度ＰＣＢ処理施設に関する緊急対策	環境省	緊急点検	ＪＥＳＣＯ（中間貯蔵・環境安全事業株式会社）高濃度ＰＣＢ処理施設（5か所）	5	
128	ＰＣＢ早期処理のための緊急対策	環境省	その他	各都道府県・政令市（122自治体）	122	
129	航空輸送上重要な空港等に関する緊急対策（基本施設）	国土交通省	緊急点検	＜護岸の嵩上げ・排水機能の強化＞ 　関西国際空港を含む6空港 ＜滑走路等の耐震対策＞ 　3空港	9	

予算箇所数 B	うち検査対象事業主体 b＝a/A×B	対策実施箇所数 C	うち検査対象事業主体 c	実施率 C/A又はc/a (%)	対策実施箇所数の予算箇所数に対する割合 C/B又はc/b (%)
8		8		100.0	100.0
84		81		92.0	96.4
13		13		100.0	100.0
12		11		91.6	91.6
285		305		175.2	107.0
5		－		－	－
155		146		60.8	94.1
19,000		10,339		54.4	54.4
1 〈8〉		1 〈8〉			100.0
5		5		100.0	100.0
127		127		104.0	100.0
9		8		88.8	88.8

番号	対策名	府省庁	対策実施箇所の選定方法	対策予定箇所数 A		
				30年閣議決定等		うち検査対象事業主体 a
130	航空輸送上重要な空港等に関する緊急対策（無線施設等）	国土交通省	緊急点検	＜無線施設の電源設備等の浸水対策＞ 関西国際空港を含む6空港 ＜非常用発電設備等の設置＞ 関西国際空港を含む8空港	14	
131	航空輸送上重要な空港等に関する緊急対策（ターミナルビル）	国土交通省	緊急点検	＜ターミナルビルの電源設備等の浸水対策＞ 関西国際空港を含む7空港 ＜ターミナルビルの吊り天井の安全対策＞ 約12空港	19	
132	航空輸送上重要な空港等に関する緊急対策（空港ＢＣＰ）	国土交通省	緊急点検	＜空港ＢＣＰの見直し＞ 約16空港	16	
133	航空輸送上重要な空港等に関する緊急対策（航空路施設）	国土交通省	緊急点検	＜管制施設の電源設備等の浸水対策＞ 6施設	6	
134	全国の航路標識に関する緊急対策（電源設備）	国土交通省	緊急点検	電源保持時間の基準を満たしていないなど、課題がある予備電源設備：約20か所	21	
135	全国の航路標識に関する緊急対策（海水浸入防止対策等）	国土交通省	緊急点検	＜海水浸入防止対策＞ ①ＦＲＰ造の灯台（基礎部アンカー留め）で海水浸入防止対策が必要な施設：約250か所 ②鉄筋コンクリート造灯台で亀裂が深く海水浸入防止対策が必要な施設：約50か所 ＜海域監視体制の強化＞ 海域監視体制の強化等が必要な海域：5か所	335	
136	信号機電源付加装置の更新・整備に関する緊急対策	警察庁	緊急点検	信号機電源付加装置約1,000台	1,030	
137	道路法面・盛土等に関する緊急対策（法面・盛土対策、道路拡幅等）　〈3〉	国土交通省	緊急点検	＜道路法面対策等＞約2,000か所	2,030	471
138	道路の排水施設等に関する緊急対策　〈3〉	国土交通省	緊急点検	＜冠水対策に対応した道路排水施設等の補修等＞約1,200か所 ＜冠水対策に対応したアンダーパス部等の排水設備の補修等＞約200か所	1,379	253
139	道路における越波・津波に関する緊急対策　〈3〉	国土交通省	緊急点検	＜道路越波防止対策やネットワーク整備＞ 約80か所	83	10
140	道路橋・道の駅等の耐震補強に関する緊急対策　〈3〉	国土交通省	緊急点検	＜橋梁の耐震対策の実施＞約600か所 ＜道の駅の耐震対策の実施＞約30か所	624	162
141	全国の踏切道に関する緊急対策〈3〉〈4〉	国土交通省	緊急点検	＜優先的に開放する踏切への指定等や立体交差の整備＞約200か所	224	43

予算箇所数 B	うち検査対象事業主体 b＝a/A×B	対策実施箇所数 C	うち検査対象事業主体 c	実施率 C/A又はc/a (%)	対策実施箇所数の予算箇所数に対する割合 C/B又はc/b (%)
14		14		100.0	100.0
8		8		42.1	100.0
16		16		100.0	100.0
6		6		100.0	100.0
21		20		95.2	95.2
335		333		99.4	99.4
1,031		1,031		100.0	100.0
2,030	471		432	91.7	91.7
1,379	253		205	81.0	81.0
83	10		10	100.0	100.0
624	162		141	87.0	87.0
224	43		43	100.0	100.0

番号	対策名	府省庁	対策実施箇所の選定方法	対策予定箇所数 A		
				30年閣議決定等		うち検査対象事業主体 a
142	道路における無停電設備等に関する緊急対策　〈3〉	国土交通省	緊急点検	＜道路施設の無停電対策に対応した設備の設置等＞約1,600か所 ＜道の駅の無停電対策に対応した設備の設置等＞約80か所	1,663	287
143	大雪時の車両滞留危険箇所に関する緊急対策　〈3〉	国土交通省	緊急点検	＜待避場所等のスポット対策・除雪車増強の体制強化等＞ 対策箇所：約700か所	737	208
144	市街地における電柱に関する緊急対策　〈3〉	国土交通省	緊急点検	＜電柱倒壊に対応した無電柱化の推進＞ 緊急輸送道路 約1,000km	1,015	85
145	緊急輸送路等に布設されている下水道管路に関する緊急対策　〈3〉	国土交通省	緊急点検	＜マンホール浮上防止対策、管路の耐震化等＞ マンホール浮上防止対策が未実施の管路約7千km、重要な幹線のうち、耐震性が確保されていない管路約4万km（うち、過去に液状化が発生した埋立地区等の緊急性が高い地区におけるマンホールの浮上防止対策約200km、管路の耐震化約600km）	871	49
146	豪雨による鉄道河川橋梁の流失・傾斜に関する緊急対策	国土交通省	緊急点検	優等列車若しくは貨物列車が運行する路線、又は一定以上の輸送密度を有する線区の鉄道河川橋梁：約50か所	50	
147	豪雨による鉄道隣接斜面の崩壊に関する緊急対策	国土交通省	緊急点検	優等列車若しくは貨物列車が運行する路線、又は一定以上の輸送密度を有する線区の鉄道隣接斜面：約190か所	190	
148	地下鉄、地下駅等の浸水に関する緊急対策	国土交通省	緊急点検	利用者数が多い線区の地下駅等出入口：約190か所、地下鉄等換気口：約30か所、地下鉄等トンネル坑口：約10か所、電源設備等：約60か所	60	
149	大規模地震による駅、高架橋等の倒壊・損傷に関する緊急対策	国土交通省	緊急点検	首都直下地震・南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等において、利用者数が多い線区の駅：約40か所 高架橋柱等：約5,900か所	5,940	
150	全国の主要な外貿コンテナターミナルに関する緊急対策　〈3〉	国土交通省	緊急点検	コンテナ流出対策：約30施設、 電源浸水対策：約20施設、 耐震対策：5施設、 港湾ＢＣＰの充実化：約40港	99	19
151	全国の主要な内貿ユニットロードターミナルに関する緊急対策 〈3〉	国土交通省	緊急点検	コンテナ流出対策：2施設、 電源浸水対策：2施設、 フェリー可動橋停電対策：約10施設、 耐震対策：5施設、 港湾ＢＣＰの充実化：約65港	85	18
152	全国の主要なクルーズターミナルに関する緊急対策　〈3〉	国土交通省	緊急点検	情報提供体制の確保：2か所、 港湾ＢＣＰの充実化：約40港	41	11
153	全国の主要な緊急物資輸送ターミナルに関する緊急対策　〈3〉	国土交通省	緊急点検	耐震強化岸壁の整備：約10施設、 港湾ＢＣＰの充実化：約70港	84	21

予算箇所数 B	うち検査対象事業主体 b＝a/A×B	対策実施箇所数 C	うち検査対象事業主体 c	実施率 C/A又はc/a (%)	対策実施箇所数の予算箇所数に対する割合 C/B又はc/b (%)
1,663	287		234	81.5	81.5
737	208		194	93.2	93.2
1,015	85		69	81.1	81.1
847	47		42	85.7	89.3
46		46		92.0	100.0
187		187		98.4	100.0
53		53		88.3	100.0
5,888		5,888		99.1	100.0
99	19		12	63.1	63.1
85	18		6	33.3	33.3
41	11		2	18.1	18.1
84	21		9	42.8	42.8

番号	対策名	府省庁	対策実施箇所の選定方法	対策予定箇所数 A		
				30年閣議決定等		うち検査対象事業主体 a
154	全国の主要な臨港道路に関する緊急対策　〈3〉	国土交通省	緊急点検	トンネルの冠水対策：2施設、 橋梁の耐震補強：約15施設、 道路の液状化対策：5施設、 港湾ＢＣＰの充実化：約85港	108	23
155	全国の主要な防波堤に関する緊急対策　〈3〉	国土交通省	緊急点検	高潮・高波対策：約10施設、 津波対策：5施設、 港湾ＢＣＰの充実化：約65港	84	18
156	海岸漂着物等に関する緊急対策	環境省	その他	37都道府県の海岸・港湾	37	
157	携帯電話基地局に関する緊急対策	総務省	緊急点検	＜迅速な応急復旧のための体制整備＞ 　応急復旧の体制 ＜車載型基地局等の増設＞ 　約100台	100	
158	地上基幹放送設備に関する緊急対策	総務省	緊急点検	＜臨時災害放送局設備の整備＞ 5局所程度 ＜聴覚障害者への字幕情報提供システムの構築＞ 字幕情報提供システム ＜災害情報の共通的配信基盤の整備＞ 共通的配信基盤	7	
159	ケーブルテレビ事業者の光ケーブル化に関する緊急対策	総務省	緊急点検	ケーブルテレビ事業者30者程度	30	
160	新幹線における外国人旅行客等の情報入手に関する緊急対策	国土交通省	その他	新幹線全108駅 新幹線全車両	109	

予算箇所数 B	うち検査対象事業主体 b＝a/A×B	対策実施箇所数 C	うち検査対象事業主体 c	実施率 C/A又はc/a (%)	対策実施箇所数の予算箇所数に対する割合 C/B又はc/b (%)
108	23		8	34.7	34.7
84	18		7	38.8	38.8
40		40		108.1	100.0
150		150		150.0	100.0
6		6		85.7	100.0
50		50		166.6	100.0
109		109		100.0	100.0

別図表11　達成目標の達成状況

〈1〉「達成目標」は、30年閣議決定等を基に記載している。
〈2〉「設定方法」は、「概成される達成目標」を達成目標としている対策は「概成」、「ＫＰＩが大幅に進捗される達成目標」を達成目標としている対策は「ＫＰＩ」、これらの両方を定めている対策は「両方」を記載している。
〈3〉「対策実施箇所数により判断している対策」は、「概成される達成目標」を達成目標としている対策のうち、各府省庁において、対策実施箇所数が対策予定箇所数以上になるなどした場合に達成目標が達成されたと判断することにしていた対策に「○」を記載している。
〈4〉達成目標として複数の目標を設定している対策については、一つでも達成されていない目標がある場合、達成目標が達成されていない対策として整理している。

番号	対策名	達成目標　〈1〉	設定方法〈2〉	対策実施箇所数により判断している対策〈3〉	令和3年度末における達成状況〈4〉
1	全国の河川における堤防決壊時の危険性に関する緊急対策	堤防決壊が発生した場合に湛水深が深く、特に多数の人命被害等が生ずるおそれのある区間において、堤防強化対策等を概成	概成	○	達成
2	全国の河川における洪水時の危険性に関する緊急対策（河道等）	氾濫による危険性が特に高いなどの区間において、樹木・堆積土砂等に起因した氾濫の危険性をおおむね解消	概成	○	達成
3	全国の河川における洪水時の危険性に関する緊急対策（堤防）	高齢者が特に多いなどの地域において、危機管理型ハード対策等を概成し、越水による逃げ遅れの被害を大幅に軽減	概成	○	達成
4	全国の河川における洪水時の危険性に関する緊急対策（ダム）	人命を守るために、ダムの洪水調節機能を維持・確保するための対策が必要な箇所において、緊急的・集中的に対策を実施して概成	概成	○	達成
5	中小河川緊急治水対策プロジェクト（再度の氾濫防止対策）	浸水家屋数が多いなど、緊急的に再度の氾濫防止対策が必要な区間において、河道の掘削等により流下能力を向上させて多数の家屋や重要な施設の浸水被害を解消	概成	○	達成
6	中小河川緊急治水対策プロジェクト（土砂・流木対策）	下流の氾濫域に多数の家屋や重要な施設があるなど、緊急的に土砂・流木の流出防止対策が必要な渓流において、多数の家屋や重要な施設の土砂・流木の流出による被害を防止するために、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防えん堤等の整備等の対策をおおむね完了	概成	○	達成
7	全国の中小河川における土砂・洪水氾濫等の危険性に関する緊急対策	土砂・洪水氾濫により被災する危険性が高い箇所のうち緊急性の高い箇所において人命への著しい被害を防止する砂防えん堤、遊砂地等の整備や河道断面の拡大等の対策をおおむね完了	概成	○	達成
8	全国の内水浸水の危険性に関する緊急対策	近年、浸水実績があり、病院、市役所等の生命や防災上重要な施設の浸水が想定される箇所において、近年の主要降雨等による重要施設の浸水被害を防止軽減するために、雨水排水施設の整備や河川改修等の対策をおおむね完了	概成	○	達成
9	全国の大河川や国土交通省所管ダムの電力供給停止時の操作確保等に関する緊急対策	【河川】 国管理河川のうち人口が集中している区間にある河川管理施設について、大規模停電時の機能を確保するために、現行基準を満足する電源設備の整備等を完了 【ダム】 大規模停電時の機能喪失を解消するために、予備発電運転可能時間の延伸化による対策を完了	概成	○	達成

番号	対策名	達成目標　〈1〉	設定方法〈2〉	対策実施箇所数により判断している対策〈3〉	令和3年度末における達成状況〈4〉
10	全国の雨水ポンプ場等の耐水化に関する緊急対策	浸水による機能停止リスクの大きな施設について、浸水による排水機能停止リスク低減策をおおむね完了	概成	○	達成
11	全国の下水道施設の電力供給停止時の操作確保等に関する緊急対策	電力供給停止時の非常用電源等を有していない、若しくは能力が不足している施設において、大規模停電時の機能喪失リスク低減策をおおむね完了	概成	○	達成
12	全国の下水道処理場等の耐震対策等に関する緊急対策	地震時の機能停止リスク低減策が必要な下水道施設において対策をおおむね完了	概成	○	達成
13	全国の水門・陸閘等（海岸保全施設）の電力供給停止時の操作確保等に関する緊急対策	予備発電機のない水門・陸閘等で早期に対策が必要な施設について、対策を完了	概成	○	達成
14	全国の海岸堤防等の高潮等に対する緊急対策	ゼロメートル地帯又は重要な背後地を抱え、堤防高や消波機能等が不足する箇所で、緊急性が高い箇所の高潮や津波による浸水を防止する対策を概成	概成	○	達成
15	全国のインフラ・ライフラインの土砂災害に関する緊急対策	土砂災害によりインフラ・ライフラインの被災する危険性が高い箇所のうち緊急性の高い箇所においてインフラ・ライフラインへの著しい被害を防止する砂防えん堤の整備等の対策をおおむね完了	概成	○	達成
16	全国の火山における火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定等及び同計画に基づく緊急対策	＜火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定＞ ＜火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づく緊急的な対策のためのブロック備蓄等や基幹砂防施設の集中的整備＞ 緊急性の高い火山において、火山噴火による人命への著しい被害を防止するブロック備蓄及び砂防えん堤の整備等の対策をおおむね完了 ＜航空レーザ測量データの取得＞ 1mメッシュで未取得の火山及び取得年次が古い火山において、航空レーザ測量データ取得を完了 ＜火山砂防ハザードマップの作成＞ 火山砂防ハザードマップ未作成等の火山において、火山砂防ハザードマップの作成を完了 ＜リアルタイムハザードマップの整備＞ リアルタイムハザードマップ整備が未整備であり、かつ、緊急性が高い火山において、リアルタイムハザードマップの整備を完了	概成	○	達成
17	全国の土砂災害警戒区域等における円滑な避難の確保に関する緊急対策	土砂災害により避難所・避難路の被災する危険性が高い箇所のうち緊急性の高い箇所において円滑な避難を確保する砂防えん堤の整備等の対策をおおむね完了	概成	○	達成
18	全国の海岸堤防等の耐震化に関する緊急対策	地震の発生リスクが高く重要な背後地を抱える海岸のうち、早期に照査可能な緊急性の高い箇所において耐震照査をおおむね完了するとともに、緊急性の高い箇所の耐震対策を概成	概成	○	達成
19	地震時等に著しく危険な密集市街地に関する緊急対策	地震時等に著しく危険な密集市街地をおおむね解消	概成	○	未達成
20	ブロック塀等の安全確保に関する緊急対策	全ての特定行政庁において、ブロック塀等の安全対策に関する積極的な周知を図るとともに、所有者の意向を踏まえ、点検結果に応じた地方公共団体の支援制度に基づくブロック塀等の安全対策を2020年度末までにおおむね完了	概成	○	達成

番号	対策名	達成目標　〈1〉	設定方法〈2〉	対策実施箇所数により判断している対策〈3〉	令和3年度末における達成状況〈4〉
21	学校施設等の耐震性及び劣化状況に関する緊急対策	緊急点検の結果を踏まえ、屋根や外壁、内壁、天井等の耐震性及び劣化等に課題があり、対策の緊急性の高い学校施設等を全て改善	概成	○	達成
22	学校施設等の構造体の耐震化に関する緊急対策	＜公立学校＞ 耐震化を完了 ＜国立大学＞ 学校設置者が2020年度までに計画している施設の耐震化を完了 ＜私立学校＞ 学校設置者が2020年度までに計画している倒壊し又は崩壊する危険性が特に高い施設（Is値0.3未満）の耐震化をおおむね完了 ＜公立社会体育施設＞ 耐震化をおおむね完了	概成	○	未達成
23	学校施設等のブロック塀等に関する緊急対策	ブロック塀等の安全対策が必要な箇所を全て完了	概成	○	達成
24	独立行政法人等文教施設の安全確保等に関する緊急対策	早急に改善が必要な施設・設備の改修を全て完了	概成	○	達成
25	学校施設における空調整備に関する緊急対策	熱中症対策が必要な公立小中学校等の全ての普通教室への空調設備の設置を完了	概成	○	達成
26	社会福祉施設等の耐震化に関する緊急対策	2020年度までに社会福祉施設等の耐震化率を約95%まで向上 社会福祉施設等の耐震化の進捗率の達成へ向けて、現状を踏まえて加速化 現状（2018推計）：91%　現状目標：95%（2018年）　→達成目標95.2%（2020年）	両方	○	未達成
27	社会福祉施設等のブロック塀等に関する緊急対策	ブロック塀等改修整備が必要な社会福祉施設等約7,025か所を全て対策完了	概成	○	未達成
28	自衛隊施設のブロック塀等に関する緊急対策	自衛隊施設の敷地境界におけるブロック塀等の倒壊の危険性を解消 ブロック塀等の撤去及びフェンスへの整備　→達成目標100%（2020年）	両方	○	達成
29	ため池に関する緊急対策	下流への影響が特に大きく、早急に対策が必要な防災重点ため池において、自然災害等の非常時にも農業用水の確保機能や下流の住民の安全性を確保するための対策を概成	概成	○	達成
30	国土強靱化緊急森林対策（治山施設）	災害発生の危険性を低減するために、緊急的に整備が必要な荒廃山地約600か所において、治山対策を大幅に進捗	概成	○	未達成
31	国土強靱化緊急森林対策（海岸防災林）	災害発生の危険性を低減するために、緊急的に整備が必要な海岸防災林約50kmにおいて、海岸防災林の整備を大幅に進捗	概成	○	達成
32	国土強靱化緊急森林対策（流木対策）	流木災害発生の危険性を低減するために、緊急的に整備が必要な荒廃森林約700か所において、流木対策を大幅に進捗	概成	○	未達成

番号	対策名	達成目標　〈1〉	設定方法〈2〉	対策実施箇所数により判断している対策〈3〉	令和3年度末における達成状況〈4〉
33	国土強靱化緊急森林対策（森林整備対策）	＜森林整備＞ 災害発生の危険性を低減するために、緊急的に整備が必要な荒廃森林約2,000か所において、間伐等の森林整備対策を大幅に進捗 ＜林道改良整備＞ 被災の危険性を低減するために、緊急的に改良整備が必要な林道約300か所において、改良整備を大幅に進捗	概成	○	未達成
34	自然公園等施設に関する緊急対策	利用者の安全対策、施設等の脆弱性対策、国土荒廃の防止により、利用者の重大事故の発生件数をゼロ	概成		未達成
35	休廃止鉱山鉱害防止等工事に関する緊急対策	農地・森林等の被害による国土の荒廃を防止（集積場の安定化、排出基準等管理基準の遵守）するために、集積場4か所、坑道1か所での対策を完了	概成	○	未達成
36	指定管理鳥獣捕獲等に関する緊急対策	食害等による森林の表土流出等を防止するために、適正な生息密度を維持できるよう、都道府県ごとの捕獲目標を達成	両方		達成
37	地籍調査緊急対策	今後災害が想定される地域のうち、特に緊急性が高い地域として、土砂災害や洪水等の被災想定区域約360㎢における地籍調査をおおむね完了	ＫＰＩ		達成
38	長期相続登記等未了土地解消対応に係る緊急対策	長期相続登記等未了土地の約14万筆全てについて調査を実施	概成	○	達成
39	自衛隊施設に関する緊急対策	＜耐震化対策に係る整備＞ 災害発生時における施設の機能を維持・強化するために、耐震化対策に係る整備を概成 ＜老朽化対策に係る整備＞ 災害発生時における施設の機能を維持・強化するために、老朽化対策に係る整備を概成 ＜電力供給能力向上に係る整備＞ 災害発生時における施設の電力供給能力を向上させるために、自家発電機の整備を概成	概成	○	達成
40	自衛隊の防災関係資機材等に関する緊急対策	あらゆる災害への対処に万全を期すために、対象施設の資機材等、通信機器等及び車両等の整備を大幅に進捗	概成	○	未達成
41	警察における災害対策に必要な資機材に関する緊急対策	全47都道府県警察において、緊急点検の結果判明した災害対策に必要な資機材の整備を完了	概成	○	達成
42	警察用航空機等に関する緊急対策	＜航空機整備＞ 老朽化した警察用航空機4機の更新整備を完了 ＜船舶整備＞ 老朽化した警察用船舶3隻の更新整備を完了 ＜車両整備＞ 老朽化した警察用車両約3,800台の更新整備を完了	概成	○	未達成
43	警察用航空機の資機材に関する緊急対策	＜夜間撮影用資機材整備＞ 16道府県警察においてヘリテレの夜間撮影用資機材の整備を完了 ＜救難救助用連絡資機材整備＞ 全47都道府県警察において救難救助用連絡資機材の整備を完了	概成	○	達成

番号	対策名	達成目標　〈1〉	設定方法〈2〉	対策実施箇所数により判断している対策〈3〉	令和3年度末における達成状況〈4〉
44	警察情報通信基盤の耐災害性等に関する緊急対策	＜耐震強度不足の無線中継所の建替え整備＞ 耐震強度不足の無線中継所1か所の建替えを完了 ＜非常用電源設備の更新＞ 無線中継所約180か所で非常用電源設備の更新を完了	概成	○	達成
45	警察情報通信設備・機器の整備等に関する緊急対策	全47都道府県警察及び各地方機関において、システムや資機材の更新・増強を大幅に進捗	概成	○	達成
46	警察施設の耐災害性等に関する緊急対策	＜警察施設の老朽化対策＞ 警察署等約40施設において建替え又は耐震改修を行うなど必要な措置をおおむね完了 ＜非常用電源設備の整備・改修＞ 警察署等約10施設において非常用電源設備の整備・改修をおおむね完了	概成	○	達成
47	大規模風水害・土砂災害に対応するための緊急消防援助隊に関する緊急対策	災害対応能力を向上させるために、大規模風水害等に対応した車両・資機材の整備を大幅に進捗	概成	○	達成
48	大規模災害に対応するための航空消防防災体制に関する緊急対策	消防・防災ヘリコプターの安全性を向上させるために、航空消防防災体制を充実強化するとともに、ヘリコプター動態管理システムの未整備地域へ新規配備を完了	概成	○	達成
49	地域防災力の中核を担う消防団に関する緊急対策	＜車両貸付＞ 災害対応能力を向上させるために、消防団に対する車両の貸付けによる訓練を実施 ＜資機材配備＞ 災害対応能力を向上させるために、市町村における対象資機材の「消防団の装備の基準」に基づく配備率を向上	概成	○	未達成
50	災害対策本部設置庁舎及び消防庁舎の災害対応機能確保に関する緊急対策	＜非常用電源＞ 地方公共団体の災害対策本部設置庁舎及び消防庁舎における業務継続性を確保するために、非常用電源の確保を大幅に進捗 ＜耐震化＞ 地方公共団体の災害対策本部設置庁舎及び消防庁舎における業務継続性を確保するために、耐震化に係る整備を大幅に進捗	概成	○	未達成
51	海上保安施設に関する緊急対策	＜老朽化対策等が必要な施設の整備＞ 海上保安業務に支障を来すおそれのある全ての施設において、業務支障を防止するための施設の整備を完了 ＜業務継続のための設備の設置等が必要な施設の整備＞ 海上保安業務に支障を来すおそれのある全ての施設において、業務支障を防止するための施設の整備を完了	概成	○	達成
52	国立大学附属病院等施設の重要インフラ設備に関する緊急対策	＜国立大学附属病院の災害対策＞ 医療継続に重大な支障のある機関において、医療継続を可能とするために、浸水対策等をおおむね完了 ＜放射線医学総合研究所病院施設の安全対策＞ 医療継続に重大な支障のある設備において、改善を図るために、施設整備を大幅に進捗	概成	○	達成
53	災害拠点病院等の自家発電設備の燃料確保に関する緊急対策	災害時に特に重要な医療機能を担う災害拠点病院等において、病院の診療機能を3日程度維持できる非常用自家発電設備の整備を完了	概成		未達成

番号	対策名	達成目標　〈1〉	設定方法〈2〉	対策実施箇所数により判断している対策〈3〉	令和3年度末における達成状況〈4〉
54	災害拠点病院等の給水設備の強化に関する緊急対策	災害時に特に重要な医療機能を担う災害拠点病院等において、病院の診療機能を3日程度維持できる給水設備の整備を完了	概成		未達成
55	在宅の人工呼吸器使用患者に貸与可能な簡易発電装置に関する緊急対策	在宅で人工呼吸器を使用し、訪問診療を受ける患者が、電力不足により、医療提供に空白が生じないようにするために、簡易発電装置の整備を完了	概成	○	未達成
56	病院の耐震整備に関する緊急対策	病院の耐震整備に関する緊急対策も踏まえ、病院全体の耐震化率80%以上を達成	ＫＰＩ		未達成
57	広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）を活用した情報収集体制の強化に関する緊急対策	広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）の操作性・機能の改善、情報入力項目の追加等のシステムの改修等を完了	概成	○	達成
58	国立大学附属病院の医療情報システムデータバックアップ体制に係る緊急対策	東西2拠点に置いたバックアップデータ災害時Web参照システムを更新完了し、全ての国立大学附属病院で継続して診療情報のバックアップを実施することで災害時の医療情報喪失ゼロとする。	概成	○	達成
59	原子力災害医療機関の施設に関する緊急対策	高度被ばく医療支援センター（1か所）において、線量評価等の一般の医療機関では対応が困難な重篤な内部被ばく患者の迅速かつ効果的な治療を可能とするために、内部被ばく患者治療施設の整備を完了	概成	○	達成
60	国立感染症研究所の自家用発電機等に関する緊急対策	国立感染症研究所の3庁舎において、3日間自家用発電機で運用可能な状態とし、業務継続に必要な環境を整備するために、自家用発電機の更新等を完了	概成	○	達成
61	保健所の自家発電設備に関する緊急対策	地域における健康危機管理の拠点であり、避難所や在宅の住民の医療、保健、福祉のニーズに対応する中心拠点である保健所について、その機能を3日程度維持できる体制を確保	概成	○	達成
62	社会福祉施設等の非常用自家発電設備に関する緊急対策	非常用自家発電設備の整備予定がある社会福祉施設等約1,176か所全て対策完了	概成	○	未達成
63	矯正施設等の耐震・老朽化等への緊急対策	防災・減災に対する万全の体制を構築するために、緊急的・優先的に耐震・老朽化等への対策が必要な約50施設について所要の対策をおおむね完了	概成	○	未達成
64	矯正施設監視システム設備等の機能確保に関する緊急対策	全国の矯正施設約210施設において、災害発生時においても、監視システム設備等の安定稼働及び地域住民の避難所的役割としての必要な機能を確保等するために、監視システム等の更新を完了	概成	○	達成
65	熱中症予防のための緊急対策	熱中症予防情報の発信体制の強化を完了。また、夏季までに、災害時も含めた熱中症対策を実施する自治体の割合を100%にする。	両方	○	未達成
66	全国地下街における安全な避難等に関する緊急対策	緊急点検を実施した地下街において、避難誘導看板や止水板の設置等により、発災時における利用者等の安全な避難や帰宅困難者受入施設としての適切な機能の確保に必要な対策を完了	概成	○	達成

番号	対策名	達成目標 〈1〉	設定方法〈2〉	対策実施箇所数により判断している対策〈3〉	令和3年度末における達成状況〈4〉
67	防災拠点施設となる民間高層建築物のエレベーターの地震対策に関する緊急対策	防災拠点施設となる民間の高層建築物（20階建て以上）に設置されたエレベーターの地震対策をおおむね完了	概成	○	達成
68	広域防災拠点となる都市公園に関する緊急対策	全ての広域防災拠点となる都市公園において、今般と同規模の災害が発生した場合でも司令塔機能等の中枢的機能を十分に発揮するための機能強化を完了	概成	○	達成
69	自治体庁舎等における非常用通信手段の確保に関する緊急対策	各市町村、消防本部において災害時に地上通信網が不通になっても利用可能な通信手段を確保するために、衛星通信設備の整備を大幅に進捗	概成	○	達成
70	災害対策用衛星携帯電話に係る緊急対策	＜バッテリーの購入・交換＞ 総務省・総合通信局等に配備された衛星携帯電話の劣化したバッテリーの交換による使用環境を改善するために、衛星携帯用バッテリーの整備を完了 ＜蓄電池の整備＞ 迅速貸与のために、総務省・総合通信局等へ分散配備 商用電源喪失時の衛星携帯電話の継続使用を可能とするために、衛星携帯電話用蓄電池の整備を完了 ＜屋内利用設備の整備＞ 迅速貸与のために、総務省・総合通信局等へ分散配備 貸与した衛星携帯電話による屋内通信を可能とするために、専用Wi-Fiルータ等の整備を完了	概成	○	達成
71	法務省の官署施設等の耐震・老朽化等への緊急対策	防災・減災に対する万全の体制を構築するために、緊急的・優先的に耐震・老朽化等への対策が必要な約100施設について所要の対策をおおむね完了	概成	○	達成
72	衛星携帯電話等による通信確保に関する緊急対策	通信機能に支障が生じている衛星携帯電話約1,260台の更新を完了 管区施設等と本省等とが非常時に安定的な通信を可能とするＩＰ無線機約120台の導入を完了	概成	○	達成
73	国立大学の練習船を活用した災害支援体制の整備に関する緊急対策	大規模災害によって陸上からの食料・飲料水・電力等の供給が停止した場合に、国土交通省等の関係機関からの要請に基づき、国立大学の練習船が海上から支援を行える体制を構築する。国立大学の保有する練習船2隻について対策を完了	概成	○	達成
74	災害応急対策の活動拠点となる官庁施設に関する緊急対策	災害応急対策の活動拠点となる官庁施設（緊急にハード対策が必要なもの）において、自家発電設備、受変電設備改修等の対策をおおむね完了	概成	○	達成
75	国土交通省の庁舎自家発電施設の緊急対策	災害対策拠点としての機能維持に支障を及ぼす庁舎自家発電施設をゼロにする。 災害対策拠点として機能維持を図るための電力が確保されている庁舎の割合 現状：90.9%→達成目標100%（2018年度）	概成	○	達成
76	沖ノ鳥島の監視設備の電源系統冗長性等に関する緊急対策	観測拠点施設の更新に合わせ、通信回線の二重化や電源設備の管理高度化等を行い、必要な対策をおおむね完了	概成	○	達成
77	防災・減災、国土強靱化を担う建設業の担い手確保等に関する緊急対策	防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に掲げられた各種事業の円滑な施工を確保するために、関連の制度改正を視野に、処遇改善による担い手確保等の取組を大幅に進捗	概成	○	達成

番号	対策名	達成目標　〈1〉	設定方法〈2〉	対策実施箇所数により判断している対策〈3〉	令和3年度末における達成状況〈4〉
78	固定衛星通信設備等に関する緊急対策	＜固定衛星通信設備の整備＞ 27拠点の固定衛星通信設備等を全て更新 ＜ＯＦＣ整備＞ 全てのＯＦＣにおいて、自然災害時のＯＦＣ機能を維持するために、浸水対策施設や砂防施設の整備等を完了	概成	○	達成
79	モニタリングポストの機能維持に関する緊急対策	＜モニタリングポスト等の電源及び通信の多重化（平常時の環境放射線の監視及び緊急時の防護措置の判断に使用するもの）＞ 原子力施設周辺の平常時監視及び緊急時の防護措置の判断に使用するモニタリングポストについて、災害発生時においても、データ伝送経路を維持し、非常用電源で3日間の連続運転を可能とし、その他の方法を組み合わせるなどして1週間以上の連続運転体制の確保を実現するために、電源と通信の多重化を完了 ＜電子式線量計等の通信の多重化（緊急時の防護措置の判断に使用するもの）＞ 防護措置の判断に使用する電子式線量計等について、災害発生時においても、データ伝送経路を維持して、1週間程度のデータ伝送を可能とするために、通信の多重化を完了	概成	○	達成
80	モニタリングポストの機能維持に関する緊急対策等（放射線測定設備・資機材等の整備）	①＜緊急時モニタリングに係る国の設備、資機材の整備＞ 大規模自然災害発生時においても、国が所有する緊急時モニタリングに係る設備、資機材が確実に使用できる状態を維持するために、モニタリングカーの緊急自動車化や車載機器の更新等について大幅に進捗 ②＜モニタリングポスト及びデータ集約システム等の整備＞ 大規模自然災害発生時においても、道府県が所有する緊急時モニタリングに係る設備、資機材が確実に使用できる状態を維持するために、機器の更新・耐震化等を概成	概成	○	達成
81	放射線防護施設等に関する緊急対策	自然災害により原子力災害が発生した際の防災体制を整備するために、早急に行う必要がある10道府県約20件の放射線防護対策等を完了 自然災害により原子力災害が発生した際の防災体制を整備するために、早急に行う必要がある11道府県約15件の原子力災害医療施設・設備等の整備を完了	概成	○	達成
82	準天頂衛星システムに関する緊急対策	準天頂衛星システム5-7号機の開発の効率的な加速化を実現	概成	○	達成
83	Ｌアラートを活用した災害対応支援システム構築に関する緊急対策	Ｌアラートの地図化システムを災害対応支援システムに機能拡張する際の標準仕様の策定を完了	概成	○	達成
84	災害時における多言語音声翻訳システムの高度化のための緊急対策	防災関係機関が、クラウド型多言語音声翻訳システムの導入を容易とする環境整備を完了	概成		達成
85	パブリックビューイング会場等向けの避難情報の提供に係る緊急対策	4K8K等コンテンツの映像配信プラットフォームに避難情報を発信する機能を拡張する際の標準仕様の策定を完了	概成	○	達成
86	高齢者世帯等への確実な情報伝達に関する緊急対策	250市町村程度（防災行政無線等の戸別受信機未配備団体）について全て対策を完了	概成	○	達成

番号	対策名	達成目標　〈1〉	設定方法〈2〉	対策実施箇所数により判断している対策〈3〉	令和3年度末における達成状況〈4〉
87	陸域・海域における地震・津波・火山観測網等に関する緊急対策	＜地震観測網の復旧・更新＞ 平成30年7月豪雨により特に被害を受けた地域等における緊急対策箇所全ての復旧・更新を完了 ＜南海トラフ海底地震津波観測網の構築＞ 防災システム構築の遅滞を阻止するために、早期着手により、システム構築を大幅に進捗	概成	○	達成
88	全国の水文観測・監視施設の緊急対策	□水文観測所 浸水や停電により連続的な観測ができなくなる重要な水文観測所の解消 □監視施設 浸水や停電により連続的な監視や通信ができなくなる重要な監視施設・庁舎等の解消	概成	○	達成
89	全国の大河川における情報収集に関する緊急対策	＜全天候型ドローン＞ 国管理河川において、命を守る堤防等の被害情報の即時収集、伝達を図るために、応援も含めた必要なドローンの配備をおおむね完了 ＜陸上・水中レーザードローン＞ 国管理河川において、命を守る堤防等の水面下の被害状況を迅速に収集して伝達するために、応援も含めた必要なドローンの配備をおおむね完了	概成	○	達成
90	河川情報の提供方法・手段等に関する緊急対策	＜切迫性のある河川情報の提供＞ 氾濫の危険性が高く、人家や重要施設のある箇所において、簡易河川監視カメラ等の設置や水害リスクラインのシステムの構築を完了 ＜分かりやすい河川情報の提供＞ 河川情報提供基盤の河川情報の拡充を行うとともに、水害・土砂災害に関する情報を統合表示するシステムを構築完了 ＜空白地帯のない河川情報の提供＞ 想定最大規模の洪水浸水想定区域図、洪水ハザードマップの概成 ダム下流地域の浸水想定図の作成を完了するとともに、警報設備の改良等により住民への周知体制の確立を完了	概成	○	達成
91	全国の内水浸水のソフト対策に関する緊急対策	内水浸水により人命への影響が懸念される地下街を有する地区において、想定最大規模降雨の内水ハザードマップ等の作成をおおむね完了	概成	○	達成
92	高潮対策等のためのソフト対策に関する緊急対策	■観測体制 海岸管理上重要な施設で早期に対策が必要な施設について、欠測防止対策やリアルタイム化のための対策を完了 （調査研究等） 住民の迅速な避難に資する波浪うちあげ高の観測手法等を確立 ■浸水想定 当面公表の必要性が高い海岸・都道府県について公表がおおむね完了 ■ハザードマップ 最大クラスの津波・高潮に備えて緊急の対応を要する市区町村について、ハザードマップの作成をおおむね完了	概成	○	未達成

番号	対策名	達成目標　〈1〉	設定方法〈2〉	対策実施箇所数により判断している対策〈3〉	令和3年度末における達成状況〈4〉
93	土砂災害対策のためのソフト対策に関する緊急対策	＜基礎調査＞ 基礎調査の未了の全箇所について、基礎調査を早期に完了 ＜ハザードマップ＞ 土砂災害のおそれが高い市町村で土砂災害ハザードマップの作成完了 ＜土砂災害警戒判定メッシュ＞ 土砂災害発生のおそれがある地区を的確に絞り込んだメッシュ情報の提供・改善を完了	概成	○	達成
94	全国の火山の監視カメラ等の緊急対策	＜カメラの通信回線や電源設備の多重化・電源状況確認機能整備＞ 重要な監視カメラの電源・通信の機能確保体制の完成 ＜監視体制の強化＞ 草津白根山の噴火を踏まえた監視体制の構築を完了 ＜庁舎の非常用電源整備＞ 災害対策拠点施設の非常発電設備完成	概成	○	達成
95	気象・地震等観測施設の継続性確保に関する緊急対策	＜観測施設の機能強化＞ 大規模災害発生時においても観測を確実に継続するために、気象・地震等の監視・予測への影響が大きい主要観測施設について、機能強化した施設整備を完了 ＜電源の強化＞ 停電時等においても観測を確実に継続するために、気象・地震等の監視・予測への影響が大きい観測施設の非常用電源・通信設備等の整備を完了 ＜通信の強化＞ 通信の断絶においても観測を継続するために、気象・地震等の監視・予測への影響が大きい観測施設の観測機器非常用通信設備の整備を完了 ＜代替施設の整備＞ 機能が喪失した場合においても早急に機能を復旧させるために、気象・地震等の監視・予測への影響が大きい観測施設について、可搬型観測装置等の整備を完了	概成	○	達成
96	気象業務を維持するための拠点施設の継続性確保に関する緊急対策	大規模災害時や通信の途絶時等においても気象業務の継続性を確保するために、気象業務を維持するための拠点施設について、自家発電設備・情報通信設備等の整備を完了	概成	○	達成
97	電子基準点網等に関する緊急対策	災害時でも運用を継続し、安定したデータを提供できるよう、電子基準点網等のうち、特に被災リスクの高い施設等について耐災害性強化対策千件程度をおおむね完了 地殻変動監視情報等を迅速に提供できるよう、代替、補完機能の強化に必要な対策数件程度をおおむね完了	概成	○	達成
98	宅地の滑動崩落及び液状化のソフト対策に関する緊急対策	＜滑動崩落対策＞ 全国の地方公共団体における大規模盛土造成地マップの作成・公表率の目標を上方修正し、前倒しで達成 現状：66% 現状目標：70%（2020年） →達成目標：100%（2019年度） 全国の地方公共団体における大規模盛土造成地マップの作成・公表率100%を達成 大規模盛土造成地の造成年代調査の実施率100%を達成 ＜液状化対策＞ 全国の地方公共団体における液状化ハザードマップの作成・公表率100%を達成 ＜インフラ等の液状化被害推定手法の高精度化等＞ 高精度なインフラ等の液状化被害推定手法等を開発し、特に重要なエリアにおけるインフラ等の液状化被害を推定するために、高精度な液状化ハザードマップの作成マニュアルを概成	両方	○	達成

番号	対策名	達成目標　〈1〉	設定方法〈2〉	対策実施箇所数により判断している対策〈3〉	令和3年度末における達成状況〈4〉
99	電力インフラの強靱化に関する緊急対策	エネルギー需給構造の強靱化のために約55万kW分の分散型電源等を導入	概成	○	達成
100	風力発電の安全確保に関する緊急対策	緊急点検で緊急対策を行う必要があるとされた風車の安全対策（対策率100%）	概成	○	達成
101	製油所・油槽所に関する緊急対策	各地域で災害時にも平時と同程度の燃料の出荷能力を維持するために、非常用発電設備未設置の油槽所や燃料供給の要となる製油所・油槽所において非常用発電設備の整備・増強を大幅に進捗 また、強靱性評価未実施の製油所・油槽所において評価を実施し、その結果を踏まえ強靱化対策を大幅に進捗	概成	○	未達成
102	燃料供給上重要なＳＳ（サービスステーション）等に関する緊急対策	＜ＳＳ等における自家発電設備の整備＞ 停電発生時の燃料需要に対し、十分な燃料供給体制を確保するために、自家発電設備を備えたＳＳ等を全国約8,000か所整備 ＜緊急配送用ローリーの配備＞ 停電発生時の燃料供給要請に対し、機動的に対応できる体制を確保するために、緊急配送用ローリーを全国約6,700台配備	概成	○	未達成
103	ガス事業用ＬＮＧ基地等に関する緊急対策	自家発電設備を保有していない全ての事業所及び自家発電設備を保有しているが、ガスの長時間連続製造／供給に課題がある全ての事業所について、自家発電設備等を整備	概成	○	達成
104	高圧ガス設備の耐震補強に関する緊急対策	既存の高圧ガス設備を最新の耐震基準に適合化させることにより、高圧ガスに係る災害事故による人的被害の抑制、最小化を大幅に進捗（2022年度に耐震対策を完了）	概成	○	達成
105	災害時に役立つ再エネ・蓄エネシステムに関する緊急対策	＜公共施設＞ 平時の温室効果ガス削減のみならず、大規模災害時のエネルギー供給を確保するために、47都道府県等の避難所等約250か所において、再エネ・蓄エネ設備を導入 ＜民間施設＞ 平時の温室効果ガス削減に加え、災害時の機能を確保するために、災害時の電源確保が必要な施設等約270か所において、再エネ・蓄エネ設備を導入	概成	○	未達成
106	原子力規制検査の体制整備に関する緊急対策	＜原子力規制検査業務システムの構築・整備＞ 検査、評価及び結果の出力に要する期間を縮減するために、実用発電用原子炉に係る原子力規制検査業務システムの構築・整備を完了 ＜原子力規制検査ホームページの構築・整備＞ 検査及び評価の結果に係る公表作業時間を縮減するために、実用発電用原子炉に係る原子力規制検査ホームページの構築・整備を完了	概成	○	達成
107	農業水利施設に関する緊急対策	早急に対策が必要な約1,000地区において、自然災害等の非常時に農業用水の供給等の機能を確保するための対策を概成	概成	○	達成
108	卸売市場に関する緊急対策	卸売市場における生鮮食料品等の安定供給を確保するために、停電により卸売市場運営に支障の生ずるおそれが強い市場において、電源確保等に向けた対策を大幅に進捗	概成	○	達成
109	畜産物の安定供給上重要な畜産関係施設（乳業施設）に関する緊急対策	全国10のブロックで、生乳の持続可能な生産・流通を確保するために必要な停電時の対応計画の作成率 100%（2020年度）	概成	○	達成

番号	対策名	達成目標　〈1〉	設定方法〈2〉	対策実施箇所数により判断している対策〈3〉	令和3年度末における達成状況〈4〉
110	畜産物の安定供給上重要な畜産関係施設（貯乳施設（クーラーステーション））に関する緊急対策	全国10のブロックで、生乳の持続可能な生産・流通を確保するために必要な停電時の対応計画の作成率 100%（2020年度）	概成	○	達成
111	畜産物の安定供給上重要な畜産関係施設（酪農家）に関する緊急対策	全国10のブロックで、生乳の持続可能な生産・流通を確保するために必要な停電時の対応計画の作成率 100%（2020年度）	概成	○	達成
112	畜産物の安定供給上重要な畜産関係施設（食肉処理施設）に関する緊急対策	選定された食肉処理施設において、停電時の対応計画の作成率100%（2020年度）	概成	○	達成
113	農業用ハウスの災害被害防止に関する緊急対策	対策が必要な約9,000haについて、農業用ハウスの被害防止計画の策定と、補強等の対策を完了	概成	○	達成
114	流通や防災上特に重要な拠点漁港における緊急対策	約60漁港で防波堤や岸壁等の機能を強化するために、整備を大幅に進捗 うち約20漁港で荷さばき所等の耐震化や主要電源を確保するために、整備を大幅に進捗	概成	○	達成
115	全国の上水道施設（取・浄・配水場）に関する緊急対策	＜停電対策＞ 停電により大規模な断水のおそれが高い基幹となる取・浄水場において、停電対策を概成 ＜土砂対策＞ 土砂災害により大規模な断水が生ずるおそれが高い取・浄水場において、土砂災害対策を概成 ＜浸水対策＞ 浸水災害により大規模な断水が生ずるおそれが高い取・浄水場において、浸水対策を概成 ＜地震対策＞ 重要度の高い浄水場の耐震化率を3%、配水場の耐震化率を4%引上げ	両方	○	未達成
116	全国の上水道管路に関する緊急対策	2018年度以降、年2%（約2,000km）のペースに引き上げることで、基幹管路の耐震適合率を38.7%（2016年度末実績）から2022年度末までに50%とする。	ＫＰＩ		未達成
117	工業用水道に関する緊急対策	大規模地震や浸水等の大規模災害時においても、工業用水の安定的な供給を確保するために、緊急対策が必要な全ての工業用水道施設において、浸水対策、電源喪失防止対策及び耐震化対策を大幅に進捗 「工業用水道施設の更新・耐震・アセットマネジメント指針」を活用した更新計画策定率の達成目標を引上げ 現状：39%（平成29年度）、 現状目標50%（平成30年度） →達成目標55%（平成32年）	両方	○	未達成
118	大規模災害時にトラブル発生の危険性が高い独立行政法人関連設備の緊急対策	（国立研究開発法人産業技術総合研究所） 3か所で緊急改修を完了し、業務停滞による企業の事業活動への影響を防止 （独立行政法人製品評価技術基盤機構） 5か所で緊急改修等を完了し、業務停滞による企業の事業活動への影響を防止	概成	○	達成

番号	対策名	達成目標　〈1〉	設定方法〈2〉	対策実施箇所数により判断している対策〈3〉	令和3年度末における達成状況〈4〉
119	国立大学法人、国立研究開発法人等施設等の重要インフラ設備に関する緊急対策	＜国立大学法人等＞ 研究活動の中断等の危機等がある法人において、重要インフラ設備に課題があり、特に改善の緊急性の高い国の支援が必要な全ての設備の改善を完了 ＜国立研究開発法人＞ 研究活動の中断等の危機等がある法人において、重要インフラ設備に課題があり、特に改善の緊急性の高い国の支援が必要な全ての設備等の改善を完了	概成	○	未達成
120	国立大学や大学共同利用機関における最先端研究基盤に関する緊急対策	国内外の多数の学生や研究者等が最先端の研究活動を行う基盤の大規模災害による被害抑止・最小化のための研究インフラの災害対策を全て完了	概成	○	達成
121	国立大学等の基盤的インフラ設備の強靱化に向けた緊急対策	国土強靱化に資する基盤的インフラ設備の整備完了	概成	○	未達成
122	大規模災害に備えた廃棄物処理体制整備緊急支援並びに一般廃棄物処理施設の整備及び更新に関する緊急対策	＜災害廃棄物処理計画策定促進及び大規模災害に備えた廃棄物処理体制整備＞ 大規模な災害の発生時においても、早期復旧・復興につながるような体制整備の大幅な進捗 ＜一般廃棄物処理施設の整備及び更新の支援＞（2020年度） 災害時においても迅速に復旧・復興可能な廃棄物処理システムの大幅な進捗	概成	○	達成
123	産業廃棄物不法投棄等原状回復措置に関する緊急対策	特定支障除去等事業による緊急対策を平成32年度までに完了	概成	○	未達成
124	災害に強いリサイクル設備（省CO_2型リサイクル高度化設備）整備促進緊急対策	災害時の基幹的なリサイクル拠点全てにプラスチックリサイクル高度化設備の導入を完了	概成	○	未達成
125	全国の浄化槽に関する緊急対策	浄化槽整備区域内の合併浄化槽基数割合を、現状の62%（平成29年度実績）から70%とする。	概成	○	達成
126	浄化槽長寿命化計画策定のための緊急対策	長寿命化計画策定のためのガイドラインの公表と関係自治体への周知を完了	概成		達成
127	ＪＥＳＣＯ高濃度ＰＣＢ処理施設に関する緊急対策	対象となる全ての施設で補修・改修を完了	概成	○	達成
128	ＰＣＢ早期処理のための緊急対策	全ての自治体に対し、支援・周知を完了	概成	○	達成
129	航空輸送上重要な空港等に関する緊急対策（基本施設）	＜護岸の嵩上げ・排水機能の強化＞ 航空輸送上重要な空港等16空港のうち、特に浸水の可能性が懸念される箇所の対策を完了 ＜滑走路等の耐震対策＞ 航空輸送上重要な空港等16空港において、滑走路2,500m以上の耐震対策をおおむね完了	概成	○	達成

番号	対策名	達成目標　〈1〉	設定方法〈2〉	対策実施箇所数により判断している対策〈3〉	令和3年度末における達成状況〈4〉
130	航空輸送上重要な空港等に関する緊急対策（無線施設等）	＜無線施設の電源設備等の浸水対策＞ 航空輸送上重要な16空港のうち、特に浸水の可能性が懸念される無線施設の電源設備等の浸水対策を完了 ＜非常用発電設備等の設置＞ 航空輸送上重要な空港等16空港において、非常時の管制機能等を確保するために、各地方ブロックの拠点となる空港への非常用発電設備等の整備を完了	概成	○	達成
131	航空輸送上重要な空港等に関する緊急対策（ターミナルビル）	＜ターミナルビルの電源設備等の浸水対策＞ 航空輸送上重要な空港等16空港において、特に浸水の可能性が懸念されるターミナルビルの電源設備等の浸水対策をおおむね完了 ＜ターミナルビルの吊り天井の安全対策＞ 航空輸送上重要な空港等16空港において、ターミナルビルの吊り天井の安全対策をおおむね完了	概成	○	未達成
132	航空輸送上重要な空港等に関する緊急対策（空港ＢＣＰ）	＜空港ＢＣＰの見直し＞ 航空輸送上重要な空港等16空港において、空港ＢＣＰの見直しをおおむね完了することで、災害時における円滑な空港全体の機能維持・復旧を図る。	概成	○	達成
133	航空輸送上重要な空港等に関する緊急対策（航空路施設）	＜管制施設の電源設備等の浸水対策＞ 航空交通（航空路）の管制に必要な施設のうち、特に浸水の可能性が懸念される管制施設の電源設備等の浸水対策を完了	概成	○	達成
134	全国の航路標識に関する緊急対策（電源設備）	船舶のふくそうする海域の船舶通航信号所において、非常時にも自家発電で72時間の運用が可能となるよう、予備電源設備の整備を完了	概成	○	未達成
135	全国の航路標識に関する緊急対策（海水浸入防止対策等）	＜海水浸入防止対策＞ 海水浸入防止対策が緊急的に必要な全ての灯台について、海水浸入による倒壊の危険を防止するための対策を完了 ＜海域監視体制の強化＞ 海域監視体制の強化等が必要な全ての海上空港周辺海域について、走錨等に起因する重大事故の発生を防止するための対策を完了	概成	○	未達成
136	信号機電源付加装置の更新・整備に関する緊急対策	動作不良の状態にあるものを含め、信号機電源付加装置約1,000台の更新・整備を完了 2018年度末時点の達成率（見込み）約50％（最終目標を達成するペースの約7割にとどまる。） →2020年度までに100％達成	両方	○	達成
137	道路法面・盛土等に関する緊急対策（法面・盛土対策、道路拡幅等）	幹線道路等において、豪雨により土砂災害等が発生するリスク箇所約2,000か所について対策をおおむね完了	概成	○	達成
138	道路の排水施設等に関する緊急対策	＜冠水対策に対応した道路排水施設等の補修等＞ 幹線道路等において、豪雨により冠水が想定される約1,200か所について対策をおおむね完了 ＜冠水対策に対応したアンダーパス部等の排水設備の補修等＞ 幹線道路等のアンダーパス部等で豪雨により冠水が想定される約200か所について対策をおおむね完了	概成	○	達成
139	道路における越波・津波に関する緊急対策	＜道路越波防止対策やネットワーク整備＞ 幹線道路等において、高潮による越波及び地震による津波が想定される約80か所について対策をおおむね完了	概成	○	達成

番号	対策名	達成目標　〈1〉	設定方法〈2〉	対策実施箇所数により判断している対策〈3〉	令和3年度末における達成状況〈4〉
140	道路橋・道の駅等の耐震補強に関する緊急対策	＜橋梁の耐震対策の実施＞ 幹線道路等において、緊急輸送道路上の橋梁のうち、今後30年間に震度6以上の揺れに見舞われる確率が26%以上の地域にある橋梁約600か所について対策をおおむね完了 ＜道の駅の耐震対策の実施＞ 国、地方自治体が管理する道の駅で地域防災計画に位置付けがあり、耐震対策未実施の道の駅約30か所について対策をおおむね完了	概成	○	達成
141	全国の踏切道に関する緊急対策	長時間遮断時に大幅な迂回が必要となる踏切道において、関係機関が優先的に開放する踏切への指定等を行うとともに、踏切の立体交差化を推進（うち、約20か所において3年間で立体交差化を完了）	概成	○	未達成
142	道路における無停電設備等に関する緊急対策	＜道路施設の無停電対策に対応した設備の設置等＞ 幹線道路等において、事前通行規制区間等の道路施設約1,600か所について対策をおおむね完了 ＜道の駅の無停電対策に対応した設備の設置等＞ 国、地方自治体が管理する道の駅で地域防災計画に位置付けのある道の駅約80か所について対策をおおむね完了	概成	○	達成
143	大雪時の車両滞留危険箇所に関する緊急対策	大雪時の大規模な車両滞留リスクを低減させるために、必要な対策箇所約700か所について、対策をおおむね完了	概成	○	達成
144	市街地における電柱に関する緊急対策	電柱倒壊の危険性が高い市街地の緊急輸送道路（約1万km）において、災害拠点へのアクセスルートのうち約1,000kmについて工事着手（地元調整等を完了）	概成	○	達成
145	緊急輸送路等に布設されている下水道管路に関する緊急対策	緊急輸送路等における緊急車両の交通機能障害等のリスク低減策が必要な箇所において対策をおおむね完了	概成	○	達成
146	豪雨による鉄道河川橋梁の流失・傾斜に関する緊急対策	利用者数が多い線区等において、豪雨により流失・傾斜のおそれがある鉄道河川橋梁約50か所について対策をおおむね完了	概成	○	達成
147	豪雨による鉄道隣接斜面の崩壊に関する緊急対策	利用者数が多い線区等において、豪雨により崩壊のおそれがある鉄道隣接斜面約190か所について対策をおおむね完了	概成	○	達成
148	地下鉄、地下駅等の浸水に関する緊急対策	利用者数が多い線区に位置し、浸水被害が発生した場合に、旅客の安全や列車の運行の確保に甚大な影響を及ぼすおそれのある地下駅等出入口約190か所、地下鉄等換気口約30か所、地下鉄等トンネル坑口約10か所について対策をおおむね完了 利用者数が多い線区に位置し、列車や運転保安設備（信号等）への電力供給機能を果たし、浸水被害が発生した場合に、列車の運行への影響が特に大きい電源設備等約60か所について対策をおおむね完了	概成	○	達成
149	大規模地震による駅、高架橋等の倒壊・損傷に関する緊急対策	首都直下地震・南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等の利用者数が多い線区において、大規模地震による倒壊・損傷のおそれがある駅約40か所、高架橋柱等約5,900か所について対策をおおむね完了	概成	○	達成

番号	対策名	達成目標　〈1〉	設定方法〈2〉	対策実施箇所数により判断している対策〈3〉	令和3年度末における達成状況〈4〉
150	全国の主要な外貿コンテナターミナルに関する緊急対策	＜浸水対策＞ 浸水被害リスクが高く対策が実施されていない施設のうち、事業実施環境が整ったコンテナ流出対策約30施設、電源浸水対策約20施設の対策をおおむね完了 ＜耐震対策＞ 地震リスクが高く、対策が実施されていない施設のうち、事業実施環境が整った5施設について、対策をおおむね完了 ＜港湾ＢＣＰの充実化＞ 各種災害に対する港湾ＢＣＰの充実化が必要な約40港において、ＢＣＰの充実化を完了	概成	○	達成
151	全国の主要な内貿ユニットロードターミナルに関する緊急対策	＜浸水対策＞ 浸水被害リスクが高く、対策が実施されていない施設のうち、事業実施環境が整ったコンテナ流出対策2施設、電源浸水対策2施設の対策をおおむね完了 ＜停電対策＞ フェリー可動橋の非常用電源が設置されていない施設のうち、事業実施環境が整った約10施設について対策をおおむね完了 ＜耐震対策＞ 地震リスクが高く、対策が実施されていない施設のうち、事業実施環境が整った5施設について、耐震対策をおおむね完了 ＜港湾ＢＣＰの充実化＞ 各種災害に対する港湾ＢＣＰの充実化が必要な約65港において、ＢＣＰの充実化を完了	概成	○	達成
152	全国の主要なクルーズターミナルに関する緊急対策	＜旅客への情報提供体制の確保＞ 地震時等の情報提供体制に課題がある2施設について、対策をおおむね完了 ＜港湾ＢＣＰの充実化＞ 各種災害に対する港湾ＢＣＰの充実化が必要な約40港において、ＢＣＰの充実化を完了	概成	○	達成
153	全国の主要な緊急物資輸送ターミナルに関する緊急対策	＜耐震強化岸壁の整備＞ 地震時の緊急物資輸送に十分対応できないおそれがある施設のうち、事業実施環境が整った約10施設について、対策をおおむね完了 ＜港湾ＢＣＰの充実化＞ 各種災害に対する港湾ＢＣＰの充実化が必要な約70港において、ＢＣＰの充実化を完了	概成	○	達成
154	全国の主要な臨港道路に関する緊急対策	＜トンネルの冠水対策＞ 冠水リスクが高く、対策が実施されていない施設のうち、事業実施環境が整った2施設について、対策をおおむね完了 ＜橋梁の耐震補強＞ 地震リスクが高く、対策が実施されていない施設のうち、事業実施環境が整った約15施設について、耐震対策をおおむね完了 ＜道路の液状化対策＞ 液状化リスクが高く、対策が実施されていない施設のうち、事業実施環境が整った5施設について、対策をおおむね完了 ＜港湾ＢＣＰの充実化＞ 各種災害に対する港湾ＢＣＰの充実化が必要な約85港において、ＢＣＰの充実化を完了	概成	○	達成
155	全国の主要な防波堤に関する緊急対策	＜防波堤の補強等＞ 高潮・高波、津波の被災リスクが高く、対策が実施されていない施設のうち、事業実施環境が整った高潮・高波対策約10施設、津波対策5施設の対策をおおむね完了 ＜港湾ＢＣＰの充実化＞ 各種災害に対する港湾ＢＣＰの充実化が必要な約65港において、ＢＣＰの充実化を完了	概成	○	達成

番号	対策名	達成目標　〈1〉	設定方法〈2〉	対策実施箇所数により判断している対策〈3〉	令和3年度末における達成状況〈4〉
156	海岸漂着物等に関する緊急対策	台風時の波浪・津波等による被害を軽減することで漁港施設や交通インフラ等の保全を実現するために、居住地域に隣接する海岸線の漂流・漂着物等の撤去を大幅に進捗	概成	○	達成
157	携帯電話基地局に関する緊急対策	＜迅速な応急復旧のための体制整備＞ 迅速な応急復旧のための体制を構築するために、初動対応における業務フロー等の策定を完了 ＜車載型基地局等の増設＞ 2018年度と同規模の災害が発生しても、市町村役場等における通信サービスを維持するために、車載型基地局等の増設を完了	概成	○	達成
158	地上基幹放送設備に関する緊急対策	＜臨時災害放送局設備の整備＞ 災害時における円滑な臨時災害放送局の開局のために、臨時災害放送局設備の整備を完了 ＜聴覚障害者への字幕情報提供システムの構築＞ 災害時における聴覚障害者の情報入手手段の確保のために、字幕情報提供システムの実用化を完了 ＜災害情報の共通的配信基盤の整備＞ 災害情報の迅速・円滑なネット配信の実現のために、共通的配信基盤の整備を概成	概成	○	未達成
159	ケーブルテレビ事業者の光ケーブル化に関する緊急対策	課題が判明した事業者の課題箇所のＦＴＴＨ方式への切替えを完了	概成	○	達成
160	新幹線における外国人旅行客等の情報入手に関する緊急対策	災害時においても、訪日外国人旅行者等がウェブサイトやＳＮＳ等を通じて、鉄道の運行情報等を入手できる環境を確保するために、新幹線の全駅・全車両に無料Wi-Fiサービス環境を整備	概成	○	達成
計			概成：149対策 ＫＰＩ：3対策 両方：8対策	151対策	達成：124対策 未達成：36対策

別図表12　工事に係る設計業務等のみを内容とする事業の状況

（単位：事業、千円）

番号	対策名	工事に係る設計業務等のみを内容とする事業		左のうち令和4年6月末現在で工事が完了していないもの	
		事業数	支出済額	事業数	支出済額
1	全国の河川における堤防決壊時の危険性に関する緊急対策	1	12,260	1	12,260
2	全国の河川における洪水時の危険性に関する緊急対策（河道等）	24	550,754	24	550,754
5	中小河川緊急治水対策プロジェクト（再度の氾濫防止対策）	4	92,753	4	92,753
6	中小河川緊急治水対策プロジェクト（土砂・流木対策）	24	130,990	22	128,179
7	全国の中小河川における土砂・洪水氾濫等の危険性に関する緊急対策	18	76,279	18	76,279
8	全国の内水浸水の危険性に関する緊急対策	12	103,438	12	103,438
10	全国の雨水ポンプ場等の耐水化に関する緊急対策	4	5,400	4	5,400
11	全国の下水道施設の電力供給停止時の操作確保等に関する緊急対策	5	18,836	5	18,836
12	全国の下水道処理場等の耐震対策等に関する緊急対策	43	607,970	42	600,794
15	全国のインフラ・ライフラインの土砂災害に関する緊急対策	6	57,683	6	57,683
17	全国の土砂災害警戒区域等における円滑な避難の確保に関する緊急対策	14	92,836	14	92,836
18	全国の海岸堤防等の耐震化に関する緊急対策	2	47,393	2	47,393
21	学校施設等の耐震性及び劣化状況に関する緊急対策	3	21,437	－	－
29	ため池に関する緊急対策	11	505,196	11	505,196
30	国土強靱化緊急森林対策（治山施設）	1	14,425	1	14,425
34	自然公園等施設に関する緊急対策	6	16,703	5	16,318
63	矯正施設等の耐震・老朽化等への緊急対策	16	281,251	16	281,251
66	全国地下街における安全な避難等に関する緊急対策	1	29,000	1	29,000
71	法務省の官署施設等の耐震・老朽化等への緊急対策	4	121,538	4	121,538
107	農業水利施設に関する緊急対策	6	66,804	5	61,304
114	流通や防災上特に重要な拠点漁港における緊急対策	3	60,005	3	60,005
115	全国の上水道施設（取・浄・配水場）に関する緊急対策	8	23,265	7	21,565

（単位：事業、千円）

番号	対策名	工事に係る設計業務等のみを内容とする事業		左のうち令和4年6月末現在で工事が完了していないもの	
		事業数	支出済額	事業数	支出済額
116	全国の上水道管路に関する緊急対策	7	89,867	4	32,738
117	工業用水道に関する緊急対策	2	5,693	1	3,262
122	大規模災害に備えた廃棄物処理体制整備緊急支援並びに一般廃棄物処理施設の整備及び更新に関する緊急対策	1	16,349	1	16,349
137	道路法面・盛土等に関する緊急対策（法面・盛土対策、道路拡幅等）	13	67,339	9	42,424
138	道路の排水施設等に関する緊急対策	3	3,035	3	3,035
139	道路における越波・津波に関する緊急対策	4	32,296	4	32,296
140	道路橋・道の駅等の耐震補強に関する緊急対策	24	418,731	24	418,731
142	道路における無停電設備等に関する緊急対策	12	195,684	7	149,943
143	大雪時の車両滞留危険箇所に関する緊急対策	1	2,400	－	－
144	市街地における電柱に関する緊急対策	58	3,217,827	58	3,217,827
145	緊急輸送路等に布設されている下水道管路に関する緊急対策	18	162,661	18	162,661
計（33対策）		359	7,148,110	336	6,976,484

別図表13　整備等を実施した施設や設備が被災していた事業の状況

（単位：千円）

番号	対策名	事業の内容 （事業数）	事業主体	交付金等相当額 （事業費）	被災等の状況
8	全国の内水浸水の危険性に関する緊急対策	雨水管渠の整備 （2事業）	新潟県 上越市	65,078 (130,156)	暴風及び波浪の際に生じた海岸の浸食による吐口施設の沈下及び管路の破損
25	学校施設における空調整備に関する緊急対策	中学校の教室への空調設備の設置（1事業）	千葉県 夷隅郡 大多喜町	6,778 (38,696)	台風による空調設備の室外機の転倒及び配管の破損 (注)
		小学校の教室への空調設備の設置（1事業）	長野県 須坂市	6,463 (28,286)	台風による空調設備の室外機の浸水
		中学校の教室への空調設備の設置（1事業）	福岡県 小郡市	2,135 (6,343)	落雷による空調設備の基盤不良
34	自然公園等施設に関する緊急対策	遊歩道に係る路面等の改修（1事業）	高知県	920 (2,046)	豪雨による路側擁壁（木製かご枠）の倒壊
105	災害時に役立つ再エネ・蓄エネシステムに関する緊急対策	地中熱ヒートポンプ設備の設置（2事業）	北海道 樺戸郡 新十津川町	36,431 (61,050)	落雷によるヒートポンプ附属設備（地中の地点温度状況を記録する装置）の破損
113	農業用ハウスの災害被害防止に関する緊急対策	農業用ハウスに係る防風ネットの設置（1事業）	千葉県 大網白里市	621 (1,397)	台風による防風ネットの倒壊
計（5対策として実施した9事業）			1県及び 6市町	118,426 (267,975)	

（注）　設備の設置に当たり台風等に対する検討が十分でなかったものである（事例9参照）。

別図表14　事業の成果物の活用状況の詳細

対策名等	事業の成果物が十分に活用されるよう引き続き取り組む必要がある状況
「広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）を活用した情報収集体制の強化に関する緊急対策」（No.57）	厚生労働省は、「医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺」を回避するための施策に係る対策として「広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）を活用した情報収集体制の強化に関する緊急対策」（No.57）を実施している。 同対策は、災害時に被災した医療機関の支援に必要な情報を十分に把握するために、同省が、広域災害・救急医療情報システムの操作性・機能の改善等のシステム改修等を実施する対策である。そして、同省は、令和元年度に、同対策として、eラーニング機能の導入、訓練機能の強化等のシステム改修等を実施していた（eラーニング機能の導入及び訓練機能の強化に係る請負代金相当額7351万余円）。 このうち、eラーニング機能の導入及び訓練機能の強化は、同省によると、災害発生時に速やかに応急対策等を講ずるために、都道府県、市町村、医療機関等の関係機関の職員がシステムの操作に習熟して、災害発生時に迅速かつ的確に情報入力を行えるようにしておくことが重要であることから、都道府県が従前から実施している集合研修等に加えて、各関係機関が自主的に入力訓練等を行えるようにするなどのために実施したものであるとしていた。 しかし、これらの機能に係る2年6月から4年6月までの間の利用状況を確認したところ、eラーニング機能は、システムに登録された関係機関（約17,000機関）による受講済件数が1,836件、訓練機能は、システムに登録された医療機関（約15,000機関）のうち個別訓練（各医療機関の職員が個別に行う練習）を利用したのが2,389機関、合同訓練（複数の医療機関が合同で行う訓練）を実施したのが923機関となっていて、いずれも利用が低調となっていた。
「Ｌアラートを活用した災害対応支援システム構築に関する緊急対策」（No.83）	総務省は、「災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態」等を回避するための施策に係る対策として「Ｌアラートを活用した災害対応支援システム構築に関する緊急対策」（No.83）を実施している。 同省は、元年度に、同対策として、災害時に地方公共団体等が放送局等を通じて地域住民等に対して必要な情報を伝達するための共通基盤であるＬアラートの地図化システムにおいて、気象関係情報、他団体の避難情報の発令状況の表示等を可能とし、災害対応業務を円滑かつ迅速に行えるように機能拡張する際の標準仕様の策定を実施していた（事業費1億9998万円）。 しかし、同省によると、4年6月末現在で、本件標準仕様の主要な利用者である47都道府県のうち標準仕様を用いて機能拡張を実施した都道府県はなく、同対策は、同月末現在では、災害対応業務を円滑かつ迅速に行えるようにすることに十分に寄与していなかった。

	そして、10道県に対して、導入予定等を確認したところ、次の更新の際に検討するなどとしていて、具体的な導入予定が定まっていなかった。 なお、同省によると、これまでも都道府県職員向けの研修において標準仕様について周知するなどしているものの、本件標準仕様の導入は、都道府県においてシステム改修のための予算を確保するなどの準備に時間を要するものであり、引き続き標準仕様を用いた機能拡張が実施されるよう取り組んでいくとしている。
「パブリックビューイング会場等向けの避難情報の提供に係る緊急対策」（No.85）	総務省は、「災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態」を回避するための施策に係る対策として「パブリックビューイング会場等向けの避難情報の提供に係る緊急対策」（No.85）を実施している。 同対策は、災害発生時に避難情報が提供できず、適切な避難行動が困難な事象が生じたことから、4K8K（次世代の映像規格で現行ハイビジョンを超える超高画質の映像）の上映施設における映像配信プラットフォーム（ネットワーク上で映像コンテンツの入力、変換、配信等を行うもの）に避難情報を発信する機能に係る実証事業を行い、当該機能に係る標準仕様を策定する対策とされている。そして、同省は、元年度に、同対策として、外部のコンサルタント会社に請け負わせて実証事業を行い、映像配信プラットフォームに係る標準仕様を策定した（事業費7095万円）。 実証事業の報告書によれば、標準仕様の導入対象となる公共施設等（劇場、プラネタリウム等）は全国に300程度あるとされているが、4年6月末までに標準仕様を導入した公共施設等は、同省が把握している範囲で7施設（うち4施設は特定のイベントの開催期間のみの一時的な導入）にとどまっており、同対策は、同月末現在では、災害発生時における避難情報の提供に十分に寄与するものとなっていなかった。 なお、同省によると、標準仕様の導入が進んでいなかったのは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、公共施設等が施設の使用制限、催物の開催の自粛等に係る要請を受けて、多数の人が集まるパブリックビューイング等のイベントが中止されたことなどのためであり、今後、導入が進むように周知するなどして取り組んでいくとしている。
「土砂災害対策のためのソフト対策に関する緊急対策」（No.93）	国土交通省は、「大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生」等を回避するための施策に係る対策として「土砂災害対策のためのソフト対策に関する緊急対策」（No.93）を実施している。 同対策は、災害リスク情報の整備が不十分な都道府県において、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（以下、これらを合わせて「土砂災害警戒区域等」という。）に係る基礎調査を実施するなどの対策である。そして、同省は、同対策として事業を実施する地方公共団体に対して、緊急対策予算に基づき防災・安全交付金等を交付している。

	「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号）等によれば、都道府県は、基礎調査の結果を市町村に通知するとともに公表しなければならないこととされ、基礎調査の結果の公表後、市町村と連携して、土砂災害警戒区域等の指定の手続を速やかに進めることとされている。また、都道府県による土砂災害警戒区域等の指定後、市町村は、土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるために、ハザードマップに反映することとされている。なお、ハザードマップの基となる市町村地域防災計画については、毎年検討を加え、必要があるときは修正することとなっている。 しかし、9道県が基礎調査を実施した結果、土砂災害警戒区域等の指定の条件に該当するとした箇所が所在する228市町村のうち113市町村においては、基礎調査の結果の公表後、指定されるまでの期間（4年6月末現在で土砂災害警戒区域等の指定がされていない箇所については、基礎調査の結果の公表後、同月末までの期間）が2年以上となっていたり（16市町）、土砂災害警戒区域等の指定後、当該情報がハザードマップに反映されるまでの期間（同月末現在でハザードマップに反映していない市町村については、土砂災害警戒区域等の指定後、同月末までの期間）が1年以上となっていたり（98市町村）していた（交付金相当額計6億2610万余円）。

別図表15　災害発生時に向けた対応状況の詳細

対策名等	施設及び設備の整備等の効果が災害発生時に確実に発現するよう引き続き取り組む必要がある状況
「全国の土砂災害警戒区域等における円滑な避難の確保に関する緊急対策」（No.17）等4対策	国土交通省は、「大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生」等を回避するための施策に係る対策として、「中小河川緊急治水対策プロジェクト（土砂・流木対策）」（No.6）、「全国の中小河川における土砂・洪水氾濫等の危険性に関する緊急対策」（No.7）、「全国のインフラ・ライフラインの土砂災害に関する緊急対策」（No.15）及び「全国の土砂災害警戒区域等における円滑な避難の確保に関する緊急対策」（No.17）の4対策を実施している。 これらの対策は、地域の避難所や避難路が限られており、土砂災害に伴い被害が生ずると避難に困難が生ずる箇所等の緊急点検を行い、砂防関係施設の整備等を実施するなどの対策である。そして、同省は、これらの対策として全国の河川事務所等において事業を実施したり、事業を実施する地方公共団体に対して防災・安全交付金等を交付したりしている。 ア　除石計画の策定 「土石流・流木対策設計技術指針」（平成19年3月国土交通省河川局策定）等によれば、除石管理型砂防えん堤（砂防えん堤のうち、計画上、定期的に、又は土石流が発生した場合等に必要に応じて、堆砂空間の除石を行うこととしているもの）については、えん堤が十分機能を発揮するよう、必要に応じて除石を行うこととされており、除石のために、管理用道路を含めて土砂等の搬出方法、搬出土の受入先、除石の実施頻度等の計画（以下「除石計画」という。）をあらかじめ検討しておくものとされている。 前記の4対策として3地方整備局の4河川事務所等及び9道県が整備した除石管理型砂防えん堤141施設について除石計画の策定状況等を確認したところ、5施設については、令和4年6月末現在で、除石計画が策定されておらず、管理用道路も設置されていないため、除石が必要となった場合に、速やかに除石を行うことができないおそれがある状況となっていた（交付金等相当額計1億4450万円）。 イ　避難訓練の実施、標識の設置等 第1の2(2)アのとおり、国土強靱化基本計画によれば、災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備することとされている。 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」によれば、市町村は、都道府県による土砂災害警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画に要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設等）の名称及び所在地を記載することとされており、これらの施設の所有

	者等は、利用者の避難確保計画を作成して避難訓練を行わなければならないこととされている。また、「土砂災害防止対策基本指針」（平成13年7月国土交通省告示第1119号）によれば、都道府県は、土砂災害警戒区域等を明示した標識の設置等を行い、避難の実効性を高めることが重要であるとされている。 しかし、前記の4対策として10道県が整備等を実施した砂防関係施設に係る土砂災害警戒区域が所在する155市町村のうち32市町村においては、4年6月末現在で、当該砂防関係施設の保全対象となっている要配慮者利用施設のうち名称及び所在地が市町村地域防災計画に記載されていない施設があったり（11市町村）、避難確保計画を作成していない施設や、直前の年度中に避難訓練を実施していない施設があったり（25市町村）していた（32市町村において実施された砂防関係施設の整備等に係る交付金等相当額計22億2414万余円）。また、10道県は、4年6月末現在で、整備等を実施した砂防関係施設が所在する土砂災害警戒区域の全部又は一部について標識を設置していなかった（10道県において実施された砂防関係施設の整備等に係る交付金等相当額計171億1327万余円。このうち20億8416万余円が上記の22億2414万余円と同じ砂防関係施設に係るものであり重複している。）。
「学校施設における空調整備に関する緊急対策」（No.25）	文部科学省は、「住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生」等を回避するための施策に係る対策として「学校施設における空調整備に関する緊急対策」（No.25）を実施している。同対策は、子供たちの健康を守るために、熱中症対策を推進する対策であり、重点化すべきプログラム等に係る「起きてはならない最悪の事態」の中では「劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生」の回避に寄与するものであるが、「【文科】公立学校施設の防災機能強化・老朽化対策等（非構造部材の耐震対策を含む）」の施策に係る対策として整理されているため、30年閣議決定においては「大規模な浸水、土砂災害、地震・津波等による被害の防止・最小化」の項目に位置付けられているものである。 そして、同省は、同対策として事業を実施する地方公共団体に対して、緊急対策予算に基づきブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金を交付している。 「防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン」（平成30年5月国土交通省住宅局）によれば、津波等による浸水の可能性のある地域においては、対象建築物の機能継続に必要な建築設備について、浸水対策を講ずることとされている。そして、学校施設は災害発生時に避難所として使用される可能性があり、当該ガイドラインは、避難所等の防災拠点として機能継続することが期待される建築物を想定しているものである。 10道県及び当該10道県内の市町村等が同対策として空調設備を整備した学校施設のうち、浸水想定区域内に所在している1,231施設について、空調設備の室外機に係る浸水対策の状況を確認したところ、4年6月末現在で、4県及び112市

	町村等の819施設では、室外機が浸水高さよりも低い位置に設置されているのに十分な浸水対策が講じられておらず、洪水等により校舎等において浸水が発生し、浸水していない高層階を避難所として使用したり、洪水等が収束した後に教育活動を再開したりする際に空調設備を使用できないおそれがある状況となっていた（交付金相当額計46億3208万余円）。 なお、10道県及び当該10道県内の市町村等が同対策として事業を実施した小中学校等のうち、32市町の91校は、学校施設の再編計画等において、事業実施後5年以内に統廃合のため利用されなくなる予定の学校施設となっていて、同月末現在で、91校のうち56校は既に統廃合が実施されており、56校において整備した空調設備391台のうち34校の217台は他の学校に移設するなどして利活用が図られていたものの、29校の174台では統廃合の後に設備が利用されないままとなっていた（利用されていない期間は最短で3か月、最長で2年3か月。統廃合の後に利用されていなかった設備に係る交付金相当額計6207万余円）。また、統廃合がまだ実施されていない35校のうち、統廃合を実施した後の空調設備の利活用の方針が決まっているとしていたのは10校、決まっていないとしていたのは25校となっていた。
「国土強靱化緊急森林対策（治山施設）」（No.30）等2対策	農林水産省は、「農地・森林等の被害による国土の荒廃」等を回避するための施策に係る対策として「国土強靱化緊急森林対策（治山施設）」（No.30）及び「国土強靱化緊急森林対策（流木対策）」（No.32）の2対策を実施している。 これらの対策は、山地災害危険地区等において、治山施設の設置等により、荒廃山地の復旧・予防対策を実施するなどの対策である。そして、同省は、これらの対策として全国の森林管理署等において事業を実施したり、事業を実施する地方公共団体に対して治山事業補助金等を交付したりしている。 ア　土砂等の管理方法に係る検討 「土石流・流木対策指針解説等」（平成30年3月林野庁森林整備部計画課長通知）によれば、透過型治山ダム（治山ダムのうち、計画上、除石・除木を前提として設置するもの）は、除石・除木を可能とする構造、管理用地の確保や処分方法を検討しながら計画を立案する必要があり、捕捉した土砂や流木を取り除くことができるよう、管理用道路の有無等を含め、その後の管理方法も検討することとされている。 前記の2対策として6道県が設置した透過型治山ダム14施設について、計画を立案した際の除石・除木に係る検討状況等を確認したところ、13施設については、4年6月末現在で、管理用地の確保や処分方法について具体的に検討された事実を示す書類が保存されておらず、管理用道路も設置されていないため、除石・除木が必要となった場合に、速やかに除石・除木を行うことができないおそれがある状況となっていた（国庫補助金等相当額計5億0674万余円）。 イ　避難訓練の実施、標識の設置等

	「山地災害危険地区等に関する山地災害対策の推進について」（平成31年3月林野庁長官通知）等によると、都道府県は、都道府県地域防災計画に山地災害危険地区に関する情報を記載するとともに、市町村に山地災害危険地区に関する情報を提供し、市町村地域防災計画に当該情報を記載するよう助言するほか、標識の設置、インターネット等の活用等により、地図情報として住民等に提供されるよう周知に努めるなどとなっている。また、同省は、山地災害に関しても、要配慮者利用施設において避難訓練を実施することが重要であるとしている。 2森林管理局の5森林管理署等及び10道県が前記の2対策として治山施設の設置等を実施した山地災害危険地区が所在する132市町村においては、4年6月末現在で、山地災害危険地区に関する情報が市町村地域防災計画に記載されていなかったり（52市町村）、山地災害危険地区の全部又は一部について標識が設置されていなかったり（128市町村）、山地災害危険地区を記載したハザードマップが作成されていなかったり（129市町村）、上記治山施設の保全対象となっている要配慮者利用施設のうち直前の年度中に避難訓練を実施していない施設があったり（3市町村）していた（132市町村において実施された治山施設の設置等に係る支出済額計101億1382万余円）。また、2森林管理局の2森林管理署及び4道県が前記の2対策として治山施設の設置等を実施した山地災害危険地区が所在する6道県では、4年6月末現在で、都道府県地域防災計画に山地災害危険地区に関する情報が記載されていなかった（6道県において実施された治山施設の設置等に係る支出済額計57億8039万余円。上記101億1382万余円の内数）。
「社会福祉施設等の非常用自家発電設備に関する緊急対策」（No.62）	厚生労働省は、「劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生」等を回避するための施策に係る対策として「社会福祉施設等の非常用自家発電設備に関する緊急対策」（No.62）を実施している。 同対策は、社会福祉施設等において停電時に医療的配慮が必要な入所者等の安全を確保するために、非常用自家発電設備の整備を実施する対策とされている。そして、同省は、同対策として非常用自家発電設備の整備を実施した10道県内の574施設について、緊急対策予算に基づき地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金等を交付している。 ア　連続運転可能時間 国、地方公共団体等の災害応急対策を実施する機関は、防災基本計画（昭和38年6月中央防災会議策定）に基づき、自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるよう燃料の備蓄等を行うこととなっている。そして、2年5月に同計画が修正され、社会福祉施設等の人命に関わる重要施設についても、施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めることとなった。 574施設における非常用自家発電設備の連続運転可能時間を確認したとこ

ろ、4年6月末現在で、355施設では72時間未満となっており、うち273施設では24時間未満となっていて、災害により長時間にわたる停電が発生した際に業務が継続できなくなるおそれがあると認められた（24時間未満となっている施設に係る交付金等相当額計9億4236万余円）。

イ　浸水対策

「防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン」によれば、津波等による浸水の可能性のある地域においては、対象建築物の機能継続に必要な建築設備について、浸水対策を講ずることとされている。そして、当該ガイドラインにおいては、防災拠点として機能継続することが期待される建築物を想定しているが、防災拠点にならない建築物についても、当該ガイドラインを参考にして機能継続等を図ることが考えられるとされている。

社会福祉施設等については、防災拠点として機能継続することが期待される建築物ではないが、上記のガイドラインを参考にして、574施設に設置された非常用自家発電設備に係る浸水対策の状況について確認したところ、4年6月末現在で、浸水想定区域内に所在している152施設のうち95施設では、非常用自家発電設備が浸水高さよりも低い位置に設置されているのに十分な浸水対策が講じられておらず、洪水等により浸水が発生した場合に非常用自家発電設備が使用できなくなるおそれがある状況となっていた（交付金等相当額計5億2971万余円）。

ウ　業務継続計画

「社会福祉施設等における事業継続計画（ＢＣＰ）の策定について（依頼）」（令和2年6月厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡）によれば、社会福祉施設等においては、災害等にあっても、最低限のサービス提供を維持していくことが求められており、事業継続計画を作成しておくことが有効とされている。

574施設において業務継続計画が作成されているかについて確認したところ、4年6月末現在で、574施設のうち419施設では業務継続計画が作成されておらず、災害発生時に最低限のサービス提供を維持していくための備えが必ずしも十分なものとなっていないと認められた（交付金等相当額計19億0768万余円）。

エ　点検等

非常用自家発電設備の中には、電気事業法（昭和39年法律第170号）、消防法（昭和23年法律第186号）又は建築基準法により定期的に点検等を行うことが義務付けられているものがある。

574施設において非常用自家発電設備を整備してから4年6月末までの間の点検等の実施状況について確認したところ、49施設では、点検等を行うことが義務付けられている非常用自家発電設備について、点検等の全部又は一部が実施されておらず、災害発生時に非常用自家発電設備を確実に稼働させることができないなどのおそれがある状況となっていた（交付金等相当額計2億8493万余円。なお、ア、イ、ウ及びエに係る交付金等相当額はその一部が重複

	しており、重複している額を控除すると計505施設に係る計22億7326万余円となる。）。